

市政のあらまし

平成27年度版



長浜市

目 次

1. 市勢

市の姿と沿革	1
姉妹都市・友好都市	4
国土利用計画（要旨）	7
歴代市長・副市長	10

2. 市議会

長浜市議会基本条例	11
歴代議長・副議長	12
議会構成	12
長浜市議会議員名簿	13
各種委員会名簿	14
在職議員調	14
市議会活動状況	15
議員報酬・期末手当・議会費当初予算	16
事務局機構	17
定期刊行物	17

3. 総合政策

長浜市基本構想（概要）	18
長浜市定住自立圏共生ビジョン（要旨）	26
広報・広聴活動	27
ふるさと寄附	28
組織機構図	29

4. 市民協働

地域振興	32
交通対策	33
生涯学習施設	35
市民スポーツ施設	36
生涯学習・文化スポーツ事業	38

長浜城歴史博物館 44

曳山博物館 54

浅井歴史民俗資料館 55

高月観音の里歴史民俗資料館 60

人権施策の推進 66

男女共同参画社会の推進 68

5. 総務

特別職の報酬及び職員数等	69
予算	70
選挙	72
災害時相互応援協定等	75
指定避難所一覧	77
消防団	79

6. 市民生活

戸籍・住民登録等	81
国民年金	83
国民健康保険	84
後期高齢者医療制度	85
福祉医療	86
診療所	87
環境保全	89

7. 健康福祉

社会福祉	91
生活福祉	92
しょうがい福祉	93
児童福祉	101
母子福祉関係	106
保健センター	108

保健・衛生	108	9. 都市建設	
医療	117	道路	169
各種保健事業の実施状況	117	長浜新川	170
高齢者福祉	121	住宅建設	171
介護保険	127	建築基準法施行関係統計	176
湖北地域介護認定審査会	129	都市計画	177
地域包括支援	131	上水道	183
長浜病院訪問看護ステーション	135	下水道	184
8. 産業経済		10. 教育	
農業委員会	136	長浜市が目指す教育の姿（基本方針）	187
農業	137	教育委員会	187
農業農村整備	143	学校教育	188
林業	148	指定文化財	191
水産業	151	図書館	193
商工	152	11. 病院	
工業振興事業	154	市立長浜病院	194
バイオ産業推進事業	154	長浜市立湖北病院	199
商業関係の概要	154	12. 長浜水道企業団	203
商業振興事業	156	13. 湖北広域行政事務センター	207
商工業融資対策	157	14. 湖北地域消防組合	212
創業支援事業	157	15. 長浜市土地開発公社	213
地域経済対策	157	16. 長浜文化スポーツ振興事業団	215
観光	158		
主な観光施設	158		
主な観光イベント	166		
主な観光施策	167		

1. 市勢

○市の姿と沿革

1. 市の位置、地勢

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲は伊吹山地などの山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

また北国街道やこの街道と中山道を結ぶ最短経路であった北国脇往還、戦国時代を偲ばせる長浜城跡や小谷城跡、賤ヶ岳、姉川の古戦場をはじめ、竹生島の宝厳寺と都久夫須麻神社、向源寺（渡岸寺觀音堂）の国宝十一面觀音立像をはじめとする数多くの觀音像が祀られる觀音の里など、すぐれた歴史的・文化的遺産を有しています。

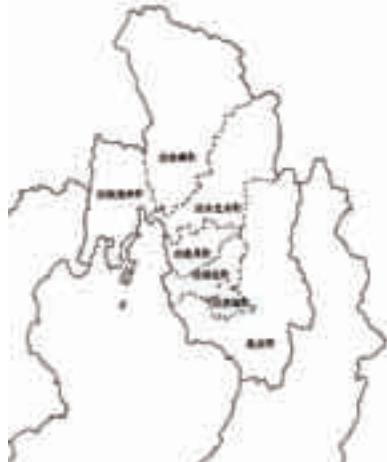
また長浜市は、京阪神や東海、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からおおよそ60km圏域、大阪市からはおおよそ100km圏域にあり、JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。さらに、平成18年10月にJR北陸本線・湖西線が直流化されることにより、「琵琶湖環状線」として京阪神圏はもとより、北陸圏域への交通利便性がより高まりました。



2. 市域と人口

① 区域

旧長浜市域面積	4 5 . 5 km ² (うち可住面積 38.63 km ²)
H18. 2. 14 (1市2町合併) 面積	1 4 9 . 57 km ² (うち可住面積 80.93 km ²)
H19. 9. 28 (琵琶湖の境界線確定)	2 4 7 . 01 km ² (うち可住面積 80.93 km ² 、琵琶湖部分 97.44 km ²)
H22. 1. 1 (1市6町合併) 面積	6 8 0 . 79 km ² (うち可住面積 164.40 km ² 、琵琶湖部分 141.31 km ²)



② 人口と世帯数

	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1
人 口	84,813	126,039	125,418	124,695	123,335	122,310	121,532
世 帯 数	30,472	44,166	44,484	44,778	44,275	44,367	44,604

③ 地形・気候

□ 主要河川

河川	河川延長(km)	流域面積(km ²)
姉川	3 1 . 3	3 7 0 . 1
高時川	4 8 . 4	2 1 2 . 0
余呉川	2 4 . 9	6 3 . 5

□ 主要山岳

山岳名	所在地	標高 (m)
金糞岳	浅井地区	1, 317

備考) 滋賀県下最高峰 伊吹山 標高 1,377m

資料) 平成25年度滋賀県統計書

□ 気候－月別平均気温 (平成26年)

(℃)

	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
長浜	14.1	2.4	3.4	6.8	11.9	17.3	22.5	25.7	25.8	21.3	16.8	11.0	4.0

資料) 気象庁ホームページ

3. 市の沿革

○長浜市の沿革

平成18年2月に長浜市、浅井町、びわ町の1市2町が合併して誕生しました。その後、平成22年1月に長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の1市6町が合併し、現在に至っています。

・旧長浜市の沿革

長浜市は、天正年間に羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）が「今浜」を「長浜」に改名し、小谷城下などの商人たちを集めて、楽市である城下町を作ったのが長浜の基礎となっています。昭和18年に、長浜町・六莊村・西黒田村・神照村・南郷里村・北郷里村・神田村の1町6村が合併して市制が敷かれました。

・旧浅井町の沿革

浅井町は、昭和29年に湯田村・田根村・下草野村・七尾村が合併して誕生し、さらに昭和31年に上草野村との合併をしました。郡の名前が東浅井郡であり、その昔、浅井長政の領地であったことから浅井町と名付けられました。

・旧びわ町の沿革

びわ町は、昭和31年に大郷村・竹生村が合併し、琵琶湖畔にあるために豊穣な土地、多くの漁獲物など、琵琶湖に生きることの多い意味としてびわ村と命名され、昭和46年に町制が敷かれました。

・旧虎姫町の沿革

虎姫町は、姉川、高時川、田川など豊かな水に恵まれ、太古から人々が住みつき、田畠や集落が開かれた地域でした。昭和15年に虎姫村が町制に移行しました。“虎姫”という地名は、町域内の北部に位置する歴史と伝説の山「虎御前山」にちなんで付けられました。

・旧湖北町の沿革

湖北町は、古くは縄文時代からひとが住みつき、幾多の文化を育んできた歴史のある町でした。特に、浅井亮政が築城した小谷城は、久政を経て長政が信長に敗れるまで三代50年間の本拠地となりました。昭和30年小谷村、速水村が合併し湖北町となり、翌31年湖北町と朝日村が合併しました。

・旧高月町の沿革

高月町は、古代、ケヤキの大木があることから「高槻」と呼ばれていましたが、平安の歌人 大江匡房が月の名所としての歌を詠んだことから「高月」と改め、昭和29年に北富永村、南富永村、古保利村の3か村が合併して町制が敷かれ、公募により国鉄(当時)の駅名であった「高月」が町名に採用されました。翌30年には七郷村と、31年には高時村（昭和29年に木之本町と合併）の大字高野とそれぞれ合併しました。

・旧木之本町の沿革

木之本町は、伊香具神社を中心に上古淡海国の先進地であり、大陸と都を結ぶ要衝地として発達してきました。さらに、木之本地藏院の門前町として、また北國街道・北國脇往還の宿場としてにぎわい、横山岳信仰、己高山山岳仏教などとともに多彩な歴史と文化を醸成してきました。大正7年には木之本村が町制に移行し、昭和29年に伊香具村、高時村、杉野村の1町3村が合併しました。

・旧余呉町の沿革

余呉町は、古墳時代から開かれ、奈良時代から平安時代にかけて余呉郷・丹生郷・片岡郷の3つを総称して余呉の庄として統治されていたのが始まりです。昭和29年に余呉村・丹生村・片岡村が合併して余呉村となり、昭和46年には町制が敷かれました。

・旧西浅井町の沿革

西浅井町は、近世から近代にかけて、京都・大阪と北陸各地を結ぶ、琵琶湖湖上交通の主役であった丸子船による物流の要衝として栄えました。昭和30年に永原村と塩津村とが合併して、西浅井村となり、昭和46年に町制に移行しました。

○姉妹都市・友好都市

1. 姉妹都市

★長浜市—アウグスブルク市（ドイツ連邦共和国）Augsburg, Germany

・提携年月日：昭和34（1959）年4月11日

・姉妹都市提携の動機

本市とアウグスブルク市は、ヤンマーディーゼル株式会社の初代社長山岡孫吉氏と西ドイツ総領事のご尽力によって姉妹都市を提携しました。山岡社長は、ディーゼルエンジンの小型化に成功し、農業をはじめ様々な事業・分野に貢献されましたが、その構造や発明に深く感銘を受けておられ、ディーゼルエンジンを発明した、ルドルフ・ディーゼル博士の顕彰碑をアウグスブルク市に建立したことがアウグスブルク市民に感謝され、縁となったものです。

・アウグスブルク市の概要

人口約26万人、ロマンチック街道の中心地として栄える商工業都市で、織維産業をはじめ、機械、製鉄、金属、衣料工業も盛んです。2000年の歴史を誇る古都で、世界最古の社会福祉施設フッゲライヤルネッサンス様式の美しい市庁舎などと共に、音楽家レオポルド・モーツアルトや詩人ベルトルト・ブレヒトのゆかりの地としても知られています。

・主な交流経過

昭和34年	4月	姉妹都市提携式典挙行（長浜市）
昭和44年	8月	提携10周年記念式典挙行（アウグスブルク市）
昭和54年10月		提携20周年記念式典挙行（長浜市）
昭和55年	9月	第1回長浜市親善使節団派遣
昭和55年10月		第1回アウグスブルク市青年使節団来浜
平成1年	7月	提携30周年記念式典挙行（アウグスブルク市）
平成7年	8月	姉妹都市親善少年サッカー使節団訪独
平成11年	4月	提携40周年記念式典挙行（アウグスブルク市）
平成11年	9月	提携40周年記念式典挙行（長浜市）
平成14年	7月	姉妹都市演奏旅行・長浜少年少女合唱団（友好使節団）訪独
平成20年	7月	第1回長浜市青年使節団派遣
平成21年10月		提携50周年記念式典挙行（長浜市）
平成22年10月		第2回長浜市青年使節団派遣
平成23年	3月	アウグスブルク市青年使節団受入
平成24年	8月	第3回長浜市青年使節団派遣
平成24年	9月	長浜市長訪問
平成25年	8月	アウグスブルク市青年使節団受入
平成26年	3月	長浜市森林活用促進使節団派遣
平成26年	9月	第4回長浜市青年使節団派遣

★長浜市—ヴェローナ市（イタリア共和国）Verona, Italy

・提携年月日：平成4（1992）年7月30日

・姉妹都市提携の動機

ヴェローナ市に販売会社があったキヤノン株式会社の仲介によって、両市の交流が促進され、姉妹都市を提携しました。

・ヴェローナ市の概要

人口約26万人、ヨーロッパ各地からの高速道路の交差点にあたる交通の要衝地であり、イタリアの中で最も優れたワインの生産地です。市の中心部には、22,000人を収容できる円形劇場「アレーナ」があります。また、シェークスピアの悲劇「ロミオとジュリエット」の舞台となったまちで、近郊にはガルダ湖があり、観光の名所になっています。

- ・主な交流経過
- 昭和63年10月 ヴェローナ市長一行初来浜
 平成 1年 6月 長浜市長一行ヴェローナ市初訪問
 平成 1年 7月 長浜市親善使節団派遣
 平成 4年 7月 姉妹都市提携式典挙行
 平成 7年 8月 姉妹都市親善少年サッカー使節団訪伊
 平成13年11月 姉妹都市交流美術展（ヴィンツエンツオ バルサモ氏来浜）
 平成14年 7月 姉妹都市演奏旅行・長浜少年少女合唱団（友好使節団）訪伊
 平成15年 3月 姉妹都市提携10周年記念事業（長浜市）
 平成15年11月 姉妹都市親善使節団派遣
 平成17年 8月 長浜少年少女合唱団（友好使節団）訪伊
 平成24年 7月～11月 姉妹都市提携20周年記念事業（長浜市）
 平成24年10月 姉妹都市提携20周年記念 長浜市長訪問

★長浜市-兵庫県たつの市

- ・提携年月日：平成13（2001）年3月31日
- ・姉妹都市提携の経過

旧龍野藩主脇坂氏の始祖である脇坂甚内安治が旧湖北町丁野（本市小谷丁野町）出身であることから、旧湖北町と旧龍野市（現：たつの市）の間で友好都市提携が結ばれました。その後、互いの祭りに参加するなどの交流を続け、さらに友好と親睦を深めるため、平成13年3月31日に姉妹都市提携を締結しました。合併後の長浜市でも姉妹都市の関係は継承され、平成23年10月1日に改めて姉妹都市友好交流宣言に調印し、新たに姉妹都市災害相互応援協定を締結しました。

- ・たつの市の概要

たつの市は、平成17年10月1日に龍野市、揖保郡新宮町、揖保川町、御津町が合併し誕生しました。兵庫県の南西部の西播磨地域に位置し、年平均気温が約15度、年平均雨量が1,200～1,300mm程度であり、温暖で雨の少ない瀬戸内式気候です。風土を生かした手延素麺、醤油、皮革、かばん産業などの地場産業とともにハイテク産業、電気産業も発展しています。

人口：約7万9千人

面積：210.93km²

2. 友好都市

★長浜市-鹿児島県西之表市

- ・提携年月日：昭和62（1987）年10月8日
- ・友好都市提携の経過

天文12年（1543年）8月25日種子島に漂着した南蛮船によりもたらされた鉄砲は、西之表市の鍛冶によって複製が試作された後、翌天文13年には本市国友町に伝えられ、以来、国友町は鉄砲の大本工場として発展しました。昭和58（1983）年4月長浜城歴史博物館がオープンし、その後毎年開かれている長浜出世まつりに種子島鉄砲隊が、また毎年8月西之表市で開催される種子島鉄砲まつりに国友鉄砲隊が出演し、それぞれのまつりに花をそえています。この間、両市の市長や市議会議長、市議会議員の相互訪問など両市の交流が活発に行われてきました。昭和62（1987）年10月国友鉄砲資料館の完成オープンを機に両市の友好都市の盟約が締結され、いっそう活発な交流が行われています。

平成26（2014）年6月、災害時相互応援協定を締結しました。

- ・西之表市の概要

種子島は、九州の南端佐多岬の南43kmに位置する、周囲166kmの島です。西之表

市は、種子島の北部に位置し、面積は島のおよそ半分を占めます。年平均気温が約20度で、四季を通じて温暖な亜熱帯性の気候で、農業が基幹産業です。

人口：約1万6千人

面積：205.78km²

3. 友好都市（友好のまち縁組）

★長浜市－長崎県対馬市

・提携年月日：平成23（2011）年11月4日

・友好都市提携の経過

長浜市高月町雨森出身の江戸時代の儒学者であり、対馬において当時の朝鮮国との外交に尽力した雨森芳洲（1668～1755）のゆかりの地として、平成10年旧高月町と長崎県厳原町（現対馬市）との間で「友好のまち縁組」を締結し、交流を深めてきました。合併後の長浜市でも友好のまちの関係は継承され、平成23年11月4日に朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会対馬大会が開催された際に、改めて両市の間で「友好のまち縁組」を締結しました。

・対馬市の概要

対馬市は、九州最北端、日本海の西側に位置する南北82km、東西18kmの細長い島です。島には6つの町がありましたが、平成16年3月に合併し「対馬市」が誕生しました。海に囲まれた対馬は、対馬暖流の影響を受ける温暖で雨の多い海洋性の気候で、農林水産業と観光産業が盛んな島です。

人口：約3万3千人

面積：708.67km²

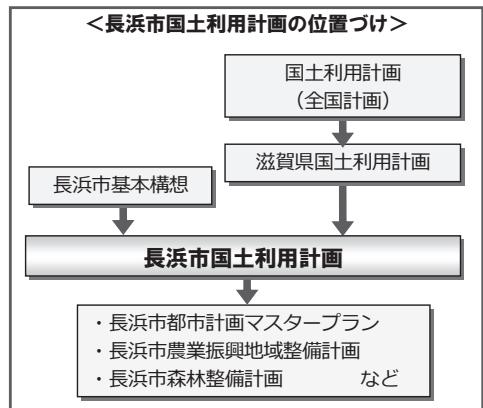
○ 国土利用計画（要旨）

1. 策定の趣旨

長浜市国土利用計画は、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域における土地の利用に関する必要な事項を定めるものであり、国、県の国土利用計画、及び、長浜市基本構想に即して策定しています。

また、都市計画マスター プラン、農業振興地域整備計画等の土地利用に関する部門別計画の上位計画に位置付けられます。

この計画では、長浜市の発展を見据えた適正な土地利用を推進するため、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地形態等の利用区分に応じた規模の目標やその目標を達成するために必要な事項等を定めています。



2. 基本理念

土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先させることを前提に、自然環境や歴史・文化資源等の保全に留意し、健康で文化的な生活環境を確保することで、地域経済の持続可能な発展を図ることを基本理念とします。

なお、長浜市国土利用計画は、長浜市基本構想に示された将来像『協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜』の実現を、土地利用の視点から推進していきます。

3. 土地利用の基本方向

(1) 農用地

- 生産性の高い農業経営を行うことができるよう、農業生産基盤の整備を行います。
- 効率的かつ安定的な農業経営体へと集積を進めることで、優良農地の確保を図ります。
- 肥料や農薬の使用方法の改善による環境負荷の軽減を図ります。
- 本市の活力向上に資する地域は、土地利用の転換も含めた計画的な土地利用の検討を行います。

(2) 森林

- 生産基盤、緑豊かな景観資源、水源かん養、土砂災害の防止、環境負荷の低減など、多様な機能が総合的に発揮できるよう、計画的な保全を図ります。
- 保全する区域と開発する区域を適切に見極め、無秩序な開発の防止を図ります。
- 農山村集落周辺の里山は、市民ニーズに配慮しつつ、地域の活性化に役立つ利用を検討します。

(3) 水面・河川・水路

- 琵琶湖は、将来にわたり、恩恵を受け継ぐことができるよう総合的な保全を図ります。
- 余呉湖などその他の水面は、適切な活用と保全を図ります。
- 河川は、河川改修により災害対策を進めるとともに、自然環境の保全を図ります。
- 市街地内の河川は、洪水等に備えた整備、親水空間の整備等を進めます。
- 水路（農業用排水路）は、農業の生産基盤機能が発揮できるよう、適切な維持・管理を行います。

(4) 道路

- 一般道路は、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、新たな整備を行う場合には適正な配置を行います。
- 既存の道路は、誰もが安全、安心に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点に立った整備・景観面や環境面、防災・防犯面にも配慮した整備を行います。
- 農道・林道は、自然環境に十分配慮した、適切な維持・管理を行います。
- 林道は、作業道による路網整備の推進を図ります。

(5) 宅地（住宅地・工業用地・その他の宅地）

- 住宅地は、快適な住環境が確保されるよう、生活関連施設の整備を進め、環境共生、耐震化等に配慮した住宅地を形成します。
- 工業用地は、周辺の自然環境、居住環境に配慮し、適切な配置と誘導を図ります。
- その他の宅地（事務所・店舗用地等）は、商業施設や業務施設の集積など、にぎわいを形成していきます。

(6) その他（公共施設等）

- 文化施設や教育施設、福祉施設、供給処理施設、公園等の公共用地は、市民のニーズを踏まえた有効活用の検討、必要に応じた用地の確保を行います。
- 災害時における対応や経営資源としての活用を考慮します。

4. 利用区分別規模の目標

(1) 目標年次

平成32年度

(2) 目標年次における想定人口

125,000人

(3) 利用区分別規模の目標

利用区分	面積 (ha)		構成比	
	H22	H32	H22	H32
農用地	8,181	8,057	12.0%	11.8%
農地	8,168	8,057	12.0%	11.8%
採草放牧地	13	0	0.0%	0.0%
森林	37,230	37,222	54.7%	54.7%
原野	0	0	0.0%	0.0%
水面・河川・水路	15,667	15,670	23.0%	23.0%
水面	14,331	14,331	21.1%	21.1%
河川	844	849	1.2%	1.2%
水路	492	490	0.7%	0.7%
道路	2,022	2,045	3.0%	3.0%
一般道路	1,419	1,445	2.1%	2.1%
農道	470	466	0.7%	0.7%
林道	133	134	0.2%	0.2%
宅地	2,960	3,079	4.3%	4.5%
住宅地	1,797	1,895	2.6%	2.8%
工場用地	301	316	0.4%	0.5%
その他の宅地	862	868	1.3%	1.3%
その他	2,019	2,006	3.0%	2.9%
合計	68,079	68,079	100.0%	100.0%

5. 地域別土地利用の目標

分類		土地利用の方向
土地利用	都市地域	<ul style="list-style-type: none"> JR長浜駅周辺への住宅・商業・業務機能のさらなる集積により、にぎわいの向上を図ります。 黒壁スクエアや北国街道は、歴史的な街なみを活かしたまちづくりを進めます。 田村駅周辺は、教育機関や新産業の集積を活かし、今後も計画的にまちづくりを行っていきます。 企業誘致の適地について検討を行います。
	田園共生地域	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観や自然環境の保全を図ります。 優良農地の保全を図るとともに、無秩序な開発を抑制します。 既存集落は、周辺の自然と調和した良好な生活環境を確保します。 都市地域の未利用地との調整を図り、田園共生区域内における企業誘致適地の検討を行います。 (仮称) 小谷城スマートICの計画地周辺は、本市の新たな玄関口として適切な土地利用を進めます。
	琵琶湖共生地域	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖岸、余呉湖岸や竹生島等は、景観面や環境面に配慮しながら、憩いの場、交流の場として活用します。
	森林共生地域	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な資源として森林を保存していくとともに、森林空間を利用した保健休養施設等の整備により、交流の場として活用します。 既存集落は、周辺の自然と調和した良好な生活環境を確保します。
連携軸	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 本市を南北に縦断するJR北陸本線、北陸自動車道、国道8号・365号及び本市北部を東西に通過している国道303号を広域連携軸に位置づけ、隣接する県、市との連携を強化します。 北陸自動車道の(仮称)小谷城スマートICは、本市中部の新たな玄関口として、周辺の観光地等との連携を強化します。
	湖岸連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 湖岸道路を湖岸連携軸に位置づけ、市内各地域の連携を強化します。 琵琶湖岸の良好な景色を活用することで、観光道路としての機能を強化します。
都市中心核及びゾーン	都市中心核	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、商業業務施設、公共施設、観光施設、医療施設、教育施設、JR長浜駅などが立地する中心市街地は、居住環境の向上、商業業務機能のさらなる集積により、都市中心核にふさわしい土地利用を進めます。
	都市交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携軸を中心に産業振興、居住環境の向上、生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図ります。 周辺の観光地との連携強化や、観光客と地域住民との交流促進などにより、地域の活性化を目指します。
	山村交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖北部の余呉湖や奥琵琶湖周辺は、豊かな緑や水などの自然を活かし、訪れた観光客と地域住民との交流促進を図ります。 居住環境の向上や生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図ります。

○歴代市長・副市長

・市長

歴代	氏名	就任日	任期
初代	川島 信也	平成18年3月5日	平成22年3月4日
2代	藤井 勇治	平成22年3月5日	平成30年3月4日

・副市長

歴代	氏名	就任日	任期
初代	加藤 誠一	平成18年6月3日	平成21年3月31日
2代	吉田 敏雄	平成21年4月1日	平成22年3月4日
3代	中嶋 良立	平成22年6月25日	平成24年3月31日
4代	吉浜 隆雄	平成24年4月1日	平成26年3月31日
5代	大塚 義之	平成26年4月1日	平成30年3月31日

2. 市議会

○長浜市議会基本条例

議会は、市民から直接選挙で選ばれた長浜市議会議員により構成される合議制機関です。地方自治体の自主性と自立性が増し、市民に、より開かれた議会が求められる今日において、長浜市の議決機関としての責務を自覚して最良の意思決定を行うことにより議会の使命を達成するため、また、長浜市の最高規範である長浜市市民自治基本条例との整合を保持するため、議会の運営原則、議員の活動原則等をこの条例によって定めています。(平成25年9月制定)

□ 目次 (全10章26条)

前文	
第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	議会の運営原則及び議員の活動原則（第3条—第5条）
第3章	議長及び副議長（第6条）
第4章	市民と議会との関係（第7条・第8条）
第5章	議会と市長等との関係（第9条—第11条）
第6章	自由な討議の保障（第12条—第14条）
第7章	委員会等（第15条）
第8章	調査及び政策立案機能の向上（第16条—第21条）
第9章	議員の身分、待遇及び政治倫理（第22条—第24条）
第10章	最高規範性と見直手続（第25条・第26条）
附則	

□ 条例文の特徴等

前文・第1章	日本国憲法および地方自治法に定める地方自治の本旨の実現と市民の福利向上を根本におき、議会の理念と使命を明文化したこと。
第2章	会派制を位置付け、議会運営と議員活動のあるべき姿を明文化したこと。
第3章	議長、副議長が中心となって推進することを明文化したこと。
第4章	全ての会議の公開と意見交換会を行うことを明文化したこと。
第5章	議会における審議論点を明確にし、説明者に反問権を付与したこと。
第6章	自由な議論は委員会と位置付けたこと。
第8章	他の自治体議会との交流や連携と議会図書室の一般利用を明文化したこと。
第10章	最終章で条例の目的達成の検証と見直しを議会運営委員会と位置付け、結果を市民に公表することとしたこと。

□ 制定までの主な取り組み経過

- 平成21年から議会運営委員会により先進市議会の情報収集や行政視察の実施
- 平成22年9月 議会基本条例検討特別委員会を設置
- 以降、外部講師を招聘しての研修会 2回開催、先進地視察 1回
- 平成25年1月～2月 市民5,000人を対象にアンケート調査を実施(回収率31.52%)
- 平成25年6月～7月 長浜市議会基本条例(案)のパブリックコメントを実施
- 平成25年7月27日 議会基本条例市民フォーラムを開催
- 平成25年9月5日 第3回定例会において全議員が提案者となり、全会一致で成立、同日公布施行
- 制定までの議会基本条例検討特別委員会の開催回数 27回
- 制定までの議会基本条例について議論をした議会運営委員会の開催回数 28回

○歴代議長・副議長

代	議長	任期	代	副議長	任期
初	押谷憲雄	H18.2.22～18.7.31	初	吉川富雄	H18.2.22～18.7.31
2	押谷憲雄	H18.8.11～19.8.8	2	押谷與茂嗣	H18.8.11～19.8.8
3	林多恵子	H19.8.8～20.8.8	3	溝口治夫	H19.8.8～20.8.8
4	茂森伍朗	H20.8.8～21.2.5	4	北川薰	H20.8.8～21.8.7
5	山口忠義	H21.2.5～21.8.7	5	福嶋一夫	H21.8.7～22.7.31
6	青木甚浩	H21.8.7～22.7.31	6	西川正	H22.8.10～23.6.27
7	北田康隆	H22.8.10～23.8.9	7	田中伝造	H23.8.9～24.8.7
8	吉田豊	H23.8.9～24.8.7	8	北田康隆	H24.8.7～25.8.8
9	溝口治夫	H24.8.7～25.8.8	9	竹本直隆	H25.8.8～26.7.31
10	土田良夫	H25.8.8～26.7.31	10	浅見勝也	H26.8.12～27.8.7
11	竹本直隆	H26.8.12～27.8.7	11	藤井繁	H27.8.7～
12	浅見勝也	H27.8.7～			

○議会構成

1. 議員数

(平成27年8月11日現在)

	議員数	備考
H18.2.13	47人	1市2町合併による在任特例(旧長浜20人/旧浅井15人/旧びわ12人)
H18.8.1	28人	1市2町合併後、初の一般選挙(小選挙区 旧長浜19人/旧浅井5人/旧びわ4人)
H22.2.14	34人	1市6町合併による増員選挙(旧町ごとに定数1人の小選挙区)
H22.8.1	30人	1市6町合併後、初の一般選挙
H23.6.27	29人	1名辞職
H26.2.24	28人	1名辞職
H26.8.1.	26人	合併協定に基づき、更なる定数削減による改選

2. 党派別議員数

日本共産党 3名 公明党 2名 無所属 21名

3. 会派別議員数

新しい風 要	9名 3名	改革ながはま 公明党	7名 2名	日本共産党長浜市議団 無会派	3名 2名
-----------	----------	---------------	----------	-------------------	----------

4. 常任委員会

地方自治法第109条の定めるところにより、条例で3つの常任委員会を設置しています。

《総務教育常任委員会》 9名

総務部、総合政策部、市民協働部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項および他の常任委員会の所管に属さない事項を審査します。

《健康福祉常任委員会》 9名

市民生活部、健康福祉部、病院事業および介護保険施設事業の所管に属する事項を審査します。

《産業建設常任委員会》 8名

産業経済部、都市建設部および農業委員会の所管に属する事項を審査します。

5. 議会運営委員会 8名

地方自治法第109条の2の定めるところにより、議会運営委員会を設置しています。委員会は、議会の円滑な運営を図るため、議長の諮問事項について協議しています。

6. 特別委員会

《決算特別委員会》 23名 (議長・副議長・監査委員を除く。オブザーバーとして出席) 決算審査を行うため設置し、各常任委員会ごとの分科会方式により決算審査を行います。

○第8期 長浜市議会議員名簿

議長 浅見 勝也

副議長 藤井 繁

(平成27年8月11日現在)

議席	氏 名	住 所 (連絡先事務所等)	年齢	当選回数 () 内 は旧市町	会 派	連絡先等 電話番号
1	佐金 利幸	526-0843 南小足町 197-4	62	1(0)	新しい風	63-0095
2	中川 勇	526-0017 相撲町 639	64	1(0)	新しい風	62-5767
3	山崎 正直	526-0063 末広町 1-15	54	1(0)	新しい風	63-6812
4	草野 豊	526-0201 高山町 304	64	1(0)	改革ながはま	76-0817
5	中川 リョウ	529-0241 高月町高月 1595-5	32	1(0)	改革ながはま	85-5255
6	矢守 昭男	526-0272 北野町 677	47	1(0)	改革ながはま	74-2059
7	轟 保幸	529-0512 余呉町上丹生 2547	65	3(2)	新しい風	86-2661
8	柴田 清行	529-0425 木之本町木之本 1290	51	2(0)	新しい風	82-5536
9	西邑 定幸	526-0101 錦織町 577-5	66	1(0)	新しい風	72-4084
10	竹本 直隆	529-0364 湖北町尾上 79	59	4(2)	新しい風	79-0205
11	東 久雄	526-0221 小野寺町 336-9	68	2(0)	公明党	74-2384
12	鋒山 紀子	526-0804 加納町 919-25	58	1(0)	公明党	65-3255
13	石田 節子	529-0701 西浅井町塩津浜 1107	68	7(4)	要	88-0905
14	浅見 勝也	529-0241 高月町高月 895-19	46	6(3)	改革ながはま	85-4230
15	柴田 光男	526-0017 相撲町 877-41	66	2(0)	改革ながはま	63-8253
16	阪本 重光	526-0802 東上坂町 798-25	71	4(1)	新しい風	63-8889
17	藤井 繁	529-0101 唐国町 694	61	4(2)	新しい風	73-2826
18	松本 長治	529-0402 木之本町杉野 2702	48	3(1)	要	84-0015
19	森田 義人	529-0201 高月町横山 261	66	3(1)	要	85-2860
20	竹内 達夫	526-0013 新庄寺町 264-13	74	8(5)	日本共産党	62-8094
21	鬼頭 明男	529-0341 湖北町速水 209-1	41	1(0)	日本共産党	78-0071
22	浅見 信夫	526-0056 朝日町 25-23	66	3(0)	日本共産党	62-2322
23	吉田 豊	526-0054 大宮町 5-14	63	3(0)	改革ながはま	62-0048
24	中鳩 康雄	526-0834 大辰巳町 179	58	2(0)	改革ながはま	090-476 3-6349
25	西尾 孝之	529-0342 湖北高田町 584-1	57	4(1)	無会派	78-1708
26	押谷 輿茂嗣	526-0203 野瀬町 965	67	5(2)	無会派	76-0201

○各種委員会名簿

(平成27年8月7日現在)

委員会名	委員長	副委員長	委員	
総務教育常任委員会	浅見 信夫	山崎 正直	東 久雄	押谷 輿茂嗣
			佐金 利幸	柴田 光男
			中川 リョウ	藤井 繁
			森田 義人	
健康福祉常任委員会	中川 勇	峰山 紀子	石田 節子	鬼頭 明男
			草野 豊	柴田 清行
			轟 保幸	西尾 孝之
			矢守 昭男	
産業建設常任委員会	西邑 定幸	竹内 達夫	浅見 勝也	阪本 重光
			竹本 直隆	中嶌 康雄
			松本 長治	吉田 豊
議会運営委員会	柴田 光男	轟 保幸	浅見 信夫	石田 節子
			佐金 利幸	竹本 直隆
			森田 義人	吉田 豊

○在職議員調

1. 年齢別構成

() は、うち女性議員数

(平成27年8月1日現在)

年 代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
議 員 数	0	1	4	6(1)	13(1)	2
	平均 59.3歳		最年長 74歳		最年少 32歳	

2. 当選回数別構成

() は、うち女性議員数

(平成27年8月1日現在)

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回
議 員 数	9(1)	4	5	4	1	1	1(1)	1

(※合併前の旧市・町の当選回数を含む。在任特例は含まず。)

○市議会活動状況

1. 本会議

□ 本会議開催状況

(平成26年4月～平成27年3月)

会議名	会期日数	本会議日数	一般質問				会期	
			代表		個人			
			日数	人数	日数	人数		
6月定例会	21	5	—	—	3	20	6月5日～6月25日	
8月臨時会	1	1	—	—	—	—	8月12日	
9月定例会	28	5	1	4	2	15	9月4日～10月1日	
12月定例会	22	4	—	—	2	21	11月28日～12月19日	
3月定例会	21	5	—	—	3	22	2月27日～3月19日	
計	93	20	1	4	10	78		

□ 本会議付議案件数

(平成26年4月～平成27年3月)

会議名	市長提出案件					議員提出案件 ()は委員会提出案件				
	条例	予算	決算	その他	諮詢	条例	規則	意見書	決議	その他
6月定例会	9	2	—	10	2	—	—	2(2)	—	—
8月臨時会	0	2	—	3	—	—	—	—	—	—
9月定例会	4	3	12	12	4	—	—	2(2)	—	—
12月定例会	13	9	—	14	2	—	—	2(1)	—	—
3月定例会	25	21	—	14	8	1(1)	1(1)	3(0)	—	—
計	51	37	12	53	16	1(1)	1(1)	9(5)	0	0

うち否決2件 (議員提出案件: 2件)

継続審査3件 (議員提出案件: 3件)

□ 請願審査の結果

(平成26年4月～平成27年3月)

会議名	採択	不採択	継続審査	趣旨了承	その他 (みなし採択)
6月定例会	1	3	—	—	—
9月定例会	2	5	—	—	—
12月定例会	1	3	—	—	—
3月定例会	—	—	—	—	—
計	4	11	0	0	0

□ 陳情、要望等受理数 (平成26年4月～平成27年3月)

陳情・要望等 19件

2. 委員会

□ 委員会の開催状況

(平成26年4月～平成27年3月)

委員会名	開催数	付託議案件数	請願件数(不採択)
総務教育常任委員会	11	45	5(1)
健康福祉常任委員会	12	40	6(5)
産業建設常任委員会	12	38	4(2)
議会運営委員会	27	0	0
議会活性化検討委員会	5	0	0

3. その他

□ 意見交換会の開催状況

開催	日時	場所	内容
第1回	平成26年1月28日	・市役所東別館 ・高月支所	・平成24年度決算認定報告 ・「今後の少子・高齢化対策について」意見交換 他
第2回	平成26年5月24日	・南郷里公民館 ・リュートプラザ ・公立木之本公民館	・平成26年度予算審査内容報告 ・「健康づくりとスポーツ振興」意見交換 他
第3回	平成26年11月13日・14日	・浅井支所 ・湖北支所	・平成25年度決算認定報告 ・「豪雨に伴う水害対策」意見交換 他
第4回	平成27年5月23日・25日	・余呉山村開発センター ・市役所本庁舎	・平成27年度予算審査内容報告 ・「地方創生について」意見交換 他

□ 本会議インターネット中継アクセス件数

平成26年4月～平成27年3月 13,609件

□ 会議録検索システムアクセス件数

平成26年4月～平成27年3月 3,821件

○議員報酬・期末手当・議会費当初予算

1. 議員報酬・期末手当

区分	報酬月額(円)	期 末 手 当	
		平成26年6月	平成26年12月
議長 副議長 議員	445,000円 387,000円 356,000円	1.2×(1225/1000)	1.2×(1375/1000)

2. 講 會 費

(款) 議會費

(項) 議會費

(平成27年度当初予算)

目	本年度	前年度	比 較	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1. 議会費	282,178	283,319	△1,141	1. 報酬	112,512
				2. 紹介料	22,947
				3. 職員手当等	43,318
				4. 共済費	79,508
				7. 貸金	2,115
				8. 報償費	150
				9. 旅費	1,746
				10. 交際費	850
				11. 需用費	3,537
				12. 役務費	96
				13. 委託料	7,731
				14. 使用料及び 賃借料	166
				18. 備品購入費	50
				19. 負担金、補助 及び交付金費	7,452

○事務局機構

(平成27年4月1日現在)

局長 — 次長 — 副参事 — 主幹 — 運転手 — 臨時職員
(1) (1) (1) (2) (1) 秘書室 (1)
財産活用室兼務

○定期刊行物

1 議会広報

名 称	ながはま市議会だより
型 式	A4判 14ページから16ページ(平成24年度から2頁増)
発行回数	年4回
発行時期	各定例会の翌月15日
配 布 先	市内全世帯

2 市政のあらまし

型式 A5版
発行回数 年1回

3. 総合政策

○長浜市基本構想（概要）

1. 策定の趣旨

現在わが国は、人口減少、少子高齢化など社会構造の急激な変化や、経済のグローバル化、情報通信の高度化などの社会経済情勢の変化といった、これまで経験したことのない大きな変革期に突入しています。

さらに、本格的な地域主権社会の到来により、自治体の行財政基盤の強化はもちろん、自らのまちを自らの責任でつくるという地域経営の視点に立ち、まちづくりを進めていくことが必要となっています。

こうしたなか、平成18年2月13日、旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町の1市2町が合併し、また、平成22年1月1日に、長浜市と旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町の旧6町が合併して、新しい「長浜市」がスタートしました。

本市においても、様々な社会変化や課題への対応、また多様化・高度化する市民ニーズへの的確な対応とともに、個性豊かで多様な地域の魅力を十分活かし、特性をふまえたまちづくりが求められています。

そのため、合併基本計画や市民自治基本条例の理念との整合性を図りつつ、時代変化に的確に対応し、長浜市を支える市民と行政が、ともに課題を共有しながら、めざすべき将来像の実現に向けたまちづくりの基本指針として、基本構想を策定しました。

2. 基本構想の性格

基本構想の期間は、平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする10年間とされています。

基本構想は、長浜市の特性と課題を踏まえつつ、10年後（平成28年度）の長浜市の姿を展望して、めざすべき将来像を定め、市民と行政の協働によって、その実現に向かう基本指針となるものであり、次により構成されます。

○将来像

新しいまちづくりと行政運営について、長浜市が10年後を展望してめざすべき姿を定めたものです。

○まちづくりの基本目標

将来像を支えるまちづくりの基本となる5つの目標を定めたものです。

○基本となる施策の大綱

まちづくりの基本目標を達成するために取り組むべき施策を大綱として定めたものです。

○構想実現のための行政推進の取組

めざすべき将来像の実現に向けた市（行政）の行動指針を定めたものです。

基本構想で定める将来像を実現するため、中期的計画（概ね3年間）を策定するとともに、各行政分野において策定する基本計画や実施計画、地域別の計画などとあわせて、その達成評価を行なながら計画的な取組を進めます。

また、毎年度、庁内組織ごとに行動目標を具体的に示した経営計画を定め、その達成評価を行うなど、計画的な取組を進めます。

3. 特性と課題

(1) 特性

本市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲には伊吹山系などの山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖が広がっており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

また、北國街道や北國脇往還、戦国時代を偲ばせる小谷城跡、賤ヶ岳・姉川の古戦場、竹生島や国宝十一面観音、さらには長浜曳山祭やおこないなど、多くの歴史的、文化的資産を有しています。

さらに本市は、京阪神や東海、北陸の経済圏域の結節点として、京都市や名古屋市からはおよそ60km圏域、大阪市からはおよそ100km圏域にあり、JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。

(2) 課題

① 住民自治によるまちづくりの展開

本市では、地域のことは地域で対応するという考え方のもとに、地域づくり協議会をはじめ自治会、NPOなどによる自主的なまちづくり活動が行われています。

しかし、その一方で、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、こうした取組が十分行えない状況も生じており、安心して生活できる地域社会を実現していくための望ましい住民自治のあり方を示し、住民が主体となったまちづくりを継続的に進めていくことが重要です。

② 将来を担う人材の育成

地域社会を支え、自然や歴史を守り育て、まちづくりを進める主役は「ひと」であり、地域の将来を担う多様な人材の育成など、地域全体で「人間力」を育むことが重要です。

このため、学校や家庭、地域社会において、学ぶことの楽しさを大切にして、子どもたち一人ひとりの豊かな個性や創造力を育む質の高い教育環境づくりが必要となります。

また、それぞれの地域個性を再認識、再発見して、住民の創意と工夫によるきめ細やかな生涯学習や文化・スポーツ活動の充実を図り、地域に活かしていく仕組みづくりが求められています。

③ 少子高齢社会への対応と住民の安心と安全の確保

少子高齢化と人口減少の同時進行による人口構造の変化に伴って、保健・福祉・医療・介護などに対するサービス需要の増加と、それに伴う社会保障費の増加に対して改善を図ることが求められています。あわせて、安心して子どもを産み、育てることができる環境や支援の仕組みを、家庭や地域、行政が一緒になってつくりあげていくとともに、高齢者の豊富な経験や知恵、力を地域のなかで積極的に活かしていく取組も必要です。

また近年、大規模地震をはじめ雪害、豪雨災害などの自然災害が多発しており、さらに犯罪の凶悪化、巧妙化も進んでいます。災害、犯罪や交通事故への対策を強化し、安心安全な環境づくりを進める必要があります。

④ 自然との共生と資源循環型社会への転換

本市は、県内有数の貴重で豊かな自然を有しております、かけがえのない財産であるこれらの自然環境を守るとともに、多様な機能に着目した森林の有効活用を図るなど、琵琶湖の水源地であることの重要性を認識した自然環境保全が重要です。

また、深刻化する地球温暖化への対策が強く求められており、省エネルギーや資源の有効活用による廃棄物の減量などにより、環境負荷を軽減し、資源循環型社会への転換を図る必要があります。

⑤ 多様な産業の創出と都市基盤づくり

持続可能な発展を遂げていくためには、若者をはじめ幅広い世代に対応した雇用の場を確保し、地域の経済的な自立性を高めていくことが重要であり、地域産業の振興や新たな産業の創出、育成を戦略的に進めることができます。あわせて過疎地域や中山間地域などにおいても、地域特性を活かした多様な産業創出により、地域振興を図っていくことが求められています。

また、この地域に住み続けたい、住んでみたいと思える良好な住環境を整備するとともに、経済活動を支え、生活の利便性を高めるための都市基盤の整備が必要です。

4. 将来像

(1) 将来像

湖や山々の恵みを敬い感謝する「共生」の心、結いや普請などに見られる「協働」の心、街道・湖道の交易で育まれた「交流」の心、鉄砲やちりめん、琴糸などの新技術の導入、雨森芳洲や小堀達州などの先人から伝わる「先覚」の心、長浜曳山まつり、おこないなどの伝統行事に見られる「継承」の心を持つ市民がいきいきと輝いて活躍できるまち、地域が一体となり、あるいは市民と行政が協働して、様々な取組を一步一步積み重ねていくことにより、地域全体が光り輝くまちおよび新たな成長戦略の展開や、農林水産業の振興、地域文化を活かした観光産業の振興などを進め、元気あるまちをめざし、このような理念に基づき、行政はもちろん、市民一人ひとりが夢と希望を持ってまちづくりに参加し、知恵と行動を結集し、ともに実現をめざす市の将来像を『協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜』と定めます。

(2) 将来人口

本市の人口は、これまで緩やかに増加し、平成17年国勢調査では124,498人、世帯数は40,713世帯となっていますが、平成28年には122,256人と平成17年と比べて約2,240人減少するものと推計されており、一方、核家族化等のさらなる進行により世帯数は44,586世帯と約3,870世帯増加するものと見込まれます。

こうした人口減少の課題に対して、企業誘致等による多様な雇用の場の創出、宅地開発や社会資本の整備など居住環境の充実、きめ細やかな子育て支援や特色ある教育、市民ぐるみの健康づくり、質の高い医療の確保など様々な定住促進を図り、基本構想の目標年次2016年（平成28年）の人口目標を125,000人とします。

(3) 土地利用

本市のめざすべき将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を実現するため、調和とまとまりを持った都市の形成を図るとともに、地域の潜在的な魅力や個性を引き出し、新しい都市づくりに向けて、その基本となる都市構造の形成を図ります。

自然とひととの共生を多様に育む「共生ゾーン」を基礎的なゾーンとして位置付け、そのうえに、地域の個性を活かした活力ある都市活動が営まれる「都市ゾーン」を設定し、さらに、広域的、あるいは地域間のまちとひとのつながりを支える交通網を中心とした「連携軸」を設定します。

5. まちづくりの基本目標

本市のめざすべき将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を実現するため、まちづくりの基本目標を次の5つとします。

(1) 住民自治を確立し、市民が活躍できるまち

一人ひとりが、自立した市民として、自ら考え、仲間とともに行動するなかで、共助・協働の心による長浜らしい住民自治を確立し、誇りが持てる地域社会を創造するとともに、市民一人ひとりが、相互に尊重し合い、夢を持っていきいきと活躍できるまちをめざします。

(2) 豊かな人間性を育む、教育のまち

未来を担う次世代の市民を育成するため、就学前教育や家庭の教育力の向上を図るとともに、学校教育、地域学習など生涯にわたり、様々な教育機会を通じて、地域への愛着や豊かな人間性を育む教育のまちをめざします。

(3) 安全で安心して暮らせるまち

すべての市民が、生涯にわたって地域で健やかに生活し、安心して子どもを産み育てができるよう、すべての市民に等しく提供すべきサービスを確保しつつ、災害や犯罪、事故に対しても不安を感じることなく安心して暮らせるまちをめざします。

(4) 環境に配慮した自然共生のまち

琵琶湖の水源地域でもある豊かで素晴らしい自然を次の世代へ引き継いでいくため、自然を慈しみ共生できるまちをめざします。また、市民一人ひとりが地球環境を意識した持続可能な循環型社会の実現をめざします。

(5) 強固な経済基盤と豊かな地域魅力のもと、若い人たちが輝くまち

都市の活力を維持し、元気なまちであり続けるため、新たな産業創出や内発型の産業振興を図るとともに、住環境の整備や多様な都市機能を確保しながら、元気で活力あるまちをめざします。特に安定した経済基盤のもと、若い人たちや子育て世代が躍動し、誇りをもって「住みたい、住み続けたい」と思う魅力あるまちをめざします。

6. 基本となる施策の大綱

まちづくりの基本目標を達成するために、市民と行政が取り組むべき基本的な施策の大綱を定めます。

(1) 住民自治のまちづくり

多様化する市民ニーズや地域社会の課題解決に向け、的確かつ効果的に取り組みながら、市民満足度の高い地域社会を実現していくために、市民が主体となって考える住民自治のまちづくりを進めます。

また、地域づくり協議会や自治会、NPOなど、自主的な支え合い活動を円滑に進めることにより、市民の間に一体感が芽生えるような仕組みをつくります。

(基本となる施策)

- ① 住民が主体となったまちづくりを進めます
- ② 市民協働の取組を進めます
- ③ 市政への市民参画の機会を充実します
- ④ 安心して暮らせるコミュニティをつくります

(2) お互いを認め合い、すべての人がいきいきと輝くまちづくり

価値観や生活様式の違いなど、互いを認め合い、尊重し、それぞれの個性を生かしながら、市民の誰もが夢をもっていきいきと活躍できるまちづくりを進めます。

(基本となる施策)

- ① 人権を大切にする人づくりを進めます
- ② 男女共同参画社会づくりを進めます
- ③ 意欲のある人たちが地域で活躍できる仕組みをつくります
- ④ 多文化共生と国際交流を進めます

(3) 学びの環境が充実したまちづくり

就学前教育、学校教育、高等教育、家庭教育、社会教育など、地域に暮らす人が生涯にわたり、必要な時期に必要とする教育を受けることができ、また地域への愛着を持ち、豊かな人間性を養うことができるよう、学びの環境の充実を図ります。

(基本となる施策)

- ① 就学前教育を充実します
- ② 公教育を充実します
- ③ 相談体制の充実と規律ある学校づくりを支援します
- ④ 高等教育機会の充実を図ります
- ⑤ 家庭教育の充実を図ります
- ⑥ 地域住民が教育に関わる仕組みをつくります
- ⑦ 生涯学習・スポーツの振興を図ります
- ⑧ 青少年の健全な育成を進めます

(4) 生涯を通じて健康に暮らせるまちづくり

市民が生涯を通じていきいきとした生活を送ることができるよう、医療や社会保障、地域福祉の充実、市民自らの健康づくりの取組を促します。また、高齢者やしうがいのある人などが安心して生活できるよう取り組むとともに、生活困窮者の自立を支援するなど、すべての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(基本となる施策)

- ① 市民協働による地域福祉を進めます
- ② 高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます
- ③ しうがい者福祉を充実します
- ④ あらゆる世代の人が健康でいきいきと生活できる取組を行います
- ⑤ 地域医療体制の充実を図ります
- ⑥ 社会保障制度の適正な運営と生活支援の充実を図ります

(5) 災害に強く、犯罪・交通事故の少ないまちづくり

市民の安全を脅かすあらゆる危機や有事に迅速に対応できる危機管理体制の整備を進めます。また、地域防災・防犯体制を充実強化し、災害に強いまちづくり、犯罪・交通事故の少ない安全で安心なまちづくりに取り組みます。

(基本となる施策)

- ① 危機管理体制の充実を図ります
- ② 消防・防災体制の充実を図ります
- ③ 防犯対策を推進します
- ④ 交通安全対策を推進します

(6) 子どもが元気で、子育て安心のまちづくり

子どもが健やかに育ち、また子どもを安心して育てられる環境整備に向けて、保護者はもちろん、学校、地域住民、行政が連携して取り組みます。また、子育てへの市民の関心を高め、将来を担う世代の育成という視点に立ち、地域ぐるみで子育て環境を充実します。

(基本となる施策)

- ① 子どもが笑顔で健やかに成長できる環境づくりを進めます
- ② 地域ぐるみでの子育て活動を進めます
- ③ 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります
- ④ 多様な保育サービスを充実します

(7) 自然を守り育てるまちづくり

豊かな緑や多様な生物といった自然をかけがえのない財産として、次世代に引き継いでいくために、市民と行政が一体となって保全に取り組みます。また、自然と調和した都市づくりに向けて、市民一人ひとりが環境問題を考えるとともに、身近な保全活動や生物の生育・生息空間の保全に取り組みます。

(基本となる施策)

- ① 自然環境の保全に努めます
- ② 環境教育を推進します
- ③ 環境美化活動を推進します

(8) 地球にやさしいまちづくり

地球温暖化を抑制し、住みよい環境を守るために、温室効果ガスの削減に向けた取組を進めるとともに、市民や事業者、行政などそれぞれの主体が環境負荷の少ない生活様式や事業活動を推進するなど、資源循環型社会の構築を図ります。

(基本となる施策)

- ① 地球温暖化対策を進めます
- ② 循環型社会システムを構築します
- ③ エネルギーの有効活用を推進します
- ④ 公害を防止し、より良い地域環境づくりを進めます

(9) 地域の魅力を高めるまちづくり

市民がいつまでもこの地域で住み続けたいと感じるためには、地域への愛着と郷土を誇りに思う心を育む取組を進めます。

また、まちの美しい景観を守り育てるなど、豊かな地域資源に磨きをかけながら、魅力のあるまちづくりを推進します。

(基本となる施策)

- ① 地域にある伝統や歴史、文化を継承します
- ② 市街地と郊外地域の相互交流を図ります
- ③ 地域魅力の情報を発信します
- ④ 美しい景観を保全、創出します

(10) たくましい経済基盤をつくるまちづくり

地域産業の基盤を安定的に確保するとともに、次世代成長産業の創出や育成、観光をはじめとする新たな集客交流の創出等による地域経済の活性化、活力ある農林水産業の展開など、産業の競争力や地域経済の活力を高める取組を進めます。

(基本となる施策)

- ① 中小企業をはじめとする地域産業の振興に努めます
- ② 企業誘致や未来につながる次世代成長産業を育てます
- ③ 地域特性を生かした広域観光の振興を図ります
- ④ 集客交流の促進による地域経済の活性化を図ります
- ⑤ 活力ある農林水産業を振興します
- ⑥ 地域ぐるみで鳥獣害対策を推進します
- ⑦ 多様な就労機会の確保と定住を促進します

(11) 住み良さを高めるまちづくり

まちの活力を維持し、元気なまちであり続けるためには、住環境の整備や多様な都市機能の確保、集落環境の整備など、全ての人に住みやすいまちづくりが必要です。特に若い人たちや子育て世代に魅力があり、仕事と生活の良好なバランスを保ち、それぞれのライフスタイルに応じて地域で継続的に活躍できる場と機会を安定的に確保し、住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを進めます。

(基本となる施策)

- ① 計画的な土地利用を推進します
- ② 移住・定住のための居住環境づくりを進めます
- ③ 社会資本の整備を図ります
- ④ 多様な交通体系を整備します
- ⑤ 中心市街地の活性化を図ります
- ⑥ 多様な地域の生活環境の向上に取り組みます
- ⑦ 緑豊かなまちづくりを進めます
- ⑧ 誰もが住み良いまちづくりを進めます
- ⑨ 地域情報化を推進します

7. 構想実現のための施策の取組

本市のめざすべき将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を実現するためには、市の特性と課題をふまえた施策の展開と、多様化・高度化する市民ニーズへの対応が重要であり、そのためには、行政運営の簡素化・効率化や財政の健全化にも積極的に取り組んでいく必要があります。

このことをふまえ、行政の役割として以下の行動指針により、夢と希望の持てる、住んで良かったと思えるまちをつくるため、全力で取り組みます。

(1) 市民に開かれた行政を推進します

個人情報の保護に配慮しながら、様々な媒体や手段により行政情報を迅速に提供し、積極的に公開することにより、情報の共有化と市民への説明責任を果たします。

また、市民からの提言や意見を聞く場、機会の充実を図り、行政への市民参画を促します。

(2) 自助・共助・公助の考え方に基づくまちづくりを推進します

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず、個人や家庭で解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、地域で解決できない問題は行政があたる、つまり自助で解決しないものは共助で、共助でできないものを公助で実施するという考え方が再認識されています。この考え方に基づき、市民、地域、事業者、行政などそれぞれが担うべき役割を果たせるよう、仕組みづくりや働きかけを行います。

(3) 資源の集中化を図り、未来を拓く施策を展開します

市民ニーズや地域課題を的確に把握、分析し、本市の将来的な発展につながる施策に対し、公共施設の統廃合を含め限られた経営資源を重点的、効果的に配分し、施策の選択と集中化を図ります。

また、地域の自然や歴史、文化、人材など、合併により新たに生まれた資源や、本市の強みを活かした積極的な施策の展開により元気なまちをつくります。

(4) 効率的な行政運営を進めます

これまで行なってきた行政改革の取組を継承、発展させるとともに、合併の目的と効果を最大限に發揮することで、より効率的、効果的な行政運営を行ないます。

また、行政改革が単に行政内部の効率化に向けた取組に終わることなく、市民と行政の相互の信頼関係を基本とした、市の未来のための改革であるという意識を共有できるよう、十分な対話や意見交換のもとに取り組みます。

(5) 健全な財政運営を確立します

将来世代に「ツケ」を回さない健全な財政運営を確立するとともに、中長期的な視点から、行政経費の効率化や新たな財源の確保などに取り組み、持続可能な財政構造の構築を図ります。

また、わかりやすく透明性の高い財政運営に努めます。

(6) 広域的な連携のあり方について検討します

かつて1市12町あった湖北地方の自治体は、合併によって本市と米原市の2市となりました。このため、現在の2市による広域連携について見直しを行うとともに、新たに隣接自治体となった高島市や福井県敦賀市等も含めた広域的な協力、連携による課題の解決や地域振興策について検討します。

(7) 課題に迅速、柔軟に対応する組織づくりを行います

本庁と北部振興局、各支所、各部局間の緊密な連携やネットワークにより、広大な市域に対応した施策の展開や課題解決を図ります。

また、社会経済状況の急激な変化に迅速に対応し、市民に満足度の高いサービスを提供できるよう、現行組織にとらわれない柔軟性、機動性のある組織づくりを進め、重要課題の解決にあたります。

(8) 職員の資質向上に努めます

合併によって一時的に職員数は増加しましたが、定員適正化計画に基づき順次削減を行うなかで、今後は、一人ひとりの職員に、より高い執務能力と資質の向上が求められます。

このため、様々な職員研修に加え、職員の自主的な行動を促すことにより、政策を企画・立案・実行できる政策形成能力や、社会情勢の変化等に敏感に対応できる広い視野を持った職員の育成に努めます。

○長浜市定住自立圏共生ビジョン（要旨）

1. 定住自立圏構想の概要

わが国の総人口は、今後急速に減少することが見込まれており、とりわけ地方圏においては、少子高齢化の進展による地域活力の低下や若者を中心とした大都市圏への人口流出などにより、極めて厳しい状況になることが予想されています。このような状況をふまえて、地方圏からのこれ以上の人口流出を食い止め、住民が安心して暮らせる持続可能な地域をつくることが全国的な課題となっています。定住自立圏構想は、このような問題意識の下で、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業などの民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るために地域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。



2. 長浜市定住自立圏共生ビジョン

広域合併をした長浜市においては、定住自立圏構想推進要綱において特例的に認められる合併1市圏域として、旧長浜市の長浜地域（以下「中心地域」と）と、旧6町の虎姫地域、湖北地域、高月地域、木之本地域、余呉地域および西浅井地域（以下「周辺地域」と）で「長浜市定住自立圏」を形成しています。当圏域では、1市6町による広域合併以前から、中核的な医療機関や福祉・教育環境など、すでに一定の都市機能が集積し、経済・文化・社会の中心的な役割を担ってきた中心地域と、豊かな自然と景観に囲まれた緑豊かな周辺地域を一体とした住民の生活文化圏が形成されてきました。

圏域全体としての魅力を高め、人口の定住を図るため、平成22年11月29日に行った「中心地宣言」に基づき、平成23年度から同27年度の5年間を計画期間とした長浜市定住自立圏共生ビジョンを策定し、その中に「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の3つの観点ごとに、中心地域と周辺地域が連携して推進する具体的な取組を定めています。

これに基づき、多様な自然、多様な文化、多様なライフスタイルを有する地域特性と、商業やモノづくりの盛んな地として地域活力の創出を図ってきた産業特性を踏まえ、圏域全体の一体感の醸成と住民と行政の協働による様々な取組の推進、さらには、新たな成長戦略の展開や農林水産業の振興、地域文化を活かした観光産業の振興などを図ることで、圏域全体の均衡ある発展をめざします。

○広報・広聴活動

1. 広報活動

- ア 広報ながはま 毎月1日発行……A4版28ページ42,300部（全世帯配布）
〃 每月15日発行……A4版16ページ42,300部（全世帯配布）
〃 ポルトガル語版毎月15日発行……A4版4ページ1,000部
〃 スペイン語版毎月15日発行……A4版4ページ500部
(各公民館・民間事業者へ配布)
- ※毎月1日号・15日号・ポルトガル語版・スペイン語版とも、長浜市ホームページにPDF版を掲載。
- イ テレビ放送……NHK：「NHK文字放送」(220字/枠×3枠、随時更新)
ZTV：「ながはまテレビ（長浜市行政情報番組）」(24時間、動画放送10分と文字放送20分を繰り返し放送)。
- ウ インターネット放送……STUDIOこほく：長浜チャンネル
(毎月第2・4水曜日午後9時～10時の7分間)
- エ ホームページ……行政の動きなどを随時提供しています。
- オ Facebook（フェイスブック）ページ……市民活動の様子やまちの話題を随時提供しています。
- カ LINE（ライン）ページ……市民活動の様子やまちの話題を随時提供しています。
- キ 報道関係機関との連絡調整を行い、まちの話題や市政の動きなどを提供しています。

2. 広聴活動

- ア 座ぶとん会議の開催………市長がまちづくりグループなどとの懇談を通して生の声を聴きその声を施策に反映させています。(月2回程度実施)
- イ 長浜まちづくり100人委員会・あらかじめ登録していただいた市民に市の施策等に関して意見を聴き、計画や施策に反映させていきます。
- ウ 市政へひとこと（メール）………市ホームページで、くらし、市政、まちづくり等に関する意見・提案・要望等を把握し、市政運営の参考としています。
- エ わがまちメール………市の施策等に関して、広く市民からの意見を聴き、計画や施策に反映させていきます。
- オ ご意見箱………本庁1階ホール、北部振興局、各支所玄関にご意見箱を設置し、市政についての意見・提案等を聴いています。

○ふるさと寄附

1. 寄附件数及び金額推移

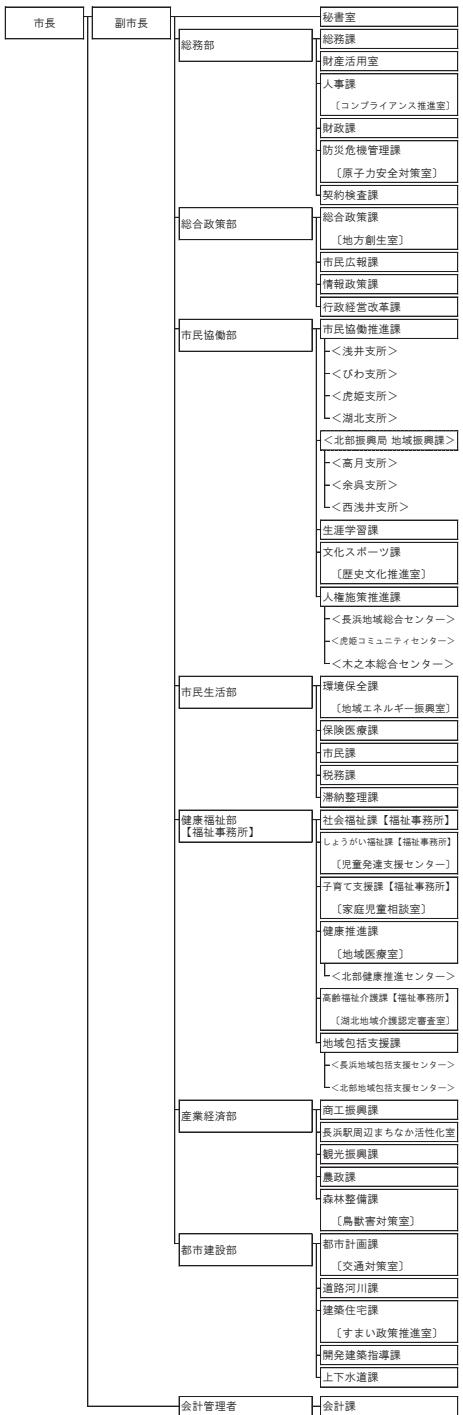
年 度	件 数	金 額
～平成22年度	35件	3,091,160円
平成23年度	6件	1,745,000円
平成24年度	6件	1,043,200円
平成25年度	19件	6,931,000円
平成26年度	30件	17,670,000円
累 計	96件	30,480,360円

2. 長浜市ふるさと寄附条例に定める使途内訳

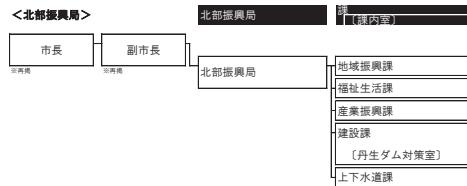
使 途	件 数	金 額
未来を担う子どもたちの支援に関する事業	12件	2,476,330円
健康づくり、福祉及び医療に関する事業	21件	4,818,200円
自然環境の保全及び循環型社会づくりに関する事業	12件	5,371,830円
町並み景観の保存及び観光の振興に関する事業	6件	155,000円
歴史、文化及び芸術の伝承又は振興に関する事業	23件	1,934,000円
その他目的の達成のために市長が必要と認める事業	12件	2,510,000円
病院事業	10件	13,215,000円
合 計	96件	30,480,360円

長浜市組織機構図 [平成27年4月1日現在]

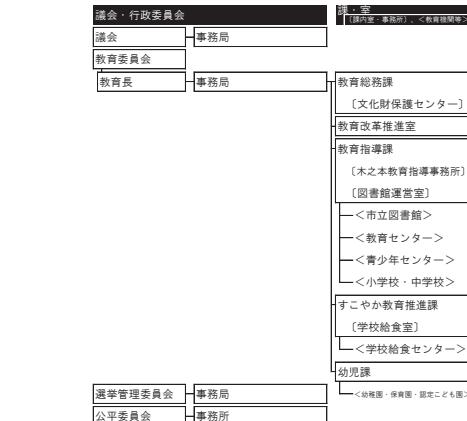
●市長の事務部局の組織・機関・施設



<北部振興局> (North Regional Development Bureau)



●議会・行政委員会の組織・機関



●病院事業の組織

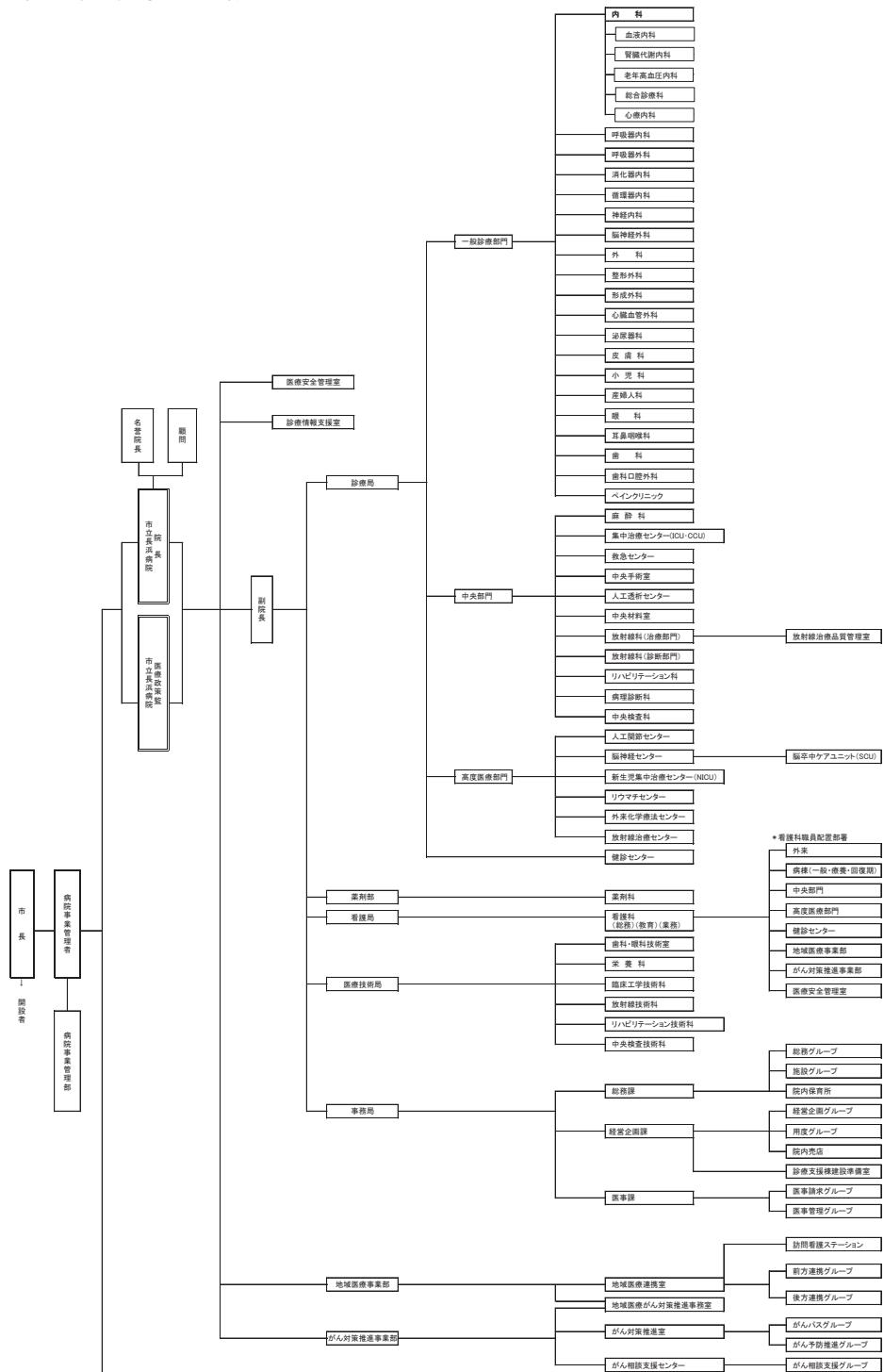


●介護老人保健施設事業の組織



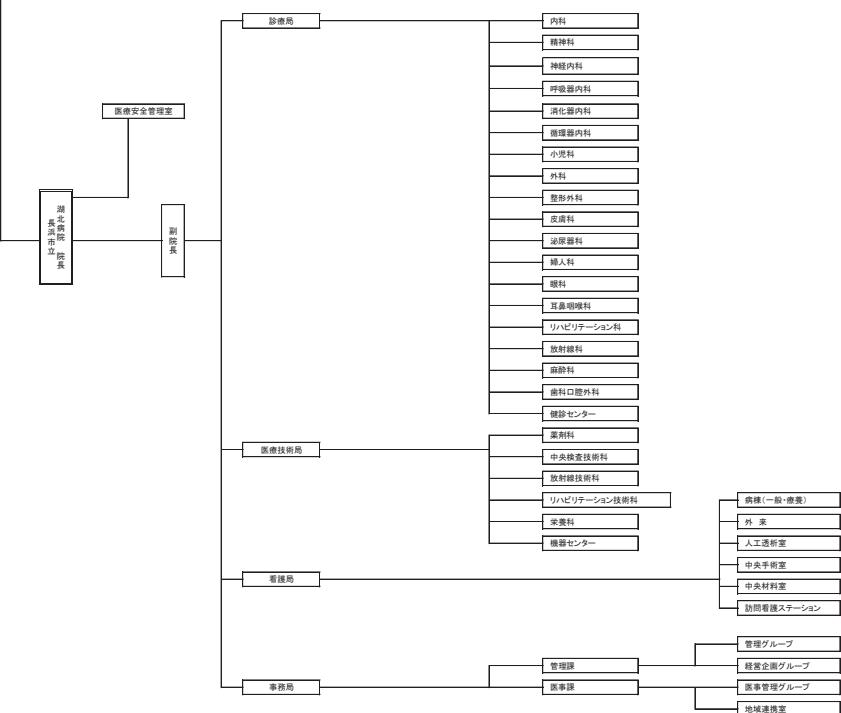
■ 長浜市病院事業 組織図

(平成27年4月1日現在)



■ 長浜市病院事業 組織図

(平成27年4月1日現在)



4. 市民協働

○地域振興

1. 地域づくり活動事業

長浜市地域づくり指針に基づき、地域づくりを進めています。地域の課題について地域のみんなで話し合い、協力しながら解決したり、地域の特性を生かした地域づくりを行ったりするもので、現在、市内すべての地域で24の協議会が設立され、地域づくり活動を「実践」していただいている。

○協議会設立状況

- ・平成18年度 田根地区
- ・平成19年度 南郷里地区、西黒田地区、びわ地区、長浜地区
- ・平成20年度 六莊地区、七尾地区、神田地区、下草野地区、北郷里地区、湯田地区
- ・平成21年度 上草野地区
- ・平成22年度 神照地区、速水地区、高月地区、高時地区
- ・平成23年度 杉野地区、朝日地区、小谷地区、余呉地区、西浅井地区
- ・平成24年度 虎姫地区、伊香具地区、木之本地区

2. 自治会制度

戦後、町内会・隣組の廃止によって市内各町に自治会が発足しました。

自治会では、会長、その他の役員が選出され、町内の自治運営にあたっています。また、市は自治会長を市政事務嘱託員として委嘱し、月2回の自治会発送をはじめ、市政事務運営の一部を担っていただいている。

○自治会数 426（平成27年4月1日現在）

市政事務嘱託員報酬	均等割 10,500円
	世帯割 1,000円／世帯

3. 自治会活動振興事業

各自治会活動の振興のため、次の支援を行っています。

- ・自治会活動振興交付金 均等割 17,000円
世帯割 590円／世帯
- ・自治会館建設事業費補助金 平成26年度 1自治会
- ・バリアフリー化改修事業補助 平成26年度 2自治会

4. まちづくり支援事業

歴史などの地域資源を活かして、自主的に行うコミュニティ活動の健全な発展を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため、下記の助成を行っています。

- ・コミュニティ助成事業 平成26年度 4団体

5. 市民活動推進事業

NPO等市民活動団体が自主的・自発的に行う活動を支援し、豊かな社会の実現を図るために、市民活動団体支援事業を実施しています。

- ・市民活動団体支援事業 平成26年度 19団体

6. 多文化共生推進事業

約2,900人の外国人住民のうち、約7割がポルトガル語、スペイン語圏であることから、在住外国人市民生活支援嘱託員として、ポルトガル語及びスペイン語の通訳を雇用し、行政における通訳や広報等の翻訳を行っています。平成26年より、新たに英語通訳を雇用しました。

また、国際交流員（CIR）を1名招致し、地域の多文化共生の推進に努めています。

○交通対策

1. 交通安全対策

- ・ 交通安全啓発活動
- ・ 交通指導員 22人（平成27年4月1日現在）
- ・ 交通安全活動対策事業補助 18団体（平成26年度）
- ・ ふるさと交通安全推進協議会 11団体 13名（平成27年4月1日現在）

2. 放置自転車対策、有効再利用

長浜市自転車等放置の防止に関する条例に基づき、長浜駅・田村駅周辺に放置されている自転車を移動し、保管するとともに、保管期限が過ぎたら処分(公的利用)を行います。

- ・ 撤去台数 212台（平成26年度）
- ・ リサイクル自転車 12台（平成26年度）

3. 交通災害共済組合

交通災害共済は、滋賀県内の市町が会員となり、県民1人ひとりが掛金を出し合い、交通事故にあわれた人に見舞金をおくり救済するための制度です。

年度	加入者数(人)	加入率(%)	共済掛金額(円)
22	44,019	35.8	22,009,500
23	34,871	28.4	17,435,500
24	23,613	19.1	11,806,500
25	20,844	17.0	10,422,000
26	19,783	16.3	9,891,500

4. 市営駐車場の設置

駐 車 場 名 称	駐 車 台 数
長浜駅西駐車場	1 2 7 台 中小型バス最大2台
田村駅東駐車場	1 6 6 台
豊公園駐車場	1 4 4 台 大型1 1 台
虎姫駅前駐車場	4 4 台
河毛駅東駐車場	6 7 台
河毛駅西駐車場	1 0 8 台
高月駅東口駐車場	1 7 0 台
高月駅西口駐車場	7 0 台
木ノ本駅東駐車場	3 4 台
木ノ本駅西駐車場	7 7 台
余呉駅前駐車場	4 8 台
近江塩津駅前駐車場	4 1 台
永原駅前駐車場	2 7 台

5. バス路線の維持

- ・ 木之本米原線
- ・ 近江長岡線
- ・ 伊吹登山口線
- ・ 長浜市内循環線
- ・ 高山線
- ・ びわ虎姫線
- ・ 浅井線
- ・ びわこ線
- ・ 小谷山線
- ・ 高月観音号線
- ・ 金居原線
- ・ 柳ヶ瀬線
- ・ 丹生線
- ・ 片岡西線
- ・ 菅浦線
- ・ 深坂線
- ・ 西浅井交通ネットワーク線（注）

*注：市町村運営有償運送

6. 乗合タクシーの運行

- ・ 浅井地区
- ・ びわ地区
- ・ 西黒田・神田地区
- ・ 木之本地区

○生涯学習施設

1. 公民館

施設名	所在地	電話番号	摘要
長浜公民館	高田町10-51	62-1808	R C 3 F 建物延面積 1,081m ²
神照公民館	神照町308	62-0265	R C 2 F 建築延面積 398m ²
南郷里公民館	新栄町1065-2	62-0287	S 1 F 建物延面積 985m ²
北郷里公民館	東上坂町976-7	62-5479	R C 2 F 建物延面積 391m ²
西黒田公民館	常喜町500-1	62-0381	S 1 F 建物延面積 750m ²
神田公民館	加田町2727	62-7037	S 2 F 建物延面積 783m ²
六莊公民館（六角館）	勝町490	62-0198	R C 2 F 建物延面積 1,422m ²
湯田公民館	内保町2645	74-1438	R C 2 F 建物延面積 798m ²
田根公民館	高畠町316-1	74-1450	R C 2 F 建物延面積 793m ²
下草野公民館	北ノ郷町105	74-2340	R C 2 F 建物延面積 532m ²
七尾公民館	佐野町181	74-0458	S 1 F 建物延面積 763m ²
上草野公民館	野瀬町809	76-0001	R C 2 F 建物延面積 900m ²
びわ公民館	難波町448	72-4300	R C 2 F 建物延面積 1,605m ²
虎姫公民館	田町108	73-2273	R C 3 F 建物延面積 1,715m ²
湖北公民館（湖北文化ホール）	湖北町速水2745	78-1287	R C 2 F 建物延面積 2,522m ²
高月公民館	高月町渡岸寺141-1	85-5204	R C 2 F 建物延面積 1,927m ²
公立木之本公民館	木之本町木之本1757-2	82-5915	R C 3 F 建物延面積 2,013m ²
西浅井公民館	西浅井町大浦2590	89-1125	R C 3 F 建物延面積 3,400m ²

2. 社会教育・文化施設

施設名	所在地	電話番号	摘要
長浜文化芸術会館	大島町37	63-7400	ホール456席・学习・集会室・練習室・和室
浅井文化ホール	内保町2500	74-4000	大ホール483席（別に車椅子4席）・講師控室・楽屋
びわ文化学習センター	難波町505	72-5257	ホール300席・会議室・サークル活動室・視聴覚室・リハーサル室
虎姫文化ホール	宮部町3445	73-4853	ホール288席
湖北文化ホール	湖北町速水2745	78-1287	ホール264席
木之本スティックホール	木之本町木之本1757-6	82-5900	ホール300席・多目的室
余呉文化ホール	余呉町中之郷2434	86-8107	ホール231席・研修室・サークル活動室・図書室
長浜市民交流センター	地福寺町4-36	65-3366	老人福祉センター・働く婦人の家 ふれあいホール・児童文化センター
国際文化交流ハウス(GEO)	神照町519	63-4400	会議室・和室 宿泊定員20人
長浜城歴史博物館	公園町10-10	63-4611	S58年開館 展示室・展望台
曳山博物館	元浜町14-8	65-3300	H12年開館 展示室・伝承スタジオ・会議室・ワークルーム
浅井歴史民俗資料館	大依町528	74-0101	H7年開館 七りん館・糸姫の館・鍛冶部屋・郷土学習館
五先賢の館	北野町1386	74-0560	H8年開館 相応和尚・海北友松・片桐且元・小堀遠州・小野湖山の関連資料展示
富田人形会館	富田町758	72-4300	H3年開館 舞台・客席・研修室・収蔵庫
長浜サンパレス	八幡中山町1316-3	64-1444	勤労青少年ホーム 会議室・研修室
養蚕の館	相撲町604-7	64-6030	多目的ホール・研修室・和室28帖
虎姫時遊館	三川町1635-2	73-5030	和室研修室・小研修室・展示室・交流サロン
小谷城戦国歴史資料館	長浜市小谷郡上町139	78-2320	S56開館 史跡小谷城跡と戦国大名浅井氏の資料を展示
東アジア交流ハウス雨森芳洲庵	長浜市高月町雨森1166	85-5095	S59開館 雨森芳洲に関する資料を展示。展示室・書院・研修室・茶室
余呉・茶わん祭の館	長浜市余呉町上丹生3224	86-8022	H10開館 余呉茶わん祭に関する資料の展示。多目的室、祭り展示室、生産生活体験展示室、曳山収蔵庫
北淡海・丸子船の館	長浜市西浅井町大浦582	89-1130	H8開館 丸子船に関する資料の展示。丸子船（実物資料）
国友鉄砲の里資料館	長浜市国友町534	62-1250	S62開館 戦国時代から江戸時代に製作された火縄銃の展示
高月観音の里歴史民俗資料館	長浜市高月町渡岸寺229	85-2273	S59開館 湖北地方の仏像を中心とした文化財と民俗資料等を展示

○市民スポーツ施設

施設名	所在地	電話番号	摘要
長浜市民体育館	宮司町1203番地	63-9806	コート：2面 観覧席：440席 トレーニング室・卓球室・柔剣道場
長浜球場	宮司町70番地	64-5151	左右翼：91m 中堅：115m
長浜市民プール	神照町208番地1	64-0380	25m・児童・流水プール等
長浜市民庭球場	港町3番地80	64-5151	オムニコート16面（改修工事中）
長浜市多目的競技場	神照町208番地1	65-3399	市民競技場 トラック：400m×8コース フィールド：全面芝張 スタンド：600人収容 ソフトボール場両翼：68.6m ゲートボール場：2面
長浜屋外運動場照明施設(西中)	南高田町3番地	64-5151	ソフトボール場：1面
武徳殿	朝日町13番地11	64-5151	柔道場：1面 剣道場：1面
長浜市民弓道場	宮前町13番地15	65-8787	的場：28m ² 射場6人立：82m ²
浅井ふれあいグラウンド	大依町15番地	74-3355	陸上競技場：400m トラック 多目的競技：サッカー等 夜間照明施設
浅井体育馆	内保町2685番地	74-3355	バスケットボール：2面
長浜市浅井B&G海洋センター「体育馆」	大依町15番地	74-3355	バスケットボール：1面
長浜市浅井B&G海洋センター「プール」	大依町15番地	74-3355	25m・幼児用
長浜市浅井B&G海洋センター「艇庫」	池奥町59番地1	74-3355	カヌー・ヨット・ボート貸出し
浅井球場	大依町15番地	74-3355	左右翼：92m 中堅：120m 夜間照明施設、スコアーボード完備
浅井文化スポーツ公園「テニスコート」	大依町2番地	74-3355	オムニコート：7面 夜間照明施設完備
浅井屋外運動場照明施設(旧上草野小)	野瀬町730番地		軟式野球場：1面
あじさいホール	富田町431番地	72-4300	ゲートボール：2面
びわ体育馆	早崎町1479番地	72-2548	バスケットボール：1面
びわ屋外運動場照明施設(びわ南小)	川道町3456番地		軟式野球場：1面
虎姫運動広場「運動場」	宮部町3378番地1	73-4853	陸上競技場：200m トラック ソフトボール：2面 ゲートボール：10面 野球：1面 グラウンドゴルフ：2面 夜間照明設備
虎姫運動広場「テニスコート」	宮部町3378番地1	73-4853	クレーコート：3面 夜間照明設備
虎姫運動広場「体育馆」	五村360番地1	73-4853	バスケットボール：1面

施設名	所在地	電話番号	摘要
山本山運動広場 「運動場」	湖北町山本2868番地	78-8300	多目的グラウンド 野球：1面
山本山運動広場 「体育館」	湖北町山本2868番地	78-8300	バスケットボール：1面 フィットネスルーム、和室等
高時川運動広場 「多目的広場」	湖北町速水2021番地	78-8300	多目的グラウンド
高時川運動広場 「テニスコート」	湖北町速水2021番地	78-8300	砂入り人工芝コート：3面
湖北体育館	湖北町速水1210番地	78-8300	バスケットボール：2面 卓球場、会議室
高月運動広場 「運動場」	高月町高月820番地1	85-3112	野球：1面 ソフトボール：2面 夜間照明設備
高月運動広場 「テニスコート」	高月町東柳野3番地1	85-3112	クレーコート：3面 夜間照明設備
高月運動広場 「体育館」	高月町東柳野3番地1	85-3112	バスケットボール：2面 柔道室、卓球室
木之本運動広場 「運動場」	木之本町西山350番地	82-5900	多目的グラウンド 夜間照明設備
木之本運動広場 「プール」	木之本町木之本2101番地1	82-5900	50m・25m・小プール
木之本運動広場 「体育館」	木之本町西山183番地3	82-5900	バレー場：2面
余呉体育館	余呉町下余呉555番地1	86-3222	バレー場：2面
余呉屋内グラウンド	余呉町中之郷788番地	86-3222	テニスコート：1面 フットサル：1面 ゲートボール：2面
余呉屋外運動場照明施設 (余呉小)	余呉町中之郷777番地	86-3222	軟式野球場：1面
西浅井運動広場 「運動場」	西浅井町大浦190番地1	89-1125	野球：1面 ソフトボール：2面 夜間照明設備
西浅井運動広場 「テニスコート」	西浅井町大浦190番地	89-1122	ハードコート：2面 夜間照明設備
西浅井運動広場 「グラウンドゴルフ場」	西浅井町大浦190番地1	89-1122	天然芝グラウンドゴルフ場
西浅井運動広場 「体育館」	西浅井町大浦190番地	89-1122	バスケットボール：2面 ビジタールーム等
西浅井いきいきホール	西浅井町塩津浜1795番地	89-1122	ゲートボール：2面

○生涯学習・文化スポーツ事業

社会教育・生涯学習

◎「生涯学習社会づくり基本方針」に基づき、市民一人ひとりが自己実現をめざして、お互いに支えあい学びあう中で、その学びを生かして地域のふれあいや家族の絆を深めるとともに、「みんながつながり、みんなでつくる長浜のまちづくり」の実現をめざします。

1. 生涯学習社会の推進

(1) 生涯学習推進体制の充実と活性化

- | | | |
|---------------------|---------|----------|
| ①生涯学習推進協議会の機能充実 | 会議年4回開催 | 研修会年1回開催 |
| ②公民館等連絡協議会の機能充実 | 連絡会、研修会 | 年2～3回開催 |
| ③社会教育委員会議の機能充実 | 会議年3回開催 | 研修会年1回開催 |
| ④市民学芸員制度の機能充実と人材の活用 | | |
| ⑤学校施設の開放と有効活用の推進 | | |
| ⑥民間教育施設との連携・協力 | | |

(2) 学習機会の場の充実

- | | |
|--|--|
| ①生涯学習大学講座「長浜学」の開催（5回開催予定） | |
| ②市内高等学校や長浜バイオ大学、公民館との連携による「淡海生涯カレッジ長浜校」の開講 | 全18回開講 |
| ③住民I Tサポート事業 | 初歩的なI T技術の講習
初級、ワード、エクセル、ホームページ作成等 |
| ④言葉を大切にするまちづくり推進事業 | 読み聞かせ等のボランティア団体の研修・交流・育成の場の設定
会議・年2回開催:長浜市役所等
研修会の開催 |

(3) 学習情報の収集と発信

- ①ホームページや生涯学習情報誌「おさそい」等の発信 隨時更新

2. 成人教育の推進と家庭教育への支援

(1) 家庭の教育機能の充実

①家庭教育支援総合推進事業

- ア 長浜市家庭教育推進協議会の開催 会議・年3回開催
イ 家庭教育支援チームの活動支援
ウ 「子育てサポートー養成講座」の実施
エ 「お父さんが主役のイクメン講座」の実施
オ 「子育て親育ち講座」の開設

就学前検診時等での子育て学習会
保幼小中主催子育て学習会支援

(2) 社会教育関係団体等の育成、支援

P T A 研修会の開催

校種別部会開催(幼・小・中各年1回開催)

子ども会 研修会の開催 各地区子ども会事業への訪問指導「あそびの出前」

(3) 長浜ユネスコ協会活動への支援

- ①日本語教室 毎週 水・土曜日 於：国際文化交流ハウス G E O
日本語ボランティア講師研修会
- ②ユネスコ世界寺子屋運動
・街頭募金：市内

- ・書きそんじはがき回収キャンペーン
- ③「平和の鐘を鳴らそう」事業の実施 8月15日（土） 於：大通寺
- ④「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの絵画展」 入選作品を展示 市内3会場
- ⑤ユネスコ協会研修会
- (4) 新成人を祝うつどい
 - 実施日 平成28年1月10日（日）予定
 - 会場 長浜ロイヤルホテル、湖北文化ホール、木之本スティックホール（予定）
 - 事業内容 式典、実行委員会による事業実施

3. 青少年教育の推進

- (1) 地域の教育機能の充実
 - ①土曜学び座事業
 - 各公民館で、子どもたちの健全育成を目指し、様々な講座を開催する
 - ・市内全小学校児童を対象に毎週土曜日に体験活動を実施
 - ・学校と地域の連携協力
 - ・体験活動支援ボランティアセンターの運営
 - ・土曜学び座のつどいの実施
 - ②「子ども長浜学」
 - 長浜の歴史・伝統文化・職業体験・防災体験・科学実習等、体験活動を夏休み・冬休みに実施
 - ③通学合宿
 - 市内全域に通学合宿希望の団体を公募し、実施する団体を支援する
 - 市内8地区実施予定
 - 湯田地区・七尾地区・田根地区・びわ地区・虎姫地区・朝日地区・古橋地区・千田地区
 - ④「大好き長浜 再発見」
 - 中学生同士、異世代間の交流を通じ新しい人間関係を築くとともにリーダーの育成を図る
- (2) 生涯学習の成果を生かしたボランティアの育成
 - ①文化団体や生涯学習団体等の特色を生かした学校支援事業の推進
 - ②生涯学習指導者バンクの設置
- (3) 地域ぐるみで取り組む青少年健全育成と非行防止活動の推進 （長浜青少年育成市民会議の活動の推進）
 - ①有害図書等自動販売機の設置拒否等、環境浄化の推進
 - ②「愛のパトロール活動」青少年育成団体等
 - ③「滋賀県民総あいさつ運動」の推進
 - ④強調月間におけるのぼり旗の掲出、街頭啓発
 - ⑤「明るい家庭づくり」標語の募集と展示
 - ⑥「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」ポスター・絵画・作文の募集と展示
 - ⑦中学生広場「私の思い2015」の意見文募集
 - ⑧「長浜市青少年育成市民のつどい」の実施
 - 1月29日（日） 予定
 - 於：湖北文化ホール 標語、ポスター優秀作品表彰、意見発表、事例発表

4. 公民館の組織運営の充実強化

- (1) 公民館等の運営の充実
 - ①地域に即した特色ある公民館運営と事業の充実・強化
 - ②地域住民との連携・協力によるまちづくりの推進
 - ③公民館および職員相互の連携強化、情報ネットワーク化の促進
 - ④地域各種団体・サークルの地域活動への指導助言、相談、学習情報の提供等の充実
 - ⑤職員の資質向上のための研修の充実

- ⑥地域活動の促進を図るため、生涯学習ボランティアの育成・支援
 - ⑦地域住民による公民館等の効果的な利用促進
 - ⑧指定管理者制度などを生かした民間活力の導入
- (2) 地域の特性を生かした公民館事業の展開
- ①地域文化活動（サークル活動等）の促進と学びを生かす事業への啓発
 - ②子どもの生きる力を育む環境づくり
土曜学び座の推進
 - ③地域のコミュニティづくりのための事業の展開
(まちづくりネットワークの広がり)
 - ④長浜市人権尊重都市推進会議、人権施策推進課との連携による「人権教育の推進」生き生きふれあい懇談会、地区別人権研修会の充実
各自治会および地域単位での「人権のつどい」425自治会
 - ⑤公民館活動の広報・啓発活動の充実
公民館広報の充実と地域住民への公民館活動参画意識の醸成
 - ⑥地域課題解決に向けた公民館事業の充実

文化・スポーツ振興

- ◎ふるさとの文化を継承し、新たな文化を創造して人々が輝き誇りがもてるまちづくりをめざします。
- ◎より多くの市民が、気軽に、いつでも体力や志向にあった運動・スポーツができるまちづくりをめざします。

1. 文化芸術の振興

- (1) 長浜市文化芸術振興にかかる基本方針に基づき、各事業の検証（モニタリング含む）を行い事業の充実をめざします。
- (2) 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団、株式会社ロハス余吳に事業委託を行い、施設と一体となった事業展開を行います。
- (3) 第67回長浜市美術展覧会の開催
 - 第1期：<日本画、書、彫刻> 8月22日（土）～8月27日（木）
 - 第2期：<洋画、写真、工芸> 9月5日（土）～9月10日（木）
 - 会場：長浜文化芸術会館
 - 開催時間：9：00～17：00（いずれも最終日は16：00まで）
- (4) 文化芸術振興事業の推進

【長浜文化芸術会館 開催事業】 会場：長浜文化芸術会館

- ①鑑賞型事業
 - ア 関西フィルハーモニー管弦楽団リラックスコンサートVOL. 13 in 長浜
8月2日（日）
 - イ ファミリー人形劇
10月4日（日）
 - ウ 伝統芸能事業 落語「ながはま寄席」
10月30日（金）
 - エ 関西フィル弦楽メンバーと武田優美が贈る秋のロマンティックコンサート
10月30日（金）
- ②地元育成型
 - ア 「Harmony with hearts」～美しき湖上の響き～（声楽）
7月19日（日）
 - イ アンサンブルの愉しみ（バレエ）
9月27日（日）
 - ウ タイニークリスマスコンサート
12月6日（日）
- ③市民参加型（青少年育成）事業
 - ア 第2回長浜市中学校吹奏楽交流会
10月16日（金）
 - イ 湖北児童生徒書初め展
1月22日（金）～1月31日（日）

【長浜文化芸術会館 開催事業】 会場：市内各会場

① 地元育成型

ア 人形浄瑠璃「富田人形公演」	夏公演	7月26日（日）	【リュートプラザ】
	秋公演	12月6日（日）	【リュートプラザ】

② 市民参加型（青少年育成）事業

ア 関フィルメンバーによる楽器演奏クリニック事業	8月18日（火）	【北中学校】
--------------------------	----------	--------

【浅井文化ホール 開催事業】 会場：浅井文化ホール

① 演劇「知覧のさくら」 4月29日（水・祝日）

② 千代崎元昭 浅井オペラ公演 10月25日（日）

③ 愛知室内オーケストラ コンサート 11月28日（日）

④ 公共音楽ホール活性化事業 12月～1月

(5) 第40回長浜市芸術文化祭の開催 8月22日（日）～12月末

(6) 2015長浜音楽祭の開催 11月21日（土）～22日（日）

(7) 浅井・びわ・虎姫・湖北・高月・木之本・余呉・西浅井文化祭の開催支援

(8) 文化芸術団体・音楽協会等の団体支援と活動の促進（アウトリーチ事業の推進）

2. 生涯スポーツの充実

(1) 総合型地域スポーツクラブの設立・育成

① 総合型地域スポーツクラブの認知度の向上

ア 市民・スポーツ団体等を対象にした研修会・説明会の開催

イ 体育推進員（各自治会の事業推進）の委嘱および職務説明冊子の送付

② 総合型地域スポーツクラブ設立への支援

ア 設立手法に関する説明会の開催

イ 地域体育振興会から設立準備委員会および総合型地域スポーツクラブへの移行支援

(2) 健康づくりと交流の推進

① 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団による各種スポーツ教室の展開

② 長浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会による各種のスポーツ事業の展開

（木之本eye's・奥びわ湖スポーツクラブ・高月総合型地域スポーツクラブピース・

余呉はごろもクラブ・長浜スポーツコミュニティクラブ・湖北Eクラブ・びわ総合型地域
スポーツクラブ設立準備委員会・虎姫総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会）

(3) スポーツイベント

① 第23回 びわこ長浜ツーデーマーチ 5月9日（土）・10日（日） 【豊公園他】

② 奥びわ湖健康マラソン 5月17日（日） 【西浅井支所周辺】

③ 長浜市陸上競技大会 6月7日（日） 【浅井ふれあいグラウンド】

④ びわ湖ジョギングコンサート 8月30日（日） 【奥びわスポーツの森】

⑤ 余呉湖健康マラソン 10月4日（日） 【余呉湖周辺】

⑥ あざいお市マラソン 10月11日（日） 【浅井ふれあいグラウンド】

⑦ 長浜市駅伝競走大会 11月3日（火） 【浅井ふれあいグラウンド】

3. スポーツを支援する環境の整備・充実方策

(1) 学校体育施設の開放

① 開放事業にかかる情報交換会の開催

② 利用団体登録説明会の開催

(2) 指導者の確保と活用推進

① スポーツ推進委員と体育推進員の連携による事業展開

② スポーツ推進委員の資質の向上と活動の活性化

(3) スポーツ団体の育成と各種大会への参加奨励

- ① 体育協会・スポーツ少年団の事務局支援
- ② 県体・国体等出場選手の強化
- ③ 全国規模大会等への出場支援

施設活用

◎市民をはじめとする施設利用者が、生涯学習やスポーツを楽しんでいただけるための「安全」「安心」な施設整備の充実を図るとともに、「気軽」に「気持ちよく」利用いただける施設の適正管理に努めます。

1. 生涯学習施設の整備と充実

市民の施設利用満足度の高い施設管理の推進

- (1) 生涯学習施設の整備と充実
 - ① 公民館改築計画の推進
 - ア 神照公民館の移転・新築工事
 - (2) 生涯学習施設改修の実施
 - ① 市内公民館の改修
 - ア 市民交流センター非常照明設備修繕
 - イ 上草野公民館建具各所修繕
 - ② 市内文化ホールの改修
 - ア びわ文化学習センター屋上及び外壁改修工事
 - イ 長浜文化芸術会館舞台照明及び舞台機構修繕
 - ウ 浅井文化ホール電話設備改修
 - エ 虎姫文化ホール舞台照明及び吊り物機構修繕
 - オ 木之本スティックホール舞台照明及び吊り物機構修繕
 - ③ 長浜市勤労青少年センター屋上防水改修工事
 - (3) 生涯学習施設耐震整備の推進
 - ① 虎姫公民館耐震診断
 - ② 高月公民館耐震診断

2. スポーツ施設の整備と充実

市民が利用しやすい施設管理の推進

- (1) スポーツ施設改修の実施
 - ① 長浜市民体育館受変電設備修繕
 - ② 浅井文化スポーツ公園遊具修繕
 - ③ 虎姫運動広場テニスコート照明設備修繕
 - ④ 西浅井運動広場体育館エレベーター修繕
 - ⑤ 山本山運動広場体育館改修工事実施設計委託
- (2) スポーツ施設耐震整備の推進
 - ① 湖北体育館大規模改修工事、同監理業務委託

3. 市民の施設利用満足度の高い施設管理の推進

- (1) 指定管理者による施設の管理運営
 - ① 長浜文化芸術会館（H26～H30年度）→公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
 - ② 浅井文化ホール（H26～H30年度）→㈱ロハス余吳
 - ③ 長浜市民体育館等（H26～H30年度）→公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団

- ④ 長浜市民プール等（H26～H30年度）→公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
 - ⑤ 浅井文化スポーツ公園等（H26～H30年度）→公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
 - ⑥ 木之本運動広場運動場・体育館（H26～H30）→総合型クラブ きのもと eye's
 - ⑦ 長浜市勤労青少年ホーム（H26～H30年度）→公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
 - ⑧ びわ体育館（H26～H28年度）→特定非営利活動法人P.P.P.滋賀
 - ⑨ 六莊公民館（H24～H28年度）→六莊地区地域づくり協議会
 - ⑩ 神田公民館（H23～H27年度）→神田地区まちづくり協議会
 - ⑪ 西黒田公民館等（H27～H31年度）→西黒田ふるさと振興会議
 - ⑫ 南郷里公民館（H27～H29年度）→南郷里地域づくり協議会
 - ⑬ 湖北公民館・湖北文化ホール（H25年～H29年度）→湖北まちづくり協議会（特定非営利活動法人学びの里湖北・速水学区地域づくり協議会共同事業体）
 - ⑭ 高月公民館（H27～H31年度）→高月地域づくり協議会
 - ⑮ 西浅井公民館等（H25年度～H27年度）→西浅井地区地域づくり協議会
- (2) 生涯学習、スポーツ施設の指定管理者に対するモニタリングシステムを確立・実施し、管理運営に対する利用者の意向等を反映させます。
(定期的にモニタリングを実施)

○長浜城歴史博物館

1. 施設の概要

立地条件	都市計画公園「豊公園（16ヘクタール）」内 長浜城跡（市指定史跡）					
設置場所	滋賀県長浜市公園町10番10号					
竣工	昭和57年9月1日					
開館	昭和58年4月5日					
敷地面積	17,000m ²					
延床面積	1,836m ²					
建築面積	662.1m ²					
建物構造	天守閣	鉄筋コンクリート造漆喰壁、3層5階建地下1階、粘土和瓦葺				
	走り櫓	鉄筋コンクリート造漆喰壁、平屋建地下1階、粘土和瓦葺				
	付玄関	鉄筋コンクリート造漆喰壁、平屋建、粘土和瓦葺				
各階別床面積	地階	480.4m ²	研修室、収蔵庫、荷解室、休憩室、資料搬入口 機械室、電気室、EV			
	1階	491.9m ²	玄関、受付、エントランスホール、事務室、 学芸室、収蔵庫、燻蒸室、便所、倉庫、EV			
	2階	432.3m ²	展示室、EV			
	3階	283.8m ²	展示室、収蔵庫、ビデオコーナー、EV			
	4階	113.6m ²	呈茶席（畳敷き）、機械室、倉庫			
	5階	34.6m ²	パノラマ展望台（回廊）			
	計	1,836.6m ²				

機能別空間面積

	全 体	学芸空間	管理空間	利用者空間	共有空間
	延床面積	床面積	床面積	床面積	床面積
地 階	480.4	186.1	123.9	84.8	85.6
1 階	491.9	158.6	120.7	121.7	90.9
2 階	432.3	0.0	11.0	380.8	40.5
3 階	283.8	16.6	10.6	231.3	25.3
4 階	113.6	0.0	69.7	24.9	19.0
5 階	34.6	0.0	0.0	34.6	0.0
合 計	1,836.6	361.3	335.9	878.1	261.3

視聴覚機器	2階	長浜城築城ジオラマ、秀吉・おね・長政モナタージュボイス、秀吉の足跡を訪ねて
バリアフリー設備	3階	ビデオ（羽柴秀吉と北近江）、湖北をたどる（ジオラマ） 屋外スロープ、車椅子専用リフト、車椅子（6台）、ベビーカー1台、 多目的トイレ、エレベーター（地階～3階）、階段手摺（両側）、 外部インターホン

2. 展示事業

①特別企画

「秀吉の戦い・豊臣の合戦～半兵衛と官兵衛が支えました天下統一への軌跡～」

長浜市では「黒田官兵衛博覧会」が開催され、長浜城歴史博物館もその会場の一つとして、博覧会会期の12月28日まで、秀吉を支えました官兵衛の戦いに焦点をあて、テーマにあわせた展示を行いました。

第1回 テーマ展	『本能寺から賤ヶ岳合戦』 会期：平成26年4月7日（月）～5月20日（火） 主旨：秀吉が天下人への階梯を登る契機となった本能寺の変から賤ヶ岳合戦までのゆかりの資料を紹介。黒田官兵衛の参陣を示す「羽柴秀吉書置」や「賤ヶ岳合戦図屏風」などを展示しました。
第2回 テーマ展	『姉川合戦と浅井氏攻め』 会期：平成26年5月21日（水）～7月18日（金） 主旨：秀吉が一国一城の大名となる契機となった、姉川合戦と浅井氏攻めを取り上げ、浅井長政が記した姉川合戦唯一の「感状」や、「姉川合戦図屏風」などを展示しました。
第3回 テーマ展	『浅井氏攻めと城郭』 会期：平成26年9月9日（火）～10月21日（火） 主旨：秀吉が一国一城の大名となる契機となった、浅井氏攻めを取り上げ、関係する小谷城や虎御前山砦などの資料を展示しました。
第4回 テーマ展	『秀吉 天下統一への戦い～長篠合戦から朝鮮出兵』 会期：平成26年10月22日（水）～11月24日（月） 主旨：長篠合戦図は火縄銃の存在価値を高め、国友鎧治が注目されることとなります。小牧長久手合戦には長浜城在番の「長浜衆」が従軍しました。また、朝鮮出兵には長浜の船持ちが微発され、軍勢・兵糧運搬に従事しており、この時代の湖北・長浜は天下統一の胎動の中にあったことに注目し、関係する資料を展示しました。
第5回 テーマ展	『関ヶ原合戦から大坂の陣』 会期：平成26年11月25日（火）～12月28日（日） 主旨：最終テーマ展は、黒田官兵衛が九州・豊後国（大分県）を平定した関ヶ原合戦と、息子の黒田長政が従軍した大阪の陣を取り上げ、「石田三成書状」・「大坂夏の陣図」などを展示しました。

②特別展

「秀吉に備えよ!!～続・羽柴秀吉の中国攻め～」

会期：平成26年7月19日（土）～9月8日（月）

主旨：本館では、昨年、秀吉飛躍の契機となった「中国攻め」を取り上げ、侵攻した秀吉の目線ではなく、攻め込まれて迎え撃った播磨・備前・備中などの武将たちの立場から、侵略者としての「秀吉」を活写しました。本年は再び「秀吉の中国攻め」を主題に据え、中国攻めを体系的に取り上げ、侵略者としての「秀吉」を続編として描き出しました。

③企画展

ユネスコ無形文化遺産に向けて「長浜曳山祭の歴史～その運営と山の姿～」

会期：平成26年3月20日（木）～4月24日（木）

主旨：都市の祭礼の起源である祇園祭を描いた「洛中洛外図屏風」をはじめ、江戸時代の太刀渡の様子を描いた「紙本着色 近江長浜御祭礼長刀行列之次第」や、渡辺公觀の「御幣持図」と「長浜祭曳山版画」などを展示し、町衆によって支えられた無形文化遺産としての曳山祭の姿を紹介しました。

「日本中世の村落社会」～菅浦文書が語る民衆の歴史～

会期：平成 26 年 11 月 1 日（土）～11 月 30 日（日）

主旨：平成 26 年 10 月 16 日（月）、長浜市西浅井町菅浦地区の風景が「菅浦の湖岸集落景観」として、国の「重要文化的景観」に選定されました。本展ではこれを記念し、重要文化財「菅浦文書」36 点を展示し、日本中世の村落社会の歴史を紹介しました。

「明治 湖北の巨匠—中川耕斎展—」

会期：平成 27 年 1 月 3 日（土）～1 月 29 日（木）

主旨：明治時代に活躍した湖北ゆかりの絵師、中川耕斎の画業を振り返り、代表作を中心に展示公開し、耕斎の花鳥・水墨の世界を紹介しました。

「長浜城に初詣」

会期：平成 27 年 1 月 3 日（土）～1 月 25 日（日）

主旨：正月にふさわしい、新春を寿ぐ毎年恒例の展示で、湖北・長浜ゆかりの画人の作品を展示公開しました。

「下坂家ゆかりの資料展」

会期：平成 27 年 1 月 31 日（土）～3 月 10 日（火）

主旨：平成 26 年度に寄附のあった下坂家伝来資料 2,254 点の中から、歴史的価値のある資料を展示しました。

「長浜ゆかりの雛人形展」

会期：平成 27 年 1 月 31 日（土）～3 月 10 日（火）

主旨：長浜別院大通寺に伝来する井伊家の雛人形や、長浜の旧家に伝来する御殿雛などを展示しました。

「曳山祭関連資料展」

平成 27 年 3 月 14 日（土）～4 月 23 日（木）

主旨：ユネスコ無形文化遺産登録推進記念として、「日本三大山車祭」各山の模型や関連資料を展示し、長浜曳山祭の曳山行事が祇園祭や高山祭に匹敵する祭礼であることを広めました。

④特別陳列

第 17 回下郷共済会所蔵品展 中世公家文書の世界～『広橋文書』をひもとく～

会期：平成 26 年 4 月 26 日（土）～6 月 5 日（木）

主旨：一般財団法人下郷共済会と共催で、これまで 16 回の所蔵品展を開催してきました。今回、第 17 回目として同財団が所蔵する公家文書「広橋文書」から有識故実（朝廷の儀式・行事の旧例）を記録するために収集した文書を展示し、あまり知られていない中世の公家たちの姿を紹介しました。

湖北の村々の景観

会期：平成 26 年 6 月 7 日（土）～7 月 15 日（火）

主旨：明治時代に作成された坂田郡、浅井郡、伊香郡の 3 郡からなる長浜市域の村々の地籍図を紹介。近代初頭の湖北の村々の歴史情報を読み解き、歴史資料としての高い価値を伝えました。

特別公開「大門の不動明王坐像」

会期：平成 26 年 9 月 11 日（木）～10 月 19 日（日）

内容：長浜市の文化財に指定されている大門町の「木造不動明王坐像（大聖寺不動堂蔵）」は、湖北地方最大の不動明王像として知られます。本展で初公開となりました。

「引き札から見る長浜」

会期：平成 26 年 9 月 11 日（木）～10 月 29 日（水）

内容：シリーズ「引き札から見る長浜」の第 3 弾として、旧長浜町のうち三ツ矢町、神前町、永保町、錦町などの商店ゆかりの引き札を公開しました。

3. 資料収集、保存・調査研究事業

(1) 調査研究事業

調査・研究への支援、協力（委嘱・要請）

太田 浩司（滋賀県美術工芸品実態調査員）

森岡 榮一（滋賀県銃砲刀剣類登録審査員・滋賀県美術工芸品実態調査員）

(2) 資料収集保存事業

①館蔵品資料数（平成 25 年度末現在）

区分	館 藏 品				館蔵品小計	寄託品	収蔵品合計
	購 入	寄 贈	移 管 替	複 製			
絵画	568	231	8	53	860	467	1,327
彫刻	1	2	0	0	3	65	68
工芸	59	292	0	1	352	640	992
書跡	27	86	7	1	121	343	464
典籍	143	205	0	2	350	571	921
古文書	739	8,778	1	186	9,704	21,781	31,485
考古	0	32	0	6	38	218	256
民俗	10	3,608	0	1	3,619	4,459	8,078
歴史	192	820	379	13	1,404	8,451	9,855
合 計	1,739	14,054	395	263	16,451	36,995	53,446

②平成 26 年度購入、寄贈および寄託資料

区分	分 類	資 料 名	員 数
購入資料	絵図	京都府滋賀県交通地圖	1 枚
	絵図	東宮御成婚記念 日本交通分縣地圖	1 枚
	絵図	滋賀縣管内全圖	1 枚
寄贈資料	絵画	牛図屏風 竹内栖鳳・都路華香書他	32 点
	古文書		松葉氏資料 1 点
	書跡	山岡鉄舟書他	11 点
	絵画	阿弥陀三尊来迎図他	34 点
	古文書	下坂文書他	1,379 点
	書跡・典籍	和漢朗詠集他	下坂家資料 58 点
	歴史資料	吳越山牛頭天皇境内御画図他	30 点
	工芸	直檜銘下坂生兼先他	748 点
	民俗	信楽焼壺他	5 点
	絵画	引き札 嶋崎商店引札	1 枚
寄託資料	絵画	二十四孝図屏風	六曲一双
	絵画	山城国絵図	1 舗
	書跡	地位等級図坂田郡寺田村	1 舗
	民俗	濾甕	1 口
	民俗	竿秤 大	1 竿
	民俗	天秤 小	1 竿
	民俗	分銅 大	1 簡
	民俗	分銅 小	2 簡
	民俗	一升枡	1 口
寄託資料	古文書	石田三成多和田村十三條捷書	1 面

4. 普及・啓発

(1) 研究部会

部会名	古文書部会 解読学習	古文書部会 整理実習	人物部会	美術工芸部会	考古民俗部会
指導	江竜喜之氏	大竹悦子 当館学芸員	福井智英 当館学芸員	森岡榮一 大竹悦子 当館学芸員	牛谷 好伸 当館学芸員
開催日時	毎月第1木曜日 午後1時30分～	毎月第2木曜日 午後1時30分～	毎月第2水曜日 午後1時30分～	毎月第3火曜日 午後1時30分～	毎月第4火曜日 午後1時30分～
開催内容	江龍家文書	曾根村中川家・八戸 村桐畑家典籍	近江・長浜ゆかりの 人物について	絵画のみかた	考古学入門
参加人数	226名	50名	170名	159名	144名

(2) 臨地見学会

	第1回	第2回	第3回
行き先	「摂津・播磨の官兵衛ゆかりの史蹟を訪ねて」(日帰り)	「官兵衛ゆかりの地を訪ねて～筑前福岡編～」(1泊2日)	「日本最大の秘仏 金剛藏王大権現開帳と吉野の旅」(日帰り)
	兵庫県(多田銀山跡・多田神社・御着城跡ほか)	福岡県(福岡市博物館・福岡城跡ほか)	奈良県(金峯山寺藏王堂・吉水神社ほか)
開催日	平成26年6月20日(金)		平成26年11月19日(水)
講 師	森岡榮一 当館学芸員		福井智英 当館学芸員
参加人数	44名		45名

(3) 歴史探求ハイキング

	第1回	第2回	第3回
行き先	「信長の朝倉攻めの道をたどる—最前線の城・国吉城ー」 福井県三方郡美浜町	「賤ヶ岳合戦の最前線 堂木山砦・神明山砦を歩く」 長浜市内	「奥琵琶湖 菅浦を歩く」 長浜市内
日 時	平成26年5月18日(日)	平成26年10月1日(木)	平成26年10月24日(金)
講 師	牛谷好伸 当館学芸員	中井 均氏(滋賀県立大学教授) 福井智英 当館学芸員	太田浩司 当館学芸員
参加人数	27名	24名	44名

(4) 講座

①北近江歴史大学

年間テーマ「豊臣政権と黒田官兵衛」				
演題	第1回 「戦国播磨史の中の官兵衛」	第2回 「豊臣政権の中での官兵衛」	第3回 「関ヶ原合戦と黒田家」	第4回 「大河ドラマ『軍師官兵衛』で伝えましたいこと」
開催日時	平成26年5月25日(日) 午後2時30分~	平成26年7月27日(日) 午後1時30分~	平成26年9月23日(火) 午後1時30分~	平成26年11月9日(日) 午後1時30分~
講師	渡邊大門氏(大阪觀光大学客員研究員)	津野倫明氏(高知大学教授)	光成準治氏(県立広島大学講師)	勝田夏子氏(NHKドラマ部プロデューサー)
参加人数	122名	122名	165名	102名

②湖北学講座

年間テーマ「湖北の歴史と文化」				
演題	第1回 「竹中半兵衛」とその一族	第2回 「片桐且元」～その生涯と茨木城～	第3回 「湖北の観音」～ホトケを守る心～	第4回 「脇坂安治とその顕彰活動」
開催日時	平成26年6月15日(日) 午後1時30分~	平成26年7月6日(日) 午後1時30分~	平成26年10月5日(火) 午後1時30分~	平成26年12月6日(土) 午後1時30分~
講師	原田義久氏(タルイピアセンター学芸員)	清水邦彦氏(茨木市立文化財資料館学芸員)	佐々木悦也 学芸員(高月観音の里歴史民俗資料館)	脇坂忠彰氏(脇坂甚内安治侯顕彰会)
参加人数	91名	85名	57名	46名

③北近江古代・万葉ロマン講座

年間テーマ「万葉集に歌われた近江・湖北」				
演題	第1回	第2回	第3回	
	「湖風 寒く吹くらむ 津乎の崎はもー津乎の崎を考える -」	「伊香山 野辺に咲きたる萩見ればー笠金村の通った道 -」	「さざれ波 磯越道なる能登瀬川ー能登瀬川と首長川 -」	
開催日時	平成26年6月14日(土) 午後1時30分~	平成26年8月9日(土) 午後1時30分~	平成26年10月18日(土) 午後1時30分~	
講師	磯崎 啓氏(万葉研究家)	磯崎 啓氏(万葉研究家)	磯崎 啓氏(万葉研究家)	
参加人数	41名	27名	29名	

④大河ドラマ「軍師 官兵衛」を3倍楽しむ講座

演題	第1回	第2回	第3回	第4回
	「秀吉と官兵衛の出会い」	「官兵衛の有岡城幽閉と松寿」	「高松城水攻めから賤ヶ岳合戦」	「黒田官兵衛と石田三成」
日時	平成26年 4月19日 (土) 午後1時30分～	平成26年 7月21日 (月・祝) 午後1時30分～	平成26年10月11日(土) 午後1時30分～	平成26年12月14日 (日) 午後1時30分～
講師	太田 浩司 学芸員 (長浜城歴史博物館館長)	太田 浩司 学芸員 (長浜城歴史博物館館長)	太田 浩司 学芸員 (長浜城歴史博物館館長)	太田 浩司 学芸員 (長浜城歴史博物館館長)
会場	勤労者福祉会館「臨湖」	勤労者福祉会館「臨湖」	勤労者福祉会館「臨湖」	勤労者福祉会館「臨湖」
参加人数	114名	132名	122名	85名

5. 長浜城歴史博物館支援市民協働活動

(1) 長浜城歴史博物館友の会会員数

651名	(平成26年度末現在)	内訳	普通会員	426名
			研究会員	158名
			家族会員	58名
			賛助会員	9団体

(2) ボランティア活動

古文書整理ボランティア（古文書部会） 毎月第2木曜日 午後1時30分～ 参加人数 50名
発送ボランティア（月1回） 会報誌「友の会だより」、チラシ等の発送作業 参加人数 94名
長浜城一門衆 展示室での案内活動 博物館入口での入館者案内活動
黄母衣衆 研究部会事業、講演会、臨地見学会などの企画立案 友の会事業や見学会における受付・集金事務 友の会だよりへの寄稿促進および編集・印刷作業などへ活動の展開 講座開催時の受付担当や資料準備の補助等
清掃ボランティア（毎月17日） 4月～10月まで 午前7時～8時 長浜城前庭周辺 参加人数 88名
第13回 近江中世城跡琵琶湖一周のろし駅伝 平成26年11月23日（日）午前10時52分発煙 参加人数 10名（当日）11名（前日準備）
正月飾り設置 新年に来館者をお迎えするための正月飾りをエントランスに設置。 平成26年12月27日（土） 参加人数 10名

(3) 友の会だよりの発行

毎月1回（約800部）会報誌を発行。

(4) その他

①長浜城歴史博物館友の会創立30周年記念事業の開催

長浜城歴史博物館友の会は昭和60年1月に創立し、平成26年度に30周年を迎えたことから、創立30周年を祝賀し、友の会活動のさらなる飛躍と、大河ドラマ「石田三成」の誘致を目指して、記念事業を開催しました。

開催日時：平成27年1月24日（土）午後1時から

内 容：●創立30周年記念式典 創立30周年記念ソング披露

●記念講演会「石田三成と関ヶ原合戦～西軍はいかに戦おうとしたか～」

講師：歴史作家 桐野作人 氏

●記念対談「石田三成の生涯と人物評価」

対談者：桐野作人氏×長浜城歴史博物館 太田浩司館長

②研究会員のつどい

平成27年3月8日（日）午後1時30分から 長浜城歴史博物館 研修室 参加者 56名

「湖北の観音と信仰」 講師：芹生春菜氏（東京藝術大学美術館 助教）

上松茂樹氏（長浜市高月町唐川）

③城郭博物館三館連携講演会（共催事業）

平成27年3月1日（日）午後1時30分から 長浜文化芸術会館 参加者 233名

●講演会・県談

「近世城下町の誕生と形成 安土・長浜・彦根」

講師 高木叙子学芸員 安土城考古博物館 太田浩司学芸員 長浜城歴史博物館

野田浩子学芸員 彦根城博物館

●オプショナルツアー

長浜城下町見学 10:00～11:30 参加者 23名

6. 協議会

長浜市長浜城歴史博物館協議会

第1回 日 時：平成26年8月25日（月）午後1時30分～

会 場：長浜城歴史博物館 研修室・展示室

議 題：①特別展「秀吉に備えよ!!～続・羽柴秀吉の中国攻め～」観覧・講評

②平成26年度事業について（博物館事業・友の会事業）

③今後の博物館活動への意見・提言 その他

第2回 日 時：平成27年1月16日（金）午後1時30分～

会 場：長浜城歴史博物館 研修室・展示室

議 題：①企画展「明治 湖北の巨匠 一中川耕斎」観覧・講評

②平成26年度事業報告（博物館事業・友の会事業）

③平成27年度 長浜城歴史博物館展示スケジュール（案）について

④今後の博物館活動への意見・提言 その他

7. 利用状況

（1）長浜城歴史博物館入館者状況（平成26年度）

（単位：人）

大人	小人
170,205	21,825
個人	団体
170,452	21,578
総入館者数	192,030

(2) 長浜城歴史博物館入館料等状況（平成26年度）

(単位：円)

長浜市長浜城歴史博物館 入館料収入	58,015,001
-------------------	------------

図録等販売収入	特別利用収入	コピー等収入	左記合計
1,923,436	228,000	200	
財産収入	広告掲載料収入		2,357,636
6,000	200,000		

8. その他

(1) 教育普及事業

①特別講座

	第1回	第2回	第3回
演題	「秀吉の中国攻め～鳥取城攻めを中心に～」 特別展「秀吉に備えよ!!～続・羽柴秀吉の中国攻め～」 関連講座	「菅浦文書研究の到達点」 企画展「日本中世の村落社会～菅浦文書が語る民衆の歴史～」関連講座	「井伊直弼の姫たち～弥千代と砂千代～」 企画展「長浜ゆかりの雛人形展」関連講座
日時	平成26年8月24日(日) 午後1時30分～	平成26年11月29日(土) 午後1時30分～	平成27年2月22日(日) 午後1時30分～
講師	岡村吉彦氏(鳥取県立公文書館県史編さん室室長)	青柳周一氏(滋賀大学経済学部教授)	谷口徹氏(彦根市彦根城世界遺産登録推進室)
会場	勤労者福祉会館「臨湖」	勤労者福祉会館「臨湖」	勤労者福祉会館「臨湖」
参加人数	126名	123名	77名

②出前講座

172件 受講人数(のべ) 7,729人

・市内外の公民館、学校、自治会、各種団体等の要望に応じ、講師として学芸員を派遣しました。

③中学校伝統文化学習講座「長浜語り部講座」

長浜市立長浜西中学校 毎週月曜日 2年生 3校時 3年生 4校時
5月から12月 18回

④博物館実習

実習日：平成26年8月18日(月)～23日(土)

実習生5名受け入れ 京都女子大学2名 滋賀県立大学2名 佛教大学1名

1日目	【講義】博物館と町づくり・長浜城歴史博物館の特色 長浜城歴史博物館・長浜城跡見学
2日目	展示見学 博物館の防虫・防菌最前線【講義】実技実習(拓本)
3日目	書籍・典籍の整理
4日目	博物館と学校教育【講義】資料整理と写真撮影
5日目	長浜城下町の調査と研究
6日目	展示説明

- ⑤「長浜城H-1 グランプリ 2014」（第4回自由研究コンクール）
 市内小学5・6年生、中学生対象（応募締切 平成26年9月12日）
 テーマ「私たちのふるさと 長浜の歴史や人物について」
 長浜城歴史博物館や市内図書館で長浜市歴史関連の特設コーナーを設置
 ◇「夏休み自由研究相談室」を開催

開催日	会場
平成26年7月26日（土）	長浜城歴史博物館
平成26年8月5日（火）	高月図書館
平成26年8月11日（月）	長浜城歴史博物館
平成26年8月17日（日）	長浜図書館

- ◇「長浜城H-1 グランプリ 2014」審査結果
 応募作品 全20作品（応募者数：31名）
 審査会 第1次審査 平成26年11月5日（水）
 第2次審査 平成26年11月26日（水）
 入賞5作品を選出
 ◇表彰式・優秀作品発表会 平成26年12月13日（土）

（2）博物館管理運営事業

①館内施設点検

施設名	屋内消火栓、ハロゲン化物消火器、自動火災報知設備	空調設備	エレベータ	昇降機（リフト）	電気設備
点検回数	年1回	年4回	毎月	年4回	毎月

②長浜城歴史博物館燻蒸

酸化エチレン製剤燻蒸 平成26年6月3日（火）～6月6日（金）4日間 1階燻蒸庫 102 m ³	シフェノトリン含有炭酸ガス製剤燻蒸 平成27年3月11日（水） 収蔵庫および展示ケース等
---	--



（写真：長浜城歴史博物館）

○曳山博物館

1. 施設の概要

場所：滋賀県長浜市元浜町14番8号

開館：平成12年10月1日

敷地面積：3187.52m²

延床面積：2617.16m²

建築面積：1758.08m²

構造：RC（鉄筋コンクリート）、一部SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）、地上3階、地下1階

施設：常設展示室、企画展示室、映像室、修理ドック、伝承スタジオ、ワークルーム、会議室、広場

設備：授乳室、身障者用トイレ、オストメイトトイレ、車椅子、エレベーター、スロープ

特殊設備：ターンテーブル3台（広場、修理ドック前）、スライドテーブル2台（曳山収蔵庫）



2. 展示・普及事業（平成26年度）

曳山交替式 4月5日 搬出山：春日山・諫鼓山・月宮殿・青海山
搬入山：高砂山・鳳凰山・猩々丸・壽山

常設展示

高砂山・鳳凰山（4月～7月、9月～12月）

猩々丸・壽山（7月～9月、12月～4月）

特別展

「曳山4基公開展示」（4月6日～4月20日）

「歌舞伎に登場する女性たち」（1月10日～12月21日）

企画展

「上丹生の曳山茶碗祭紹介パネル展」（4月21日～6月1日）

「神になった秀吉」（6月2日～7月6日）

「曳山祭関連資料展」（7月7日～7月27日）

「夏休み企画展 お金をめぐる歌舞伎千夜一夜」（7月28日～8月31日）

「曳山祭関連資料展」（9月1日～10月5日）

「曳山職人工芸展」（10月6日～11月9日）

「シリーズ干支“未”」（12月22日～1月25日）

「シリーズ曳山の美 百花繚乱」（1月26日～3月8日）

「シリーズ曳山を支えた人たち」（3月9日～4月19日）

「三大山車祭のヤマと資料展～長浜・祇園・高山」（3月9日～5月10日）

特別出陳展示

「土蔵から見つかった江戸時代の貨幣展」（1月27日～12月28日）

博覧会

黒田官兵衛博覧会[城下まち館]（1月19日～12月28日）

普及事業

・歴史探訪会「上丹生の曳山茶碗祭」5月4日 参加者27人

・夏休み体験教室「江戸時代のおもちゃを作ろう！」7月25日 参加者19人

・夏休み体験教室「歌舞伎役者になってみよう！」7月29日 参加者6人

・曳山博物館臨地見学会（高山祭と白川郷一奥飛騨の文化遺産を訪ねて－10月9日、参加者25人）

・曳山博物館臨地見学会（もうひとつの嵐山 技芸の佛と花の天井、未を訪ねて 3月10日、参加者25人）

3. 利用状況

入館者数（展示観覧者数） 36,074人

（うち有料観覧者数 31,037人、無料観覧者数 5,037人）

貸館利用者数 17,580人

○浅井歴史民俗資料館

1. 施設の概要

設 置 場 所	滋賀県長浜市大依町 528 番地
竣 工	平成 5 年 3 月 (糸姫の館) 平成 5 年 12 月 (七りん館) 平成 6 年 10 月 (郷土学習館・土蔵・鍛治部屋・便所・受付・ポンプ室・自転車置場)
開 館	平成 7 年 3 月 1 日
敷 地 面 積	8153.06 平方メートル
延 床 面 積	952.24 平方メートル
建 築 面 積	712.24 平方メートル
建 物 構 造	郷土学習館 鉄筋コンクリート造 2 階建 糸姫の館 ヨシ葺木造平屋建 七りん館 ヨシ葺木造平屋建 鍛治部屋 瓦葺木造平屋建 土 蔵 鉄筋コンクリート造 2 階建 便 所 瓦葺木造平屋建
各 館 別 床 面 積	郷土学習館 1 階 275.00 平方メートル 玄関、受付、エントランスホール、事務室、展示室、 燻蒸室、便所、倉庫、機械室、EV 2 階 275.00 平方メートル 展示室、収蔵庫、EV 計 550.00 平方メートル
	糸姫の館 113.32 平方メートル 七りん館 120.73 平方メートル 鍛治部屋 49.41 平方メートル 土 蔵 51.84 平方メートル 便 所 19.44 平方メートル ポンプ室 7.04 平方メートル 自転車置場 32.46 平方メートル
視 聴 覚 機 器	1 階ビデオ「羽柴秀吉と北近江」(30 分) シアター「姉川合戦絵巻物シアター」(3 分) シアター「姉川合戦 浅井長政×織田信長 三姉妹運命のはじまり」(8 分) 2 階ビデオ「羽柴秀吉と北近江」(20 分)
バリアフリー設備	屋外スロープ、車椅子(1 台)、障害者用トイレ、階段手摺

2. 展示事業

◆企画展 「浅井の産業ことはじめ～養蚕・製糸業～」 1 階展示室

会期：平成 26 年 6 月 10 日（火）～7 月 6 日（日）

趣旨：明治時代の蚕糸業の隆盛は、人々の暮らしを豊かにしたばかりか、地域の近代化にも貢献しました。文書や養蚕書、飼育道具等をとりあげ、明治期の蚕糸業の歩みについて紹介しました。

◆企画展 「第 12 回終戦記念展 一家族と離れて学童疎開ー」 1 階展示室

会期：平成 26 年 7 月 29 日（火）～8 月 31 日（日）

趣旨：湖北地域の学童疎開の実態について、引率した教諭の日誌をとりあげ、家族と離れて暮らす生徒たちの様子や地元との交流など生活の一端を紹介しました。

◆企画展「八雲コレクション～瓦からみた戦国時代～」 2階展示室

会期：平成26年8月19日（火）～平成27年1月25日（日）

趣旨：昭和27年、浅井中学校に寄贈された考古資料群「八雲書院」のうち、戦国時代の瓦をとりあげ、当時の瓦製作の技術や城の装飾など、瓦からみた戦国時代に迫りました。

◆企画展「民具が語る浅井の暮らし～七りん館の収蔵資料を中心に～」 1階展示室

会期：平成26年10月28日（火）～11月30日（日）

趣旨：七りん館の収蔵資料のうち暮らしの変遷を語る生活道具を取りあげ、長い年月をかけて人々が築き上げ、伝承してきた生活の知恵と工夫を紹介しました。

◆企画展「暮らしとあかり」

会期：平成26年10月28日（火）～12月23日（火）

趣旨：開館20周年を記念したあざい歴史の会との共催事業。暮らしの中で使われたあかりの道具をとりあげ、その地域性と時代性を読み取る企画展を開催しました。

◆企画展「考古資料からみる小谷城」 1階展示室

会期：平成27年2月13日（金）～3月22日（日）

趣旨：小谷城内で使われた生活用品のほか、姉川合戦や小谷攻防戦などで使用された
と考えられる武器・武具を紹介しました。

3. 收集·保管

(1) 新規購入資料

名 称	数 量
なし	

(2) 新規保管資料

名 称	数 量
なし	

(2) 新規受贈資料

名 称	数 量
蓄音機、レコード盤他	41点

(3) 館藏資料

区分	寄贈	寄託	合計
絵画	17		17
書跡・典籍	591		591
古文書	43	3	46
考古	192		192
民俗	4, 018 (41)		4, 059
歴史	74	1, 753	1, 827
合計	4, 976	1, 756	6, 732

館蔵資料総数 6,732点(41点) ※ ()内は平成26度に加わった点数。

4. 普及活動

(1) 民俗体験学習

会 場

浅井歴史民俗資料館、および各学校

内 容

トウミ・足踏み脱穀機・石臼等の民俗資料を用いた学習。「あざい歴史の会」のボランティアスタッフとともに「昔のくらし」を体験する。その他、収蔵資料を利用した「戦時中の話を聞こう」の出講。

番号	学習内容	学校学年等	人数	実施年月日（曜日）
1	まが玉をつくろう	速水小学校5年	54人	平成27年 6月22日（日）
2	総合学習 戦時中のくらし	長浜北小学校6年	70人	平成26年10月 9日（木）
3	総合学習 戦時中のくらし	長浜北小学校6年	70人	平成26年10月10日（金）
4	総合学習 民俗資料を使って	朝日小学校3年	23人	平成26年10月28日（火）
5	総合学習 地域の歴史	湯田小学校6年	130人	平成26年11月 1日（土）
6	総合学習 民俗資料を使って	長浜北小学校3年	146人	平成26年11月 7日（金）
7	総合学習 浅井三代と三姉妹	長浜小学校6年	26人	平成26年11月18日（火）
8	総合学習 民俗資料を使って	虎姫小学校3年	38人	平成27年 1月15日（木）
9	総合学習 民俗資料を使って	神照小学校3年	106人	平成27年 1月16日（金）
10	総合学習 民俗資料を使って	長浜小学校3年	66人	平成27年 1月20日（火）
11	総合学習 民俗資料を使って	長浜小学校3年	67人	平成27年 1月21日（水）
12	総合学習 民俗資料を使って	小谷小学校3年	24人	平成27年 1月22日（木）
13	総合学習 民俗資料を使って	浅井小学校3年	46人	平成27年 1月23日（金）
14	総合学習 民俗資料を使って	湯田小学校3年	74人	平成27年 1月27日（火）
15	総合学習 民俗資料を使って	びわ北小学校3年	23人	平成27年 1月28日（水）
16	総合学習 民俗資料を使って	南郷里小学校3年	100人	平成27年 1月30日（金）
17	総合学習 民俗資料を使って	塩津小学校3年	11人	平成27年 2月 3日（火）
18	総合学習 民俗資料を使って	永原小学校3年	14人	平成27年 2月 3日（火）
19	総合学習 民俗資料を使って	高時小学校3年	10人	平成27年 2月 3日（火）
20	総合学習 民俗資料を使って	杉野小学校3年	2人	平成27年 2月 3日（火）
21	総合学習 民俗資料を使って	北郷里小学校3年	32人	平成27年 2月 4日（水）
22	総合学習 民俗資料を使って	七尾小学校3年	9人	平成27年 2月 5日（木）
23	総合学習 民俗資料を使って	田根小学校3年	7人	平成27年 2月 5日（木）
24	総合学習 民俗資料を使って	余呉小学校3年	17人	平成27年 2月 6日（金）
25	総合学習 民俗資料を使って	彦根市立 城西小学校3年	66人	平成27年 2月13日（金）
26	総合学習 民俗資料を使って	木之本小学校3年	31人	平成27年 2月17日（火）
27	総合学習 民俗資料を使って	びわ南小学校3年	52人	平成27年 2月18日（水）
28	総合学習 民俗資料を使って	速水小学校3年	43人	平成27年 2月20日（金）
29	総合学習 民俗資料を使って	長浜南小学校3年	76人	平成27年 2月27日（金）

(2) あざい歴史の会連携事業

●歴史講座

会 場 浅井図書館視聴覚室

①「湖北の製糸業」

開 催 日 平成26年 6月20日(金)

講 師 粕渕 宏昭氏(滋賀県民俗学会 理事)

参 加 者 27人

②「草野川流域の古墳群」

開 催 日 平成26年 7月 4日(金)

講 師 丸山 竜平氏(NPO法人 自然と歴史ロマンの会 代表)

参 加 者 37人

③「残されたシベリア抑留の記録ー敗戦の詩集にこめられた抑留者の叫びー」

開 催 日 平成26年8月22日(金)

講 師 樋爪 修氏(大津市歴史博物館 館長)

参 加 者 44人

④「湖北・湖東の農具ー浅井歴民所蔵『農道具書上帳写』を素材として」

開 催 日 平成26年11月14日(金)

講 師 大塚 活美氏(京都府立総合資料館 歴史資料課 行政文書担当主査)

参 加 者 24人

⑤「考古資料にみる小谷城」

開 催 日 平成27年 3月 7日(土)

講 師 西原 雄大氏(高月観音の里歴史民俗資料館 学芸員)

参 加 者 30人

●第12回七りん館コンサート

会 場 七りん館

開 催 日 平成26年 5月31日(土)

演 奏 者 リーフア

参 加 者 56人

●体験教室

	内 容	開 催 日	講 師	参加者
1	まが玉をつくろう	平成26年 6月 8日(日)	あざい歴史の会	36名
2	拓本をとろう	平成26年 6月22日(日)	北村 圭弘氏	10人
3	稻刈りをしよう	平成26年 9月 6日(土)	あざい歴史の会	27人
4	まゆの糸とりを知ろう	平成26年10月 4日(土)	西村 英次氏 西村 則子氏	10人
5	鍛冶屋さんになろう	平成26年11月 8日(土)	鍛冶屋町おこし委員会	17人
6	竹かご作り	平成26年11月22日(土) 23日(日)	中川 与一氏 あざい歴史の会	46人
7	おもちつきをしよう	平成26年12月 7日(日)	あざい歴史の会	54人
8	ひな人形を作ろう	平成27年 2月 7日(日)	山岡 陽子氏	16人
9	みそづくりをしよう	平成27年 3月 1日(土)	あざい歴史の会	27人

5. 利用状況

(1) 浅井歴史民俗資料館入館者状況（平成26年度）

(単位：人)

大人	小人
5,571	1,763
個人	団体
5,679	1,655
総入館者数	7,334

(2) 浅井歴史民俗資料館入館料等状況（平成26年度）

浅井歴史民俗資料館 入館料収入（パスポート収入込）	960, 848円
---------------------------	-----------

浅井歴史民俗資料館 刊行物販売収入	17, 554円
-------------------	----------



(写真：浅井歴史民俗資料館)

○高月観音の里歴史民俗資料館

1. 施設の概要

設置場所	滋賀県長浜市高月町渡岸寺229番地	
竣工年	昭和58年3月24日	
開館年	昭和59年9月27日	
敷地面積	1,000.00平方メートル	
延床面積	551.30平方メートル	
建築面積	360.36平方メートル	
建物構造	鉄筋コンクリート造、2階建、銅板葺	
各階別床面積	1階	304.04平方メートル 玄関、受付、エントランスホール、事務室、収蔵庫、展示室、燻蒸室、便所、倉庫、機械室、EV
	2階	247.26平方メートル 展示室、EV、倉庫
	計	551.30平方メートル

機能別空間面積

	全 体 延床面積	学芸空間 床面積	管理空間 床面積	利用者空間 床面積	共有空間 床面積
1 階	304.04	63.75	43.55	67.50	129.24
2 階	247.26	60.00	11.25	113.75	62.26
合 計	551.30	123.75	54.80	181.25	191.50

視聴覚機器

1階 ビデオ「古墳と観音の里・高月」

2階 ビデオ「国宝への旅」他2種、高月町内のジオラマ

バリアフリー設備

屋外スロープ、車椅子（2台）、障害者用トイレ、エレベーター（1階～2階）、階段手摺

2. 展示事業

黒田官兵衛博覧会連携会場・開館30周年記念 特別企画

「戦火をくぐりぬけたホトケたち」

会期／平成26年4月2日（水）～12月28日（日）

会場／高月観音の里歴史民俗資料館 1階展示室

趣旨／黒田官兵衛博覧会連携会場および開館30周年を記念して開催した特別企画「戦火をくぐり抜けたホトケたち」コーナー。戦国時代、交通の要所にあたる湖北地方は、戦略上の重要なルートであり、ポイントでした。元亀元年（1570）姉川合戦、天正元年（1573）小谷城の戦い、同11年（1583）賤ヶ岳合戦など、湖北の地は幾度も戦乱の舞台となり社寺はことごとく焼かれましたが、ホトケたちは村人たちに「土に埋れたり、川に沈められたり」して献身的に守られたと伝えられ、今なお、その「守るこころ」は湖北の地に受け継がれています。この特別企画では、戦火の中、民衆に守られたというエピソードを伝える仏像を実物資料やパネル等で展示し、信仰の歴史と今に息づくそのこころを紹介しました。広く情報を発信するとともに地域住民や次代を担う子どもたちにも、地域の歴史・信仰・文化等を再確認してもらうことができました。期間中、このテーマに沿った10回の企画展・特別陳列等を行いました。

企画展・特別陳列／

①尾山白山神社の大日如来坐像	(4/1~7/28)
②尾山白山神社の破損仏	(4/1~12/28)
③洞戸地蔵堂の地蔵菩薩と胎内仏	(4/1~8/18)
④川並地蔵堂の天部像と破損仏	(4/9~12/28)
⑤宇根冷水寺の破損仏	(4/9~12/28)
⑥山本常楽寺の聖観音立像	(4/23~6/9)
⑦西黒田のいも観音	(4/23~12/28)
⑧高月大円寺のホトケたち	(6/11~7/28)
⑨異形のホトケ①宝冠釈迦如来	(9/25~11/10)
⑩異形のホトケ②宝冠阿弥陀如来	(11/12~12/28)

■展示シート／「戦火をくぐりぬけたホトケたち」

A4版 4ページ

●展示期間中の入館者

期間中開館日数 224日

期間中入館者数 9,841人（52人／日（平均）、前年同時期比145%）

■展示説明会

特別陳列「高月大円寺のホトケたち」

日時：平成26年7月19日（土）午後1時30分～

会場：観音の里歴史民俗資料館 1・2階展示室

参加者：15名

特別陳列「異形のホトケ①宝冠釈迦如来」

日時：平成26年9月27日（土）午後1時30分～

会場：観音の里歴史民俗資料館 2階展示室

参加者：8名

特別陳列「異形のホトケ②宝冠阿弥陀如来」

日時：平成26年11月16日（土）午後1時30分～

会場：観音の里歴史民俗資料館 1階展示室

参加者：15名

開館30周年記念特別陳列「古保利古墳群」

会期／平成26年7月30日（水）～9月23日（火）

会場／高月観音の里歴史民俗資料館 2階展示室

趣旨／高月町に所在する国指定史跡「古保利古墳群」は、わが国最古級・最大級の古墳群として全国的にも注目されています。本展では、湖北地域が当時の先進地であったことを明らかにするとともに、当時の伊香郡・坂田郡・浅井郡の主要古墳の出土資料にも注目し、湖北地域の有力者の姿に迫りました。

■展示シート／「戦火をくぐりぬけたホトケたち」

A4版 4ページ

●展示期間中の入館者

期間中開館日数 48日

期間中入館者数 2,495人（52人／日（平均））

■展示説明会

日時：平成26年8月9日（土）午後1時30分～

会場：高月観音の里歴史民俗資料館 2階展示室

参加者：15名

特別陳列「仏像・神像を科学する」

会期／平成27年1月21日（水）～3月15日（火）
会場／高月観音の里歴史民俗資料館 2階展示室
趣旨／平成26年度に実施した、CTによる神像（県指、宇根春日神社蔵）の年輪調査成果と、平成25年度に行われた木造馬頭観音坐像（県指、山門自治会蔵）の文化財保存修理の報告展。地域に伝えられる信仰遺産である仏像・神像について、違った角度から焦点を当て、先人の信仰の歴史や文化財の保護について紹介しました。

■展示シート／「戦火をくぐりぬけたホトケたち」

A4版 4ページ

●展示期間中の入館者

期間中開館日数 40日

期間中入館者数 741人（19人／日（平均））

■展示説明会

①日時：平成27年1月26日（土）午後1時30分～

会場：高月観音の里歴史民俗資料館 2階展示室

参加者：26名

②日時：平成27年2月14日（土）午後3時30分～（仏像修理所藤本所長による説明会）

会場：高月観音の里歴史民俗資料館 2階展示室

参加者：30名

③日時：平成27年2月28日（土）午後1時30分～

会場：高月観音の里歴史民俗資料館 2階展示室

参加者：11名

特別陳列「布施美術館名品展⑤ 富岡鉄斎と妻春子」

会期／平成27年3月18日（水）～5月10日（日）

会場／高月観音の里歴史民俗資料館 2階展示室

趣旨／一般公開されていない布施美術館（高月町唐川）のすぐれたコレクションを紹介するシリーズ展。本展では、布施コレクションの原点である富岡鉄斎との交流にスポットを当て、鉄斎の代表作と、鉄斎の妻春子の作品を紹介し、故布施巻太郎氏（布施美術館創始者）との深い交友関係を明らかにしました。

■展示シート／「戦火をくぐりぬけたホトケたち」

A4版 4ページ

●展示期間中の入館者

期間中開館日数 10日（※平成26年度中）

期間中入館者数 169人（17人／日（平均））

■展示説明会

日時：平成27年3月28日（土）午後1時30分～

会場：高月観音の里歴史民俗資料館 2階展示室

参加者：12名

3. 資料収集、保存・調査研究事業

（1）調査研究事業

調査・研究への支援、協力（委嘱・要請）

佐々木 悅也（滋賀県美術工芸品実態調査員・朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産登録日本学術委員・一般財団法人 布施美術館理事）

(2) 資料収集保存事業

(1) 新規購入資料

名 称	数 量
なし	0

(2) 新規寄託資料

名 称	数 量
木造天部形立像（市指定文化財、余呉町川並地蔵堂）	2 軀
木造菩薩形立像（いも観音、木之本町黒田安念寺）	1 軀

(3) 新規受贈資料

名 称	数 量
なし	0

(4) 館蔵資料（平成 26 年度末現在）

区分	購 入	寄 贈	保 管	複 製	寄 託	合 計
絵 画	1(0)	114(0)	0(0)	0(0)	1(0)	116(0)
彫 刻	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	36(3)	38(3)
工 芸	0(0)	3(0)	1(0)	0(0)	3(0)	7(0)
書 跡	0(0)	10(0)	0(0)	0(0)	0(0)	10(0)
典 籍	0(0)	141(0)	0(0)	0(0)	7(0)	148(0)
古 文 書	1(0)	21(0)	0(0)	0(0)	4(0)	26(0)
考 古	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	3(0)	7(0)
民 俗	0(0)	426(0)	0(0)	0(0)	5(0)	431(0)
歴 史	0(0)	309(0)	260(0)	0(0)	15(0)	584(0)
合 計	4(0)	1,028(0)	261(0)	0(0)	71(0)	1,367(3)

※ () 内は平成 26 年度に加わった点数。

4. 教育・普及事業

①講演会（観音の里歴史民俗資料館共催）

演題	第 1 回	第 2 回
	開館 30 周年記念 観音の里歴史民俗資料館友の会発足 記念講演 「日本史の中の古保利古墳群」	特別陳列「仏像・神像を科学する」 関連講演会 「仏像修理のこころ ～山門馬頭観音を中心にして～」
日 時	平成 26 年 11 月 22 日（土） 午後 1 時 30 分～	平成 27 年 2 月 14 日（土） 午後 1 時 30 分～
講 師	森岡秀人氏 奈良県立橿原考古学研究所共同研究員	藤本青一氏 (公財) 美術院 仏像修理所所長
参加人数	91 名	56 名

②高月歴史講座（高月公民館共催）

演題	第 1 回	第 2 回
	「西野水道と西野恵荘」	「茶々と井口阿古」
日 時	平成 26 年 9 月 18 日（木） 午後 1 時 30 分～	平成 26 年 10 月 2 日（木） 午後 1 時 30 分～
講 師	成田迪夫氏 西野郷土史研究会代表	川口ゆず紀氏 歴史家

参加人数	40名	45名
------	-----	-----

③臨地見学会（友の会共催）

	第1回	第2回
テーマ 行先	「馬上のオコナイ」 高月町馬上走落神社周辺	「湖南のホトケたち」 守山市（福林寺）、野洲市（蓮長寺、仏性寺）、湖南市（長寿寺、常楽寺）
日 時	平成27年2月9日（月） 午前10時30分～午後3時	平成27年3月13日（金） 午前8時30分～午後6時
講 師	本館学芸員	本館学芸員
参加人数	27名	57名

④体験学習

●民俗資料体験学習

会 場 高月収蔵庫3階（旧高月小学校）
 内 容 トウミ・足踏み脱穀機・石臼等の民俗資料を用いた学習。地域のボランティアスタッフ（友の会会員）とともに「昔のくらし」を体験する。

①平成27年1月23日（金）「総合学習 民俗資料を使って」

参加者：古保利小学校3年生 18人（友の会ボランティア指導補助6名）

②平成27年2月4日（水）「総合学習 民俗資料を使って」

参加者：富永小学校3年生 12人（友の会ボランティア指導補助5名）

③平成27年2月27日（金）「総合学習 民俗資料を使って」

参加者：高月小学校3年生 53人（友の会ボランティア指導補助5名）

●銅鏡作り（高月公民館共催）

会 期 平成26年8月8日（金）
 参加者（小中学生） 7人

会 場 高月公民館前
 内 容 自分の手で銅鏡作り（鋳造・研磨作業）を行い、地域の古代史や先人の営みについて、体験を通して触れ学ぶ機会。

●まが玉作り（高月公民館共催）

会 期 平成26年11月3日（月）
 参加者（小中学生） 16組32人

会 場 高月公民館前特設テント（高月公民館「文化の集い」連携企画）
 内 容 自分の手でまが玉作り（研磨作業）を行い、地域の古代史や先人の営みについて、体験を通して触れ学ぶ機会。

⑤「NPO 花と観音の里」連携事業

●観音検定ジュニア

会 期 平成26年7月19日（土）～9月1日（月）
 参加者（小中学生） 98人

会 場 高月観音の里歴史民俗資料館 1・2階展示室
 内 容 地元の歴史・文化に興味をもち、学ぶ楽しさを実感してもらうための企画。
 参加者は、資料館スタッフの展示説明を聞きながら問題を解く。

●観音検定

会期	平成26年11月3日（月）	参加者 27人
会場	浅井支所、浅井文化ホール等	
内容	文化財探訪（南郷会館、大平観音堂）・検定試験・五木寛之氏による講演。観音さまに関する知識や「観音の里」湖北地方の歴史・文化・信仰などの問題を通して、地域に受け継がれる観音文化を再認識し、地域のことをより深く学ぶことを目的とした企画。	

5. 高月観音の里歴史民俗資料館支援市民協働活動

観音の里歴史民俗資料館友の会会員数（平成26年11月22日友の会発足）
178名（平成26年度末現在）

6. 利用状況

（1）高月観音の里歴史民俗資料館入館者状況（平成26年度）（単位：人）

大人	小人	個人	団体
10,457	353	9,609	1,201
総入館者数		10,810	

（2）高月観音の里歴史民俗資料館入館料等状況（平成26年度）（単位：円）

高月観音の里歴史民俗資料館 入館料収入（パスポート収入込）	1,647,653
高月観音の里歴史民俗資料館刊行物販売収入	412,100

（3）出前講座

出講回数 39回 受講人数（のべ） 1,914人

・市内外の公民館、学校、自治会、各種団体等の要望に応じ、講師として学芸員を派遣しました。



高月観音の里歴史民俗資料館

○人権施策の推進

「日本国憲法」及び「世界人権宣言」の基本精神に基づき、「長浜市人権尊重都市宣言」の理念を普及し、「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」に基づく施策の推進により、お互いの人権を尊重し合える明るい社会の実現を目指します。

1. 人権擁護・人権啓発の主要な取り組み

(1) 人権擁護活動に関すること

人権擁護の窓口として、人権擁護活動を推進します。法務局等の人権擁護にかかる関係機関との連絡調整や、人権擁護委員、人権擁護推進員、並びに人権結婚相談委員の選任を行っています。

①人権擁護委員：35人、任期3年

法務大臣より委嘱されます。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、侵犯された場合には、その救済のために処置を講じます。

②人権擁護推進員：47人、任期3年

県域で設置され、市で委嘱します。人権擁護委員との連携のもとに、地域における人権擁護活動を進めます。

③人権結婚相談委員：4人、任期3年

県域で設置され、(公財)滋賀県人権センターにより委嘱されます。同和問題に関わる差別事象および結婚問題を解決するための相談活動を行います。

(2) 人権啓発・学習に関すること

人権啓発・学習に関わる事業実施と、各種人権啓発・学習関係機関との連携と事業への参加を進めます。

①人権啓発

人権啓発講演会を開催します。

人権週間（12月4日～10日）にあわせ、街頭啓発を実施します。

人権尊重啓発作品の募集と作品展等による啓発をします。

啓発物品の作成と配布を行います。

人権の花運動（市内5小学校）を実施します。

②人権学習

各自治会、各種団体等における人権学習会の開催を支援します。

地域人権学習協議会で開催される人権のつどい等の開催を支援します。

(3) 長浜市人権尊重都市推進会議

【概要】人権啓発および人権学習を総合的に推進し、すべての人の基本的人権が尊重された社会の実現に寄与することを目的に組織された団体であり、平成18年5月16日に設立されました。

【構成】委員75人（人権擁護推進員47人、地域人権学習協議会長28人）により組織。会長1人、副会長2人。

(4) 長浜市人権尊重審議会

【概要】平成23年9月に策定しました「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗状況の調査等、人権が尊重されるまち長浜をつくるための重要事項について審議を行っています。

【構成】委員12人（学識経験者、関係団体を代表する者、市長が必要と認める者）をもって組織しています。任期は2年で、会長、副会長各1人です。

【開催】年2回程度

2. 地域総合センターの概要

(1) 長浜地域総合センターの概要

①なつめ会館の概要

所 在 地	長浜市西上坂町 1154 番地
設置年月日	昭和 54 年 12 月（平成 14 年に隣保機能を移転）
規模・構造	木造瓦 2 階建
敷地面積	895.20 m ²
建物床面積	294.06 m ²

②長浜教育集会所の概要

所 在 地	長浜市西上坂町 1164 番地
設置年月日	昭和 53 年 2 月
規模・構造	鉄筋コンクリート 2 階建 一部鉄骨平屋建
敷地面積	1,239.61 m ²
建物床面積	891.26 m ²

(2) 虎姫コミュニティセンターの概要

所 在 地	長浜市酢 280 番地 1
設置年月日	昭和 52 年 6 月
規模・構造	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	2,395.0 m ²
建物床面積	923.0 m ²

(3) 木之本総合センターの概要

①木之本文化センターの概要

現 在 地	長浜市木之本町田部 542 番地
設置年月日	昭和 55 年 3 月
規模・構造	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	2,299.83 m ²
建物床面積	707.38 m ²

②木之本教育集会所の概要

所 在 地	長浜市木之本町田部 446 番地
設置年月日	昭和 52 年 3 月
規模・構造	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	961.2 m ²
建物床面積	360.0 m ²

○男女共同参画社会の推進

男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画し、互いの人権を尊重し合い、喜びも責任も分かち合うことができる男女共同参画社会をめざして、長浜市男女共同参画行動計画「ヒュー・ワー・マンプラン」に基づき事業を推進します。

(1) 長浜市男女共同参画行動計画「ヒュー・ワー・マンプラン」

【概要】男女共同参画社会の実現をめざして市が実施する施策や事業の基本方針を定めたもので、平成20年6月に新行動計画を策定（旧長浜市 平成7年5月策定・平成13年10月改定）し、平成25年3月に改定しました。計画期間は平成29年度までです。

- 【目標】
I 人権を尊重した社会の形式
II 男女共同参画社会への意識の浸透・意識の改革
III あらゆる分野への男女共同参画への推進

(2) 長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会

【概要】男女共同参画社会の実現に向けて、行動計画「ヒュー・ワー・マンプラン」の進捗状況の調査等、地域に根ざした実効性のある計画を推進するために設置しています。

【構成】委員14人（有識者、関係団体を代表する者、公募により選出する者および市長が必要と認める者）をもって組織。任期は2年で、委員長、副委員長各1人です。

【開催】年2回程度

(3) かがやきネット（長浜女性人材バンク）

【概要】市の政策・方針等決定過程への女性の参画を促進し、女性のアイディアや考え方を市政に反映するため、様々な分野において識見または経験を有する、意欲のある女性の情報を集めたものです。平成19年2月1日に設置しました。

【活動内容】

市の政策・方針等決定過程となる附属機関など（審議会・委員会・推進協議会・運営委員会など）の委員の候補者となります。

5. 総務

○特別職の報酬及び職員数等

1. 特別職の報酬、職員給料

H27.4.1現在

特別職の報酬	市長	848,000 円
	副市長	727,000 円
	教育長	675,000 円
	議長	445,000 円
	副議長	387,000 円
	議員	356,000 円
職員の給料	一般行政職平均	324,800 円
	全職員平均	304,200 円
	初任給（一般行政職）	
	上級	180,800 円
	中級	157,700 円
	初級	146,500 円
職員数	条例定数 2,020人	現員数（派遣等職員除く） 1,832人
職員の年齢構成 (一般行政職)	平均年齢	42.6歳
	18～27歳	45 人 7.3%
	28～39歳	194 人 31.6%
	40～47歳	204 人 33.3%
	48～59歳	170 人 27.7%
	60歳以上	— —
	計	613 人 100.0%

2. 市職員数

H27.4.1現在

所属	条例定数	現員数 ※
市長事務部局	740	648
議会事務局	7	6
監査委員事務局	4	3
教育委員会	360	324
農業委員会事務局	5	5
病院事業	900	846
水道事業	4	0
計	2,020	1,832
派遣等職員	—	10

※ 現員数は育児休業等の職員を除いています。

○予算

1. 平成27年度予算 一般会計当初予算

<歳 入>

(単位: 千円、%)

款	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増減額	増減率	構成比	
					H27	H26
市 税	16,300,334	17,120,629	-820,295	-4.8%	31.7%	34.2%
地 方 講 与 税	438,000	431,000	7,000	1.6%	0.9%	0.9%
利 子 割 交 付 金	32,000	31,000	1,000	3.2%	0.1%	0.1%
配 当 割 交 付 金	56,000	52,000	4,000	7.7%	0.1%	0.1%
株式等譲渡所得割交付金	11,000	1,000	10,000	1000.0%	0.0%	0.0%
地 方 消 費 税 交 付 金	1,700,000	1,298,000	402,000	31.0%	3.3%	2.6%
自動車取得税交付金	78,000	62,000	16,000	25.8%	0.2%	0.1%
地 方 特 例 交 付 金	60,300	61,900	-1,600	-2.6%	0.1%	0.1%
地 方 交 付 税	14,870,000	13,991,444	878,556	6.3%	29.0%	28.0%
交通安全対策特別交付金	20,000	20,000	0	0.0%	0.0%	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	741,955	730,967	10,988	1.5%	1.4%	1.5%
使 用 料 及 び 手 数 料	408,911	456,834	-47,923	-10.5%	0.8%	0.9%
国 庫 支 出 金	6,812,221	5,628,278	1,183,943	21.0%	13.3%	11.3%
県 支 出 金	3,687,909	3,105,185	582,724	18.8%	7.2%	6.2%
財 産 収 入	257,872	384,470	-126,598	-32.9%	0.5%	0.8%
寄 付 金	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
繰 入 金	934,862	2,038,268	-1,103,406	-54.1%	1.8%	4.1%
繰 越 金	50,000	50,000	0	0.0%	0.1%	0.1%
諸 収 入	918,736	953,025	-34,289	-3.6%	1.8%	1.9%
市 債	3,981,900	3,554,000	427,900	12.0%	7.8%	7.1%
歳入合計	51,360,000	49,970,000	1,390,000	2.8%	100.0%	100.0%

<歳 出>

(単位: 千円、%)

款	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増減額	増減率	構成比	
					H27	H26
議 会 費	282,178	283,319	-1,141	-0.4%	0.5%	0.6%
総 務 費	5,730,958	6,589,974	-859,016	-13.0%	11.2%	13.2%
民 生 費	17,663,159	16,835,077	828,082	4.9%	34.4%	33.7%
衛 生 費	4,423,796	4,740,913	-317,117	-6.7%	8.6%	9.5%
労 働 費	34,194	25,852	8,342	32.3%	0.1%	0.1%
農 林 水 産 業 費	2,168,904	1,821,718	347,186	19.1%	4.2%	3.6%
商 工 費	654,209	744,453	-90,244	-12.1%	1.3%	1.5%
土 木 費	6,115,623	4,460,999	1,654,624	37.1%	11.9%	8.9%
消 防 費	2,520,722	1,746,960	773,762	44.3%	4.9%	3.5%
教 育 費	6,454,619	5,203,080	1,251,539	24.1%	12.6%	10.4%
公 債 費	5,261,638	7,417,655	-2,156,017	-29.1%	10.2%	14.8%
予 備 費	50,000	100,000	-50,000	-50.0%	0.1%	0.2%
歳出合計	51,360,000	49,970,000	1,390,000	2.8%	100.0%	100.0%

※計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計とは合致しないものがあります。

2. 平成27年度 各会計別予算

(単位 : 千円 %)

区分		平成27年度	平成26年度	増減額	増減率	構成比	
		当初予算	当初予算			H27	H26
一般会計	合計	51,360,000	49,970,000	1,390,000	2.8%	47.9%	48.4%
国民健康保険特別会計		14,008,000	12,239,000	1,769,000	14.5%	13.1%	11.9%
診療所特別会計		327,000	505,000	-178,000	-35.2%	0.3%	0.5%
後期高齢者医療保険特別会計		1,267,000	1,233,000	34,000	2.8%	1.2%	1.2%
介護保険特別会計		10,531,000	10,214,000	317,000	3.1%	9.8%	9.9%
休日急患診療所特別会計		38,000	34,000	4,000	11.8%	0.0%	0.0%
公共下水道事業特別会計		5,428,000	5,308,000	120,000	2.3%	5.1%	5.1%
農業集落排水事業特別会計		1,428,000	1,471,000	-43,000	-2.9%	1.3%	1.4%
簡易水道事業特別会計		1,033,000	710,000	323,000	45.5%	1.0%	0.7%
特別会計合計	合計	34,060,000	31,714,000	2,346,000	7.4%	31.8%	30.7%
木之本・高月水道事業会計	収益的収支	0	477,000	-477,000	-100.0%	0.0%	0.5%
	資本的収支	0	215,000	-215,000	-100.0%	0.0%	0.2%
病院事業会計	収益的収支	16,203,000	18,005,000	-1,802,000	-10.0%	15.1%	17.5%
	資本的収支	5,187,227	2,305,330	2,881,897	125.0%	4.8%	2.2%
老人保健施設事業会計	収益的収支	429,000	467,000	-38,000	-8.1%	0.4%	0.5%
	資本的収支	17,704	14,895	2,809	18.9%	0.0%	0.0%
企業会計合計	合計	21,836,931	21,484,225	352,706	1.6%	20.4%	20.9%
総合計		107,256,931	103,168,225	4,088,706	4.0%	100.0%	100.0%

3. 平成27年度予算 市税の負担状況

区分	当初予算額(千円)	市民1人当たり(円)	1世帯当たり(円)	構成比(%)
		121,532人(H27.4.1)	44,604世帯(H27.4.1)	
市税	16,300,334	134,124	365,446	100.0%
市町村民税	6,462,241	53,173	144,880	39.7%
個人	5,361,346	44,115	120,199	32.9%
法人	1,100,895	9,058	24,682	6.8%
固定資産税	7,941,076	65,341	178,035	48.7%
固定資産税	7,928,348	65,237	177,750	48.6%
交付金	12,728	105	285	0.1%
軽自動車税	314,878	2,591	7,059	1.9%
市たばこ税	829,864	6,828	18,605	5.1%
入湯税	44,100	363	989	0.3%
都市計画税	708,175	5,827	15,877	4.3%

※計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計とは合致しないものがあります。

○選挙

選挙人名簿有権者数（平成27年3月1日現在）

投票区	投票会場	男	女	合計
第1投票区	長浜公民館（1号室）	1,377	1,523	2,900
第3投票区	仏光寺門徒会館	1,001	1,206	2,207
第4投票区	殿町会館	986	1,136	2,122
第5投票区	長浜幼稚園（遊戯室）	1,167	1,317	2,484
第6投票区	養蚕の館（研修室）	1,410	1,470	2,880
第7投票区	長浜市労働青少年ホーム（体育室）	1,271	1,272	2,543
第8投票区	新庄寺町公会堂	902	966	1,868
第9投票区	北保育園（遊戯室）	1,630	1,559	3,189
第10投票区	北新会館	386	456	842
第11投票区	国友町会館	679	695	1,374
第12投票区	口分田会館（会議室）	920	903	1,823
第13投票区	姉川コミュニティ防災センター（訓練・体験研修室）	1,060	1,096	2,156
第14投票区	北郷里公民館（学習室）	367	385	752
第15投票区	足柄神社社務所	644	676	1,320
第16投票区	南郷里公民館（多目的ホール）	737	755	1,492
第17投票区	小足新町会館	684	741	1,425
第18投票区	ながはまウェルセンター	959	861	1,820
第19投票区	大戌亥町コミュニティセンター	837	821	1,658
第20投票区	長浜市ふれあいコミュニティホール	1,279	1,377	2,656
第21投票区	平方町公会堂	753	779	1,532
第22投票区	市民交流センター（ふれあいホール）	1,258	1,390	2,648
第23投票区	南中学校（武道場）	465	490	955
第24投票区	西黒田公民館（ホール）	624	721	1,345
第25投票区	布勢町会議所	266	286	552
第26投票区	神田公民館（学習室）	504	602	1,106
第27投票区	宮司東町会議所	963	968	1,931
第28投票区	浅井支所	797	841	1,638
第29投票区	大路公会堂	290	295	585
第30投票区	三田公会堂	242	253	495
第31投票区	新三田会館	309	285	594
第32投票区	七尾公民館	254	308	562
第33投票区	相撲庭公会堂	250	290	540
第34投票区	浅井高原公会堂	493	491	984
第35投票区	東主計公会堂	187	198	385
第36投票区	下草野公民館	286	326	612
第38投票区	上草野公民館	557	653	1,210
第40投票区	上野公会堂	249	277	526
第41投票区	五先賢の館	354	400	754
第42投票区	尊勝寺公会堂	290	299	589
第43投票区	八島公会堂	459	479	938
第44投票区	細江会館	169	187	356
第45投票区	曾根公館	346	400	746
第46投票区	落合コミュニティセンター	395	433	828

第 4 7 投票区	あじさいホール	321	334	655
第 4 8 投票区	益田農村集落センター	350	367	717
第 4 9 投票区	下八木公民館	202	238	440
第 5 0 投票区	大浜会館	290	296	586
第 5 1 投票区	南浜公民館	209	247	456
第 5 2 投票区	川道コミュニティセンター	350	411	761
第 5 3 投票区	唐国会館	275	258	533
第 5 4 投票区	虎姫公民館	343	390	733
第 5 5 投票区	虎姫時遊館	320	369	689
第 5 6 投票区	宮部会館	247	279	526
第 5 7 投票区	大井集会所	160	173	333
第 5 8 投票区	虎姫コミュニティセンター	377	417	794
第 5 9 投票区	柿ノ木集会所	169	183	352
第 6 0 投票区	新旭町集会所	162	176	338
第 6 1 投票区	上山田事務所	155	171	326
第 6 2 投票区	小谷丁野町自治会館	291	278	569
第 6 3 投票区	郡上会議所	75	87	162
第 6 4 投票区	ひばり山交流会館	226	196	422
第 6 5 投票区	飯給会館	187	191	378
第 6 6 投票区	賀友会館	136	123	259
第 6 7 投票区	馬渡地主会館	121	121	242
第 6 8 投票区	小倉公会堂	184	192	376
第 6 9 投票区	湖北公民館 楽房	629	702	1, 331
第 7 0 投票区	八日市公民館	197	206	403
第 7 1 投票区	今事務所	141	157	298
第 7 2 投票区	山本会議所	521	598	1, 119
第 7 3 投票区	海老江公民館	111	123	234
第 7 4 投票区	延勝寺公民館	129	150	279
第 7 5 投票区	今西和協館	165	158	323
第 7 6 投票区	尾上公民館	172	205	377
第 7 7 投票区	富永小学校（1階交流室）	695	764	1, 459
第 7 8 投票区	高月小学校（体育館）	1, 610	1, 589	3, 199
第 7 9 投票区	古保利小学校（体育館）	1, 077	1, 108	2, 185
第 8 0 投票区	七郷小学校（体育館）	591	657	1, 248
第 8 1 投票区	金居原ふれあい館	62	74	136
第 8 2 投票区	もみじ会館	129	161	290
第 8 3 投票区	杉本集会所	23	36	59
第 8 4 投票区	音羽集会所	5	13	18
第 8 5 投票区	大見公民館	22	25	47
第 8 6 投票区	川合会館	182	211	393
第 8 7 投票区	古橋自治会事務所	172	199	371
第 8 8 投票区	石道会館	48	48	96
第 8 9 投票区	小山集会所	40	52	92
第 9 0 投票区	ふるさと伝承館	828	905	1, 733
第 9 1 投票区	木之本文化センター	477	526	1, 003
第 9 2 投票区	黒田集会所	336	377	713

第93投票区	田部集会所	62	71	133
第94投票区	千田会館	170	169	339
第95投票区	大音集会所	142	148	290
第96投票区	飯浦集会所	28	37	65
第97投票区	西山集会所	83	92	175
第98投票区	田居集会所	58	59	117
第99投票区	北布施集会所	63	67	130
第100投票区	赤尾集会所	73	71	144
第101投票区	余呉高齢者福祉センター	217	257	474
第102投票区	下余呉活性化支援センター	252	281	533
第103投票区	川並草の根会館	147	162	309
第104投票区	下丹生集会所	42	43	85
第105投票区	丹生コミュニティセンター	138	160	298
第107投票区	菅並集会所	25	30	55
第108投票区	文室草の根会館	39	40	79
第109投票区	国安多目的集会所	64	76	140
第110投票区	東野集会所	234	272	506
第111投票区	新堂草の根会館	91	102	193
第112投票区	小谷草の根会館	39	40	79
第113投票区	柳ヶ瀬公会堂	30	27	57
第114投票区	椿坂草の根会館	17	28	45
第115投票区	中河内集会所	14	24	38
第116投票区	塩津浜地区公民館	191	199	390
第117投票区	祝山会館	54	50	104
第118投票区	野坂会館	43	43	86
第119投票区	塩津中生活改善センター	61	77	138
第120投票区	余会館	124	146	270
第121投票区	集福寺会館	72	76	148
第122投票区	沓掛会館	54	67	121
第123投票区	横波公民館	46	46	92
第124投票区	岩熊生活改善センター	113	131	244
第125投票区	大浦地区公民館	329	356	685
第126投票区	菅浦地区公民館	64	77	141
第127投票区	月出多目的集会所	13	10	23
第128投票区	八田部公会堂	110	126	236
第129投票区	山田公民館	37	44	81
第130投票区	小山会館	43	38	81
第131投票区	山門地区公民館	83	98	181
第132投票区	中生活改善センター	39	53	92
第133投票区	農業者トレーニングセンター	148	162	310
第134投票区	黒山会館	49	50	99
合計		46,269	49,512	95,781

○災害時相互応援協定等

平成27年4月1日現在

協定相手先名	協定締結日	応援内容
鮎江市	平成7年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧・飲料水・生活必需品・車両・関連資機材などの提供 ・被災者の救出・医療・施設など応急復旧等に必要な資機材ならびに物資の提供 ・職員の派遣 ・児童生徒の受け入れ ・ボランティア・住宅の斡旋など
大垣市・彦根市	平成8年2月6日	
大府市	平成18年8月26日	
沼津市	平成24年1月17日	
西之表市	平成26年6月6日	
大東市	平成27年3月2日	
たつの市	平成13年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧・生活必需品・車両・関連資機材などの提供 ・職員の派遣 ・応急住宅の提供など
揖斐川町	平成13年6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・救援及び救助活動に必要な車両・機械・用具等の提供 ・食糧・飲料水・その他生活必需品の提供 ・被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・応援活動に必要な職員の派遣及びボランティアの斡旋など
長浜地方卸売市場	平成12年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の市民に供給する生鮮食糧品の提供及び搬送
株平和堂アル・プラザ長浜	平成16年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給及び搬送
イオン(株)西日本カンパニー	平成16年2月23日	
長浜商店街連盟	平成18年1月18日	
株ユタカファーマシー	平成20年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助・公共土木建設施設の応急復旧・応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理等に必要な土木資機材・労力等の提供
(一社)滋賀県建設業協会長浜支部	平成17年5月16日	
(一社)滋賀県建設業協会伊香支部	平成21年6月15日	
長浜建設業組合	平成22年4月26日	
長浜総合建設組合	平成22年9月28日	
長浜木材工業協同組合	平成21年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理
長浜キヤノン(株)	平成25年7月4日	
三和シヤッター工業(株)	平成27年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理

協定相手先名	協定締結日	応援内容
株式会社スギ薬局	平成20年4月20日	・飲み薬・外用薬・医療用具等の応急生活物資の提供
長浜薬友会	平成17年5月16日	・救援・救助活動及び防疫・衛生のために必要な医薬品や消毒薬等の供給
米原市 長浜水道企業団	平成18年2月13日	・初期又は水道協会会員間のみで対応可能な水道災害についての応援
三笠コカ・コーラボトリング㈱	平成20年3月24日	・災害時における飲料の提供 ・通常及び災害時における災害救援型自動販売機の設置運用に係る相互協力
(一社)滋賀県L P ガス協会 長浜支部	平成21年12月22日	・災害時におけるL P ガスの供給
(一社)滋賀県L P ガス協会 東浅井伊香支部	平成21年9月15日	
滋賀県電気工事工業組合	平成21年7月6日	・災害時における電気設備の応急復旧
湖北電気工事協同組合	平成21年7月6日	
湖北清掃事業協同組合	平成21年11月2日	・災害時におけるし尿・浄化槽汚泥・一般廃棄物の収集運搬に関する支援
湖北環境協同組合	平成21年11月2日	
NPO法人コメリ災害支援センター	平成19年11月20日	・災害時における物資供給
長浜市内郵便局	平成10年9月1日	・施設・用地の物資集積場所としての相互使用 ・被災状況の情報の相互提供 ・災害救助法適用時の郵政事業に係る災害特別事業取扱い及び救護対策など

○指定避難所一覧

地域	地区	施設名	所在地
長浜	旧長浜	長浜小学校	高田町9-9
		西中学校	高田町10-10
	六莊	長浜北星高等学校	地福寺町3-72
		長浜高等学校	平方町270
		六莊公民館「六角館」	勝町490
		南中学校	永久寺町810
		滋賀文教短期大学	田村町335
		長浜バイオ大学	田村町1266
	南郷里	南郷里小学校	南田附町352
		長浜市民体育館	宮司町1203
	神照	神照小学校	神照町311
		北中学校	神照町910
		長浜北高等学校	山階町352
		長浜北小学校	八幡中山町1310
	北郷里	北郷里小学校	春近町353
		東中学校	堀部町763
		長浜教育集会所	西上坂町1164
	西黒田・ 神田	長浜農業高等学校	名越町600
		長浜南小学校	加田町1460
浅井	湯田	湯田小学校	内保町1051
		浅井中学校	内保町627
		湯田公民館	内保町2645
		浅井文化ホール	内保町2500
	田根	田根小学校	野田町68
		田根公民館	高畠町316-1
	下草野	浅井小学校	当目町54
		下草野公民館	北ノ郷町105
	七尾	七尾小学校	佐野町22
		七尾公民館	佐野町181
	上草野	旧上草野小学校	野瀬町730
		上草野公民館	野瀬町809
びわ	びわ	びわ南小学校	川道町3456
		びわ公民館	難波町448
		南浜公民館	南浜町1440
		びわ北小学校	益田町56
		びわ中学校	弓削町460
		びわ体育館	早崎町1479
		あじさいホール	富田町431

※指定避難所は、災害時の状況に応じて開設する。

地域	地区	施設名	所在地
虎姫	虎姫	虎姫小学校	五村88
		虎姫中学校	五村12
		虎姫高等学校	宮部町2410
		虎姫運動広場体育館	五村360-1
		虎姫公民館	田町108
湖北	小谷	小谷小学校	小谷丁野町524
		赤谷荘	小谷丁野町234
	速水	速水小学校	湖北町速水2561-1
		湖北中学校	湖北町速水1191
		湖北体育館	湖北町速水1210
高月	朝日	朝日小学校	湖北町山本1125
		山本山運動広場体育館	湖北町山本2868
	富永	富永小学校	高月町井口160
	高月	高月小学校	高月町高月738
		高月中学校	高月町高月2491-1
木之本	古保利	古保利小学校	高月町西柳野38
	七郷	七郷小学校	高月町唐川248
	伊香具	伊香具小学校	木之本町大音1114
		木之本運動広場体育館	木之本町西山183-3
	木之本	木之本小学校	木之本町木之本685-1
		木之本中学校	木之本町木之本682
		伊香高等学校	木之本町木之本251
		公立木之本公民館	木之本町木之本1757-2
		木之本教育集会所	木之本町田部446
		木之本文化センター	木之本町田部542
余呉	余呉	高時小学校	木之本町石道1079-1
		大見いこいの広場体育館	木之本町大見678
		杉野小中学校	木之本町杉野489
		余呉小学校	余呉町中之郷777
	西浅井	鏡岡中学校	余呉町中之郷1030
西浅井	西浅井	中河内集会所	余呉町中河内86-1
		菅並集会所	余呉町菅並741-1
		塩津小学校	西浅井町塩津中41
		西浅井中学校	西浅井町塩津中312
	永原小学校	西浅井町大浦167	
	西浅井公民館	西浅井町大浦2590	

※指定避難所は、災害時の状況に応じて開設する。

○消防団

1. 消防団組織および定員

分団別	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	(人) 計
本部		1	13					20	34
長浜西方面隊									
	第1分団			1	1	5	11	42	60
	第3分団			1	1	4	11	51	68
	第4分団			1	1	2	7	26	37
長浜東方面隊									
	第2分団			1	1	2	5	16	25
	第5分団			1	1	2	7	27	38
	第6分団			1	1	2	8	27	39
	第7分団			1	1	2	6	20	30
浅井方面隊									
	第8分団			1	1		11	68	81
	第9分団			1	1		5	44	51
	第10分団			1	1		4	33	39
	第11分団			1	1		5	28	35
	第12分団			1	1		7	47	56
びわ方面隊									
	第13分団			1	1		8	39	49
	第14分団			1	1		9	32	43
	第15分団			1	1		13	34	49
虎姫方面隊									
	第16分団			1	1	5	17	84	108
湖北方面隊									
	第17分団			1	1		7	71	80
	第18分団			1	1		7	64	73
	第19分団			1	1		5	56	63
高月方面隊									
	第20分団			1	1		9	53	64
	第21分団			1	1		9	84	95
	第22分団			1	1		10	55	67
	第23分団			1	1		8	46	56
木之本方面隊				1					1
	第24分団			1	1		4	59	65
	第25分団			1	1		5	52	59
	第26分団			1	1		6	81	89
	第27分団			1	1		6	42	50
余呉方面隊				1					1
	第28分団			1	1		5	66	73
	第29分団			1	1		4	33	39
	第30分団			1	1		10	73	85
西浅井方面隊				1					1
	第31分団			1	1		11	93	106
	第32分団			1	1		10	93	105
合計		1	13	35	32	24	250	1,659	2,014

2. 長浜市消防団員報酬等

報酬額（年額）

階級区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬 (年額)	88,000円	66,000円	58,000円	26,000円	21,000円	17,000円	15,000円
機関員報酬 (月額)	1,100円						

出動旅費額

職務	出動旅費（1回）		備考
水火災、警戒、訓練等出動	1	2,100円	過重な消防活動を要した場合
	2	1,300円	消防活動、訓練出動を要した場合

※出動旅費1、2の区分認定は、団長が認定する。

3. 消防団配備消防ポンプ自動車

方面隊・分団毎消防ポンプ自動車配備状況

	管理分団	消防ポンプ自動車(台)		管理分団	消防ポンプ自動車(台)
長浜西方面隊	第1分団	3	湖北方面隊	第17分団	1
	第3分団	2		第18分団	1
	第4分団	1		第19分団	1
長浜東方面隊	第2分団	1	高月方面隊	第20分団	1
	第5分団	1		第21分団	1
	第6分団	1		第22分団	1
	第7分団	1		第23分団	1
浅井方面隊	第8分団	1	木之本方面隊	第24分団	1
	第9分団	1		第25分団	1
	第10分団	1		第26分団	1
	第11分団	1		第27分団	1
	第12分団	1	余呉方面隊	第28分団	1
びわ方面隊	第13分団	1		第29分団	1
	第14分団	1		第30分団	1
	第15分団	1	西浅井方面隊	第31分団	1
虎姫方面隊	第16分団	1		第32分団	1

合計 35台

6. 市民生活

○戸籍・住民登録等 (市全体)

1. 人口・世帯数・戸籍数

年	人口			世帯数	日本人		外国人		複数国籍 世帯数
	男	女	計		人口	世帯数	人口	世帯数	
27	59,385	62,147	121,532	44,604	118,653	42,785	2,879	1,483	336
年	戸籍								
	戸籍数	人口							
27	58,585	149,028							

(平成27年3月31日現在)

2. 各種証明書等交付

[戸籍関係]

(単位: 件)

年度	戸籍謄・抄本	除籍・原戸籍謄・抄本	戸籍・除籍記載事項証明	受理証明	届書記載事項証明	合計
26	22,833	20,078	18	331	281	43,541

[住民登録関係]

(単位: 件)

年度	住民票件	住民票記載事項証明件	広域交付住民票件	閲覧件	戸籍附票件	合計件
26	50,273	4,505	34	341	5,294	60,447

[行政証明関係]

(単位: 件)

年度	印鑑証明件	身分証明件	その他件	合計件
26	37,770	1,168	214	39,152

([その他] は、埋火葬許可再交付等)

3. 印鑑登録 (単位: 件)

年度	印鑑登録件数(再登録を含む)
26	3,706

4. 届出数

[戸籍関係]

(単位:件)

年度	出生	養子 縁組 離縁	婚姻	離婚	死亡	入籍	転籍	訂正 更正	不受理 申出	その他	計
26	1,513	163	1,399	283	1,643	216	438	154	27	191	6,027

[住民登録関係]

(単位:件)

年度	転入届等	転居届	転出届	世帯変更届	出生・死亡	住民票職権記載等 (出生・死亡除く)	合計
26	2,314	2,165	2,627		1,229	2,283	4,044 14,662

[外国人住民国籍別人口]

(単位:人)

国籍・地域	年 27	国籍・地域	年 27
ブラジル	1,531	米国	26
中国・台湾	471	インドネシア	21
ペルー	210	タイ	25
フィリピン	184	アルゼンチン	14
ボリビア	173	カンボジア	8
韓国・朝鮮	102	その他	63
ベトナム	51	計	2,879

(平成27年3月31日現在)

5. 住居表示

年度	住居表示件数 (住居番号設定件数)
26	38

6. 住民基本台帳カード

年度	住民基本台帳カード 交付枚数
26	1,055

○国民年金

1. 被保険者数

(H27年3月末現在)

被保険者					免除者					免除率
第1号被保険者	任意加入被保険者	計	第3号被保険者	合計	法定免除者	申請免除者	納付猶予	学生納付特例	計	
人 14,635	人 81	人 14,716	人 8,459	人 23,175	人 1,095	人 2,311	人 364	人 1,515	人 5,285	% 36.1

2. 年金支払状況

国民年金

(H26年3月末現在)

老齢給付	障害給付	遺族給付等	計
人 30,578	人 1,945	人 257	人 32,780

(H27年3月末現在)

老齢福祉年金
人 2

(数値：日本年金機構調査)

○国民健康保険（介護2号保険）

1. 被保険者

(平成27年3月31日現在)

総世帯数	総人口	加入世帯数	加入率	被保険者数	加入率	国保被保険者数内訳				
						一般	割合	選択被保	割合	介護2号(再増)
44,604	121,532	16,776	37.61	29,643	24.39	27,304	92.11	2,339	7.89	9,653

2. 国保料賦課基準

(平成27年6月1日現在)

区分		賦課額の算定方法	料率 (医療分)	料率 (後期高齢者医療制度支援金分)	料率 (介護保険分)
応能割	所得割	課税標準額（総所得金額－基礎控除額）	7.10／100	2.40／100	2.40／100
応益割	均等割	被保険者1人につき	25,500円	8,300円	10,900円
	平等割	1世帯につき	19,800円	6,400円	6,000円

3. 保険給付

(平成27年4月1日現在)

区分		給付割合及び給付額																									
療養の給付	一般	0～就学前	：療養に要した費用の8割給付																								
	退職者医療	就学後～70歳未満	：療養に要した費用の7割給付																								
		70歳以上	：療養に要した費用の9割～7割給付																								
同一月内に支払った医療費の自己負担分(1～3割)が高額になって一定の基準(自己負担限度額)に該当すると、その基準を超えた額を高額療養費として支給																											
<p>● 70歳未満の人の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所得要件</th> <th>3回目までの限度額</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>901万円超</td> <td>252,600円+(総医療費-842,000円)×1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>600万円超～901万円以下</td> <td>167,400円+(総医療費-558,000円)×1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>210万円超～600万円以下</td> <td>80,100円+(総医療費-267,000円)×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>210万円以下</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>住民税非課税</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	所得要件	3回目までの限度額	多数該当	ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	イ	600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	ウ	210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	エ	210万円以下	57,600円	44,400円	オ	住民税非課税	35,400円	24,600円
区分	所得要件	3回目までの限度額	多数該当																								
ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円																								
イ	600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円																								
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円																								
エ	210万円以下	57,600円	44,400円																								
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円																								
<p>● 70歳以上の人の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>外来(個人)</th> <th>入院(世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分I</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>区分II</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>現役並所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(多数該当 44,400円)</td> </tr> </tbody> </table>					区分	外来(個人)	入院(世帯)	区分I	8,000円	15,000円	区分II	24,600円	一般	12,000円	44,400円	現役並所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(多数該当 44,400円)									
区分	外来(個人)	入院(世帯)																									
区分I	8,000円	15,000円																									
区分II		24,600円																									
一般	12,000円	44,400円																									
現役並所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(多数該当 44,400円)																									
出産育児一時金		産科医療補償制度対象の出産：420,000円 左記以外の出産：404,000円																									
葬祭費		50,000円																									

○後期高齢者医療制度

(平成27年3月31日現在)

1. 被保険者数等の状況

総人口	世帯数	75歳以上人口	75歳以上／総人口
人	世帯	人	%
121,532	44,604	16,125	13.3%

被保険者総数	75歳以上	65～74歳
人	人	人
16,364	15,898	466

2. 高額療養費

自己負担限度額

(月額)

所得区分	外来十入院（世帯ごと）の限度額	
	外来（個人ごと）の限度額	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あつた場合、4回目以降は44,400円（多数該当）
一般	12,000円	44,400円
低所得 (住民税非課税等)	II I	24,600円 15,000円

3. 保険料

平成26・27年度保険料	均等割額	44,886円
	所得割率	8.73%
	上限額	57万円

平成25年度保険料収納率	99.75%
平成26年度保険料収納率	99.78%

○福祉医療

(平成27年4月1日現在)

区分	助成要件	所得制限	受給者
県事業分	【40】乳幼児	出生から就学前までの乳幼児	なし 6,108人
	【41】重度心身しようがい者(児)	①身体しうがい1・2級の人、 ②知的しうがい重度の人、 ③身体しうがい3級かつ知的しうがい中度の人、 ④特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) 1,004人
	【42】65~74歳老人	本人、配偶者、扶養義務者の全てが市民税非課税の世帯に属する65歳~74歳の人	本人、配偶者、扶養義務者に市民税が課税されている場合は助成対象とならない。 938人
	【43】母子家庭	配偶者のいない女子が18歳未満の児童を扶養している家庭、および父母のいない児童	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限) 2,270人
	【44】父子家庭	配偶者のいない男子が18歳未満の児童を扶養している家庭	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限) 225人
	【45】ひとり暮らし寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人(65歳未満の人)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) 5人
	【46】ひとり暮らし高齢寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人(65歳以上の人)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) 9人
	【82】重度心身しようがい老人	後期高齢者医療被保険者で【41】の重度心身しうがい者の要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) 1,201人
	【83・84】母子・父子家庭老人	【43】【44】の母子(父子)家庭老人(母子・父子家庭の父母が75歳に達したとき)	本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限) 0人
市単独事業	【47】重度心身しようがい者(児)	身体しうがい3級、4級一部の人(後期高齢者医療の障害認定に該当する人)	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) 238人
	【85】重度心身しようがい老人	後期高齢者医療被保険者で【47】の重度心身しうがい者の要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) 564人

	事業名	助成内容	所得制限
市単独	子ども医療費助成事業	小学生、中学生の入院費の助成	なし

○診療所

1. 浅井診療所

所 在 地 当目町84番地7
診 療 科 内科、小児科
医 師 手操 忠善
診 療 時 間 平日：午前9時から午後5時15分まで
木曜日：午前9時から午後0時30分まで
土曜日：午前9時から午後0時15分まで
休 診 日 日曜日、祝日、年末年始、第2・4土曜日
※ 年末年始は、12月29日から1月3日（以下同じ。）

2. 浅井東診療所

所 在 地 野瀬町828番地
診 療 科 内科、小児科、皮膚科
医 師 松井 善典、宮地 純一郎、荒 隆紀、小路 雅人
診 療 時 間 平日：午前9時から午後0時まで及び午後3時から午後6時まで
水曜日：午前9時から午後0時まで
土曜日：午前9時から午後0時まで
休 診 日 日曜日、祝日、年末年始

3. 中之郷診療所

所 在 地 余呉町中之郷2434番地
診 療 科 内科、小児科
医 師 宮地 純一郎、東野 克巳、中村 泰之
診 療 時 間 平日：午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後3時まで
木曜日：午前9時から午後0時まで
土曜日：午前9時から午後0時まで
休 診 日 日曜日、祝日、年末年始、水曜日、第1・3土曜日

① 中之郷診療所今市出張診療所

所 在 地 余呉町今市546番地2
医 師 東野 克巳

② 中之郷診療所上丹生出張診療所

所 在 地 余呉町上丹生2483番地
医 師 東野 克巳

4. 塩津診療所

所 在 地 西浅井町塩津浜1458番地
診 療 科 内科、小児科
医 師 白崎 信二、杉山 明、和田 昭仁、吉村 学、中村 泰之
診 療 時 間 平日：午前9時から午後4時まで
水曜日及び土曜日：午前9時から午後0時まで
休 診 日 日曜日、祝日、年末年始、第2・第4・第5土曜日

5. 永原診療所

所 在 地 西浅井町大浦2282番地
診 療 科 内科、小児科
医 師 上田 祐樹
診 療 時 間 平日：午前9時から午後4時まで
第1木曜日及び第3木曜日：午後1時から午後4時まで
金曜日及び土曜日：午前9時から午後0時まで
休 診 日 日曜日、祝日、年末年始、第1・第3・第5土曜日

① 永原診療所菅浦出張診療所

所 在 地 西浅井町菅浦218番地
医 師 上田 祐樹
診 療 時 間 第2木曜日及び第4木曜日：午前9時から午後0時まで

6. 浅井歯科診療所

所 在 地 野田町127番地
診 療 科 歯科
医 師 林 浩志
診 療 時 間 平日：午前9時から午後0時まで及び午後2時30分から午後6時まで
土曜日：午前9時から午後0時まで
休 診 日 日曜日、祝日、年末年始、木曜日

7. 中之郷歯科診療所

所 在 地 余呉町中之郷2434番地
診 療 科 歯科
医 師 安福 美昭
診 療 時 間 平日・土曜日：午前9時から午後6時まで
休 診 日 日曜日、祝日、年末年始、木曜日

○環境保全

1. 公害対策

○公害防止協定の締結

市内の大規模工場や事業活動における環境への負荷が大きい企業等に対して、公害防止及び環境保全に関する協定を締結しています。

○環境調査の実施

①水質：市内を流れる河川や工場排水、地下水等の調査を実施しています。

②大気：NOx（窒素酸化物）、SOx（硫黄酸化物）及びSPM（浮遊粒子状物質）の調査を実施しています。

③騒音・振動：北陸自動車道や一般主要道路の騒音・振動及び一般環境の騒音調査を実施しています。

○公害関係苦情発生状況の推移

全体的に野焼（主に「その他」に分類）の苦情が多くなっています。

年 度	総計	大気	水質	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
22(2010)	77	17	31	0	10	0	0	18	1
23(2011)	50	2	31	0	3	0	0	6	8
24(2012)	68	4	24	0	14	0	0	9	17
25(2013)	97	5	24	1	16	2	0	12	37
26(2014)	93	1	28	1	16	4	0	21	22

2. 環境衛生

① ごみ分別啓発

ごみの分別や適正な処理の啓発を目的に、自治会等の団体に対し行政出前講座を行っています。

② 地域美化活動

県条例に定める「環境美化の日」「びわ湖の日」を基準日に、5月30日前後に各自治会での清掃活動を推進する「ごみゼロ大作戦」、7月1日に「琵琶湖・余呉湖一斉清掃」、12月1日前後に「県下一斉清掃」を行っています。

③ 不法投棄対策

地域住民と市が協働で不法投棄を未然に防止するため、「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」に取り組む自治会、地域づくり協議会等と「きれいなまちづくりパートナーシップ協定」を締結しています。

3. 環境創造・環境教育推進

① 「環境にやさしい日」の開催

長浜市環境基本条例で、春分の日を「環境にやさしい日」と定めています。平成26年度は、3月22日（日）に、環境啓発イベント「環境にやさしい日」を開催し、省エネ啓発やグリーンカーテンの作り方講座、エコドライブセミナー、エコカーの展示などを行いました。

② ながはまアメニティ会議支援

市民、各種団体及び事業者の創意と英知により、市民の手によるアメニティながはまづくりを目指す「ながはまアメニティ会議」の活動に対し支援を行っています。

③ 長浜市水生生物少年少女調査隊「みずすまし」

子どもたちが川で遊び、川で学ぶことを楽しみつつ、川の中の生き物を調べることによって、

川の実態を知り、環境を見る目を養い、環境保全への関心を高めるために昭和62年に結成されました。平成26年度（第28期）は、隊員数548人（市内全小学校）が活動に参加し、これまで延べ5,375人の隊員が市内の河川を調査しました。調査結果をまとめた冊子『子どもたちが調べる水辺の生き物』を毎年発行しています。

④ ヨシの植栽

琵琶湖の原風景であり、多様な生態系を育むヨシ群落を復活するために、市民ボランティアの力を借りて、ヨシ苗マット10枚とヨシ苗100株を植栽しました。

4. 生活相談

① 消費生活相談

平成24年度以降相談件数が増加しており、内容も多様化しています。平成26年度は投資詐欺に関する相談、幅広い年齢層からのネット被害に関する相談が増加しました。

年度	相談件数
22	535
23	482
24	474
25	561
26	629

② 長浜市消費生活フェアの開催

多様化する悪質商法や食品偽装など日常の暮らしが脅かされる事案が増える中で、「賢い消費者」のための消費生活に関する様々な情報を発信することにより、消費者被害の未然防止や消費者意識の高揚を図るとともに、循環型社会の構築に向けて、リデュース（ごみの減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組事例の紹介等の場として消費生活フェアを開催しています。

平成26年度は、10月18日に啓発寸劇や講演会、リフォームファッショショードを行いました。

③ 消費学習研究会の育成指導

健全で安心な生活を送るため消費者自らが学習し実践できるよう、長浜市消費学習研究会に学習啓発事業を委託し、学習会や啓発活動を実施しています。

④ 消費者教育、啓発事業

消費生活相談員が出前講座を開催し、注意すべき消費者トラブルの事例等を紹介して啓発を行っています。平成26年度は、福祉ステーション等で44回開催し、延べ1,500人を超える方の参加がありました。

5. 再生可能エネルギー

平成24年度に策定した「長浜市再生可能エネルギー利活用方策」に基づき、再生可能エネルギーの普及促進を図っています。利活用方策では、平成32年度までに再生可能エネルギー導入量を3,000万kWh（平成24年度比5倍）に拡大するという数値目標を設定しており、これは長浜市の世帯の年間電力需要量（5,192kWh）に換算すると約5,800世帯分に相当する量です。目標達成に向け、太陽光・太陽熱エネルギー、小水力発電、木質バイオマスエネルギーの導入に重点を置き、普及に向けた取組を行っています。

平成26年度の主な実施事業

	件数	導入量 (kWh)
①住宅用太陽光発電システム設置促進事業	235 件	約 139.6 万
②市民団体発電取組支援事業	1 件	約 0.7 万
③大規模太陽光発電マッチング事業	3 件	

7. 健康福祉

○社会福祉

1. 社会福祉団体育成事業

地域に根ざした福祉サービスを提供している長浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という）に対し、協議会が行う社会福祉事業や長浜市社会福祉センターの維持に要する経費に対して補助を行っています。

また、地域福祉の増進に寄与することを目的として、自主的な活動を実施する福祉団体に対して補助を行っています。

2. 民生委員児童委員活動推進事業

地域住民の連帯と福祉の向上をめざし、援助と相談等を行う民生委員児童委員の活動に対して必要な支援を行っています。

民生委員・児童委員 325人（うち、主任児童委員 30人）

法定民児協例会 月1回開催

長浜市民生委員児童委員協議会（市内15の法定民児協で組織）

理事会 月1回開催、総会 年1回開催、専門部会等を設置（高齢者福祉部会、児童福祉部会、しうがい者福祉部会、主任児童委員連絡会、広報委員会）

3. 福祉バス運行事業

社会福祉事業の振興を図り、自主的な社会活動の円滑化を図るため、地域福祉事業に取り組む団体を対象に福祉バスを運行しています。（平成27年度より社会福祉協議会へ事業委託）

【平成26年度運行実績】

運行台数 78台（大型：35台、マイクロバス：39台、大型リフト付：4台）

利用者数 2,016人

走行距離 11,442km

4. 結婚支援事業

地域福祉の側面から、定期的に相談業務を行う結婚相談と出会いの機会を創出する結婚活動支援等を行っています。

市内9地域において、結婚相談を月1回開催

出会いの機会を創出するイベントへの補助などを実施

【平成26年度イベント等の実績】

イベントへの補助：8事業

婚活支援セミナー：2回

5. 地域の見守り支援事業

社会福祉事業の一環として、市内各種事業者にご協力をいただき、安心して暮らせるまちを目指して、地域の見守り支援を行っています。

協定締結事業者：市内新聞販売店、ヤマト運輸(株)、長浜水道企業団、生活協同組合コープしが、長浜市プロパンガス事業協同組合、大阪ガス(株)、明治安田生命保険相互会社

○生活福祉

1. 生活保護の状況

区分	平成 26 年度 (H27.3.31 現在)			平成 25 年度 (H26.3.31 現在)		
	世帯数	人員	扶助額	世帯数	人員	扶助額
生 活 扶 助	世帯 8,873	人 12,958	千円 538,086	世帯 8,972	人 13,281	千円 540,766
住 宅 扶 助	7,231	10,603	221,221	7,261	10,806	224,704
教 育 扶 助	785	1,206	13,868	903	1,364	15,013
介 護 扶 助	2,151	2,294	54,154	2,108	2,290	56,059
医 療 扶 助	8,950	12,452	915,278	9,037	12,821	868,783
出産・生業・葬祭扶助	540	600	11,813	507	614	11,404
施 設 事 務 費	372	372	63,851	386	386	64,724
合 計	—	—	1,818,271	—	—	1,781,453

(注1) 世帯数・人員は年間延数

2. 生活保護率の推移

[単位 : %]

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
県	4.83	4.44	4.32	4.24	4.20	4.19	4.22	4.32	4.52	4.72	4.89	5.11
長浜市	7.60	7.08	7.30	7.33	7.53	7.92	7.78	7.67	7.35	7.28	7.58	8.80

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
県	5.46	5.63	5.65	5.69	5.77	5.92	6.75	7.47	7.63	7.84	8.09	8.23
長浜市	10.00	10.75	10.38	8.62	7.98	7.62	8.60	9.32	9.59	9.88	10.02	9.88

(注1) 平成 17 年度、平成 21 年度は合併後の数値

(注2) % = 人口 1,000 人あたりの被保護人員 (1 年間の平均値)

3. 行旅病人（死亡人）等取扱い事業

救護者がいない行旅病人および死亡人の取扱いならびに行旅困窮者の救護を行います。

平成 26 年度

行旅病人取扱い件数	0 件
行旅死亡人取扱い件数	0 件
行旅困窮者救護 (回数券等給付) 延件数	30 件

4. 住宅支援給付事業

離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、住宅の確保及び住宅喪失の予防を行い、就労機会の確保を支援します。

平成 26 年度

支給延人数 52 人 支給総額 2,273,700 円

○しょうがい福祉

1. 「長浜市しょうがい福祉プラン」

本市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しています。この計画では、市民すべてが地域の同じ一員として尊重したい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を基本理念としています。この基本理念の実現に向けて取り組みを進めています。

2. 手帳制度

身体、知的、精神にしょうがいのある人に、各種保健福祉サービスや援助事業を受けるための手帳が交付されます。

[「身体障害者手帳」所持者の状況]

しょうがいの種別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内 部	計
1・2 級	170 人	118 人	7 人	976 人	890 人	2,161 人
3・4 級	43 人	86 人	45 人	1,446 人	453 人	2,073 人
5・6 級	59 人	115 人	— 人	571 人	— 人	745 人
計	272 人	319 人	52 人	2,993 人	1,343 人	4,979 人

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

[「療育手帳」所持者の状況]

しょうがいの程度	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)	計
18 歳未満	40 人	45 人	70 人	132 人	287 人
18 歳以上	161 人	180 人	261 人	285 人	887 人
計	201 人	225 人	331 人	417 人	1,174 人

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

[「精神障害者保健福祉手帳」所持者の状況]

しょうがいの程度	1 級	2 級	3 級	計
人 数	49 人	420 人	203 人	672 人

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

3. 「長浜市しょうがい者自立支援審査会」

障害者総合支援法のしょうがい福祉サービスの利用には、区分 1 から 6 までの段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。認定は、国で定められた項目による心身状態に関する調査結果と医師意見書を資料に、審査会で判定を行う仕組みとなっています。

本市では、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」を設置し、医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する 15 人の委員により、合議体を 3 組編成し、多面的な視点による審査を実施しています。

この審査会は、地方自治法に基づく事務委託を米原市から受けて審査を実施しています。

〔審査判定の状況（のべ人数）〕

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
年度	長浜市	1人 0.2%	17人 16.0%	92人 14.0%	124人 14.0%	67人 28.8%	60人 21.4%	69人 4.0%	430人 100%
	圏域全体	1人 0.2%	25人 4.5%	107人 19.1%	149人 26.7%	98人 17.5%	75人 13.4%	104人 18.6%	559人 100%
年度	長浜市	2人 0.9%	3人 1.4%	35人 16.5%	72人 34.0%	34人 16.0%	23人 10.9%	43人 20.3%	212人 100%
	圏域全体	2人 0.8%	4人 1.6%	43人 16.9%	91人 35.8%	41人 16.1%	26人 10.2%	47人 18.5%	254人 100%
年度	長浜市	1人 0.5%	2人 1.0%	36人 18.8%	50人 26.1%	39人 20.3%	11人 5.7%	53人 27.6%	192人 100%
	圏域全体	2人 0.8%	3人 1.3%	43人 18.1%	59人 24.8%	57人 23.9%	14人 5.9%	60人 25.2%	238人 100%

4. しょうがい福祉サービス（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体、知的、精神にしょうがいのある人または児童の保護者がサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と契約し、ホームヘルプサービスや生活介護・就労支援等のサービスを利用すると、障害者総合支援法に基づきその費用が給付されます。なお、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

[支給決定者数] ※複数のしょうがいがある人は、主たるしょうがい区分にて計上

サービス	知的 しょうがい者	身体 しょうがい者	精神 しょうがい者	児童	計
居宅介護	106	111	62	38	317
重度訪問介護	1	9	0	0	10
行動援護	19	6	0	44	69
同行援護	1	35	0	0	36
療養介護	5	26	0	0	31
短期入所	131	35	8	24	198
生活介護	259	79	17	0	355
施設入所支援	90	36	0	0	126
共同生活援助	72	4	10	0	86
自立訓練〔機能訓練〕	0	2	0	0	2
自立訓練〔生活訓練〕	1	0	7	0	8
宿泊型自立訓練	0	0	6	0	6
就労移行	9	2	4	0	15
就労継続支援〔A型〕	51	13	12	0	76
就労継続支援〔B型〕	155	18	62	1	236
地域移行・定着支援	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	216	216
放課後等デイサービス	0	0	0	22	22
保育所等訪問支援	0	0	0	3	3

(平成27年4月1日現在)

5. 補装具費の支給（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体の機能を補う用具（車いす、義肢、補聴器等）が必要な人に、各物品等に定められた国基準に従い「補装具費」として費用を支給します。自己負担は、費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔支給件数〕（交付） 身体しうがい者 157 件
（修理） 身体しうがい者 176 件 （平成 26 年度）

6. 自立支援医療「更生医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしうがいのある人（18歳以上）が程度を軽くし、能力を回復するための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 413 件 （平成 26 年度）

7. 自立支援医療「育成医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしうがいのある児童等（18歳未満）が、生活能力を得るための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 26 件 （平成 26 年度）

8. 自立支援医療「精神通院医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

精神にしうがいのある人が、精神科に通院して疾患の治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付決定者数〕 1,069 人 （平成 27 年 3 月 31 日現在）

9. 相談支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

しうがいのある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、福祉サービスの利用にあたっての契約支援、教育・就労・医療・居住など日常生活に関する相談のほか、虐待の防止・早期発見及び権利擁護・成年後見制度利用のための関係機関との連携調整など、必要な援助を行います。

「湖北地域しうがい者相談センター」等に配置する相談員（コーディネーター）によって、生活上のアドバイスやサービスの利用についての総合的な調整を図ります。

また、「長浜米原しうがい者自立支援協議会」で地域の福祉資源の連携を深め、事業の調整を行っています。

本事業は、湖北福祉圏域の広域事業として位置づけ、本市が米原市から事業を受託し広域的に実施しています。

〔しうがい者相談支援事業〕

〔相談支援機能強化事業〕

〔働き暮らし応援センター事業〕

10. コミュニケーションの支援（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚等にしうがいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。本市しうがい福祉課には手話通訳士を配置しています。

1 1. 日常生活用具の給付（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しうがいのある人の日常生活の便宜を図る用具（特殊寝台、拡大読書器等）やストマ装具などを給付します。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔給付件数〕 身体しうがい者 623 件 (平成 26 年度)

1 2. 日常生活用具の特例給付事業

* 人工内耳を装用している人に、人工内耳用電池を給付します。月当たり 2,800 円分を上限に給付します。自己負担は、費用の1割です。

〔給付件数〕 身体しうがい者 12 件 (平成 26 年度)

* 日常生活用具給付事業でストマ装具またはおむつの給付を受けている人が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合、半額分を給付します。なお、月当たりの給付上限額が定められています。

〔給付件数・ストマ〕 身体しうがい者 116 件

〔給付件数・おむつ〕 身体しうがい者 16 件 (平成 26 年度)

1 3. 移動支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

屋外において移動に困難のあるしうがいのある人等に対して、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための介護者の派遣を行います。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 194 人 13,759 時間、 21 事業所 (平成 26 年度)

1 4. 地域活動支援センター（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

地域活動支援センターは、在宅のしうがいのある人が通う施設で、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などの支援を行います。専門職員による各種相談、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業が実施されます。

〔地域活動支援センター I 型基礎的事業〕

〔地域活動支援センター I 型機能強化事業〕

1 5. 訪問入浴サービス（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

身体に重度のしうがいのある人の自宅に訪問して入浴サービスを提供します。

〔利用者数〕 13 人 (平成 26 年度)

1 6. しうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

各種サービスの利用相談や福祉機器の利用の助言、趣味余暇活動の支援、ピアカウンセリング、パソコン教室、音楽療法教室、視覚しうがい者サロンなどを実施します。

1 7. 精神しうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

精神にしうがいのある人に対して日常生活の相談や生活指導等を行う団体活動を支援します。

〔実施状況〕 対象団体 2 団体、登録相談員数 11 人 (平成 26 年度)

1 8. 日中一時支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しうがいのある人・子どもに対して、日中にサービス事業所や施設等で活動の場所を提供し、見守りや短時間保護、社会適応訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

[利用状況] 実利用者数 187人、 11,425回、 23事業所 (平成26年度)

1 9. 生活サポート事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

「障害支援区分」が非該当となり介護給付対象外となった人で、日常生活、家事等の支援が必要な人に介護職員を派遣し、自立生活の推進を図ります。

2 0. 点字・音訳広報の発行（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

月2回発行の市の広報「広報ながはま」の点訳または音訳版を市内ボランティアグループに協力いただいて作成し、対象者にお届けしています。

2 1. 奉仕員養成事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

コミュニケーションにしうがいのある人の交流活動の促進を図るため、また情報提供の支援者として、ボランティア（手話奉仕員等）の養成を目的とした講座を実施します。

2 2. 自動車の改造費・操作訓練費の助成（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

肢体に重度のしうがいのある人またはその介護者が運転する自動車の改造費、身体にしうがいのある人の運転免許取得経費について助成します。10万円を限度に助成します。

改造費助成の場合には所得制限があります。

[支給件数] (平成26年度)

「改造費助成」 2件 (本人用1件、介護者用1件)

「操作訓練費助成」 0件

2 3. 住宅改造費の助成

視覚または肢体に重度のしうがいのある人、または重度の知的しうがいのある人が居住している住宅を改造する費用を助成します。

所得制限があります。助成上限額が定められています。

[支給件数] 8件 (平成26年度)

2 4. 生活ホーム

就労等しているしうがいのある人を受け入れ、生活の場を提供し、自立生活に必要な援助を行っているホームです。

[利用先施設数及び利用者数] 1カ所 1人 (平成26年度)

2 5. 福祉手当の支給

心身に重度のしうがいのある在宅の人や児童、または中度以上のしうがいのある在宅の児童を養育する人に手当を支給します。

[支給件数] 「特別障害者手当」 139件

「障害児福祉手当」 94件

「福祉手当（経過措置）」 3件

「特別児童扶養手当」 210件 (平成26年度)

2 6. 精神しうがい者医療費助成

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人に、医療費の自己負担額を助成します。所得制限があります。1級の人は全科の入院・外来医療費、2級の人は精神疾患を治療している外来医療費を対象に助成します。

〔助成決定者数〕(1級) 45人、(2級) 366人 (平成27年4月)

〔内訳(重複有)〕(【】は助成区分番号)

「精神しうがい者／児【70】」331人

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人で、自立支援医療(精神通院)支給認定者

「精神しうがい老人【75】」 35人

精神しうがい者【70】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

「重度しうがい者／児【47】」 30人

「精神障害者保健福祉手帳」1級の人(精神科通院時は【70】を使用)

「重度しうがい老人【85】」 15人

重度しうがい者【47】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

(精神科通院時は【75】を使用)

2 7. 人工透析患者通院交通費助成金の支給

人工透析療法を受けるため、月に8回以上通院している人に、医療機関までの距離に応じて月額1,000円または2,000円を支給します。所得による制限があります。

〔支給件数〕 100件 (平成26年度)

2 8. 社会参加援助金の支給

在宅で75歳未満の、「身体障害者手帳」1・2級、「精神障害者保健福祉手帳」1・2級または「療育手帳」をお持ちの人に年額12,000円を支給します。

〔支給件数〕 身体しうがい者 978件

知的しうがい者 392件

精神しうがい者 927件 (平成26年度)

2 9. スモンしうがい者支援

在宅のスモン患者に対して、年額35,000円を採暖に要する費用の助成として支給します。

〔支給件数〕 1件 (平成26年度)

3 0. 衛生材料の支給

重度のしうがいがあるため常時おむつが必要な人に衛生材料54,000円分(年間)を支給します。所得制限があります。

〔支給件数〕 48件 (平成26年度)

3 1. 「食」の自立支援事業(配食サービス)

重度のしうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 10人 (平成26年度)

3 2. 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

重度のしうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、寝具の衛生管理のため、年2回を限度に洗濯サービスを行います。費用の一部は自己負担になります。

〔利用件数〕 19人 29件 (平成26年度)

3.3. 訪問理美容サービス

重度のしうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。

〔利用件数〕 23人 42件 (平成26年)

3.4. 福祉電話・ファックスの貸与

外出が困難な重度のしうがい者や聴覚音声言語機能にしうがいのある人に、電話、ファックスまたはラッシュベルを貸与します。所得制限があります。

〔貸与件数〕 5件 (平成26年度)

3.5. 点字新聞購読費の助成

点字新聞を購読している視覚にしうがいのある人に、購読にかかる経費について年間14,000円を限度に助成します。

3.6. 長浜市児童発達支援センター

心身の発達に何らかの課題がある就学前の子どもや義務教育修了から概ね20歳までの方等に対して、次の事業を実施し支援を行います。また、療育等の福祉サービスの利用調整をするために「相談支援事業所」を設置しています。

〔児童発達支援事業〕 心身の発達に何らかの課題がある就学前の児童が保護者と共に通所し、日常生活における基本的習慣の取得や集団生活への適応訓練、相談支援を行います。

〔保育所等訪問支援事業〕 保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう支援します。

〔発達支援サポート事業〕 発達支援や特別支援などの対象となっている児童を担当する在籍園の職員を支援します。

〔幼児教育相談事業〕 関係部署と連携しながら児童への支援について、保護者や在籍園の職員に適切な指導・助言を行います。

〔一般発達相談事業〕 心身の発達に課題のある義務教育終了後から概ね20歳までの方等に対して相談、助言を行います。

〔相談支援ファイル事業〕 発達に何らかの支援を必要とする方に、乳幼児期から就労に至るまで一貫したより良い支援を継続するため、ファイルの活用を啓発します。

3.7. 「長浜市こども療育センター」(児童福祉および児童発達支援)

「こども療育センター」を2カ所設置し、発達上何らかの課題を持つ就学前の子どもとその保護者に対して、通所により日常生活における基本的習慣の取得や集団生活への適応訓練、相談支援等を実施しています。

①「長浜市こども療育センターわかば園」 所在地：内保町480-3

②「長浜市こども療育センターいちご園」 所在地：高月町渡岸寺160 高月支所2階

3.8. 料金の割引、税金の減免など

身体障害者手帳等を所持している人を対象にその等級によって各種の割引制度などがあります。鉄道・バス・タクシー・航空運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料などについては料金の割引があります。住民税・自動車税・所得税・相続税・贈与税については、しうがいのある人または扶養者は所得控除や非課税などの措置が受けられます。

3.9. 福祉圏域事業の展開

本市は、米原市とともに湖北福祉圏域を構成しており、しうがい福祉施策に関しては一部、共同で事業をすすめています。

「湖北地域しうがい者相談センター『ほっとステーション』」のほか、「働き暮らし応援センター」、「地域活動支援センター」、「長浜米原しうがい者自立支援協議会」、相談支援、スポーツ教室、移動支援その他の事業の運営や調整を行っています。

4.0. 店舗等のバリアフリー改修補助事業（だれにもやさしいまちづくり補助金）

ユニバーサルデザインの理念にもとづき、しうがい者、高齢者等の社会参加を促進することで、誰もが訪れやすい施設づくりを啓発・推進するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、市内業者の施工による店舗等のバリアフリー改修工事を行う者に対し、助成を行っています。

〔助成件数〕 7件（平成26年度）

4.1. しうがい福祉施設への受注拡大

施設で働くしうがい者を中心に、所得の向上と社会参加促進を目的とし、自主製品の販売拡大や役務等の受注の機会拡大にとりくんでいます。平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、市業務の随意契約等による発注の拡大にもとりくみます。

○児童福祉

1. 家庭児童相談室運営状況

【相談員数】 9人

相談内容	養護	保健	障害	非行	育成	D V	その他	計
相談件数	827件 (内児童虐待関係 562件)	9件	29件	8件	78件	82件	50件	1,083件

(平成26年度)

2. 児童遊園

【設置数】 4か所 (千草児童遊園・田村山児童遊園・上坂児童遊園・鳥羽上児童遊園)

3. 児童手当支給状況

【対象者】 中学校修了前の児童を養育している親等に支給

【支給額】 3才未満、3才以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円

3才以上小学校修了前(第1、2子) 中学生 10,000円

所得制限限度額を超える場合(特例給付) 5,000円

【支給状況】 児童の数 16,188人

受給者数 9,407人 (平成26年10月定期払時)

4. 子育て支援センター事業

【支援内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

②子育て等に関する相談及び援助の実施

③地域の子育て関連情報の提供

④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

【実施場所】 サンサンランド子育て支援センター (長浜市児童文化センター内)

(公設 4か所) こどもらんど子育て支援センター (浅井子どもの館内)

のびのびらんど子育て支援センター (びわ認定こども園内)

あいあいらんど子育て支援センター (高月支所内)

(民設 (委託) 3か所)

チャイルドハウス子育て支援センター (チャイルドハウス児童センター内)

(事業委託 社会福祉法人 石龍会)

ニコニコひろば (小谷児童館内)

(事業委託 社会福祉法人 光寿会)

子育て広場 スキップ (六莊公民館内)

(事業委託 六莊地区地域づくり協議会)

5. ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】 子どもを預けたい人(おねがい会員)と預かれる人(まかせて会員)が育児の相互援助活動を支援することで仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境と地域の子育て支援を行う。

【対象者】 まかせて会員・・・市内在住で自宅で子どもを預かることができる人

おねがい会員・・・概ね12歳までの子どもがいる市内在住、または市内勤務等の人

どっちも会員・・・まかせて会員とおねがい会員を兼ねることができる人

【活動状況等】 おねがい会員 241人・まかせて会員 135人・どっちも会員 37人

活動件数 734件 (会員数: 平成27年3月末現在・活動件数: 平成26年度)

6. 放課後児童クラブ

【事業内容】保護者等が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や小学校の長期休業中等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業。

【実施時間】○公設クラブ・・・放課後～午後6時まで（ただし、学年末、学年始、夏季、冬季休業期間、授業日の振替休日は午前7時30分～午後6時）

長期休業期間中は午前7時30分より受入

○チャイルドハウス児童センター放課後児童クラブ・・・午後7時00分まで

○ニコニコクラブ・・・午後6時30分まで

○放課後児童クラブ みらいキッズ・・・午後6時30分まで

○キッズパーク放課後児童クラブ・・・午後7時00分まで

【クラブの開設状況】

平成27年4月1日

区分	クラブ名	開設場所	定員	在籍児童数	部屋数	住 所
公設 公営	ひばりクラブ	長浜小学校内	105	165	3	長浜市高田町9番9号
	山ばとクラブ	長浜北小学校内	105	171	3	長浜市八幡中山町1310番地
	たんぽぽクラブ	神照小学校内	70	116	2	長浜市神照町311番地
	あじさいクラブ	南郷里小学校内	35	98	1	長浜市南田附町352番地
	ひまわりクラブ	北郷里小学校内	35	41	1	長浜市春近町353番地
	すみれクラブ	長浜南小学校内	35	61	1	長浜市加田町1460番地
	つくしクラブ	湯田小学校内	70	139	2	長浜市内保町1051番地
	コスモスクラブ	浅井小学校内	35	40	1	長浜市當目町64番地
	わくわくクラブ	びわ南小学校内	35	61	1	長浜市川道町3456番地
	たけのこクラブ	びわ北小学校内	35	25	1	長浜市益田町56番地
	サザンカクラブ	虎姫小学校内	35	34	1	長浜市五村 88 番地
	コハクチョウクラブ	朝日小学校内	35	27	1	長浜市湖北町山本1125番地
	サルビアクラブ	速水小学校内	35	60	1	長浜市湖北町速水2561番地
	つきっこクラブ	高月小学校内	35	64	1	長浜市高月町高月 738番地
民設 民営 委託	チャイルドハウス児童センター 放課後児童クラブ	チャイルドハウス児童センター	35	86	3	長浜市田村町1606番地3
	ニコニコクラブ	小谷児童館	20	27	1	長浜市小谷丁野町723番地1
	みらいキッズ	民間施設	60	24	1	長浜市勝町470番地
	キッズパーク	民間施設	40	17	1	長浜市八幡中山町477番地
合計			855	1,256	26	

※在籍児童数（入所決定児童数）は、長期休業中のみ利用者も含む

7. 保育園の状況

H27. 4. 1現在

設置	園名	定員(人)	園児数(人)	保育士数(人) ()非常勤: 内数	園舎面積 (m ²)	構造	敷地面積 (m ²)	所在地
長浜市	北保育園	180	187 {0}	44 (5)	1,499.11	非木造 平屋	6,104	長浜市神照町596番地
	さくらんぼ保育園	130	81 {0}	22 (2)	866.10	非木造 平屋	2,978	長浜市西上坂町1158番地
	一麦保育園	80	63 {0}	19 (4)	607.25	非木造 平屋	2,002	長浜市湖北町山本3089番地
	小計	390	331 {0}	85 (11)	2,972.46		11,084	
社会福祉法人	長浜カトリック保育園	230	205 {2}	34 (15)	1,568.66	非木造 2階	3,221	長浜市南高田町47番地
	ひよこ乳児保育園	45	39 {0}	16 (3)	385.84	非木造 2階	663	長浜市小堀町66番地1
	チャイルドハウス	190	137 {18}	25 (2)	1,724.04	非木造 2階	3,000	長浜市田村町1606番地
	長浜愛児園	150	170 {2}	35 (10)	997.15	非木造 2階	2,891	長浜市八幡東町562番地
	ほいへん ももの家	75	87 {1}	17 (10)	511.72	非木造 2階	1,400	長浜市大戎町1260番地
	小谷保育園	150	125 {1}	28 (12)	1,178.20	非木造 2階	6,217	長浜市小谷丁野町2481番地1
	速水保育園	90	73 {0}	16 (7)	885.72	非木造 2階	2,900	長浜市湖北町速水2277番地
	長浜学舎	150	149 {3}	36 (14)	1,155.76	非木造 2階	5,034	長浜市新庄中207番地
	レイモンド長浜保育園	90	97 {0}	25 (12)	600.73	非木造 平屋	2,140	長浜市南小足町324番3
	長浜梅香保育園	135	128 {0}	22 (7)	775.70	非木造 2階	1,978	長浜市三ツ矢元町17番25号
	しらやま保育園	90	101 {0}	26 (12)	943.72	木造 平屋	5,290	長浜市加納町990番地
	小計	1,395	1,311 {27}	280 (104)	10,727.24		34,734	
管外委託			12					
	合計	1,785	1,654 {27}	365 (115)	13,699.70		45,818	

※園児数…[]内は市外からの受入れ児童数(外数)

8. 認定こども園の状況

H27. 4. 1現在

設置	園名	定員(人)	園児数(人)	保育教諭数(人) ()非常勤: 内数	園舎面積 (m ²)	構造	敷地面積 (m ²)	所在地
長浜市	六莊認定こども園	長時部	200	157 {0}	32 (6)	1,965.09	非木造 平屋	8,518
		短時部		76	13 (1)			
	あざい認定こども園	長時部	245	209 {0}	46 (4)	4,840.55	非木造 平屋	20,870
		短時部		186	28 (7)			
	びわ認定こども園	長時部	170	135 {2}	34 (3)	2,978.62	非木造 平屋	13,760
		短時部		72	10 (0)			
	とらひめ認定こども園	長時部	100	71 {1}	26 (5)	1,558.89	非木造 平屋	4,840
		短時部		61	9 (1)			
	たかつき認定こども園	長時部	195	135 {0}	33 (4)	2,818.90	木造 平屋	11,154
		短時部		156	21 (8)			
	きのもと認定こども園	長時部	120	63 {0}	19 (1)	2,250.53	非木造 2階	4,774
		短時部		102	14 (5)			
	よご認定こども園	長時部	30	15 {0}	9 (3)	1,576.02	非木造 平屋	7,431
		短時部		31	5 (0)			
	にしあざい認定こども園	長時部	60	47 {0}	11 (2)	2,390.78	非木造 平屋	8,988
		短時部		63	9 (4)			
	長時部 小計	1,120	832 {3}	210 (28)				
	短時部 小計		747	109 (26)				
	管外委託	長時部	6					
	合計	1,120	1,585 {3}	319 (54)	20,379.38		80,335	

※園児数…[]内は市外からの受入れ児童数(外数)

9. 平成27年度利用者負担額表（保育所保育料）

階層区分		利用者負担（月額）（円）					
		保育標準時間			保育短時間		
		0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児	0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	3,500	2,500	2,500	3,400	2,400	2,400
	母子・在宅しようがい児(者)のいる世帯等	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ課税世帯	9,800	8,500	8,500	9,600	8,300	8,300
	母子・在宅しようがい児(者)のいる世帯等	8,800	7,500	7,500	8,600	7,300	7,300
C2	48,600円未満	14,000	12,000	12,000	13,700	11,700	11,700
	母子・在宅しようがい児(者)のいる世帯等	13,000	11,000	11,000	12,700	10,700	10,700
D1	48,600円以上 72,800円未満	21,500	18,000	18,000	21,100	17,600	17,600
D2	72,800円以上 97,000円未満	27,000	23,000	23,000	26,500	22,600	22,600
D3	97,000円以上 133,000円未満	34,000	27,000	24,500	33,400	26,500	24,000
D4	133,000円以上 169,000円未満	38,000	29,000	26,000	37,300	28,500	25,500
D5	169,000円以上 211,200円未満	45,500	31,000	27,000	44,700	30,400	26,500
D6	211,200円以上 301,000円未満	52,500	32,500	28,500	51,600	31,900	28,000
D7	301,000円以上 397,000円未満	61,000	33,500	29,000	59,900	32,900	28,500
D8	397,000円以上	71,000	34,500	29,500	69,700	33,900	28,900

備考

- 所得割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定の適用がないものとして計算した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。
- 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとす

る。

3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、B～C 2階層に認定された場合は、この表の、それぞれの階層の下段に掲げる利用者負担額とする。

(1) 「母子世帯等」…………母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…………次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」…………保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

4 B～D 8 階層における同一世帯から 2 人以上の小学校就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援又は医療型児童発達支援又は地域型保育を利用している場合において、次表の第 1 欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所又は認定こども園（長時部）を利用している際には、次表第 2 欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

この場合において、小学校就学前子どもの属する世帯が B～C 2 階層に認定された場合であって 3 に掲げる世帯に該当するときは、この表の当該各階層の下段に掲げる利用者負担額により計算して得た額とする。

	第 1 欄	第 2 欄
ア	上記 4 に掲げる施設を利用している小学校就学前子ども（該当する就学前子どもが 2 人以上の場合には、そのうち最年長のもの 1 人とする。）	利用者負担額に定める額
イ	上記 4 に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前子ども（該当する小学校就学前子どもが 2 人以上の場合には、そのうち最年長のもの 1 人とする。）	利用者負担額に定める額 × 0.5
ウ	上記 4 に掲げる施設を利用している上記以外の小学校就学前子ども	0 円

（注）10 円未満の端数は切り捨てる。

5 この表の利用者負担額における年齢については、当該年度の初日の前日時点での年齢によるものとする。

○母子福祉関係

1. 母子福祉相談事業

(平成26年度)

相談内容	生活全般							児童	生活援護						計
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育	その他		母子福祉資金	寡婦福祉資金	母子(福祉)年金	児童扶養手当	生活保護	その他	
件数	77	197	104	239	10	100	153	253	134	9	19	231	65	193	1,784

2. 児童扶養手当支給状況

(平成26年度)

区分	延人数(人)	支出額(円)
全部支給	5, 378	220, 665, 800
一部支給	5, 168	150, 039, 630
加算額	6, 165	28, 317, 000
計	16, 711	399, 022, 430

3. 母子福祉資金の貸し付け

(平成26年度)

種別	貸付		
	件数(件)	金額(円)	
事業費開支始度統宅度學業養學得婚活			
就職業支繼統學支	1	385, 000	
事業就修修能習	1	3, 702, 000	
住学能習			
就修能習			
修能習			
療能習			
通能習			
技能習			
結能習			
生能習			
転宅資金			
児童扶養資金			
計	2	4, 087, 000	

(県制度)

4. ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金支給事業

【事業内容】就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練・講座を受講するひとり親家庭の父または母に対して、補助金を交付します。

【支給額】受講費用の20%（下限4千円、上限10万円）

【支給状況】1件（平成26年度）

5. ひとり親家庭高等技能訓練促進補助金支給事業

【事業内容】就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養育訓練機関において修業するひとり親家庭の父または母に対し一定期間補助金を交付します。

【支給額等】修業期間のうち2年間

平成24年度以降に修業を開始したもの

a)非課税世帯 月額100,000円

b)課税世帯 月額70,500円

【支給状況】3件（平成26年度）

6. ひとり親家庭家事援助派遣事業

【事業内容】日常生活を行う上で援助が必要なひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）に家事ヘルパーを派遣します。

【援助内容】炊事・洗濯・子どもの身の回りの世話など

【派遣状況】派遣世帯 0世帯（平成27年3月末現在）

○保健センター

施設名	住所
長浜市保健センター	長浜市小堀町32番地3
保健センター浅井分室	長浜市内保町2490番地1
保健センター湖北分室	長浜市湖北町速水1910番地
保健センター高月分室	長浜市高月町渡岸寺160番地
保健センター西浅井分室	長浜市西浅井町塩津浜1795番地

○保健・衛生

1. 地区組織活動支援事業

事業名	内容等	実施予定期間
健康づくり推進活動事業	長浜市健康推進員協議会へ事業委託 健康推進員 422人 ・地域での健康づくり活動の推進	随時
「健康ながはま21」 第3期計画推進事業	「健康ながはま21」の推進	通年
健康推進員育成事業	健康教室（医師会委託）年10回、ステップアップ研修等自主研修 随時	随時
健康づくり自主活動 グループ相談支援	【学校読み聞かせボランティア】 ジーバーばこぼこ	随時
健康ながはま パートナーシップ事業	地域協議会、自治会への健診促進のための支援	6月末(場合により随時)

2. 啓発・普及事業

事業名	内容等	実施予定期
「親子でいい歯コンクール」	歯科医による審査により、優秀者を選出し、表彰する。優勝者については県の2次審査に出席	6月21日
たばこから健康を守る環境づくり事業	妊婦への禁煙啓発、市内各学校への喫煙防止教材の貸し出し、各種イベントでのCO濃度測定	通年
献血事業	献血イベント等で献血への協力を呼びかける	年2回程度
健康出前講座	自治会・老人会・婦人会・子ども会等市内各団体への健康出前講座	随時

3. 生涯を通じた健康づくり事業

①母子保健事業

事業名	内容等	実施予定期
母子健康手帳の発行 父子手帖の発行 すこやか手帳の発行	妊娠届出時に発行 妊娠届出時に発行 出生届出時に発行	随時
妊産婦訪問	妊婦及び産婦で必要な人	随時
新生児訪問	希望した人、第1子	随時
こんにちは 赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う	随時
訪問指導	要観察児、健診未受診児等に対し、家庭訪問による子育て支援	随時
4か月児健診	問診、計測、内科健診、離乳食指導、育児相談、ブックスタート	年36回
10か月児健診	問診、計測、内科健診、歯科保健指導、栄養指導、育児相談、ブックスタート	年36回
1歳8か月児健診	問診、計測、内科・歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
2歳8か月児健診	問診、計測、聴力検査、歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回

3歳8か月児健診	問診、尿検査、視力検査、計測、内科・歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
そだちっこ広場 妊婦・乳幼児相談	育児・栄養・発達・歯科・予防接種等の相談、妊娠中の相談	毎月3回
発達相談	発達相談員による発達相談	毎月30回程度
親子教室	発達相談、健診、訪問等の結果より必要と思われる子どもとその保護者を対象に親子のふれあい遊びや保護者同士の話し合いを行い子育てを支援する教室	毎月6回程度
離乳食のおはなしタイム	離乳食の進め方の指導	年24回
妊婦健康診査	妊娠中に必要とされる標準的な健診項目を公費負担	随時
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用に対し、治療費の一部を助成	随時

②成人・老人保健事業

ア 健診・検診

事業名	内容等	対象	費用※	実施時期等
生活習慣病健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	・30～39歳 ・今年度40歳以上的生活保護受給者など	*1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回 【医療機関健診】 6月～2月
長浜市国民健康保険特定健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	長浜市国民健康保険に加入している今年度40～74歳	1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回 【医療機関健診】 6月～2月
肝炎ウイルス検診	B型肝炎ウイルス検査 C型肝炎ウイルス検査 (上記肝炎検査をセットで実施)	・40歳 ・41歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診未受診者	*1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回

肝炎ウイルス検診推進事業	特定年齢に達した市民に個別通知を行い、肝炎ウイルス検診を無料で受診できるようにし、肝炎の予防を図る。	40、45、50、55、60歳 (平成27年4月1日時点の年齢)	無料	肝炎ウイルス検診日程のとおり
骨粗しょう症検診	・骨塩定量測定(超音波法、踵骨) ・健康教育	・今年度、満20、25、30、35、40、45、50、55、60歳になる女性	*500円	【集団健診】6月～11月15回
歯周疾患検診	歯科医師による歯周疾患検診と歯科衛生士による歯科保健指導	30歳以上	無料	【集団健診】6月～11月18回
胃がん検診	問診 胃部X線撮影	40歳以上	*900円	【集団健診】6月～11月50回
大腸がん検診	問診 便潜血反応検査	40歳以上	*500円	【集団健診】6月～1月56回
子宮頸がん検診	問診・視診・内診・細胞採取	20歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】*600円 【医療機関】*1,000円	6月～11月41回 4月～翌年3月
乳がん検診	【集団】【医療機関】 問診・視診・触診 マンモグラフィ撮影 40歳以上50歳未満：二方向 50歳以上：一方向	40歳以上で前年度未受診の女性	40歳以上50歳未満： *1,300円 50歳以上： *1,000円	【集団健診】6月～11月40回 【医療機関】4月～翌年3月
肺がん検診	問診 胸部レントゲン検診 喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診については、問診の結果必要と認める者に対し、行うものとする。	40歳以上	500円 喀痰検査実施の場合は 1,000円	6月～11月30回
がん検診推進事業	特定年齢に達した市民に、大腸がん検診の個別勧奨通知と検診手帳（特定年齢に達した市民のみ）を配布し、がんの早期発見を図る。	大腸がん検診： 40、45、50、55、60歳 (平成27年4月1日時点の年齢)	無料	大腸がん検診日程のとおり

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	特定年齢に達した市民に子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳(平成27年4月1日時点の年齢)	無料	上記子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり
働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業	平成25年度に無料クーポン券の配布を受けたものの子宮頸がん検診、乳がん検診が未受診である市民に無料クーポン券を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診、乳がん検診において平成25年度に無料クーポンの配布を受けたものの未受診の女性	無料	上記子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり

※費用は生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料

イ 健康相談

事業名	内容等	備考	実施時期等
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による高血圧・糖尿病・高脂血症などの予防についての個別相談。	予約が必要	随時

ウ 保健指導

事業名	内容等	対象等
特定保健指導（減らしていいともプロジェクト）	訪問や来所面談により、メタボリックシンドロームを予防するための生活習慣の改善を支援する。	特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険がある人

エ 健康増進事業

事業名	内容等	対象	備考
高齢者の元気づくり学校ボランティア事業（養成セミナー）	高齢者の健康の維持増進と、子どもの読書習慣支援に効果的な「読み聞かせ」活動を実施するためのセミナー開催の協力。	60歳以上の高齢者	
0次予防健康づくり推進事業	京都大学大学院医学研究科、NPO団体健康づくり0次クラブと協働で、0次予防コホート事業をきっかけとした健康づくり事業を開展	全市民	

生活習慣改善教室 (知って納得！やつてお得！健康向上大作戦)	メタボリックシンドロームや生活習慣病を発症する危険性が高い人や運動する生活習慣を身につけたい人を対象に、運動・歯科・食事の面から生活習慣の改善を支援する。	全市民	
みんなで一緒に ながはま健康 ウォーク事業	運動のきっかけづくりを目的に、1人または3人、5人のグループで参加してもらい、スマートフォンのアプリを利用して歩行距離を計測し、10日間で一人あたり40kmを目標に歩く。 みんなで一緒にながはま健康ウォーク実行委員会が主催。	全市民	

③感染症予防事業

事業名	内容等	実施予定期間
結核健康診断	6歳以上の市民を対象に、検診車での巡回によるX線間接撮影を行う。	【集団健診】 4月から6月
予 防 接 種	ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月から90か月になる1日前までの児
	ジフテリア、百日せき、破傷風	(三種混合) 生後3か月から90か月になる 1日前までの児 1期初回：20～56日までの間隔で 3回接種 1期追加：1期初回終了後約1年 経過して1回接種 (二種混合) 11歳から13歳になる1日前まで 2期：ジフテリア・破傷風の二種 混合ワクチンを1回接種
	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎	生後3か月から90か月になる1日前までの児 初回：20～56日までの間隔で3回接種 追加：1期初回終了後約1年経過して1回接種 (二種混合) 11歳から13歳になる1日前まで 2期：ジフテリア・破傷風の二種 混合ワクチンを1回接種
	日本脳炎	<ul style="list-style-type: none"> • 1期 満3歳から7歳6か月になる1日前までの児（流行地への渡航等の理由で希望される場合は、生後6か月から接種可能） <ul style="list-style-type: none"> 1期初回を6～28日の間隔で2回 1期追加を1期初回終了後約1年後に1回 • 2期 9歳から13歳になる1日前まで <p>・平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人は20歳になるまでに未接種分（合計4回）を受けることができる。</p>
	BCG（結核）	1歳になる1日前までの児、1回接種
	麻しん・風しん	<ul style="list-style-type: none"> • 1期 満1歳から2歳になる1日前までの児、1回接種 • 2期 幼稚園・保育園・認定こども園の年長に相当する1年間、1回接種

事業名	内容等	実施予定期間
ヒブワクチン	<p>生後 2 か月以上 5 歳になる 1 日前までの者 【生後 2 か月から 7 か月になる 1 日前までに接種開始】</p> <p>初回免疫：4 週から 8 週間隔で 3 回 接種</p> <p>追加免疫：3 回目終了後、約 1 年後に接種</p> <p>【生後 7 か月以上 1 歳になる 1 日前までに接種開始】</p> <p>初回免疫：4 週から 8 週間隔で 2 回 接種</p> <p>追加免疫：2 回目終了後、約 1 年後に接種</p> <p>【1 歳以上 5 歳になる 1 日前までに接種開始】</p> <p>1 回接種</p>	医療機関で随時
小児用肺炎球菌ワクチン	<p>生後 2 か月以上 5 歳になる 1 日前までの者 【生後 2 か月から 7 か月になる 1 日前までに接種開始】</p> <p>初回免疫：2 週以上の間隔で 3 回 接種</p> <p>追加免疫：3 回目終了後、60 日以上の間隔をあけて 1 回接種</p> <p>【生後 7 か月以上 1 歳になる 1 日前までに接種開始】</p> <p>初回免疫：2 週以上の間隔で 2 回 接種</p> <p>追加免疫：2 回目終了後、60 日以上の間隔をあけて 1 回接種</p> <p>【1 歳以上 2 歳になる 1 日前までに接種開始】</p> <p>60 日以上の間隔をあけて 2 回接種</p> <p>【2 歳以上 5 歳になる 1 日前までに接種開始】</p> <p>1 回接種</p>	医療機関で随時
水痘ワクチン ※平成26年10月より接種開始となった。	<p>生後 12 か月から 36 カ月になる 1 日前までのもの</p> <p>初回 生後 12 か月から 15 か月になる 1 日前まで</p> <p>追加 初回終了後から 6 か月から 12 か月まで</p>	医療機関で随時
高齢者インフルエンザ	<p>① 65 歳以上の人</p> <p>② 60 歳以上 65 歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸器機能障害で、身体障害者手帳 1 級をもつている人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害をもっている人 1 回接種 費用 2,060 円</p>	医療機関で 10 月から 12 月

事業名	内容等	実施予定期間
高齢者肺炎球菌ワクチン ※平成26年10月より接種開始となつた。	<p>①年度内に 65・70・75・80・85・90・95・100歳到達者・100歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の人であつて心臓、腎臓もしくは呼吸機能障害で身体障害手帳1級を持っている人 または ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障害を持っている人 1回接種 費用 2,600円</p>	医療機関で随時
子宮頸がん予防ワクチン ※国からの通知により、積極的にはお勧めしていません。	<p>・小学6年生から高校1年生の女子 筋肉注射で計3回の接種が必要です。 <サーバリックスの場合> 1回目 2回目：1回目から1か月後 3回目：1回目から6か月後 <ガーダシルの場合> 1回目 2回目：1回目から2か月後 3回目：1回目から6か月後</p>	医療機関で随時

④精神保健福祉事業

事業名	内容等
ゲートキーパー養成研修	身近な人が心身の変化に気づき、傾聴し、専門機関につなげ、見守っていくゲートキーパーを養成する。
ゲートキーパー フォローアップ研修	平成23年、平成24年のゲートキーパー養成研修受講者を対象にフォローアップ研修を開催。
精神保健相談事業	精神しうがい者や対象者を取り巻く人々からの相談に応じ、精神しうがい者が地域で安心して暮らせるように支援する。
自殺対策事業	自殺の実態把握に努め、自殺の予防・啓発・相談を行う。

○医療

1. 休日急患診療所事業

事業名	内容等
長浜米原休日急患診療所事業	<p>比較的症状が軽い患者（一次救急患者）の外来診療を行う。診療を行う時間帯は、救急外来（内科・小児科）の当番病院となる。</p> <p>所在地：長浜市宮司町1181-2</p> <p>診療日：日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3)</p> <p>受付時間：午前 8:30～11:30 午後 0:30～ 5:30</p> <p>診療時間：午前 9:00～12:00 午後 1:00～ 6:00</p> <p>診療科目：内科・小児科</p> <p>平成26年度受診者数 小児科2,602人 内科1,463人 合計4,065人</p>

2. 地域医療推進事業

事業名	内容等
へき地医療体制推進事業	<p>①浅井東診療所の開設 平成16年4月～上草野地区で診療所運営を行っていた医療法人が、経営難を理由に、急遽、平成26年9月末で撤退することになった。このため、地域の医療を維持するために必要な診療所を平成26年10月に開設した。 【H26年度実績】 平成26年10月に浅井東診療所を開設、指定管理者「医療法人 若草ファミリークリニック」による運営を開始した。</p> <p>②遠隔医療技術の導入検討 医師の負担軽減、医療資源の効率化を目的に、遠隔医療技術の導入を検討する。 【H26年度実績】 長浜病院、湖北病院、診療所等に協力いただき、テレビ会議システムの端末を設置し、実証実験を行った。</p> <p>③地域医療市民啓発事業 適切な医療の利用法を啓発することで、医師負担の軽減と医療資源の効率化を図り、医療機関の維持強化に繋げていく。 【H26年度実績】 休診の受診啓発と合わせて、かかりつけ医を持つことの啓発を広報にて行った。</p>

○各種保健事業の実施状況（平成26年度）

1 地区組織活動支援事業	①健康づくり推進活動事業	健康推進員協議会委託結果 実員数449人 出動回数18,417回 出動人数35,510人
	②健康推進員育成事業	ステップアップ研修、健康教室、その他の研修・学習会 延23回 参加者数832人
	③健康づくり自主活動グループ相談支援	読み聞かせボランティア ジーパーぼこぼこ

2 啓發普及事業	①たばこから健康を守る環境づくり事業	呼気中CO濃度測定各種イベント（4回）・・・・・計362人に実施 未成年者への啓発・小中学校パネル貸出（2回） 市内高校文化祭でのたばこブース出展（1回、再掲）
	②献血事業推進	全血献血人2, 119人（献血バス・献血ルーム・ホテル献血） 2, 109人（全受付） 市民運動（湖北長浜1000人献血運動）夏 【献血実績】夏 全血献血者数134人（総受付者数166人）
	③健康出前講座	健康出前講座 87回 2, 284人
3 生涯を通じた健康づくり事業	母子保健事業	
	①母子健康手帳交付	1, 092件
	②特定不妊治療助成	123件
	③妊婦健診	12, 035件（3月分まで）
	④新生児訪問	781人
	⑤こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問除く）	287人
	⑥離乳食教室	延べ233組
	⑦そだちっこ広場 妊婦乳幼児相談	延べ1, 482人
	⑧発達相談	延べ354人
	⑨親子教室	延べ541組
	⑩4か月児健診	1, 009人（98. 5%）
	⑪10か月児健診	1, 019人（98. 6%）
	⑫1歳8か月児健診	1, 022人（95. 1%）
	⑬2歳8か月児健診	1, 057人（96. 1%）
	⑭3歳8か月児健診	1, 053人（94. 6%）
	⑮訪問指導	延べ451件
	⑯親子でいい歯コンクール	15組
成人・老人保健事業		
①生活習慣病健診	327人	
②長浜市国民健康保険特定健診	7, 073人（32. 5%）※対象数(21,713人)は受診券発行数	
③肝炎ウイルス検診	851人	
④骨粗しょう症検診	326人	
⑤歯周疾患検診	305人	
⑥胃がん検診	2, 841人（8. 2%）	
⑦大腸がん検診	4, 667人（13. 5%）	

3生涯を通じた健康づくり事業	⑧乳がん検診	2, 289人 (19. 6%)
	⑨子宮頸がん検診	2, 566人 (19. 1%)
	⑩働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業	子宮頸がん検診 受診者数 1, 115人 (再掲) 乳がん検診 受診者数 1, 377人 (再掲)
	⑪がん検診推進事業	大腸がん検診 受診者数 895人 (再掲)
	⑫肺がん検診	1, 584人 (4. 6%)
	保健指導	
	①特定保健指導	積極的支援 (初回) 52人 動機づけ支援 (初回) 249人
	健康相談	
	①健康・栄養相談	65人 73回
	②生活習慣病歯科相談	45人
	健康増進事業	
	①高齢者の元気づくり学校ボランティア事業	実100人 延べ4, 732人参加
	②0次予防健康づくり推進事業	事業運営委員会 2回
		事業審査会 2回
		ルール検討委員会 0回
		第2期0次健診 (50日間 対象4, 631人 受診者: 3, 763名)
		NPO健康づくり0次クラブ支援 (健康フェスティバル等)
	③「健康ながはま21」計画策定	健康づくり推進協議会 2回
	④みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業	主催 みんなで一緒にながはま健康ウォーク実行委員会 内容 スマートフォンのアプリを利用して歩行距離を計測し、 10日間で一人あたり40kmを歩く 参加者数 457人
	健診後の訪問指導	
	①保健師・看護師によるもの	42人
	感染症予防事業	
	①X線間接撮影(集団)	受診者数 7, 091人
	②BCG予防接種	集団949人 個別99人
	③四種混合予防接種	3, 920人
	④三種混合予防接種	284人
	⑤二種混合予防接種	1, 089人
	⑥不活化ポリオ予防接種	707人
	⑦日本脳炎予防接種	4, 429人
	⑧麻疹・風疹予防接種	2, 098人
	⑨風疹予防接種	0人
	⑩麻疹予防接種	0人

生涯を通じた健康づくり事業	⑪インフルエンザ(高齢者) 予防接種	16, 280人
	⑫子宮頸がん予防ワクチン	26人
	⑬ヒブワクチン	4, 166人
	⑭小児用肺炎球菌ワクチン	4, 146人
	精神保健福祉事業	
	①ゲートキーパー養成研修	3回 223人受講
	②ゲートキーパーフォロー アップ研修	2回 61人受講
	③精神保健相談事業	延べ686人
	④自殺対策事業	○実態把握 死亡小票調査 ○啓発活動 相談窓口一覧のパンフレットを作成し研修会等で配布。 うつ病やメンタルヘルスのDVDを購入し、希望する企業や団体に貸し出す。

〇高齢者福祉

1. 「ゴールドプランながはま21」

本市では、老人福祉法に基づく高齢者福祉施策の根幹となる計画「長浜市高齢者保健福祉計画」および介護保険法に基づく介護保険事業運営に関する計画「長浜市介護保険事業計画」ならびに高齢者保健に関する取組内容を「ゴールドプランながはま21」として一的な計画として策定しており、現在は第6期（平成27～29年度）の計画期間にあります。

本計画のもとに、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」を基本理念に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの視点を一体的に捉え、かつ地域福祉活動との協働の活性化を図るなかで、地域生活での課題に対し日常生活圏域の実態等に即して系統的に支援していく「地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

2. 高齢者の状況

①高齢者数・高齢化率

	全人口	65歳以上	高齢化率
H27. 4. 1	121, 532	31, 497	25. 91%
H26. 4. 1	122, 310	30, 779	25. 16%
H25. 4. 1	123, 335	29, 904	24. 24%
H24. 4. 1	124, 695	29, 340	23. 52%
H23. 4. 1	125, 418	28, 969	23. 09%
H22. 4. 1	126, 039	29, 103	23. 09%

②年代別人口比率（平成27年4月1日現在）

	人口	人口比率	男性人口	女性人口
全人口	121, 532		59, 385	62, 147
40歳以上	69, 976	57. 57%	32, 877	37, 099
50歳以上	53, 612	44. 11%	24, 519	29, 093
60歳以上	39, 387	32. 40%	17, 575	21, 812
65歳以上	31, 497	25. 91%	13, 598	17, 899
70歳以上	23, 236	19. 11%	9, 554	13, 682
75歳以上	16, 119	13. 26%	6, 233	9, 886
80歳以上	10, 396	8. 55%	3, 693	6, 703
90歳以上	1, 964	1. 61%	416	1, 548
100歳以上	71	0. 05%	8	63
世帯数	44, 506			

③地域別高齢者数・高齢化率（平成27年4月1日現在）

地域	人口	65歳以上	高齢化率	地域	人口	65歳以上	高齢化率
長浜地域	9, 725	3, 014	30. 99%	びわ地域	7, 112	2, 107	29. 62%
六荘地域	13, 940	2, 689	19. 28%	虎姫地域	5, 220	1, 527	29. 25%
南郷里地域	10, 294	2, 314	22. 47%	湖北地域	8, 671	2, 351	27. 11%
神照地域	19, 571	3, 957	20. 21%	高月地域	9, 984	2, 704	27. 08%
北郷里地域	4, 466	1, 243	27. 83%	木之本地域	7, 526	2, 525	33. 55%
西黒田地域	2, 308	716	31. 02%	余吳地域	3, 391	1, 269	37. 42%
神田地域	1, 238	392	31. 66%	西浅井地域	4, 225	1, 364	32. 28%
浅井地域	13, 444	3, 217	23. 92%	その他	417	108	25. 89%
				合計	121, 532	31, 497	25. 91%

④最高齢者 男性104歳、女性108歳（平成27年4月1日現在）

⑤介護保険認定状況（平成27年3月分介護保険事業状況報告）(人)

区分	1号被保険者	2号被保険者	計
要支援1	484	8	492
要支援2	876	31	907
要介護1	906	19	925
要介護2	1,191	39	1,230
要介護3	984	21	1,005
要介護4	747	15	762
要介護5	572	21	593
合計	5,760	154	5,914

3. 敬老祝賀

多年にわたり社会に尽してこられた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いします。9月15日において満88歳、90歳および99歳以上の方に1,000円相当の祝賀品をお贈りします。満100歳の誕生日の際には5万円の祝賀金をお贈りします。

〔件数等〕 88歳 605人 90歳 446人 99歳 41人 100歳以上 32人
年度中100歳到達者 33人 (平成26年度)

4. 老人クラブ活動助成

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、生きがい・健康づくりを通じた活力のある長寿の地域社会の形成を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に対して支援します。

〔件数等〕 クラブ数 227団体
会員数 17,255人 (平成26年度)

5. 老人クラブバス利用助成

老人クラブが行う研修等の際に、バスを利用される場合にその費用を助成し、活動を支援します。参加者数が10人以上の場合は3万円、29人以上の場合は5万円を上限として、年1回交付します。

〔件数等〕 10人以上28人以下 65件
29人以上 128件 (平成26年度)

6. シルバー人材センター運営補助

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた自主的な団体で、臨時の・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う社団法人「シルバー人材センター」に対し、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、センターの運営および事業に対する支援を行います。

〔センターの状況〕 正規会員 1,499人
受注件数 5,767件
就業人員 実人員 1,275人
 のべ人員 120,173人
契約金額（受託調整事業分） 559,488,673円
(うち地方公共団体 104,680,774円) (平成26年度)

7. 「介護福祉士ステップアップ応援金」の交付（介護福祉士実務者研修受講費用助成）

市内の福祉事業所（老人福祉法、介護保険法または障害者総合支援法に基づく事業を実施する事業所）に勤務している人または勤務する意向のある人が、介護福祉士実務者研修を受講修了した場合に、受講料の2分の1、10万円を限度として補助します。

〔件数等〕 15件 （平成26年度）

8. 衛生材料の支給（介護保険法：地域支援事業）

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5の人で、申請日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり4,500円分の紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付します。所得制限があります。

〔支給件数〕 460人 のべ3,960か月相当分 （平成26年度）

9. 訪問理美容サービス

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護4または5の人で、基準日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。年2回、利用券を交付します。所得制限、利用者負担があります。

〔支給件数〕 103人 のべ167回 （平成26年度）

10. 布団丸洗いサービス

ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、被保護世帯または所得税非課税世帯に属し、要介護3から5の認定を受けている人等で、心身のしうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している人を対象に、清潔で快適な生活ができるよう支援するとともに介護者の負担の軽減を図るために、年2回を限度に布団の洗濯を行います。所得制限、利用者負担があります。

〔支給件数〕 10人 のべ14回 （平成26年度）

11. 住宅改造費の助成

高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境の整備を図るために、身体のしうがい等により日常生活を営むのに支障があり、寝たきり・準寝たきりと判定される高齢者が居住している住宅について、日常生活動作能力の低下した方の排泄、入浴、移動等を容易にするための改造に要する費用を助成します。

助成対象経費の限度額を464,000円とし、助成率については2分の1、介護保険法による給付が優先します。所得制限があります。

〔支給件数〕 25件 （平成26年度）

12. 見守り配食支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方に、高齢者等の自立の支援、生活の質の向上および社会的孤立の防止を目的として、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 月平均166人 年間28,616食 （平成26年度）

1.3. 雪下ろし費用補助事業

除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成します。1回当たり1万円、年3回までを基本として交付します。(余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区および西浅井地域は4回) 所得制限があります。

〔支給件数〕 21件 のべ40回 (平成26年度)

1.4. 日常生活用具の給付

心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)の給付を行います。所得制限、自己負担があります。

〔支給件数〕 3件 (平成26年度)

1.5. 福祉電話の貸与

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきりもしくは病弱またはこれに準ずる状態にある方、通信設備を有していない方に電話を設置し、安否の確認、孤独感の緩和等により福祉の増進を図ります。所得制限があります。使用料は使用者の負担です。

〔貸与件数〕 8件 (平成26年度末)

1.6. 緊急通報システム

在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。協力員3人の確保を要します。費用の一部および電話料金は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 216件 (平成26年度末)

1.7. 徘徊高齢者家族支援サービス事業(介護保険法:地域支援事業)

位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、要介護認定を受けている高齢者で認知症により徘徊が予測される方に携帯されることにより、行方不明時に現在地を特定して、早急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか緊急対応等の費用は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 7件 (平成26年度末)

1.8. 介護予防生活支援事業「生活管理指導員派遣事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち家事等の援助が必要な方に、生活管理指導員が対象者宅で家事等の援助を行います。利用者負担があります。

〔派遣件数〕 1件 (平成26年度)

1.9. 介護予防生活支援事業「生きがい活動支援通所事業」

要介護認定において自立と判定された高齢者のうち身体上もしくは精神上のしうがい等があるために日常生活を営むうえで支障がある方に、市内のデイサービスセンターへの通所により食事、送迎その他日常動作訓練等のサービスを提供します。利用者負担があります。

〔支給件数〕 0件 (平成26年度)

2 0. 介護予防生活支援事業「生活管理指導短期宿泊事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対し、養護老人ホームへの短期間の宿泊において、体調の調整や生活習慣の指導を行います。利用者負担があります。

〔支給件数〕 2件 (平成26年度)

2 1. 成年後見制度利用支援事業（介護保険法：地域支援事業）

認知症高齢者など判断能力が不十分な状態の人で、親族が申立をすることが困難な人に対し、必要に応じて、市長が成年後見申立を行い、個人の自立した生活の支援を行います。

また、家庭裁判所で後見人が選任された者のなかで、必要な費用を負担することが困難な方に、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用に対して助成を行います。

〔市長申立て件数〕 1件

〔申立て費用助成件数〕 2件

〔後見人等報酬費用助成件数〕 4件 (平成26年度)

2 2. 「長浜市成年後見権利擁護センター」

認知症や知的・精神しうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度および事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報するとともに、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進めることを目的に、「長浜市成年後見権利擁護センター」を設置、運営しています。(平成26年4月開設)

〔委託先〕 (福)長浜市社会福祉協議会

〔設置場所〕 ・長浜センター（高田町12番34号 長浜市社会福祉センター内）

・木之本センター（木之本町千田53番地 木之本福祉ステーション内）

〔事業内容〕 制度相談、手続支援、広報啓発、研修会、後見受任者支援等

2 3. 「買物情報宅配便」の発行（買物弱者支援事業）

高齢者やしうがいのある方など、日常の買物に不便や苦労を感じる人への支援を目的に、宅配や移動販売、買物代行など買物支援サービスを行う事業所や団体の情報を掲載したパンフレット「買物情報宅配便」を発行しています。

〔発行回数〕 2回 (10月、3月) (平成26年度)

2 4. 高齢者24時間対応型安心システム事業（介護保険法：地域支援事業）

介護者の急な病気、事故等で居宅での介護ができなくなるなどの緊急の場合に、指定通所介護事業所等において、要介護者の居場所を確保するものです。利用者負担があります。

〔利用件数〕 0件 (平成26年度)

2 5. 養護老人ホームへの入所

心身、家族関係、住宅事情、経済的理由などによって世帯が困窮し、在宅生活が困難な方が入所する老人福祉施設です。入院加療を要する病態でないこと、伝染性疾患有していないこと、身の回りのことが自分でできることなどが入所の要件です。収入等の状況に応じた入所負担金を納付することが必要です。

〔入所先施設数および入所者数〕 7か所、45人 (平成26年度末)

2.6. 介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

介護保険法に規定される介護老人保健施設を設置しています。

要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話を行います。

施設入所サービス、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護事業を実施しています。

名称	位置
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本町黒田 1221 番地

* 「特別養護老人ホーム『伊香の里』」および「軽費老人ホーム『ケアハウス伊香』」（施設の所在地はともに木之本町黒田1221番地）は、平成26年12月31日をもって社会福祉法人に譲渡しました。

2.7. 福祉ステーション

福祉ステーションでは、老人福祉法に規定される居宅介護事業・デイサービス事業・老人福祉センター事業・介護支援センター事業、介護保険法に規定される訪問入浴介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業、その他ボランティア活動支援事業など高齢者福祉および地域福祉の増進を図る事業を実施しています。

名称	位置	施設
長浜東部福祉ステーション	東上坂町 1000 番地	長浜東部高齢者福祉センター 長浜東部デイサービスセンター
長浜西部福祉ステーション	朝日町 19 番 3 号	長浜西部高齢者福祉センター 長浜西部デイサービスセンター
長浜北部福祉ステーション	神照町 288 番地 1	長浜北部高齢者福祉センター 長浜北部デイサービスセンター
浅井福祉ステーション	今莊町 859 番地 1	浅井デイサービスセンター
びわ福祉ステーション	難波町 483 番地	びわデイサービスセンター
湖北福祉ステーション	湖北町速水 1860 番地	湖北高齢者福祉センター 湖北デイサービスセンター
高月福祉ステーション	高月町西物部 73 番地 1	高月高齢者福祉センター 高月デイサービスセンター
木之本福祉ステーション	木之本町千田 53 番地	木之本高齢者福祉センター 木之本デイサービスセンター
余呉福祉ステーション	余呉町中之郷 956 番地 2 余呉町中之郷 2434 番地	余呉高齢者福祉センター 余呉デイサービスセンター
西浅井福祉ステーション (長浜市民交流センター)	西浅井町塩津浜 1795 番地 地福寺町 4 番 36 号	西浅井デイサービスセンター 長浜高齢者福祉センター

2.8. 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」(災害時要援護者支援(登録))

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、ひとり暮らしの高齢者や重いしうがいのある人など日常生活に手助けが必要であったり避難の際に支援が必要な人などで、災害時の支援を希望される人からの登録を受け付けています。

登録申請後は、自治会関係者が中心となり個々に協議、確認を行って個別計画を作成いただきます。災害時のみならず日ごろからの見守り体制を身近な自治会組織が主体となって築いていくものとして行っています。作成された個別計画の情報については、自治会、民生委員、支援者、社会福祉協議会、市で共有します。

○介護保険（第1号被保険者）

1. 被保険者

被保険者数 31, 497人 (平成27年4月1日現在)

2. 介護保険料賦課基準額

平成27年度の基準額 年額69,840円
月額 5,820円

段階	対象者		基準額に対応する割合 【保険料（年額）】
第1段階	世帯・本人が市民税非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.45 31,420円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	×0.70 48,880円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.75 52,380円
第4段階	世帯が市民税課税で、本人が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.90 62,850円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 69,840円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	×1.20 83,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	×1.30 90,790円
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	×1.50 104,760円
第9段階		合計所得金額が290万円以上390万円未満の人	×1.70 118,720円
第10段階		合計所得金額が390万円以上490万円未満の人	×1.90 132,690円
第11段階		合計所得金額が490万円以上の人	×2.10 146,660円

3. 保険給付

区分	給付割合および給付額
給付額	利用額の9割給付
福祉用具購入費	要した費用（上限額 100,000円（年間））の9割給付
住宅改修費	要した費用（上限額 200,000円（原則一回限））の9割給付

*平成27年8月から、一定所得以上（合計所得金額160万円以上）の人は2割負担（8割給付）となります。次項（4）の高額介護サービス費の仕組みに基づき負担額の上限があり、単純に負担額が2倍になるものではありません。

4. 高額介護サービス費

利用者負担額の上限を設けて上限額を超えた分を給付し、利用者の負担を軽減します。

(平成27年7月まで)

利用者負担区分	対象者	利用者負担上限額(月額)
第1段階	生活保護受給者等	(個人) 15,000円
第2段階	世帯が市民税 非課税 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の 人	(個人) 15,000円
第3段階	1段階・2段階以外	24,600円
第4段階	世帯が市民税 課税 上記区分に該当しない人	37,200円

(平成27年8月から)

利用者負担区分	対象者	利用者負担上限額(月額)
第1段階	世帯が市民税 非課税 生活保護受給者等 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の 人	(個人) 15,000円
第2段階		24,600円
第3段階	一般世帯	37,200円
第4段階	世帯が市民税 課税 現役並み所得者 (世帯内に課税所得が145万円 以上の第1号被保険者がいて、 収入が単身で383万円以上、2 人以上で520万円以上の人)	44,400円

5. 特定入所者介護サービス費

所得金額の低い方には、居住費・食費の負担限度額を定め、施設利用の際の負担を軽減します。

・居住費の負担の上限額（日額）

	第1段階	第2段階	第3段階
多床室（相部屋）	0円	370円	370円
従来型個室	特養等 320円	420円	820円
	老健・療養型 490円	490円	1,310円
ユニット型個室	820円	820円	1,310円

・食費負担の上限額（日額）

	第1段階	第2段階	第3段階
	300円	390円	650円

利用者負担区分	対象者
第1段階	生活保護受給者等
第2段階	世帯が市民税 非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の 人
第3段階	1段階・2段階以外

*平成27年8月から、判定の基準が変わります。

①預貯金等を勘案（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円まで）

②配偶者の所得を勘案（世帯を分けていても勘案される）

③遺族年金や障害年金などの非課税年金を勘案（平成28年8月から施行予定）

6. 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するものです。（平成27年4月1日から適用。既に入所している人は対象になりません。）

軽度（要介護1・2）の要介護認定者については、「心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある」と認められる場合に、市町村の関与のもと、特例的に入所が認められます。

*やむを得ない事由とは、次のような場合です。

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的しうがい・精神しうがい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われるなどにより、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

○湖北地域介護認定審査会

1. 概要

介護認定審査会は、介護保険被保険者が要介護または要支援の状態に該当するか、またどのような程度であるかについて、全国一律の基準に基づいて審査を行う、地方自治法上の附属機関です。

本市では、公平・公正かつ迅速に審査・判定を行うため、広域的な取組として複数市町による共同実施を行って運営してきました。

平成12年の介護保険制度開始前に、長浜市と坂田郡4町で「長浜市坂田郡介護認定審査会」（平成17年2月に「長浜坂田介護認定審査会」に改称）を共同設置、東浅井郡4町は東浅井郡広域行政組合、伊香郡4町は伊香郡病院組合のそれぞれ一部事務組合で介護認定審査会を設置しました。

その後、平成18年1月に長浜市と米原市・東浅井郡4町で「長浜米原東浅井介護認定審査会」を設置し、平成21年10月に伊香郡4町を加えて共同設置を行い、名称を「湖北地域介護認定審査会」としました。

平成22年1月からは長浜市と米原市の2市での共同設置となっています。

所在地 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所内

2. 構成

医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する人を介護認定審査会委員に委嘱・任命し、多面的な視点による審査を実施しています。

委員数 110人（医療分野40人、保健分野45人、福祉分野25人）

合議体数 22組

審査会開催数 259回（平成26年度）

3. 審査判定の状況

年度	区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	取消	再調査	2次判定での変更		
													上方 変更	下方 変更	変更 合計
H22	件数	46	814	1,250	1,695	1,863	1,179	915	863	8,625	0	2	571	395	966
	割合	0.5%	9.4%	14.5%	19.7%	21.6%	13.7%	10.6%	11.0%		0.0%	0.0%	6.6%	4.6%	11.2%
H23	件数	34	707	1,231	1,617	1,784	1,142	963	831	8,309	0	2	446	285	731
	割合	0.4%	8.5%	14.8%	19.5%	21.5%	13.7%	11.6%	11.0%		0.0%	0.0%	5.4%	3.4%	8.8%
H24	件数	26	569	877	1,259	1,248	771	680	583	6,013	0	0	279	203	482
	割合	0.4%	9.5%	14.6%	20.9%	20.8%	12.8%	11.3%	9.7%		0.0%	0.0%	4.6%	3.4%	8.0%
米原市	件数	5	129	271	375	530	307	219	241	2,077	0	0	113	57	170
	割合	0.2%	6.2%	13.1%	18.1%	25.5%	14.8%	10.5%	11.6%		0.0%	0.0%	5.4%	2.7%	8.2%
H24	件数	31	698	1,148	1,634	1,778	1,078	899	824	8,090	0	0	392	260	652
	割合	0.4%	8.6%	14.2%	20.2%	22.0%	13.3%	11.1%	10.2%		0.0%	0.0%	4.8%	3.2%	8.1%
H25	件数	20	488	1,001	1,103	1,352	788	616	540	5,908	0	0	261	114	375
	割合	0.3%	8.3%	16.9%	18.7%	23.0%	13.3%	10.4%	9.1%		0.0%	0.0%	4.4%	1.9%	6.3%
米原市	件数	11	173	277	378	521	281	214	196	2,051	0	0	117	43	160
	割合	0.5%	8.4%	13.5%	18.4%	25.5%	13.7%	10.4%	9.6%		0.0%	0.0%	5.7%	2.1%	7.8%
H25	件数	31	661	1,278	1,481	1,873	1,069	830	736	7,959	0	0	378	157	535
	割合	0.4%	8.3%	16.1%	18.6%	23.6%	13.4%	10.4%	9.2%		0.0%	0.0%	4.7%	2.0%	6.7%
H26	件数	15	541	1,066	1,100	1,440	767	663	553	6,145	0	4	247	115	362
	割合	0.2%	8.8%	17.3%	17.9%	23.4%	12.5%	10.8%	9.0%		0.0%	0.1%	4.0%	1.9%	5.9%
H26	件数	5	161	284	400	536	341	225	234	2,186	0	2	94	49	143
	割合	0.2%	7.4%	13.0%	18.3%	24.5%	15.6%	10.3%	10.7%		0.0%	0.1%	4.3%	2.2%	6.5%
H26	件数	20	702	1,350	1,500	1,976	1,108	888	787	8,331	0	6	341	164	505
	割合	0.2%	8.4%	16.2%	18.0%	23.7%	13.3%	10.7%	9.4%		0.0%	0.1%	4.1%	2.0%	6.1%

○地域包括支援

地域包括支援センター

高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に連携し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④権利擁護などの業務を行います。

<業務内容>

① 健康づくりや介護予防を支援します。 <介護予防ケアマネジメント業務>

要支援1・2と認定された方、介護や支援が必要となるおそれのある方に対して、本人の生活状況等を把握・分析し、自立と生活の質の向上を目指し、適切な社会資源やサービスを結びつけるなどの調整を行います。

1) 平成26年度 要支援1・2と認定された方への介護予防ケアマネジメント件数

(単位：延件数)

区分	長浜地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	合計
直営	3,208 (40)	452 (13)	3,660 (53)
委託	4,048 (214)	1,752 (96)	5,800 (310)
合計	7,256 (254)	2,204 (109)	9,460 (363)

※()：新規件数

2) 平成26年度 2次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント件数 延 246件

② さまざまな相談に応じます。 <総合相談支援業務>

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活全般に関することなどの相談に応じます。

1) 平成26年度 高齢者に関する在宅介護、医療、虐待等の総合相談件数

長浜地域包括支援センター	延 5,124件
北部地域包括支援センター	延 2,011件
計	7,135件

平成26年度 介護予防プラン・継続支援対応件数

長浜地域包括支援センター	延 3,232件
北部地域包括支援センター	延 691件
計	3,923件

総対応件数

延 11,058件

2) 老人介護支援センター（介護あんしん窓口）

長浜地域包括支援センターエリアには、地域の身近な相談窓口として、生活圏域ごとに委託で4ヶ所、直営で2ヶ所の介護あんしん窓口を設置しています。平成26年度については、通常の相談業務に加えて、「いきいきあんしん訪問」として85歳の高齢者を対象に訪問を行い、実態把握および啓発活動に努めました。

平成26年度介護あんしん窓口相談件数

延 3,933件

③ 暮らしやすい地域づくりを推進します。<包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>

高齢者それぞれの心身の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう地域の介護支援専門員への指導や支援の他、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員が要援護者の自立支援に向けた介護支援計画が立てられるように、個別相談、ケアプラン作成検討会、研修会を開催して介護支援専門員を支援します。

2) 医療機関との連携

かかりつけ医や病院と連携して、支援や相談体制の充実に努め、連携体制の構築を図ります。

3) 多職種との連携

介護・福祉・保健・医療などのさまざまな関係機関と連携を行い、地域ぐるみで支える取り組みを行います。また、長浜・米原地域医療支援センターと連携し、他機関・多職種間ですすめる在宅医療・介護の推進に取り組みます。

④ さまざまな権利を守ります。<権利擁護業務>

高齢者が安心していきいきと暮らすために、個人のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用支援、虐待の防止や早期発見・対応など高齢者の権利侵害に対応します。

1) 平成26年度 高齢者虐待対応実績

高齢者虐待通報 47件

虐待対応人数 延 403人

2) 権利擁護事業と成年後見制度の利活用支援

認知症高齢者等判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るために、日常生活支援事業（権利擁護事業）をはじめ、成年後見制度や任意後見制度への利活用・促進を図ります。

高齢者権利擁護相談実績 延 98人

介護予防事業

介護や支援が必要となる可能性が高い人が日常生活に必要な能力を維持・改善する事業を行います。元気で自立した生活をしている人なども利用できます。

事業・教室名	対象	内容	平成26年度 参加人数
生活機能低下 予防教室	運動機能や認知機能の低下、またうつ気分等により生活機能が低下する恐れのある高齢者	外出する機会を提供し、アクティビティサービスを提供する。	実 155人
			延 3,385人
転倒予防教室	運動機能の低下のおそれがある高齢者	運動器の機能向上を図るための体操を実施する。	実 497人
			延 4,294人
運動機能向上 トレーニング 教室	運動機能の低下のおそれがある高齢者	トレーニング機器を使用し、運動器の機能向上を図る。	実 88人
			延 2,093人
訪問型介護 予防事業	閉じこもり、うつ、認知症のおそれのある高齢者	保健師・看護師・栄養士等が居宅を訪問し相談・指導を行う。	実 46人
			延 199人
介護予防 サポーター 養成事業	介護予防サポーターとして活動意欲のある市民	運動機能低下予防や低栄養予防等の正しい知識と技術について学習する講座	実 71人
			延 229人
サポーターフ オローアップ 事業	介護予防サポーター養成講座の修了者	サポーターの活動を支援する。	実 216人
			延 257人
運動機能向上 トレーニング 教室修了者自 主グループ支 援	運動機能向上トレーニング教室修了者	自主的にマシントレーニングを続け、介護状態とならないよう予防することを支援する。	実 36人
			延 1,616人
食事とお口の 元気歯つらつ 教室修了者自 主グループ支 援	食事とお口の元気歯つらつ教室修了者	自主的に低栄養や口腔機能低下を予防することへの支援する。	実 43人
			延 117人
転倒予防教室 自主グループ 支援	3か月間の転倒予防教室を修了したグループ	転倒予防教室終了後、各自治会単位で継続して自主活動ができるよう支援する。	74会場
			延 998人
出前講座	自治会や老人クラブ、女性部等の団体	介護保険や介護予防に関する啓発講座	224団体
			4,937人
家族介護教室	介護をしている家族等	介護方法等に関する教室を開催する。	26回 361人

認知症施策総合推進事業

高齢者になっても認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関、民生委員・児童民生委員、ケアマネジャー、地域づくり協議会などの社会資源のネットワーク化による支援体制を構築するために事業を行います。

平成26年度は、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する為、認知症初期集中支援モデル事業の取組みや、認知症ケアパスの策定に取り組みました。また、認知症の地域づくりに資するための啓発活動や、徘徊等による行方不明への支援（徘徊模擬訓練）等の事業を実施しました。

1) 認知症ケア相談事業

本人や家族の相談に電話・訪問・来庁等により、事態の改善や適切なサービスの利用に結び付けられるよう相談員を配置しています。

認知症ケア相談 実 35人 延 98人

2) 一般啓発事業 「認知症の人とその家族と一緒に歩む市民のつどい」を開催しています。

平成26年10月26日（日）会場：リュートプラザ 参加者：216人

3) 認知症専門職研修会 他機関、他職種の専門職が一堂に会し事例検討会を実施しています。 平成26年11月27日（木）会場：市民交流センター 参加者：72人

4) 認知症サポートーー養成事業

講師役となるキャラバンメイトを養成し、地域や職域において認知症の理解者を増やすための住民啓発として、認知症サポートーー養成講座をおこないます。

キャラバンメイト養成講座を開催し、新たに36名養成

認知症サポートーー養成講座 開催回数 105回

参加人数 3, 342人

延サポートーー数 18, 779人（平成27年3月末）

＜組織体制および担当業務＞

	地域包括支援センター	業務グループ名	主な担当業務
地域包括支援課	長浜地域包括支援センター 長浜市八幡東町632番地 (長浜市役所本庁舎)	予防企画グループ	介護予防給付管理業務、提供票管理業務、生活機能評価業務、認知症対策業務、企画業務
	長浜包括支援グループ 担当地区： 旧長浜市の市街地、六莊・西黒田・神田、南郷里・北郷里、神照の各地区 旧浅井町、旧虎姫町、旧湖北町、旧びわ町		高齢者総合相談、介護支援専門員の支援、高齢者虐待対応、権利擁護に関する事業、関係機関とのネットワークの構築 介護予防サービス計画の作成（家庭訪問・受診同行・調査同行・関係機関との連絡調整） 介護予防事業（一次予防事業、二次予防事業） 認知症施策事業 任意事業
	北部地域包括支援センター 長浜市高月町渡岸寺町 160番地 (長浜市役所高月支所)	北部包括支援グループ 担当地域： 旧余呉町、旧西浅井町、旧木之本町、旧高月町	

○長浜病院訪問看護ステーション

1. 概要

所在地 長浜市大戌亥町313番地（市立長浜病院内）

2. 事業内容

利用される方が居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すよう、かかりつけ医師の指示のもとサービスを提供します。

3. 利用状況

(平成26年4月～平成27年3月)

項目	利用者延べ数	利用延べ回数	新利用者数	利用終了者数
医療保険	286	1, 917	19	22
介護保険	1, 034	5, 308	57	55
合計	1, 320	7, 225	76	77

4. 看護師数

常勤換算 8. 2人

8. 産業経済

○農業委員会

1. 農業委員数

(単位：人)

選出区分	身分	委員数
法第7条の規定による選挙委員	会長	1
	職務代理者	1
	一般委員	28
法第12条第1号の規定による選任委員	農業協同組合推薦	2
	土地改良区推薦	1
	農業共済組合推薦	1
法第12条第2号の規定による選任委員	議会推薦	4
合計		38

2. 委員報酬

会長 46,000円 職務代理者 38,000円 委員 31,000円

3. 会議開催状況（平成26年度）

定例総会 12回 各部会29回

4. 農地法に基づく処理件数および面積（平成26年）

区分	処理件数 (件)	面 積 (a)			備考
		田	畠	計	
所有権移転	66	925	104	1,029	法第3条申請
賃貸借・使用貸借権設定	8	367	58	425	
所有権移転(相続・時効等)	94	4,593	474	5,067	法第3条届出
自己所有地の転用	44	93	70	163	法第4条申請
自己所有地の転用(市街化区域内)	22	117	21	138	法第4条届出
転用を伴う所有権移転等	80	292	162	454	法第5条申請
転用を伴う所有権移転等	46	439	70	509	法第5条届出
農地賃(使用)貸借の解約	405	20,519	59	20,578	法第18条通知

5. 農業者年金加入および受給状況（平成27年4月1日現在）

加入者(人)	受給者(人)			計
	経営委譲年金	老齢年金のみ	計	
25	225	114		339

6. 農業従事者数、農家総数（平成26年農地基本台帳の集計結果）

農業従事者数 (人)	農家総数 (戸)	経営面積別農戸数(戸)			
		10a～ 100a未満	100a～ 500a未満	500a～ 1000a未満	1000a以上
18,503	5,615	4,652	768	99	96

○農業

1. 農業統計

(1) 農家人口と農家戸数

(単位: 戸)

	総農家数	販売農家				自給的農家
			主業農家	準主業農家	副業の農家	
市計	4,760	2,924	168	634	2,122	1,836
長浜	1,089	677	29	134	514	412
浅井	675	425	33	119	273	250
びわ	487	306	25	68	213	181
虎姫	230	127	10	30	87	103
湖北	455	295	34	76	185	160
高月	436	295	19	56	220	141
木之本	456	203	5	38	160	253
余呉	421	237	3	40	194	184
西浅井	511	359	10	73	276	152

(2010年世界農林業センサス)

(2) 農用地面積

(単位: a)

	經營耕地 総面積 (農業經營体)	田耕地	畑耕地	樹園地
市計	694,956	675,186	17,596	2,174
長浜	135,827	133,444	2,209	174
浅井	117,329	114,188	2,574	567
びわ	87,810	83,228	3,947	635
虎姫	41,273	40,444	803	26
湖北	115,210	112,423	2,594	193
高月	101,013	99,905	1,070	38
木之本	31,711	29,830	1,466	415
余呉	26,486	24,728	1,713	45
西浅井	38,297	36,996	1,220	81

(2010年世界農林業センサス)

(3) 農業振興地域整備計画管理状況

H26.12.1現在 (単位: ha)

区分	地目等	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他				
			農地			放牧地	計								
			田	畑	樹園地										
農用地区域内用途区分		7,860.7				7,836.8	—	7,836.8	—	23.9					
現況	農業振興地域	15,471.9	8,290.7	857.2	19.4	9,167.3	—	9,167.3	—	23.9	1,329.8 4,950.9				
	農用地区域	7,860.7	7,604.2	213.2	19.4	7,836.8	—	8,022.4	—	23.9	—				
	農地（耕地）		7,593.0	204.7	19.4	7,817.1									
	基盤整備済み		6,673.3	1.2	—	6,674.5									
	基盤整備未実施		919.7	203.5	19.4	1,142.6									
	荒廃した耕作放棄地		11.2	8.5	—	19.7									
	基盤整備済み		11.2	8.5	—	19.7									
	基盤整備未実施		—	—	—	—									
	農振白地地域	7,611.2	686.5	644.0	—	1,330.5	—	1,330.5	—	—	1,329.8 4,950.9				
	農地（耕地）		679.5	638.9	—	1,318.4									
	基盤整備済み		—	—	—	—									
	基盤整備未実施		679.5	638.9	—	1,318.4									
	荒廃した耕作放棄地		7.0	5.1	—	12.1									
	基盤整備済み		—	—	—	—									
	基盤整備未実施		7.0	5.1	—	12.1									

2. 農業振興施策

(1) 環境保全型農業直接支払交付金制度（H26）

○エコファーマーの認定を受け、農業環境規範に基づく点検を行っている農業者が、国庫補助の対象となる取組み又は滋賀県独自の取組みを行った場合に交付。

取組内容	取組面積 (アール)	交付単価 10a当たり(円)	交付対象額 (円)	備考
カバークロップ	3,765	8,000	3,012,000	全国共通
リビングマルチ	666	8,000	532,800	地域特認
有機農業（水稻）	5,337	8,000	4,269,600	全国共通
有機農業（そば等）	5,787	3,000	1,736,100	全国共通
炭の投入	4,765	5,000	2,382,500	地域特認
IPM+畦畔刈+中干し	31,763	4,000	12,705,200	地域特認
希少魚種等保全水田	36	3,000	10,800	地域特認
緩効性肥料+中干し	162,850	4,000	65,140,000	地域特認
緩効+省耕起（大豆）	5,891	4,000	2,356,400	地域特認
水田ビオトープ	35	4,000	14,000	地域特認
生態系配慮の雑草管理	1,841	4,000	736,400	地域特認
IPM の実践（大豆）	132	4,000	52,800	地域特認
在来草種の草生	88	4,000	35,200	地域特認
緩効性肥料	36,860	3,000	11,058,000	滋賀県独自
合 計	259,816	—	104,041,800	

※負担割合と農業者等への交付方法（交付単価は農家受取単価）

①全国共通取組および地域特認取組

・国（農政局）1/2 → 農業者 • 県1/4 → 市1/4 → 農業者

②滋賀県独自の取組

・県2,000円/10a → 市1,000円/10a → 農業者3,000円/10a

(2) 農業排水対策

○4月中旬～5月中旬までの代掻き、田植え時期にシルバーハウスセンターに委託し、濁水流出防止活動、透視度調査などを実施。あわせて、市職員も広報啓発パトロールを実施。

(3) 地域農業担い手支援事業 (H26)

事業名	主な内容	実績
新規就農者支援事業	・新規就農者及び担い手の確保・育成 新規就農支援補助率：1/2 上限 50 万円 3 年間 農業実践研修補助率：1/2 上限 20 万円 2 年間	13 件
農業経営展開支援リース助成事業	・農業機械への投資を軽減し、担い手への経営安定及び規模拡大を図る。 補助対象者：認定農業者で、5 年間で 10ha 以上の集積が要件、補助率：国 1/4・市 1/4	2 法人
意欲ある農業者研修支援事業	・研修の交通費を補助することで農業者団体の自発的な経営改善を図る。 補助率：交通費の 1/3 上限 5 万円	10 件
農業経営基盤強化利子助成	・農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）を借り受けた農業団体又は認定農業者に金利の負担を軽減することを目的に利子助成を行う。	長浜 13、浅井 6、びわ 4、虎姫 2、湖北 7、高月 4、木之本 1、余呉 0、西浅井 1
生産調整推進事業（アタッチメント整備）	・担い手の麦・大豆による生産調整を円滑に推進し生産調整の実効性の確保を図る。 補助率 3/10 上限 20 万円	3 件
農業資金信用保証料助成事業	・農機具等の投資に対する助成で、資金の融資を受ける際の信用保証料の 1/2 を助成する。	0 件

(4) 農業経営基盤強化促進事業による農地流動化面積 (H26)

利用権設定及び移転合計面積									
			相対		円滑化・合理化		農地中間管理機構		
	筆数	面積 (m ²)	筆数	面積 (m ²)	筆数	面積 (m ²)	筆数	面積 (m ²)	
合計	1,465	2,841,082.39	926	1,734,953.39	335	686,831	204	419,298	

(5) 地産地消推進事業 (H26)

事業名	主な内容	実績
園芸施設用ビニールパイプハウス類設置支援事業	①園芸施設用 補助率：10 分の 3 限度額 50 万円 要件：施設共済に加入し、施設園芸に取り組む (育苗ハウス専用は対象外) ②イチゴ栽培用 補助率：2 分の 1 限度額 100 万円 要件：施設共済に加入し、イチゴ栽培に取り組む (市内の集荷団体に 50% 以上出荷する)	① 7 件 ② 3 件
持続できる地産池消推進支援事業	対象者：農林漁業者又はこれらの者の組織する団体 補助率：2 / 3 、上限 100 万円、下限 20 万円	6 件

(6) 直売所（指定管理施設）

施設名	開設年度	施設	延床面積 (m ²)	指定管理者
湖北みどり ステーション	H13. 4	鉄骨2階	698	湖北水鳥 ステーション（株）
奥びわ湖水の駅	H17. 10	鉄骨平屋	466	（有）西浅井総合 サービス

(7) 生産調整作物別内訳 (H26)

(単位 : a)

	麦	大豆（麦あと 大豆含む）	れんげ	その他
市計	94,703.4	82,255.8	4,933.1	60,054.1
長浜	23,380.4	18,657.8	633.9	12,159.0
浅井	12,119.3	9,524.3	617.1	7,115.4
びわ	14,647.4	13,336.0	2,637.4	4,300.3
虎姫	5,375.1	1,917.9	468.7	4,082.2
湖北	24,692.6	24,677.0	495.1	5,557.9
高月	14,488.6	13,679.0	19.7	5,251.3
木之本	0	290.4	0	3,717.8
余呉	0	96.2	0	5,672.0
西浅井	0	77.2	61.2	12,198.2

(8) 集落営農活動支援事業 (H26)

事業名	主な内容	実績
ブロックローテーション補助	集落ぐるみで生産調整の円滑な実施を図るため、集落が取り組むブロックローテーションによる生産調整の実績 10aあたり 2,000 円 ① 集落の 8割以上の農業者が協力 ② 集落の農業者全員が生産調整を達成	87 集落 826 h a

(9) 遊休農地活用支援事業 (H26)

事業名	主な内容	実績
持続できる遊休農地 活用支援事業	① 地域の取組に対する支援 ア農作物栽培に不向きな遊休農地において草刈り等を行い、景観作物を作付し、農村風景を保全する活動に対して補助金を交付 イ獣害対策の緩衝帯となるような立地にある遊休農地を年間2回以上の草刈りをし、獣害対策に貢献する活動に対して補助金を交付 ② 個人の取組に対する支援 遊休農地において草刈りや耕うん等を行い、農作物（主食用水稻は除く）又は花きを作付し販売する活動に対して補助金を交付	地域取組 2 件 48a 個人取組 2 件 38a 計 86a

(10) 有害鳥獣対策 (H26)

事業名	主な内容	実績
有害鳥獣捕獲業務	銃器、わなによる捕獲業務	イノシシ 826 頭 ニホンジカ 1,055 頭 ニホンザル 127 頭 ハクビシン等小動物 92 頭 鳥類 798 羽
鳥獣被害防止総合対策事業 (推進事業)	鳥獣捕獲檻の購入	イノシシ用 13 基 小動物用 0 基
	囲い柵わなの購入	ニホンジカ用 4 基
鳥獣被害防止総合対策事業 (整備事業)	鳥獣被害防止施設の整備	ワイヤーメッシュ柵設置 5 集落 L = 6,850m
鳥 獣 害 に 強 い 地 域 づ く り 支 援 事 業 交 付 金	獣害対策防護柵整備事業	ワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備 27 集落
	イノシシ捕獲檻整備事業	野生獣捕獲用檻の購入補助 4 集落
	有害鳥獣追い払い用具整備事業	威嚇用花火や電動エアガン等の購入補助 7 集落
	野生鳥獣が近付きにくい環境づくりを行う事業	耕作放棄地や森林等の環境整備にかかる補助 4 集落
	狩猟免許取得事業	狩猟免許取得者の支援 26 人
集落環境点検	集落周辺の点検活動	20 集落
行政出前講座	被害集落にて獣害防止の研修会	16 集落

○農業農村整備

1. 基盤整備状況

①ほ場整備

(単位 : 千円)

地区名	事業主体	受益面積	総事業費	事業年度
東浅井西部Ⅰ期	滋賀県	481 ha	1,599,220	S46～S52
東浅井西部Ⅱ期	滋賀県	526 ha	2,238,000	S47～S56
びわ南部	滋賀県	201 ha	691,000	S47～S54
高月北部	滋賀県	512 ha	2,945,000	S47～S61
高月南部	滋賀県	475 ha	2,181,000	S47～S60
餅の井	滋賀県	514 ha	2,878,000	S48～S60
姉川	滋賀県	496 ha	2,616,000	S48～S60
田川	滋賀県	490 ha	3,043,000	S48～S60
西黒田	滋賀県	236 ha	1,833,000	S49～S61
草野川	滋賀県	349 ha	3,260,539	S56～H9
神田	滋賀県	197 ha	1,998,000	S57～H4
神照西	滋賀県	156 ha	1,240,000	S58～S63
神照東	滋賀県	160 ha	1,381,000	S59～H元
南郷里	滋賀県	120 ha	1,361,000	H元～H8
郷里東	滋賀県	125 ha	2,404,000	H元～H10
伊香具	滋賀県	125 ha	1,446,000	H3～H15
木之本南部	滋賀県	65 ha	1,264,000	H7～H14
坂口	滋賀県	11 ha	203,000	H8～H12
池原	滋賀県	2 ha	98,000	H8～H12
片岡南部	片岡南部土地改良区	56 ha	100,147	S39～S41
細江	姉川左岸土地改良区	24 ha	31,960	S41～S41
丹生(Ⅰ)	丹生土地改良区	35 ha	43,210	S41～S43
丹生(Ⅱ)	丹生土地改良区	22 ha	40,478	S43～S44
五大田	長浜市(湖北町)	117 ha	113,047	S41～S45
雨森	長浜市(高月町)	72 ha	89,000	S41～S43
文室(Ⅰ)	文室土地改良区	9 ha	25,113	S45～S46
山門中	長浜市(西浅井町)	71 ha	213,659	S45～S50
黒山	長浜市(西浅井町)	15 ha	65,600	S48～S50
庄	長浜市(西浅井町)	56 ha	278,100	S49～S53
東谷	長浜市(西浅井町)	79 ha	436,245	S49～S54
横波余	長浜市(西浅井町)	20 ha	147,966	S50～S54
塩津	長浜市(西浅井町)	72 ha	424,500	S50～S55
川並	余呉土地改良区	7 ha	46,535	S51～S52
塩津北	長浜市(西浅井町)	67 ha	369,800	S51～S56

杉野（I）	長浜市（木之本町）	20 ha	163,200	S52～S56
びわ東	姉川左岸土地改良区	72 ha	400,300	S53～S59
山本山西部	長浜市（湖北町）	57 ha	399,370	S53～S61
大浦	長浜市（西浅井町）	31 ha	250,100	S53～S56
郷野	長浜市（浅井町）	15 ha	145,500	S54～S59
曾根	姉川左岸土地改良区	66 ha	501,800	S54～S59
高時	長浜市（木之本町）	30 ha	257,800	S54～S59
大下	姉川左岸土地改良区	58 ha	411,000	S55～S61
余呉西部	余呉土地改良区	33 ha	299,900	S55～S61
大浦北	長浜市（西浅井町）	7 ha	58,000	S55～S56
橋本	丹生土地改良区	2 ha	32,990	S56～S57
余	長浜市（西浅井町）	6 ha	41,176	S56～S57
沓掛	長浜市（西浅井町）	5 ha	66,700	S56～S57
国友西部	姉川左岸土地改良区	32 ha	234,500	S56～S61
菅浦	長浜市（西浅井町）	13 ha	174,000	S56～S59
余呉中部	余呉土地改良区	31 ha	200,400	S56～S61
余西	長浜市（西浅井町）	6 ha	93,000	S57～S58
八条	長浜南部土地改良区	30 ha	243,000	S57～S62
高時川	長浜市（湖北町）	10 ha	32,457	S57～S58
娑婆内湖	長浜市（西浅井町）	12 ha	112,110	S57～S60
文室（II）	文室土地改良区	10 ha	105,000	S58～S59
沓掛西	長浜市（西浅井町）	5 ha	60,000	S58～S59
集福寺	長浜市（西浅井町）	5 ha	86,750	S58～S60
神照西部	姉川左岸土地改良区	21 ha	120,600	S58～S62
上草野	長浜市（浅井町）	19 ha	210,540	S58～H元
余呉南部	長浜市（余呉町）	30 ha	253,500	S58～H元
余呉北部	長浜市（余呉町）	17 ha	150,920	S59～H元
神照西部十里	姉川左岸土地改良区	22 ha	133,100	S59～S62
加山	姉川左岸土地改良区	36 ha	252,800	S59～H元
大戊亥	長浜南部土地改良区	23 ha	153,000	S59～S62
口分田	姉川左岸土地改良区	33 ha	229,500	S63～H 4
古橋（I）	長浜市（木之本町）	11 ha		～H 4
国安	片岡南部土地改良区	21 ha	243,360	H元～H 6
新田	姉川左岸土地改良区	25 ha	301,500	H 2～H 7
新栄	姉川左岸土地改良区	37 ha	419,000	H 3～H 8
杉野（II）	長浜市（木之本町）	3 ha		H 4～H 7
東上坂	姉川左岸土地改良区	40 ha	636,030	H 7～H12
古橋（II）	長浜市（木之本町）	19 ha	228,000	H 8～H 14
津里今西	長浜市（湖北町）	8 ha		H 9～H12

落合	長浜市（びわ町）	10 ha	79,000	H12～H15
鳥羽上	長浜市	2 ha	51,220	H15～H17
石田	長浜市農業協同組合	23 ha	64,528	S45～S48
小谷	小谷土地改良組合	10 ha	40,000	S54～S55
摺墨（I）	摺墨土地改良組合	6 ha	99,000	S57～S58
摺墨（II）	摺墨土地改良組合	4 ha	68,910	S57～S58
椿坂	椿坂土地改良組合	3 ha	68,681	S60～S61
中河内	中河内土地改良組合	3 ha	48,600	H4～H5
下坂中	共同施行	0.6 ha		
綾堂	共同施行	0.4 ha		
段ノ上	共同施行	0.5 ha		
田村駅東	共同施行	1.0 ha		

②かんがい排水事業

(単位：千円)

地区名	種別	事業主体	受益面積	総事業費	事業年度
湖北	用水	国	5,050 ha	13,370,000	S40～S61
新湖北（I期）	用水	国	4,599 ha	4,393,912	H10～H19
姉川	用水	滋賀県	857 ha	92,700	S26～S28
長浜北部	排水	滋賀県	1,350 ha 地区 2,189 ha	1,280,356	S36～S52
丁野木川	排水	滋賀県	785 ha	655,349	S41～S48
湖北（国営付帯）	用水	滋賀県	3,258 ha	2,235,000	S43～S61
長浜南部	用水	滋賀県	714 ha	3,100,240	S50～S62
姉川左岸	用水	滋賀県	993 ha	7,424,353	S53～H8
湖北	排水	滋賀県	1,057 ha	763,900	S58～H5
山路川	排水	滋賀県	287 ha 地区 689 ha	2,426,672	H元～H8

③干拓事業

地区名	事業主体	受益面積	総事業費	事業年度
塩津姿婆内湖	滋賀県	13 ha	53,486	S33～S37
早崎内湖	滋賀県	89 ha	683,577	S38～S45

④農道

総農道延長	実農道延長	幅員4m以上	一定要件農道
523,539 m	519,579 m	402,039 m	287,614 m

2. 平成26年度主な実施事業

①県営

(単位:千円)

事業名	地区名	事業主体	事業内容	総事業費
経営体育成基盤整備事業	田根西	滋賀県	用排水路更新整備・暗渠排水整備	318,100
	宮部	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備	445,698
	竹生西	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備	132,024
	竹生東	滋賀県	用水路更新整備・道路整備・暗渠排水整備	306,160
	木尾	滋賀県	用水路更新整備・道路整備・暗渠排水整備	104,300
	湖北東	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備・防火水槽整備	305,054
	丁野・二俣	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備・防火水槽整備	317,134
	内保・湯次	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備・区画整理	236,684
	大路・三田・今	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備・集落排水整備	279,688
	小谷南	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備・集落排水整備	184,784
	大郷	滋賀県	用水路更新整備・道路整備・生活環境整備	238,752
	大郷	滋賀県	用水路更新整備・区画整理	96,812
	びわ南	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備	368,730
	山本山西部	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備	79,636
	湯田北	滋賀県	用水路更新整備・暗渠排水整備・生活環境整備	454,526
	小谷北	滋賀県	用水路更新整備・区画整理	147,950
	三川大寺	滋賀県	用水路更新整備	291,806
	田根北	滋賀県	用排水路更新整備	328,870

農村振興総合整備事業	湖北	滋賀県	早崎内湖承水路	15,656
かんがい排水事業	南川	滋賀県	南川排水路整備	3,345
	早崎	滋賀県	ポンプ改修	1,109
農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	湖北	滋賀県	小水力発電施設整備	9,608
	姉川左岸	滋賀県	太陽光発電施設整備	3,277
	姉川沿岸	滋賀県	小水力発電施設整備	1,107

②団体営

(単位 : 千円)

事業名	地区名	事業主体	事業内容	総事業費
国営造成施設管理体制整備促進事業	湖北	長浜市	農村の都市化混住化に伴う土地改良区の掛増し維持管理経費に対する支援 外	14,760
	長浜南部	長浜市		12,604
	姉川左岸	長浜市		17,988
基幹水利施設管理事業	湖北	長浜市	余呉湖補給揚水機場・高時川頭首工維持管理	60,848

※総事業費は、長浜市の負担額ではなく事業地区ごとの総額を表示している。

○林業

1. 森林面積（平成26年度末現在）

(単位:ha)

市面積	森林面積	所有形態別			天然・人工別		保安林	
		国有林	民有林	公有林	私有林	天然林		
68,079	37,300	3,302	33,998	1,513	32,485	20,638	12,495	12,905

※ 滋賀県森林・林業統計要覧（平成25年度版）より

2. 平成26年度主な実施事業

①森林整備事業

(単位:千円)

事業名	施行地	事業主体	事業量	事業費	施行内容
松林健全化促進事業	早崎町	長浜市	松：39本	161	薬剤注入
造林間伐事業補助金	北野町他4地区	滋賀北部森林組合	44 ha	5,645	間伐
	木之本町川合他2地区	伊香森林組合	47 ha	5,927	
森林環境整備事業(鳥獣害対策:テープ巻き)	北野町他4地区	滋賀北部森林組合	49 ha	343	間伐附帯事業としてのテープ巻き
	木之本町川合他2地区	伊香森林組合	57 ha	579	
間伐材有効活用事業補助金	相撲庭町小室町	滋賀北部森林組合	1,000 m ³	1,000	間伐材の搬出
	木之本町川合	伊香森林組合	1,030 m ³	1,030	
森林境界明確化事業補助金	相撲庭町他7地区	滋賀北部森林組合	88 ha	1,769	間伐推進に向けた境界の明確化
	余呉町坂口他6地区	伊香森林組合	103 ha	1,114	
長寿の森奨励事業	木之本町木之本	伊香森林組合	139 ha	556	長伐期林区域の明示等
里山リニューアル事業	余呉町川並他3地区	長浜市	12 ha	7,592	不要木の除去・整理
里山防災林整備事業	小谷郡上・小谷美濃山地区	長浜市	4 ha	6,874	危険木の除去整理 木柵設置
高性能林業機械導入支援事業	長浜市伊香森林組合	伊香森林組合	1 台	1,476	林業機械導入支援
森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動実施協定を締結した森林	滋賀北部森林組合 伊香森林組合	5 ha 72 ha	2,117 2,202	経営計画の促進、施業の集約化など

※ 事業費欄の額：補助金および交付金については、長浜市が補助または交付した額で国および県の補助金を含みます。

②森林保全・普及啓発事業

(単位:千円)

事業名	施行地	事業主体	事業量	事業費	施行内容
巨樹巨木の森整備事業	余呉町菅並他2地区	長浜市	保存木 174本	3,804	巨木保全管理
市民参加の森づくり講座	虎御前山	長浜市森づくりクラブ	講座5回	270	市民参加型講座
県民参加の里山づくり事業	虎御前山	長浜市	80 ha	821	不要木の除去・整理
里山整備備品導入事業	市内一円	長浜市	薪割り機1台	825	薪市場用薪割り機
自伐林育成支援事業	市内一円	長浜市	フォーラム等 3回	825	自伐型林業の推進 啓発
森林環境学習やまとこの事業	高山キャンプ場	長浜市	29校	8,790	県内小学4年生の 森林環境学習
森林多面的機能發揮対策推進交付金	木之本町杉野他2地区	長浜市	3団体	580	自治会、団体への 森林整備等支援
第9回滋賀県森づくり交流会 合同イベント	豊公園	滋賀県・長浜市ふれあいフェスタ実行委員会		495	森づくりイベント 普及啓発

③木材利用促進事業

(単位:千円)

事業名	施行地	事業主体	事業量	事業費	施行内容
公共建築物長浜市産材調達管理基金事業	市内一円	長浜市	2事業供給	18,463	木之本・高月認定こども園新築事業用途
木質バイオマス振興事業補助金	市内一円(伊香地域)	伊香森林組合	1個所	3,041	薪市場開設
市産材利用促進事業補助金	市内一円	長浜市	2件	565	住宅等木材使用補助
森のエネルギー活用推進事業補助金	市内一円	長浜市	25台	2,416	薪・ペレットストーブ補助

④治山事業

(単位:千円)

事業名	施工地	事業主体	事業量	事業費	施工内容
単県補助營治山事業	西浅井町庄	長浜市	A=290m ²	2,174	法面保護工
市単治山事業	木之本町木之本	長浜市	L=88 m	19,720	災害復旧水路整備

⑤林道事業

(単位:千円)

事業名	施工地	事業主体	事業量	事業費	施工内容
横山岳線開設事業(事業負担金)	木之本町～余呉町	滋賀県	調査	192	調査委託のみ:工事 縁越事業
横山岳線改良事業	木之本町～余呉町	長浜市	L=20m	1,539	橋梁欄干改築工
大吉寺線開設事業(25年縁越事業)	野瀬町	長浜市	L=160m	30,026	測量、設計、工事費
大吉寺線開設事業(26年度)	野瀬町	長浜市	L=160m	2,328	工事費
国補助災害復旧事業①谷口大谷線	谷口町	長浜市	L=177m	14,720	路肩復旧、横断水路
②高野線	高月町高野	長浜市	L=51m	4,868	路肩改修(擁壁設置他)
③沓掛集福寺線	西浅井町沓掛	長浜市	L=49m	3,353	植生シート工、ふとん籠工
④ヤッコ線	西浅井町山門	長浜市	L=16m	1,536	植生シート工、ふとん籠工
県単独補助災害復旧事業①後鳥羽線	名越町	長浜市	L=21m	1,459	法面保護(植生工)
②鳥越線	高山町	長浜市	L=28m	3,172	法面保護(植生工)
③板杭谷線	寺師町	長浜市	L=690m	5,809	擁壁工、不陸整正工
④柏原谷線	木之本町杉野	長浜市	L=7m	1,737	擁壁工
林道維持管理業務	市内一円	長浜市	林道全般	8,502	林道草刈、土砂上げ、修繕等
豪雨、台風災害復旧事業	市内一円	長浜市	林道全般	4,012	林道復旧業務委託、測量業務委託、修繕等

⑥竹生島保全対策事業

(単位:千円)

竹生島カワウ被害対策事業	竹生島カワウ対策事業推進協議会負担金	3,613
--------------	--------------------	-------

※事業費は、長浜市の額ではなく、事業区域ごとの総額を表示している。

3. 林業・森林施設

①林道 124 路線

種別	延長
1級 W=4.0m	27,675.5 m
2級 W=3.0m	86,454.4 m
3級 W=2.0m未満	38,106.1 m
軽車道	47,896.3 m
計	200,132.3 m

②生活環境保全林

名称	所在地	みどころ
横山生活環境保全林	名越町	植生にあわせた特色ある遊歩道があり、四季折々の自然が楽しめ、山頂からは琵琶湖が一望できます。
西池周辺生活環境保全林	田川町	小堀遠州により築造された西池があり、野鳥の楽園となっています。（オオヒシクイの南限渡来地）
高山滝谷生活環境保全林	高山町	莊厳な雄滝、雌滝があり、高山キャンプ場からの散策に適しています。
大吉寺生活環境保全林	野瀬町	周辺に県指定文化財の「大吉寺跡」や源頼朝公の供養塔とも呼ばれる「宝塔」があり、古の聖地を偲ぶことができます
小谷山西池周辺生活環境保全林	湖北町	周辺に国指定史跡の「小谷城跡」があり、山頂からは琵琶湖、竹生島がよく見渡せます。
西野生活環境保全林	高月町	琵琶湖の美しい眺望が楽しめる憩いの森林です。
田上山生活環境保全林	木之本町	様々な樹木が植栽され、歩道も整備されており、気軽に散策できます。
杉野生活環境保全林	木之本町	整備された遊歩道で森林浴が満喫でき、千年杉やブナ林を見渡せます。また、隣接する横山岳が望めます。
唐川生活環境保全林	高月町	山桜や紅葉、百日紅など四季折々の変化が楽しめます。遊歩道が設置されていて周辺は里山整備により環境が整った森林となっています。
余呉生活環境保全林	余呉町	四季折々の自然が楽しめます。特に春先の桜並木が絶品で、ウッディパル余呉からの散策に適しています。
沓掛生活環境保全林	西浅井町	深坂峠と呼ばれる塩津街道の面影を残し、子を思う親の願いをかなえて下さるお地蔵様が祀られています。
山門生活環境保全林	西浅井町	深い緑に包まれた安らぎの森として昔から親しまれており、近年保全林で整備され再び憩いの森となりました。

③高山キャンプ場

敷地面積	14,200m ²	
主要施設	管理棟	1棟
	バンガロー	8棟（4人用：4棟、8人用：4棟）
	森林環境学習センター	1棟
	オートキャンプ場	17サイト
	シャワー棟	1棟
	林間キャンプ場	18サイト
	ファイヤーサークル	1箇所（林間広場含む）
年間利用者数(H26)	年間来場者数（入込客含む）	8,364人
	年間利用者数（有料施設）	6,490人
	うち宿泊者数	4,562人
施設整備事業	インターネット配線構築事業	1,134千円
	キャンプ場管理用公用車購入 1台	1,037千円

④山村広場

施設名	面積	照明設備
東上坂山村広場	8,296 m ²	あり

○水産業

1. -①漁業許可・採捕許可件数

平成26年4月1日現在

	総数	第1種 手 繩	第3種 手 繩	刺網	引繩釣	よし巻	追さで網	延なわ	えび たつべ	あゆ 沖 すくい網	もんどり	竹づつ	四手網
長浜市	201	21	10	70	31	-	9	21	9	5	18	7	-

1. -①、1. -②資料：滋賀の水産（平成26年度）

注 四手網のみ採捕許可

1. -②漁業権免許件数

平成26年9月1日現在

【海区の部】

計	共同			区画			第1種(真珠養殖)			第2種		
	第1種	第2種		第5種	免許数	面積(m ²)	(小割式 養殖)					
		小型	やな・ 定置網				(川えり)	(地びき網)				
長浜市	31	-	25	3	1	-	-	2	-			

【内水面の部】

【許可漁業の部】

計	共同		区画		計	やな (川えり)	えり (川えり)	地びき網	
	第5種	第1種 (真珠)	第2種 (魚類)						
長浜市	5	5	-	-	長浜市	5	3	2	-

2. -①規模別水産業協同組合数

滋賀県水産課により平成25年度、平成26年度にかけ半数ずつ調査したデータより

【地区出資漁業協同組合】

	総 数	50人未満	50人～	100人～	200人～
長浜市	10	4	5	1	-

【漁業生産組合】

	総 数	50人未満
長浜市	5	5

2. -②保有漁船隻数

計	動 力		無動力	
	ディーゼル	電気点火		
長浜市	168	88	53	27

資料 滋賀県平成23年度統計書

3. 主な事業概要(H26年度)

(単位：千円)

漁場クリーンアップ事業	琵琶湖岸・漁場の清掃活動	600
稚魚等放流事業	にじます、あまご、わかさぎ、いわな他の稚魚を河川に放流	595
カワウ被害防除対策事業	防鳥糸の設置・花火による追い払い等	691

○商工

1. 概要

本市は琵琶湖の東北部に位置し、江戸時代（宝暦年間1751～）に伝わったちりめん製織の技法と手厚い保護政策により養蚕が盛んとなり、生糸、絹織物の生産流通で発展し、富を蓄えてきた商工業都市です。

工業関係では、江戸、明治、大正をとおして浜ちりめん、ビロード、蚊帳、鼻緒、また市東北部（旧浅井町）では古くから「もぐさ産業」が地場産業として栄えてきました。

第1次オイルショック（昭和48〔1973〕年）をピークに織維産業の落ち込みが大きくなってきたことから、工業団地（旧長浜市5団地、旧浅井町2団地、旧びわ町2団地）の整備を進め、機械、化学、電子関連の先端企業を誘致し、事業展開を図っています。

近年では、我が国初の四年制のバイオ系単科大学である長浜バイオ大学が立地する長浜サイエンスパークをバイオ産業振興の拠点と位置づけ、バイオ技術を活用した企業集積や市内および周辺地域のものづくり企業との連携、農業者・水産業者との農商工連携事業によるバイオ産業のクラスター形成を推進しています。

商業関係では、郊外の大型ショッピングセンター出店に伴い、中心市街地商店街が危機感を持ったことをきっかけに、歴史文化資源を生かした街並みの整備や魅力あるイベントの開催など市民協働のまちづくり活動が盛んになりました。

平成21年6月に中心市街地活性化基本計画の大蔵認定を受け、商業観光都市としての魅力を今後さらに特化させる一方、市民にとっても快適で暮らしやすい空間として中心市街地商店街の整備を進めています。

また、平成24年6月に12万都市にふさわしい長浜市として初めて長浜市産業振興ビジョンを策定し、目指すべき将来像「長浜スタイルで拓くグローカル産業都市」の実現に向か、地域の特性を活かした産業振興や次世代成長産業の創出・育成とともに、新たな集客交流の場の創出や観光誘客の拡大など市民、事業者、行政が協働して、未来を支えるたくましい経済基盤づくりの取組みを進めています。

さらに、平成26年1月に施行された国の「産業競争力強化法」に基づき、地域の創業や新事業を促進する仕組みとして「創業支援事業計画」を策定し、地域資源を活用した産業の創出や市内の意欲ある起業者を支援することで、新たな雇用の創出と地域産業の活性化を図っています。

このように、地域経済の活力回復、地方創生に向けた事業を実施し、「ひとの力・企業の力」を引き出し、「まちの力」が發揮できる未来志向の取組みと地元経済の活性化を後押ししています。

2. 工業関係の概要

□製造業の概況（従業者数4人以上の事業所）（平成25年）

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等（万円）	粗付加価値額（万円）
長浜市	290	14,270	49,165,262	17,703,789
滋賀県	2,804	149,734	643,520,194	251,567,752
対県シェア	10.3%	9.5%	7.6%	7.0%

資料) 平成27年4月10日 工業統計調査確定値

(1) 地場産業

・浜ちりめん

本市の代表的地場産業である浜ちりめんは、平成27年3月現在13社、生産売上総額約17億円という状況です。これまでから優秀なちりめん産地としての伝統を保持できたのは、その使用糸質の選択、独自の撚糸法、製織技術、軟水使用の精錬加工等の総合的技術の結果と大消費地に近いという立地条件のためであり、今日においてもその独特的持味と感触は、県内外を問わず広く愛好されています。

・伊吹もぐさ

針灸治療分野において、全国的に有名な“伊吹もぐさ”は、天正4年（1576年）頃に織田信長が伊吹山山麓一帯にもぐさを含む薬草を栽培したときから始まり、400年以上の歴史があります。

特に野瀬町周辺地域においては、古くから伊吹もぐさの生産が盛んで、今日まで良品質を保つて全国シェアの大半を占めています。

(2) 市内の工業団地と主要事業所

○造成済工業団地

(単位：ha)

工業団地名	事業主体	団地総面積	用地面積	分譲中面積	残区画数	進出企業数	完成年
加納工業団地	湖北開発事業団	5.3	4.8			4	S59
七条工業団地	長浜市土地開発公社	2.3	2.3			3	S59
国友工業団地	長浜市	24.4	21.6			1	S63
東上坂工業団地	長浜市	12.7	11.2			7	H9
長浜サイエンスパーク	長浜市土地開発公社	8.6	5.2			6	H14
相撲庭工業団地（全体）	長浜市	3.4	3.4			1	H3
東野・小野寺工業団地	長浜市	6.0	5.2			2	H5
川道工業団地	滋賀県土地開発公社	42.5	38.4			6	H4
細江工業団地	滋賀県土地開発公社	15.5	14.2			5	H9
長浜市 9団地		120.7	106.3	0	0	35	

注) 面積は小数点以下を切り上げ

○主要事業所

所在地	主要事業所	主要製品
長浜市	KBセーレン(株)	絹織物機械染色
	長浜キヤノン(株)	LBP、LBP用カートリッジ
	三菱樹脂(株)	プラスチック製品
	ヤンマー(株)	ディーゼルエンジン
	(株)TKX	太陽電池用シリコンウエハー
	日本電気硝子(株)滋賀高月事業所	液晶ディスプレイ用ガラス、スマートディスプレイ用ガラス
	兵神装備(株)滋賀工場	産業用ポンプ製品
	滋賀日輕(株)	アルミ製品、業務用冷凍冷蔵庫パネル等製造
	エルナー(株)滋賀事業所	電子部品製造

○工業振興事業

(1) 企業誘致にかかる優遇制度（投下固定資産額など一定の交付要件があります。）

(a) 工場等立地助成金

①本市に工場等を新增設するものに対し、固定資産税の範囲内で3年間助成します。

（第1年度 税額の100%、 第2年度 税額の75%、 第3年度 税額の50%）

②本市に試験研究施設を新增設するものに対し、固定資産税の範囲内で4年間助成します。

（第1年度～第4年度 税額の100%）

③サイエンスパーク内に工場等を新增設するものに対し、固定資産税の範囲内で4年間助成します。

（第1年度～第4年度 税額の100%）

(b) インキュベーションセンター発立地助成金

公的インキュベーションセンターに入居していたものが本市に工場等を賃借する場合、家賃の範囲内で3年間助成します。

(c) 雇用促進助成金

工場等の新增設に伴い、市内に居住する者を新たに雇用した場合、その増加雇用者数に応じて、助成金を交付します。

(d) 中小企業設備投資等促進事業補助金

事業の拡大または高度化の為の設備投資に対して、3年間固定資産税相当額を、中小企業者に助成します。

（第1年度 税額の100%、 第2年度 税額の75%、 第3年度 税額の50%）

(2) 地場産業おこし事業

地場産業の高付加価値化および新たな地場産業の創出のための事業に対して助成（補助率 1/2～1/8）することにより、地場産業の振興と雇用の増大を図ろうとする事業です。

(3) 長浜みらい産業プラザ助成事業

湖北地域の異業種間の交流と新事業創出を目的として設立された協議会（長浜みらい産業プラザ）に対して助成を行い、新しい時代の地場産業を創出し、地域経済の継続的発展を図ろうとする事業です。

○バイオ産業推進事業

長浜サイエンスパークを中心としてバイオクラスターの形成を図るため、次の事業を実施しています。

長浜バイオインキュベーションセンターの運営

バイオビジネス・ベンチャー企業を創出、育成するための支援施設（平成18年4月開所）

鉄骨造・平屋建て 1,625m² 研究室17室、経営支援室、面談室2室、共同機器利用室、事務室、敷地面積 5,652m² 駐車場58台（指定管理者制）

○商業関係の概要

□店舗数の推移（事業所数）

市町名	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年
長浜市	1,538	1,443	1,349	1,362	1,303	1,255	1,145	1,166
滋賀県	18,541	17,632	16,640	17,326	15,941	15,310	14,008	10,231
対県シェア	8.3%	8.2%	8.1%	7.9%	8.2%	8.2%	8.2%	11.4%

□従業者数の推移

(単位:人)

市町名	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年
長浜市	7,296	7,489	7,162	7,986	8,199	8,091	7,752	7,690
滋賀県	90,369	95,456	96,183	110,959	108,903	105,934	103,138	79,871
対県シェア	8.1%	7.8%	7.4%	7.2%	7.5%	7.6%	7.5%	9.6%

□年間商品販売額の推移

(単位:百万円)

市町名	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年
長浜市	220,794	223,202	230,449	212,524	180,669	176,960	180,899	185,969
滋賀県	2,882,311	2,708,060	2,919,005	2,939,440	2,543,282	2,516,919	2,516,575	2,067,558
対県シェア	7.7%	8.2%	7.9%	7.2%	7.1%	7.0%	7.2%	9.0%

資料) 平成 19 年まで商業統計調査
平成 24 年は経済センサス活動調査

□商業組織 (商店街振興組合のみ掲載)

No	組合名	事務局所在地		設立年月	組合員数	組織形態	立地環境
1	ゆう壱番商店街振興組合	長浜市高田町 10 番 1 号	長浜商工会議所内	S51.1	32	振興組合	繁華街
2	ながはま御坊表参道商店街振興組合	長浜市高田町 10 番 1 号	長浜商工会議所内	S60.4	23	振興組合	繁華街
3	大手門通り商店街振興組合	長浜市高田町 10 番 1 号	長浜商工会議所内	S49.7	34	振興組合	繁華街
4	博物館通り商店街振興組合	長浜市高田町 10 番 1 号	長浜商工会議所内	H2.2	14	振興組合	繁華街
5	やわた夢生小路商店街振興組合	長浜市高田町 10 番 1 号	長浜商工会議所内	H5.3	16	振興組合	住宅地
	5組合				119		

○商業振興事業

(1) 中心市街地の活性化（ハード事業）

長浜市中心市街地活性化基本計画（第1期計画H21.6.30、第2期計画H26.3.28内閣総理大臣認定）に基づき、歴史や文化、街並みなど長浜らしさを活かした商店街づくりを進めています。

これまでから、中心市街地が持っている親しみやすさや利便性を大切にし、歴史的な文化や建物、街並みを活かし、その基本として今後の商店街のあり方を「憩い」「楽しむ」といった生活文化を生み出す場として、次のようなハード事業を行ってきています。

- ながはま御坊表参道整備 アーケードを取り払い、道路を石畳化し、道路側外観をセットバックして雁木方式で改造し、門前町風に統一改修することにより商店街活性化を図った。
- 中央駐車場整備事業 車社会に対応した商店街活性化を図るため、大宮町に駐車場を整備し、市街地への誘客を図った。駐車場面積 1,919.57 m² 駐車台数 61 台 *H21.10.1 から民営化
- 大手門通りアーケード改修 街並みに合致した天蓋開閉式のアーケードに改修。太陽光発電による照明灯を設置し、路面をカラー舗装にするなど、そぞろ歩きが楽しめる明るい通りを整備。
- 博物館通り景観形成事業 伝統的街並みや建物を活かした景観形成を行うため、地権者の協定に基づいて歴史的建築の改修やファサード整備、路面カラー舗装など統一感のある商店街を形成。
- ゆう壱番街ファサード整備事業 アーケードを撤去し、路面カラー舗装、店舗のセットバック及びファサード統一改修など、バリアフリーに配慮した開かれた商店街に整備し、市街地の回遊性を図った。
- 「黒壁」の再生活用事業 明治33年に建てられた百三十銀行（通称：黒壁銀行）を第三セクターが買い取り、ガラス館として再生。市民の手による「まちづくり版ナショナルトラスト」ともいえるこの取り組みが中心市街地及び各商店街におけるまちづくりへの波及効果をもたらしている。
- 北国街道整備事業 町衆文化を象徴する町家様式の風景が残る通りで、伝統的な木造建築に合った路面修景や電柱・電線の整理、行灯型街路灯、案内看板、各戸の塀、まちかど広場などのスポット整備などを実施し、心安らぐ通りを整備。他の通りへの波及効果をもたらしている。
- 曳山博物館建設 構想から20年、「曳山」というモノの展示館ではなく、長浜曳山祭りを守り伝え、町衆文化の発展と交流を醸成する場として整備。
- まち家SUCCE S横丁整備 長くシャッターに閉ざされていた旧大型空き店舗にテナントミックスを取り入れた新たな商業集積ゾーンを展開し、中心市街地の新たなショッピングポイントを生み出した。
- 伝統的街並み景観形成事業 固有の歴史、文化、伝統・伝承事業などを積極的に活用し、観光的要素を付加した商業観光を目指した店舗の改修・改築、ライトアップや看板、モニュメントの設置等、にぎわいのある店舗づくりを支援する。

(2) 中心市街地の活性化（ソフト事業）

商店街に楽しさ、快適さおよび便利さ等を創出し、魅力ある商店街づくりを促進するため必要な支援を行っています。

主なものは次のとおりです。

- (ア) にぎわいの街づくり事業補助金
商店街ににぎわいと楽しさを創出し、市民の快適な生活空間とするため、地域消費者とのふれあいを深める事業に対する補助
- (イ) 中心市街地活性化推進事業利子補給金
長浜市中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施する民間事業者に対し、その事業を実施する上で必要となる借入資金にかかる利子を補給
- (ウ) 地域コンテンツ創造型産業育成事業助成金
地域に根ざした生活文化産業を育成し、地域循環型の持続可能な成熟社会を構築するため、地域固有の資源から新たな価値を創造し、地域内外に向けて発信する創造性あふれる活動に対して助成するもの

○商工業融資対策

本市では、商工業振興対策の一環として、市内の小規模企業者および中小企業者の事業経営の安定、合理化と健全な育成発展を図るため、次の融資制度を実施しています。

制度名	資金用途	貸付金額	貸付利率	貸付期間
小規模企業者 小口簡易融資制度	運転資金	1,250万円以内 (既存の保証協会保証付 融資残高を含む)	年 1.6%	5年以内
	設備資金			7年以内

(平成27年4月1日現在)

○創業支援事業

本市における新規企業や地域企業の新事業展開を促進するため、起業支援及び地域企業の事業家や販路拡大等をさまざまな側面から支援します。

起業支援事業

新たな事業の創出を促進し、市内産業の振興を図るために、個人等が起業に要する経費の一部を助成します。(補助限度額 80,000円)

創業支援資金融資制度

新たな市内産業の創出を通じて、雇用および地域の活性化を図るために、市内において新たに事業を営む、または営もうとする創業者に対して、創業を支援する関係機関が連携し、事業に必要な資金の貸付けを行います。

資金使途	融資限度額	融資利率	信用保証料率	融資期間
運転資金	1,000万円	年 1.55%	年 0.50%	5年以内
設備資金				7年以内

※長浜市の特定創業支援の証明を受けた方は融資限度額1,500万円

○地域経済対策

ながはまグローカルチャレンジ応援事業

中小企業者の新事業の創出や市場化を促進し、地域経済の活性化を図るために、地域資源を生かした新商品の開発や販路開拓、サイエンスパーク内の大学や企業などとの連携による事業の取組に対して支援します。

グローカル産業展開支援事業

零細であるがキラリと光る独自の技術を持つ長浜の企業に、海外の新たなマーケット獲得に向けたビジネスマッチングの機会を提供し、企業の体質強化と地域産業の育成を図ろうとする事業です。

○観光

1. 概要

近畿、中京、北陸3圏の結節点に位置する本市は、古くから大陸文化を伝える街として交流、交易が盛んで、また戦国時代を偲ばせる長浜城や姉川古戦場、小谷城跡、賤ヶ岳古戦場など数々の歴史遺産があり、豊かな自然と歴史ロマンあふれるまちです。

湖岸には、日本の夕陽百選に選ばれた豊公園（ほうこうえん）や湖北水鳥公園、山間部には、関西百名山に選ばれた横山岳や金糞岳（かなくそだけ）の他に、高山キャンプ場、余呉高原リゾート・ヤップなどのレジャー・保養施設があります。

中心市街地は、秀吉公が作った近世城下町のルーツであり、長浜別院大通寺（だいとうじ）の門前町、北国街道（ほっこくかいどう）の宿場町としても栄え、現在は北国街道沿いの黒壁ガラス館を中心とした“黒壁ガラススクエア”にたくさんの観光客が訪れます。

また、竹生島（ちくぶしま）の都久夫須麻（つくぶすま）神社本殿や宝厳寺（ほうごんじ）唐門、神照寺（じんしょうじ）金銀鍔透彫華籠（きんぎんとすかしほりけこ）、向源寺（渡岸寺觀音堂）十一面觀音立像はいずれも国宝で、世界に誇る日本の最高傑作です。紅葉有名な近江孤篷庵（こほうあん）や鶴足寺（けいそくじ）、石道寺（しゃくどうじ）といった名刹も多くあります。曳山（ひきやま）子ども歌舞伎や富田人形浄瑠璃等の伝統芸能は、市民の手によって脈々と受け継がれてきたほんものの歴史を感じさせます。

新春の風物詩・長浜盆梅展やユネスコ無形文化遺産登録申請中の長浜曳山まつり、夏はよさこいが乱舞するあざいあっぱれ祭りと觀音の里ふるさとまつり、夏の風物詩長浜・北びわ湖大花火大会、秋の長浜出世まつり（きもの大園遊会やアート・イン・ナガハマ他）など四季を通じてイベント也多彩です。

○主な観光施設

1. 黒壁ガラススクエア

明治33年（1900）、第百三十銀行長浜支店として建てられた洋風土蔵造りの建物を、市と民間有志の第3セクターで保存、修復を行い、国内外のガラス製品を展示販売する黒壁ガラス館、新たなガラス文化の創設を目指す黒壁ガラス工房、土蔵を生かした新感覚の洋食レストランなどとしてよみがえりました。黒壁ガラススクエアは様々なガラスアイテム別のショップや工房、海洋堂フィギュアミュージアムなど26施設で構成されています。

2. 曳山博物館

秀吉公が男子出生のお祝いに町民に配った砂金をもとにはじめられたと伝わる「長浜曳山まつり」を保存・継承し、情報発信を行う場として、平成12年10月にオープンしました。館内では「動く美術館」と言われる曳山を常時2基展示しています。

3. 長浜別院大通寺

真宗大谷派の別院で、“長浜の御坊さん”と地域の人々に親しまれている長浜別院大通寺は、本堂が京都伏見城の遺構と伝えられています。岸駒筆の金地墨画梅図や円山応挙の蘭亭曲水宴図などのふすま絵、国の名勝に指定されている庭園がみどころで、華やかな桃山文化の名残を感じさせます。長浜別院大通寺へづくながはま御坊表参道には、まち家を生かしたショップが建ち並びます。

4. 長浜鉄道スクエア

旧長浜駅舎は、明治15年（1882）に長浜～敦賀間に官営鉄道が敷設された時の初代長浜駅舎。現存する日本最古のもので県の指定文化財に指定されています。平成12年10月には、長浜鉄道文化館が併設され、貴重な鉄道資料を多数展示し、長浜の鉄道文化を紹介するとともに、鉄道資料の収集・保存を行っています。また、平成15年7月には、北陸線電化記念館もオープンし、北陸線で活躍したED70形交流電気機関車やD51形蒸気機関車などを展示しています。

5. 慶雲館

明治天皇行幸の際に明治の豪商：浅見又蔵氏が建てた長浜の迎賓館です。毎年1月初旬から3月初旬まで開かれる長浜盆梅展の会場としても使用されています。平成16年7月から通年観光施設としても公開されており、3月下旬から12月上旬まで開館しています。平安神宮神苑などを手がけた七代目小川治兵衛作の庭園があり、国の名勝に指定されています。館内では、浅見又蔵氏の功績や明治の長浜を紹介しています。

6. 鉄砲の里・国友

国友は、400年以上も前の戦国時代、堺とともにわが国有数の鉄砲産地として栄えました。最盛期には70軒の鍛冶屋と500人を超す職人がいたと言われ、信長、秀吉、家康と、時の権力者の厚い保護を受けていました。現在、国友鉄砲の里資料館があり、国友の歴史や鉄砲の製造過程を展示説明しています。

7. 豊公園

長浜城歴史博物館やテニスコート等があります。琵琶湖岸に位置し、ここからの夕陽は日本一と言われるほどの素晴らしさです。また、約700本の桜が植えられ、日本さくら名所100選に数えられます。総面積15.6ha。豊臣秀吉公にちなんでこの名前がつけされました。

8. 金糞岳・高山キャンプ場

伊吹山に次ぐ高峰、金糞岳は、標高1,317m、長浜市の北東と岐阜県との境界に位置しています。山頂付近にはシャクナゲや珍しい高山植物が自生しており、眼下に広がる雄大なパノラマとともに登山客を楽しませてくれます。また、登山口には高山キャンプ場があり、アウトドアの拠点施設になっています。

9. 近江孤篷庵（おうみこほうあん）

千利休、古田織部とともに日本三大茶人としても名高い長浜市生まれの小堀遠州の菩提を弔うために開山した臨済宗大徳寺派の寺。遠州が京都大徳寺に建立した孤篷庵にちなんで、近江孤篷庵と呼ばれています。庭園は、本堂南にある簡素な石組の枯山水と、東に面した池泉回遊式（ちせんかいゆうしき）庭園があり、県の名勝に指定されています。長浜を代表する紅葉の名所です。

10. 五先賢の館

長浜市田根地区ゆかりの5人の先人を顕彰する施設です。五先賢は相応和尚（比叡山延暦寺の千日回峰行の創始者）、海北友松（聚楽第に描いた安土桃山時代の画人）、片桐且元（賤ヶ岳七本槍の一人で秀吉政権中枢の武将）、小堀遠州（江戸時代初期の大名で総合芸術家）、小野湖山（明治の三大漢詩人）です。

11. 姉川古戦場

戦国時代、浅井長政と織田信長の間に生まれた確執から始まった浅井・朝倉軍と織田・徳川軍による姉川の合戦の跡地で、両軍合わせて2,500人もの戦死者が出たといわれています。兵士の血で真っ赤に染まったという姉川野村橋のたもとには現在、戦死者の慰靈碑が立てられています。

12. 今莊観光ぶどう園

七尾山麓に広がる4haの広い園内で、たわわに実ったぶどう狩りが楽しめます。アーリースチュー・ベンやマスカットベリーAといった品種のぶどうをいただくことができ、その収穫したぶどうで仕立てたワインも販売されています。

13. 浅井文化スポーツ公園

「スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進と振興」「若者を魅きつけるまちづくり」を目指して建設された浅井文化スポーツ公園。「野球場」「テニスコート」「多目的グラウンド」等、四季折々のスポーツが楽しめ、「希望の郷公園」「梅林園」等多くの利用者で賑っています。また、文化ゾーンである「お市の里」は「図書館」「民俗資料館」など情報・文化・芸術の拠点であり、心身の健康増進の為に役立つ総合的な憩いの場です。

14. 西池

浅井の田根地区は、谷が浅いため古くから水不足に悩まされてきたところで、山すそには 20 余の灌漑用貯水池があります。そのうち最も大きな西池（周囲約 1.7km、面積 10.6ha）は、夏には池一面にピンク色の美しいハスの花を咲かせます。また、秋から冬にかけては、遠くシベリアから多くの水鳥が飛来し、長旅で疲れた羽を休めます。また、平成 22 年には、農林水産省の「ため池百選」に選ばれました。

15. 竹生島

神の住む島といわれ、島全体が信仰の対象とされてきた竹生島には、大坂城の遺構で桃山文化の粋を集めた国宝の唐門をもつ宝厳寺、国宝の本殿をもつ都久夫須麻神社など多くの文化財があります。宝厳寺の本尊、大弁才天は日本三弁才天の一つとして有名で、観音堂は西国三十三所観音霊場第三十番札所でもあります。長浜港から観光船で約 30 分のアクセスです。

16. 安楽寺

臨済宗妙心寺派の禅寺です。本尊の釈迦牟尼仏は室町時代の傑作で、仏智禪師像および達磨座像は鎌倉時代のものです。夢窓国師の作と伝えられる 500 m² の庭園は、琵琶湖を模した池を中心とする山水廻遊式鶴亀庭園で、閑静な境内には、「遺命により当山に納む」と記録に残る「足利尊氏の爪墓」が現存し、宝物館では尊氏公の画像等を見ることができます。

17. 南浜観光ぶどう園

7ha の敷地に約 2200 本のぶどうの木が植えられた南浜観光ぶどう園が「南浜水泳場」の近くにあります。植えられているぶどうの木は、マスカットベリー A やアーリスチューベンと呼ばれる大粒の品種で、糖度が高く非常においしいです。最盛期は 8 月上旬から 9 月下旬で、ぶどう棚のあちらこちらにおいしそうなぶどうの房がぶら下がっています。また、隣接する産地直販の「産直びわみずべの里」で南浜観光ぶどう園で収穫したぶどうを販売しています。

18. 虎御前山

標高 224m。南北に長い尾根を持ち、南尾根を別に「八相山」と呼ばれています。東に名峰伊吹山を眺め、西に琵琶湖を遠望し、春には桜、秋には紅葉と四季折々の自然を楽しむことができます。

織田信長の小谷城攻略には、元亀元年(1570)の最初の攻撃から落城まで 3 年の月日を要し、その最前線基地が置かれていた虎御前山です。尾根山には古墳が点在し、信長はこれらを巧みにいかして砦を構築、ほぼ山全体に秀吉、勝家、長秀といった家臣を配置しました。安土城に代表される信長の特徴的な城づくりが定着する過渡期の砦として貴重な史跡となっており、砦跡をたどる虎御前山ハイキングコースが、平成 16 年に開通しました。

19. 五村別院

慶長 2 年(1597)、本願寺第 12 世教如上人の開基による寺院です。境内は広大で、表門から右回りに茶所、鐘楼、経堂、本堂、広間、客殿、庫裡、辻門、太古樓などの建物が伽藍をなし、巌かな景観を見せています。

現在の本堂は、享保 15 年(1730)に湖北の名匠・西嶋但馬元親によって再建されました。延宝 2 年(1674)建立の表門とともに国の重要文化財に指定されています。

境内には、全国唯一の教如上人銅像や教如上人御廟もあります。

20. 虎姫時遊館

平成9年(1997)に、虎姫の歴史や文化を後世に伝え、ネットワークづくりや交流活動の拠点としてオープンしました。「虎姫文芸館」と「戦国虎御前の館」の2ゾーンで構成されています。

「遊び・集い・学ぶ」をテーマに、旧虎姫地域の魅力や歴史、伝説などを紹介し「ホタルまつり」や「山野草展」などのイベントも隨時開催しています。

21. 小谷城跡

浅井長政が織田信長に敗れるまで浅井氏三代50年間の本拠地であった小谷城は、日本の中世五大山城の一つといわれています。この城は長政・お市の居城として知られており、その子茶々(淀殿)、初(京極高次夫人)、江(徳川二代将軍秀忠夫人)などが生まれ育った城でもあります。秀吉によって破城されたといわれる石垣が現在も数多く残っています。春には桜、秋には紅葉と散策をするのに最適です。小谷山には数々の遺構が当時のままよく保存されており、学術的にも大変価値の高いものといえます。

22. 小谷城戦国歴史資料館

小谷城跡内にある「戦国大名浅井氏と小谷城」がテーマの資料館です。浅井長政、お市の方、茶々・初・江の三姉妹をはじめ浅井一族、家臣団が暮らした中世屈指の山城である小谷城跡をテーマに資料が展示されています。

23. 湖北野鳥センター

琵琶湖の野鳥を観察できる施設として湖北野鳥センターと琵琶湖水鳥・湿地センターがあります。周辺の琵琶湖岸は、日本夕日百選にも選ばれ、滋賀県で見られる鳥の約80%、44科236種もの野鳥が確認されています。冬季のコハクチョウやオオヒシクイ(天然記念物)の集団越冬地、夏季のカツツブリやカルガモの重要な繁殖地として有名です。

24. (道の駅) 湖北みずどりステーション

湖北野鳥センター、湿地センターに隣接しており、都市と農村の交流の場として全国に向けた情報発信、地域産業の振興の拠点施設です。館内には、農林水産物・地域特産物の販売所、レストラン・交流研修室があります。2階の研修室からは野鳥センターとは違った琵琶湖が眺められ、展望室としても使うことができます。

25. 山本山

日本の遊歩百選にも選ばれ、四季折々の自然を散策できる登山道があります。山頂まで約30分程で、琵琶湖や竹生島、鈴鹿山脈や伊吹山などすばらしい眺望が楽しめます。また、「近江湖の辺の道」として木之本の賀ヶ岳から山本山までを縦走するハイキングコースが整備されています。距離にして約10km、所要時間約4時間です。

26. 渡岸寺観音堂(向源寺)

渡岸寺観音堂に安置されている国宝十一面観音立像は、戦国時代兵火を避けるため村人により土中に埋められ災禍を免れたと伝わっています。井上靖氏の小説にも登場し、日本仏教彌刻史上の最高傑作といわれています。

27. 西野薬師堂(充满寺)

西野の小字寺山に天台宗の泉明寺と称する寺があり、大友皇子の末裔西野丹波守家澄が菩提寺として庇護したといわれています。堂内には、ふくらとして穏やかな表情で肉付き豊かな十一面観音立像とふくよかで目鼻立ちの整った相好の薬師如来立像が安置されています。「中風封じ」にご利益があるとされています。

2.8. 赤後寺（しゃくごじ）

湧出山（ゆるぎやま）の中腹に建ち、本尊は千手観音立像と聖観音立像の2躯です。いざれも平安時代初期の作で国の重要文化財に指定されており、災い転じて利となす「転利（コロリ）観音」といわれ、三回参拝すれば極楽往生できるともいわれています。毎年7月10日の千日会法要（千日分の参拝と同じ功徳があるという法要）は、全国からの老若男女でにぎわいます。

2.9. 西野水道

江戸時代に人の手により掘り貫かれた長さ約250m放水路で「近江青の洞門」とも呼ばれています。大雨のたびに床上浸水となる西野を救うために民衆の私財を投じて造られ、県の指定文化財（史跡）として保存されています。長靴と懐中電灯、ヘルメットが置いてあり、内部をいつでも見学することができます。6月の第1日曜日には、当時の偉業を偲ぶ「西野水道まつり」が西野水道前のほりぬき公園で開催されています。

3.0. 古保利古墳群

通称「西野山」から「山本山」の尾根上約3kmにわたり分布する国指定史跡の古墳群です。前方後円墳8基・前方後方墳8基・円墳79基・方墳37基の計132基で構成され、時期は古墳時代前期から終末期と推定されます。賤ヶ岳から山沿いに「近江湖の辺の道」として整備され、多くのハイキング客が訪れます。

3.1. 高月観音の里歴史民俗資料館

観音菩薩と湖北地方の歴史・民俗・文化財などを展示紹介しています。1984年に開館し、雨森芳洲の関係資料、子持勾玉、神像四躯、日吉神社文書、馬頭観音、大般若経、鉄製釣燈籠、おこない関係資料などを展示しています。

3.2. 東アジア交流ハウス 雨森芳洲庵

江戸時代中期の儒者で、対馬藩に仕え、日朝通好に尽くした雨森芳洲の生涯をたどり、思想や業績を顕彰するとともに東アジアとの交流と友好をめざす拠点として、1984年東アジア交流ハウス雨森芳洲庵が生家跡に建設されました。

雨森芳洲の著書や遺品、芳洲が深く関わった朝鮮通信使の資料などを展示しています。

3.3. 賤ヶ岳（賤ヶ岳リフト）

南西に奥琵琶湖と竹生島、東に伊吹山、北に余呉湖を一望できる賤ヶ岳は、琵琶湖八景の一つとして知られています。天正11年（1583）、羽柴秀吉と柴田勝家が霸権を争った「賤ヶ岳の戦い」の戦場跡で、戦跡碑、戦没者の碑があります。また、琵琶湖と余呉湖のふたつの湖の景観と史跡を巡る多彩なハイキングコースが整備されています。

3.4. 木之本地蔵院・浄信寺庭園

眼病平癒の仏さまとして知られる時宗の寺です。境内に立つ6mの地蔵像は秘仏である本尊を模しており「木之本のお地蔵さん」が全国から訪れる参拝客を出迎えます。寺の歴史は古く、白鳳時代にさかのぼります。空海、木曾義仲、足利尊氏、足利義昭も参拝した記録があり、賤ヶ岳の合戦では秀吉が陣を置きました。

庭園は書院の北側にあり、北方には芝生に覆われた築山を設け、右手に枯滝石組を、池中に亀島を作っています。正面にある出島は鶴島を意匠し、一種の蓬莱様式の庭となっています。

また、毎年8月の「大縁日」には、多くの露店と遠近からの参拝客で大変賑わいます。

3.5. 北国街道 木之本宿

北国街道と北国脇往還が交わる宿場町で、旅人と木之本のお地蔵さんの参拝客で賑わいました。木之本宿には昭和の初めまで中央に小川が流れ、柳の木が植えられた宿場らしい風情を残していましたが、今では埋め立てられ、商家の家並みに昔の情景を残しています。

3 6. 己高山（こだかみやま）

ブナ林とともに山岳信仰の数々の遺構をみることができます。近江で最古といわれる六地蔵や、牛止めの岩、平安期に栄えた己高山7ヶ寺の総本坊の跡である鶴足寺跡では、今なお石塔では寺の面影を偲ばせています。また、廃寺の仏像は山麓の己高閣に安置されています。

3 7. 鶴足寺（けいそくじ）（旧飯福寺）

山岳仏教の聖地として威容を誇った鶴足寺別院の一つであり、中世には僧兵を擁するほどの大寺で、時の権力者の庇護を受け安定した寺運を続けましたが、江戸幕府の終焉とともに衰微していきました。ゆるやかな参道の石段、苔むした石垣に二百本のもみじの古木が幽玄な情景を醸し出し、秋には紅葉の名所として多くの観光客で賑わいます。

3 8. 己高閣（ここうかく）・世代閣（よしろかく）

己高閣はかつて己高山に構えていた寺の宝を納めるため、昭和38年に建てられた滋賀県最初の文化財収蔵庫です。鶴足寺の十一面觀音立像をはじめ、数々の重要文化財が納められています。世代閣は、平成元年に開館され世代山戸岩寺の薬師如来像立像をはじめ多くの仏像仏画や古文書類が収納されています。

3 9. 法華寺（ほっけいじ）

豊臣秀吉の奉行として活躍した石田三成は、幼少時に古橋の法華寺で修業しており、秀吉に仕官するきっかけとなった「三献の茶」の故事も当地での出来事と伝わっています。秀吉亡き後、関ヶ原の合戦に敗れた三成は、古橋（ふるはし）山中に置われたが、徳川方の追求厳しく、村人に難儀が及ぶのをはばかり、自ら捕縛され京三条河原で生涯を閉じました。当地では、三成の善政を慕い、遺徳が代々語り継がれています。

4 0. 石道寺（しゃくどうじ）

己高山麓にある真言宗豊山派の寺です。平安末期の作と伝えられる本尊の十一面觀音立像は国指定の重要文化財に指定されています。櫻（けやき）の一木造りの唇には紅をひとすじ残しております、往時は極彩色の仏さまであったことがうかがわれます。ゆるやかな姿態に流れるような衣をまとい、柔軟で穏やかな印象を与えます。

4 1. 横山岳（よこやまだけ）

標高1,132mの横山岳は、美しい「経（きょう）の滝」「五銖子（ごちゅうし）の滝」を望む渓流コースをはじめ、ブナの自然林を歩く東尾根コースなど多彩なハイキングコースが楽しめます。各コースには早春のカタクリやイチリンソウ、ニリンソウ、初夏のヤマボウシ、秋の楓の紅葉など四季折々の風景がハイカーを楽しませてくれます。また、山頂からは琵琶湖に浮かぶ竹生島が望めます。毎年5月の第3日曜日（予定）に山開きが行われます。

4 2. 黒田觀音寺

行基建立と伝えられるお寺の一つ。一木造りの千手觀音立像は平安時代初期のもので、准胝觀音と見ることもできると言われています。厳しさの中に優しさをのぞかせているような面影で、天平期の特徴を残しています。

4 3. 医王寺（いおうじ）

高時川の渓流沿いに静かにたたずむ無住のお寺で、本尊の十一面觀音立像は楠の一木造りです。国的重要文化財に指定されています。井上靖の「星と祭」に登場する、村の乙女の觀音さんと称される、端正でありながら流麗な物腰の觀音様です。

4.4. 己高庵（こうあん）

歴史と文化が息づく自然が織りなす豊かな風情の中で、心静かに佇むひとときを楽しめます。里山の自然がおりなす四季を楽しむ露天風呂の他に、地元の野草を用いた自慢の風呂があります。

4.5. 大見いこいの広場

すぐそばに高時川が流れる緑豊かな施設で、鳥のさえずりや川の流れる音、夜には星空を眺めることができます。コテージ、ヴィラの宿泊、オートキャンプ場、バーベキューテラス、テニスコート、土間式体育館、トリムを完備し、家族やグループで、テニス・アスレチック・釣り・川遊びにと思う存分楽しめます。

4.6. 余呉湖

琵琶湖の北、賤ヶ岳を隔てて、面積約 1.97 km²、周囲約 6.4 km、水深 13m で、三方を山で囲まれた断層盆地にあって、琵琶湖との水面落差が 49m 近くあります。古くは、琵琶湖を大江（おおえ）、余呉湖を伊香の小江（おえ）と称し、天女の羽衣や龍神・菊石姫の伝説が残る神秘の湖です。湖面がとても穏やかなところから、別名「鏡湖（きょうこ）」とも呼ばれています。

4.7. 菅山寺

菅原道真公ゆかりの寺として、もとは龍頭山大箕寺と呼ばれ、奈良時代に初代照壇上人が孝謙天皇の勅命を受けて建立されたと伝えられています。当時は法相宗でしたが、後に真言宗豊山派となりました。道真公は余呉湖辺の川並村に生まれ、6 歳から 11 歳まで本寺で勉学し、平安時代に 3 院 49 坊の寺院に復興、名も菅公の一字を探り大箕山菅山寺と改められたと伝えられています。

4.8. ウッディパル余呉

その名のとおり「森の仲間」になれるレジャーゾーンです。ログハウス風のコテージをはじめとして、レストラン、キャンプ場、テニスコート、アスレチック、パターゴルフ、スキー場等の施設が整い、年間を通じて様々なアウトドアが楽しめるスポットです。

4.9. 余呉茶わん祭の館

余呉町上丹生・丹生神社の大祭「茶わん祭り」は、その昔、余呉町上丹生では良質の陶土が採掘できたそうで、名工、末遠春長は、優れた陶土と技を自分に授けてくださった神に感謝し、丹生神社に陶器を奉納したのがはじまりといわれています。

丹生神社の摂社・八幡神社に渡御する 3 基の曳山（寿宝山、恵宝山、丹宝山）には、数千を超える陶器をつなぎ合わせた山車飾りが取り付けられ、その高さは約 10m にもおよびます。

施設内には祭りの曳山のレプリカをはじめとして、数々の衣装、道具を展示しています。

5.0. 余呉高原リゾート・マップ

国道 365 号線沿いにあるスキー場で、テクニックや距離に合わせて 5 つのコースが選べます。日本海を望む山頂からの眺めも絶景です。ウインターフィーチャーの週末はナイター営業も行っており、一日中スキーが楽しめます。

5.1. 道の駅「塩津海道あぢかまの里」

琵琶湖の最北に位置し、北陸自動車道の木之本 IC から車で 10 分のところにある道の駅です。地場産にこだわった農産物や琵琶湖の水産物を新鮮なうちに直売する店舗と、特産品を味わうことのできる食事処を併設しているほか、地域の魅力を紹介する資料を展示した交流館を設けています。北陸と京阪神、東海を結ぶ国道 8 号の要衝にあることから、ドライブを楽しむ人たちの行動拠点となっています。

5.2. 北淡海・丸子船の館

かつて琵琶湖は北陸と京阪神を結ぶ水上交通の要衝であり、その主役として活躍していたのが帆船・丸子船でありました。江戸時代の享保年間（1716年～1736年）には、輸送船の百石船（250俵全長17m）が大浦と塩津の港に最も多く保有されていたと記録されています。平成8年4月にオープンしたこの資料館には、実物の丸子船のほか、当時の港や丸子船の様子を再現したジオラマが展示されており往時を偲ぶことができます。

5.3. 山門水源の森

約3万年前に誕生した山門水源の森は、貴重な生物の宝庫である泥炭層6mの湿原を有しています。この森（63.5ha）は、平成8年3月に滋賀県によって買収、公有化され、保安林に指定されました。4.3km（散策）、5.0km（健脚）の2つのハイキングコースが作られ、案内板や保護柵、展望台が整備されています。平成7年には林野庁「水源の森百選」に、平成13年には環境省「日本の重要湿地500」に選ばれ、自然観察のため多くのハイキング客が訪れるようになりました。

5.4. 深坂古道

国道8号線沿いの福井県境付近西側に、約4kmの古道が残されています。これは、敦賀港と琵琶湖を結ぶ道で、かつては越前と近江の国を結ぶ最短経路として利用されていました。標高370mの深坂峠は交通の難所であったため、運河を掘削する計画がつくられたことでも知られています。

難所であった塩津山（深坂峠）を歌った歌人も数多く、中でも紫式部（996年）や万葉集に名を残す笠金村（かさのかなむら）が有名です。

5.5. 深坂地蔵

平安時代、平清盛（1118年～1181年）が越前の国司であった息子の重盛に、福井県の敦賀湾と滋賀県の琵琶湖を結ぶ運河の開削を命じたが、試掘工事が深坂峠で大きな岩盤に阻まれて断念したと伝えられており、そのとき安置されたのが深坂地蔵だといわれています。

昔、この険しい峠を越える旅人が、北国からの荷を京の都に運ぶ際、旅の安全を祈願して塩をお供えたことから、この地蔵尊は「塩かけ地蔵」とも呼ばれています。

今では、子どもを見守り、願い事を叶えてくださるお地蔵様として親しまれ、多くの参拝者が四季を通して訪れてています。

5.6. 奥琵琶湖パークウェイ

琵琶湖の最北端に突き出たつづら尾半島を縦走する約18.8kmのドライブコースで昭和46年に開設されました。パークウェイの3分の2は山岳部を走り、湖と竹生島を望むことができ、四季折々の壮大な景観を楽しむことができます。春の4月上旬には、約3,000本の桜が花を咲かせトンネルをつくり、秋の11月下旬には、楓が鮮やかに紅葉し、辺りの山々を彩ります。また、陽の沈む頃の湖は金色に輝き、静寂で神秘的な風景をつくりだしています。また、パークウェイ沿線には自然歩道が整備されており、ハイキングを楽しむことができます。

5.7. つづらお荘

琵琶湖の最北に突き出たつづら尾半島の山裾で、今なお原風景が残る歴史の里菅浦にある宿泊施設です。

豊かな自然の中でレイクカヤック体験や竹生島への湖上遊覧を楽しんでいただけます。また、竹生島を望む展望風呂が、この施設の魅力です。

5.8. ヤンマーミュージアム

創業100周年を記念して、平成25年3月に創業者である山岡孫吉が生まれた地である長浜市にオープン。エンタテインメントと学習が融合した体験型のミュージアムです。館内では、ディーゼルエンジンの迫力を体感できるシアター・ミュージアムショップ＆カフェなどがあり、大人から子どもまで楽しめます。

5.9. 黒田家御廟所

2014年大河ドラマ『軍師官兵衛』ゆかりの黒田家発祥の地。

黒田氏の祖は、近江国伊香郡黒田村の莊園領主で黒田判官と呼ばれたといいます。邸宅跡には、黒田判官を祀る御廟や先祖の地を顕す碑が建っています。

○主な観光イベント

1. 長浜盆梅展

長浜盆梅展は、樹齢数百年もの梅の古木を鉢植えにして約90鉢展示しています。盆梅の中には、高さ2.5m、幹周り1.8mにもなる巨木もあります。長い間、丹精こめて作られた盆梅は、清雅な香りとともに見る人を陶酔の境地に誘います。毎年1月初旬～3月中旬、期間中無休で、午前9時～午後5時で慶雲館で開催しています。

2. 長浜曳山まつり

秀吉公が長浜城主の頃、男子誕生を喜び、町民に金子を贈りました。町民はこれを基金に曳山を作り、長浜八幡宮の祭礼に曳いてまわったのがまつりの始まりと言われています。

曳山は動く美術館と呼ばれる絢爛豪華なもので、5～12才の男の子が歌舞伎を演じます。まさに日本文化の結集ともいえ、毎年4月9日～17日に行われます。

3. 長浜・北びわ湖大花火大会

市民の手で花火を打ち上げようと、昭和55年から開催している花火大会。スターマインを中心とした花火が長浜港湾一帯の夏の夜空を彩ります。

毎年8月5日に開催されます。

4. 大通寺あせび展

樹齢数百年もの古木を鉢植えにして約100鉢展示する全国でも珍しい馬酔木展として注目されています。毎年2月10日～4月18日頃、期間中無休で、午前9時～午後4時半まで大通寺で開催しています。

5. 長浜出世まつり

昭和58年(1983)、長浜城再興を記念して始められたもので、秀吉公が長浜を出世の礎としたため、この名が付けられました。市民主導で行われる長浜の観光とまちづくりのシンボルイベントで、毎年春・秋に開催されます。

〈近世城下町ふるさとまつり〉

「近世城下町」は活気溢れる現代都市のルーツ。ここは若き秀吉公の城下町。彼が描いた街の情熱と活気が今ここによみがえる。」とし、平成26年(2014)から開催しています。

武将パレードや楽市楽座、城下町にゆかりのある地域と情報を交える交流会など、さまざまなイベントが開催されます。

〈長浜きもの大園遊会〉

約1,000人の着物姿の女性が勢揃いし、豊公園から大通寺までをそぞろ歩く“日本一の着物イベント”で、昭和59年(1984)から開催しています。地場産業の振興と既成市街地の活性化を図ることを目的とした、きもののまち・長浜ならではの華やかなイベントです。

〈長浜きもの大學〉

平成10年から長浜きものの集いとして開催しており、老若男女を問わず着物好きの方を対象とした着物イベントです。平成15年からは、長浜きもの大學として、カルチャーを中心とした文化イベントを開催しています。

<アート・イン・ナガハマ>

日本全国から250近い出展申し込みがある市民手作りの芸術祭です。企画から運営まで、商店街とまちづくりの有志により実施されます。絵になるまち、絵のあるまち=ギャラリーシティの推進を目指すイベントです。

6. 小谷城ふるさと祭り

戦国時代の華やかであった小谷城と城下町に思いを馳せ、文化遺産を活かしたまちづくりイベントが毎年10月に開催されています。毎年小谷城に関する講演会や資料展、大道芸、バザー市場などが開催され、大勢の人で賑わいます。祭りのフィナーレには浅井家武者行列が行われます。

7. 観音の里ふるさとまつり

仏の命日である17日を中心開催されていましたが、近年では8月の第1日曜日に開催されます。国宝十一面観音立像を安置する渡岸寺観音堂の境内で門前市を開催します。当日は、普段拝観できない観音様等が予約なしで拝観できます。

8. 賤ヶ岳まつり

戦国時代末期、羽柴秀吉と柴田勝家が戦った賤ヶ岳古戦場の麓で、賤ヶ岳の歴史や山頂から見える風景などの自然に多くの方に触れてもらい、メイン会場では合戦にちなんだステージショー・戦国茶会・模擬店など住民参加型イベントとして実施しています。

9. ふるさと夏まつり 木之本地蔵大縁日

古くから眼病平癒の仏様として全国に信者を持つ木之本地蔵院の大縁日で、地蔵坂や北国街道沿いにはたくさんの露店が所狭しと並び約10万人の参拝者で賑わいます。

また、最終日の8月25日には木之本大花火大会が行われ、フィナーレを華々しく彩ります。

10. 長浜あざいあっぱれ祭り

県内外からエントリーした各チームが手に鳴子を持って踊る楽しいYOSAKOI形式のお祭りです。毎年9月上旬に開催されています。

○主な観光施策

1. 戦国の聖地・北近江の創造事業

戦国時代の姫として有名なお市と浅井三姉妹（茶々、初、江）や、地元出身の石田三成、小堀遠州といった知将、片桐且元、脇坂安治をはじめとする賤ヶ岳七本槍、姉川古戦場や賤ヶ岳古戦場、竹生島、小谷城跡、横山城跡さらには秀吉が作った近世城下町のルーツ・長浜市街地など今も残る一級の史跡を生かして、点在する聖地や史跡を語り部ガイドと一緒にめぐる周遊ツアーを定着させ、北近江地域を戦国時代をテーマにした野外博物館として整備します。

2. ユネスコ曳山ユニット事業

長浜曳山まつりのユネスコ無形文化遺産登録（「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産）を契機に、秀吉公の時代より人から人へと代々受け継がれてきた曳山、子ども歌舞伎、まつりといった曳山文化を地域の宝・長浜市民の誇りとして、広く国内外へ情報発信とともに、歴史文化を生かしたまちづくりを推進します。

3. 北部地域観光誘客事業

黒田官兵衛博覧会終了後も継続して北部地域に観光誘客を図るため、地域住民と協議を重ね、地域と一体となった受入体制（木ノ本駅やきのもと交遊館の展示などを基点としたガイド、人材育成、二次交通の整備）を整えます。

4. 長浜ふるさとまつり創造事業

市内で行われている市民主体の地域づくりイベントを「長浜ふるさとまつり」と位置づけ、夏を中心に統一的な広報を行い、集客交流人口の増大を図ります。

5. インバウンド事業

外国人観光客の誘致を図るために、びわ湖・近江路観光圏活性化協議会（長浜市・米原市・彦根市）を中心に専門サイトや専門パンフレットを作成します。また、京都大学公共政策大学院とのコラボによるウェイバー（中国版ツイッター）の運営を支援し、外国人観光客の誘客を図ります。

6. 長浜・旅のブランド基盤整備事業

本市の観光をブランド化するため、観光素材をいかしたポスターやパンフレットを作成し観光地の基盤を整え、観光情報の発信を行っていきます。また、各イベントを運営している実行委員会と連携しながら観光サポートの養成を行います。

7. 周遊観光推進事業

観光客の滞在時間を延長し、地域経済の活性化を図るために、官民の観光施設の共通入場券（長浜浪漫パスポート）を作成しています。また、北びわこ周遊キャンペーンとも連携して、長浜観光周遊バスを運行しているほか、レンタサイクルの貸出事業を実施し、広域的な周遊観光を推進します。

8. 美しい観光地づくり事業

現在ある観光資源の活用を図るために、整備して新たな景観と環境を創出しようとして、観光エリアを拡大して観光客の滞在時間を延ばし、地域経済の活性化を図るとともに宿泊客の増加をねらいます。

9. びわ湖・長浜 観音の里観音めぐり

湖北地域に点在する数多くの観音等を巡る定期観光バスを春から秋にかけて運行しています。

9. 都市建設

○道路

1. 市道整備状況

(平成27年4月1日現在)

道路種別	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	規格改良未改良内訳		橋梁内訳		舗装内訳		歩道設置道路延長	路線数
					規格改良済延長	未改良延長	個数	延長	延長	舗装率		
単位	m	m	m	m	m	m	橋	m	m	%	m	路線
1級	160,004	2,822	795	156,386	150,076	6,311	162	1,816	155,965	99	39,260	135
2級	135,857	2,875	189	132,794	118,708	14,085	157	1,586	131,664	99	24,894	133
その他	929,219	14,436	5,393	909,390	591,001	318,389	875	6,558	855,448	94	27,560	3,137
合計	1,225,080	20,133	6,377	1,198,570	859,785	338,785	1,194	9,960	1,143,077	95	91,714	3,405

*総延長とは、市道の起点から終点までの延長（重用延長、未供用延長、実延長を加えた延長）です。

*重用延長とは、上級路線（国・県道、上級市道）に重複している区間の延長です。

*未供用延長とは、路線認定の告示がなされているが、供用開始（一般の通行ができる状態）の告示がなされていない区間の延長です。

*実延長とは、供用開始の告示がされている区間のうち、重用区間を除いた延長です。

2. 市道以外の道路

区分	道路延長(km)	幅員(m)	舗装率(%)	備考
国道8号線	35.0	7.5~27	100	
県道(内R365)	339.3(41.8)	2.6~29	98	
北陸自動車道	32.9	25	100	

○長浜新川

長浜地域における雨水は、一級河川の米川、十一川、薬師堂川、準用河川的場井川、大三六堀、土地改良河川の大井川、鬼川と、これらに接続する支線水路において排除されていますが、いずれも小さく、しかも蛇行しているために、たびたび溢水による浸水被害があることから市民の不安が増大しています。

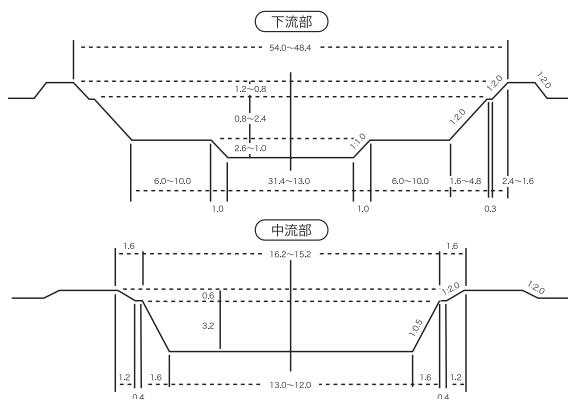
こうした浸水に関する被害と不安を解消し、安心・安全な生活環境とするためには、長浜地域全域の土地利用の現実にあつた新川の整備が早急に必要です。

長浜新川は、下流部下坂浜町から大亥亥、勝、大辰巳、室、宮司の各町を経て十一川始点に至る本川と、室、宮司、小堀、小堀新、川崎の各町を経て山階町に至る支川で、その間に薬師堂川、十一川、米川等の河川を国道8号線の東で新川に合流させ、琵琶湖に放流する計画です。

新川の規模は、50年に1度の大暴雨にも対応できるよう計画されており、築造にあたっては、新市街地を貫流するため市民の憩いの場となるよう美しい河川整備が計画されています。

なお、長浜新川は県事業として工事が進められており、支川については下坂浜町の新川河口部から山階町地先の山階大橋までの延長約3,950mが平成17年6月に暫定通水し、市街地の浸水被害は大幅に減少しました。現在は、室町地先から宮司町地先の十一川始点までの本川の整備をするための計画と協議を進めているところです。

標準断面図



計画概要は次のとおり

長浜新川流域面積	16.9 km ²
計画延長	5,680m (本川 3,580m、支川 2,100m)
計画河川巾	18.4m～48.4m
計画高水流量	320 m ³ /秒
用地面積	約 227,000 m ²
改修規模	1/50 年 (81 mm/時)
暫定改修規模	1/10 年 (48 mm/時)

○住宅建設

1. 市営住宅年度別建設戸数

平成27年4月1日

団地名	構造	建設年度	戸数
北新団地	準耐火構造平屋建 中層耐火構造4階建	昭和36年	10 8
北新団地	準耐火構造平屋建 準耐火構造2階建 中層耐火構造5階建	昭和37年	4 6 10
北新団地	準耐火構造平屋建 準耐火構造2階建	昭和38年	14 6
北新団地	準耐火構造2階建 中層耐火構造4階建 中層耐火構造5階建	昭和39年	4 8 10
新庄寺団地	準耐火構造平屋建 中層耐火構造4階建	昭和40年	8 16
新庄寺団地	準耐火構造平屋建 準耐火構造2階建	昭和41年	16 12
新庄寺団地	準耐火構造2階建 中層耐火構造4階建	昭和42年	12 16
新庄寺団地	準耐火構造2階建 中層耐火構造4階建	昭和43年	12 16
神照団地	準耐火構造2階建	昭和43年	4
南小足団地	準耐火構造平屋建 準耐火構造2階建	昭和44年	8 12
日の出団地	準耐火構造2階建	昭和52年	12
千草西団地	準耐火構造2階建	昭和52年	12
千草西団地	準耐火構造2階建	昭和53年	6
千草東団地	準耐火構造2階建	昭和55年	20
千草東団地	準耐火構造2階建	昭和56年	20
千草西団地	準耐火構造2階建	昭和59年	20
常喜団地	中層耐火構造3階建	平成9年	18
八幡中山団地	中層耐火構造3階建	平成13年	24
桜町第1団地	簡易耐火構造平屋建	昭和47年	20
桜町第2団地	簡易耐火構造平屋建	昭和48年	10
新旭町第1団地	簡易耐火構造2階建	昭和50年	18

団地名	構造	建設年度	戸数
西大井町団地	簡易耐火構造2階建	昭和50年	17
桜町第3団地	簡易耐火構造2階建	昭和54年	36
柿ノ木団地	簡易耐火構造2階建	昭和54年	13
新旭町第2団地	簡易耐火構造2階建	昭和56年	20
新旭町第4団地	簡易耐火構造2階建	昭和61年	18
長田町団地	簡易耐火構造2階建	昭和63年	18
東柳野団地	中層耐火構造3階建	平成8年	15
箱柳団地	木造平屋建	昭和38年	8
栄町団地	簡易耐火構造平屋建	昭和39年	18
宇根本団地	木造平屋建	昭和40年	18
宇根本団地	簡易耐火構造平屋建	昭和47年	15
宇根本団地	簡易耐火構造平屋建	昭和48年	20
宇根本団地	簡易耐火構造平屋建	昭和49年	11
宇根本団地	簡易耐火構造2階建	昭和54年	10
城ヶ端団地	簡易耐火構造2階建	昭和55年	6
城ヶ端団地	簡易耐火構造2階建	昭和60年	3
横田団地	簡易耐火構造2階建	昭和56年	8
高田団地	簡易耐火構造平屋建	昭和45年	20
高田団地	簡易耐火構造平屋建	昭和46年	8

市営住宅建設戸数合計 674戸

木造平屋建建設戸数計 26戸

準（簡易）耐火構造平屋建建設戸数計 182戸

準（簡易）耐火構造2階建建設戸数計 325戸

中層耐火構造建設戸数計 141戸（5階建20戸、4階建64戸、3階建57戸）

2. 分譲住宅年度別建設戸数

平成27年4月1日

建設年度	建設場所	戸数 (戸)	応募数 (人)	敷地面積 (m ²)	構造	建築面積 (m ²)	分譲価格 (円)
昭和30年	北新殿	5 5		200	木造平屋建	39. 66	330,000
昭和31年	宮司地福寺	5 5		210	木造平屋建	39. 66	360,000
昭和32年	北新宮司	5 5		200	木造平屋建	44. 62	400,000
昭和33年	宮司	10		201	木造平屋建	47. 92	610,000
昭和34年	南田附西	5	10	210	木造平屋建	47. 92	790,000
昭和35年	南田附西	5	7	210	木造平屋建	47. 92	800,000
昭和36年	北新	20	140	204	木造平屋建	47. 92	810,000
昭和37年	北新	20	140	198	木造平屋建	47. 92	900,000
昭和38年	北新	10	80	198	木造平屋建	47. 92	1,030,000
昭和39年	新庄寺	35	70	198	簡易耐火平屋建	49. 86	1,320,000
昭和40年	泉	20	28	200	簡易耐火平屋建	50. 42	1,460,000
昭和41年	今川	20	70	200	組立木造	59. 61	1,480,000
昭和42年	本庄	20	35	200	組立木造	53. 09	1,630,000
昭和43年	常喜	20	36	200	組立木造	53. 09	1,790,000
昭和44年	石田	38	78	200	組立木造	53. 09	2,000,000
昭和45年	南小足	20	40	200	組立木造	53. 09	2,500,000
昭和46年	南小足 加田	5 20	82	200	組立木造	53. 09	2,980,000
昭和47年	南小足	20	117	200	組立木造	53. 09	3,680,000
昭和48年	南小足	20	107	200	不燃組立	53. 09	6,025,000
昭和49年	相撲	20	37	200	不燃組立	53. 09	8,350,000
昭和50年	相撲	20	20	200	不燃組立	53. 09	8,850,000
昭和51年	南小足	15	10	200	不燃組立	53. 09	7,719,000
昭和52年	南小足	10	17	200	不燃組立	53. 30	8,849,000

分譲住宅建設戸数合計 403戸

3. 改良住宅年度別建設戸数

平成27年4月1日

団地名	構造	建設年度	戸数
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和46年	20
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和50年	20
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和52年	6
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和53年	8
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和54年	6
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和55年	2
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和56年	4
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和57年	10
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和58年	8
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和59年	4
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和62年	2
長浜団地	簡易耐火構造2階建	昭和63年	2
長浜団地	簡易耐火構造2階建	平成4年	2
長浜団地	簡易耐火構造2階建	平成5年	4
西大井町団地	簡易耐火構造2階建	昭和52年	2
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和52年	2
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和56年	4
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和57年	13
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和58年	10
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和59年	6
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和60年	5
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和61年	6
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和62年	1
桜町団地	簡易耐火構造2階建	昭和63年	2
桜町団地	簡易耐火構造2階建	平成元年	1
桜町団地	簡易耐火構造2階建	平成2年	4
桜町団地	簡易耐火構造2階建	平成3年	3
桜町団地	簡易耐火構造2階建	平成4年	3
桜町団地	簡易耐火構造2階建	平成5年	2
長田町団地	簡易耐火構造2階建	昭和58年	6

団地名	構造	建設年度	戸数
長田町団地	簡易耐火構造2階建	昭和62年	5
長田町団地	簡易耐火構造2階建	昭和63年	1
新旭町団地	簡易耐火構造2階建	昭和50年	1
新旭町団地	簡易耐火構造2階建	昭和51年	2
新旭町団地	簡易耐火構造2階建	昭和53年	2
新旭町団地	簡易耐火構造2階建	昭和55年	7
柿ノ木団地	簡易耐火構造2階建	昭和54年	4
青浦団地	簡易耐火構造2階建	昭和50年	10
青浦団地	簡易耐火構造2階建	昭和51年	8
横田団地	簡易耐火構造2階建	昭和59年	2

改良住宅建設戸数合計 210戸

4. 市内県営住宅年度別建設戸数

平成27年4月1日

団地名	構造	建設年度	戸数
永保団地	中層耐火構造5階建	昭和33年	12
新庄寺団地	簡易耐火構造平屋建 簡易耐火構造2階建	昭和39年	6 30
新庄寺団地	簡易耐火構造2階建 中層耐火構造4階建	昭和40年	16 24
新庄寺団地	中層耐火構造4階建	昭和41年	24
日之出団地	簡易耐火構造2階建	昭和53年	14
殿町団地	中層耐火構造4階建	平成4年	24
殿町団地	中層耐火構造4階建	平成7年	16
北新団地	中層耐火構造4階建	平成11年	16
北新団地	中層耐火構造4階建	平成12年	20
西神団地	簡易耐火構造平屋建	昭和43年	20
黒田団地	中層耐火構造5階建	昭和58年	30

県営住宅建設戸数合計 252戸

簡易耐火構造平屋建建設戸数計 26戸

簡易耐火構造2階建建設戸数計 60戸

中層耐火構造建設戸数 166戸 (5階建 42戸 4階建 124戸)

○建築基準法施行関係統計(平成21年～26年度)

●確認済証件数

	H21			H22			H23			H24			H25			H26		
	市	民間	計															
建築物	65	496	561	75	584	659	64	494	558	69	534	603	76	619	695	42	471	513
昇降機	0	8	8	1	9	10	1	15	16	7	14	21	1	5	6	4	5	9
工作物	7	10	17	9	13	22	1	12	13	6	20	26	3	18	21	2	7	9
合計	72	514	586	85	606	691	66	521	587	82	568	650	80	642	722	48	483	531

●確認済証件数(計画変更)

	H21			H22			H23			H24			H25			H26		
	市	民間	計															
建築物	5	35	40	6	30	36	8	31	39	6	35	41	16	50	66	5	37	42
昇降機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工作物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
合計	5	35	40	6	30	36	8	31	39	6	36	42	16	50	66	5	37	42

●完了検査済証交付件数

	H21			H22			H23			H24			H25			H26		
	市	民間	計															
建築物	38	476	514	47	520	567	51	476	527	52	475	527	73	560	633	38	477	515
昇降機	0	11	11	1	6	7	1	13	14	5	19	24	2	5	7	4	4	8
工作物	0	10	10	12	10	22	2	14	16	2	14	16	3	16	19	1	11	12
合計	38	497	535	60	536	596	54	503	557	59	508	567	78	581	659	43	492	535

●中間検査合格証交付件数

	H21			H22			H23			H24			H25			H26		
	市	民間	計															
建築物	12	317	329	15	345	360	14	298	312	15	324	339	27	441	468	9	328	337

●法第18条関係(計画通知)件数

	H21			H22			H23			H24			H25			H26		
	通知	完了	通知	完了	通知	完了	通知	完了	通知	完了	通知	完了	通知	完了	通知	完了	通知	完了
建築物	3	8	9	8	12	10	9	5	7	6	15	12						
昇降機	1	1	3	3	2	2	5	5	6	2	3	5						
工作物	0	0	1	1	0	0	0	0	2	1	7	0						
合計	4	9	13	12	14	12	14	10	15	9	25	17						

●許可等の件数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
仮使用承認	2	2	2	3	6	2
仮設許可	0	1	1	2	0	1
56条の2許可	0	0	0	0	0	0
43条ただし書	3	20	9	8	12	9
51条許可	0	1	0	0	0	0
道路位置指定	1	1	2	6	4	4
合計	6	25	14	19	22	16

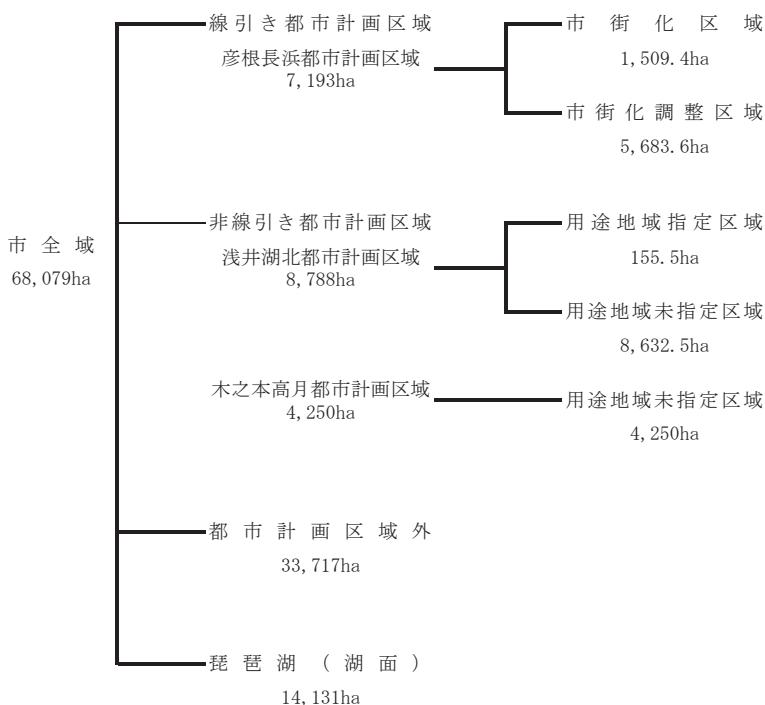
○都市計画

1. 都市計画区域

線引き都市計画区域については、彦根長浜都市計画区域に属しており、昭和46年（1971年）6月11日に市街化区域および市街化調整区域に区分され、その後5回の見直しによる変更を行い、現在は市街化区域1,509.4ha、市街化調整区域5,683.6haとなっています。

非線引き都市計画区域については、浅井湖北都市計画区域は昭和46年（1971年）3月10日に区域決定され、現在は用途地域が155.5haとなっています。木之本高月都市計画区域は昭和48年（1973年）5月1日に区域決定され、用途地域の指定はありません。

平成27年4月1日現在



2. 都市公園整備状況

平成27年4月1日現在

区分		計画		整備状況			一人当たり公園面積 (m ² /人)	備考
		ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	整備率(%)		
住区基幹公園	街区公園	22	3.92	22	3.92	100.0	0.32	
	近隣公園	4	5.40	2	1.51	28.0	0.12	
	地区公園	1	8.80	1	8.20	93.2	0.67	
	計	27	18.12	25	13.63	75.2	1.12	
都市基幹公園	総合公園	2	36.90	2	36.90	100.0	3.02	
	運動公園	—	—	—	—	—	—	
	計	2	36.90	2	36.90	100.0	3.02	
特殊公園	風致公園	4	133.80	4	81.99	61.3	6.72	
	特殊公園	1	9.60	1	9.60	100.0	0.79	
	計	5	143.40	5	91.59	63.9	7.51	
広域公園		—	—	—	—	—	—	
緑地		4	305.90	4	22.47	7.3	1.84	
合計		38	504.32	36	164.59	32.6	13.49	

(人口122千人)

3. 都市計画道路整備状況

平成27年4月1日現在

路線名		延長 (m)	幅員 (m)	整備率		備考 (概成済) (m)
路線番号	名称			延長 (m)	整備率 (%)	
3. 3. 1	彦根長浜幹線	10,630	26	4,910	46.2	
3. 3. 2	世継相撲線	5,620	25	5,620	100.0	
3. 3. 6	豊公園長浜駅線	70	24	—	—	
3. 4. 1	虎姫停車場線	250	18	—	—	
3. 4. 2	醉宮部線	3,075	18	—	—	380
3. 4. 3	神照月ヶ瀬線	5,870	16	1,390	23.7	4,480
3. 4. 4	祇園山階東上坂線	8,610	18	8,610	100.0	
3. 4. 5	長浜駅宮司七条線	4,080	16	3,100	76.0	
3. 4. 6	長浜駅室線	2,290	16	—	—	
3. 4. 7	下坂浜本庄線	3,700	18	1,430	38.6	
3. 4. 8	豊公園森線	2,210	16	1,060	48.0	
3. 4. 9	北船列見線	1,190	16	620	52.1	570
3. 4. 10	地福寺神照線	2,560	16	780	30.5	300
3. 4. 11	大戌亥山階線	2,660	16	48	1.8	
3. 4. 12	長沢西上坂線	7,050	16	2,040	28.9	3,590
3. 5. 409	顏戸長沢線	30	12	—	—	
3. 5. 410	近江長浜虎姫線	9,010	12	1,000	11.1	5,210
3. 5. 601	唐国三川線	3,050	12	—	—	1,580
計 (18路線)		71,955		30,608	42.5	16,110

4. 土地区画整理事業

○実施済の事業

地区名	施工者	施工面積 (ha)	認可年月日	減歩率 (%)		公共用地率 (%)		施工年度
				公	共	合	算	
曙	組合	2.8	S41.1.29	14.40	16.90	8.80	22.30	S40～S47
豊公園湖岸地区	市	34.2	S47.3.9	16.22	16.22	52.00	59.80	S46～S54
東高田	組合	6.3	S49.6.7	22.40	24.20	6.00	27.10	S49～S53
大戌亥	組合	11.8	S62.7.24	19.97	26.01	10.40	28.30	S62～H5
東高田東	組合	1.6	S63.1.18	20.40	28.70	3.70	23.20	S62～H1
平方地福寺	組合	14.0	S63.7.11	22.95	31.18	5.74	27.37	S63～H9
下坂浜	組合	7.7	H5.2.22	16.58	19.16	32.28	43.51	H4～H13
勝	組合	22.9	H4.8.28	18.11	28.06	10.18	26.45	H4～H15
南高田	組合	3.2	H8.9.24	24.01	40.82	6.40	28.88	H8～H15
四ツ塚	組合	5.2	H9.10.31	20.14	35.85	10.75	28.72	H9～H15
速水	組合	12.3	H9.10.31	20.32	32.72	8.51	27.10	H5～H15

5. 市街地再開発事業

地区名	種別	施行者	面積(ha)	進捗度	施行期間	区域決定	事業認可
長浜駅南	第一種	個人	0.5	施行済	H24～H26	H24.11.9	H24.12.14
長浜駅東	第一種	組合	0.6	施行中	H26～H28	H26.6.30	H27.3.10

6. 地区計画

地区名	地区計画面積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	計画決定年月日	備考
細江須田地区	4.7	4.7	H11.11.5	建築物等制限あり
七条東地区	0.9	0.9	H20.6.10	建築物等制限あり
下坂中地区	10.2	10.2	H24.3.28	建築物等制限あり
寺田地区	7.7	7.7	H24.3.28	建築物等制限あり
田村地区	8.3	8.3	H24.3.28	建築物等制限あり
長浜駅周辺地区	3.0	1	H26.6.30	建築物等制限あり

7. 市の保存樹

樹齢や由緒があるなどすぐれた樹木を保存しようと、「住みよい緑のまちづくりの会」が昭和51年4月に第1回保存樹を指定して以来、現在80ヶ所を指定中です。

8. 緑化推進事業補助金

1. 生垣による緑化推進事業……「生垣づくり」をすすめるための補助金です。

[要件]

- (1)幅員4m以上の道路に面しており、かつその延長が3m以上であること。
- (2)道路から見える生垣の高さがおおむね1m以上であること。
- (3)生垣は1m当たり2本以上とし、連続して植えること。
- (4)ブロック塀等の内側に植栽するときはブロック塀等の高さが概ね1m以下であること。

[補助金の額]

植栽に要した費用の1/2以内の額で上限2万円です(既存のブロック塀等を取り壊して生垣を植栽する場合上限4万円)。

2. 緑のまちづくり推進事業……団体等による道路沿線や花壇等への植栽または樹木の植栽を進めるための補助金です。

[要件]

- (1)植栽容器等を用いて道路沿線へ花苗等を植栽する場合、植栽容器等を1mにおいて、1個以上かつ10m以上配置すること。
- (2)花壇等へ植栽する場合、市街化区域では4m²以上の緑化、市街化区域外では10m²以上を緑化すること。
- (3)樹木の植栽の場合、高さ1.5m以上の樹木を植栽すること。
- (4)土地の所有者又は管理者の同意を得た場所に植栽すること。
- (5)不特定多数の人が自由に観賞できる場所に植栽すること。
- (6)複数年度にわたる事業(3年間を限度)については初年度に全体事業の承認を得ること。

[補助金の額]

- ・対象事業の実施にかかる費用の1/2以内の額で上限3万円です(ただし複数年に渡る事業は単年度ごとに3万円を限度とし、合計で9万円を限度とします)。

3. 保存樹の保全保護事業……保存樹の保全・保護を進めるための補助金です。

[要件]

- (1)樹木医による保存樹の診断または保存樹の樹勢回復にかかる事業であること。

[補助金の額]

- ・樹木医による診断にかかる事業は上限2万円です。
- ・保存樹の樹勢回復にかかる事業は必要な費用の1/2以内の額で上限10万円です。

9. 長浜市景観条例、長浜市景観まちづくり計画

本市には、姉川や高時川、余呉川等の大小の河川が琵琶湖へと注ぎ、伊吹に連なる美しい山々を背景とした里山、田園などが鮮やかに広がるなど、自然の息吹が暮らしの中に息づく、美しく、豊かなまちです。

こうした景観を貴重な資産として認識し、すべての人々が相互に連携し、魅力と活力がより高まる景観となるよう、長浜の歴史、風土、個性を活かし、くらしと調和した長浜らしさあふれる景観を育み、次代へ継承していくため、景観法に基づく景観条例を施行し、景観まちづくり計画を策定しています。

○景観行政団体になった日 平成20年1月15日

○長浜市景観まちづくり計画

施行日 平成 20 年 3 月 24 日（全部施行 平成 20 年 9 月 16 日）

平成 23 年 1 月 1 日 変更

平成 26 年 4 月 1 日 変更

景観計画区域 市全域

景観形成重点区域 広域景観形成重点区域（琵琶湖沿岸、国道 365 沿道、姉川沿い）

特定景観形成重点区域（ながはま御坊表参道、博物館通り、北国街道、ゆう壱番街、大手門通り、やわた夢生小路、北国街道木之本宿）

○長浜市景観条例

施行日 平成 20 年 3 月 24 日（全部施行 平成 20 年 9 月 16 日）

○景観まちづくり事業支援制度

1. 近隣景観形成協定修景対策補助金

知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結したものが行う、景観形成に関する事業に要する費用について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援するものです。対象事業は、生垣の設置、フラワーポット等の設置、緑化による景観整備、ストリートファーニチャー等による修景、などです。補助率 2/3 以内で補助限度額は協定者の数に 12,000 円を乗じた額です。

2. 景観まちづくり支援事業補助金

景観形成促進区域、景観形成重点区域において、地域の景観づくりを推進する事業に要する費用について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援するものです。対象は、景観形成促進区域対策事業（景観形成の将来像・景観づくりの進め方の検討などで、補助率 1/2、補助限度額 30 万円）と、景観形成重点区域推進事業（景観計画に基づき、周辺の景観との調和に配慮した景観づくり活動や修景などで、補助率 2/3～1/3、補助限度額 60～30 万円）です。

○景観法に基づく届出 平成 20 年度 26 件・平成 21 年度 78 件・平成 22 年度 112 件

平成 23 年度 96 件・平成 24 年度 101 件・平成 25 年度 102 件

平成 26 年度 99 件

○上水道

水は人々の生活の源であり、水道は生活に欠かすことのできない施設です。水道事業は市民に清浄で安全な水を供給することによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること目的としています。

長浜市の水道事業は、市町合併によって上水道事業（旧高月町地域・旧木之本町地域）と簡易水道事業（旧浅井町地域・旧湖北町地域・旧木之本町地域・旧余呉町地域・旧西浅井町地域）の2つの水道事業を運営することとなり、行政機能の合理化と経営基盤の強化を図るため、平成29年度を目指して段階的に長浜水道企業団に経営統合を進めています。その中で平成25年度には、旧浅井町地域と旧湖北町地域の水道事業、そして平成27年4月1日には、上水道事業並びに旧木之本町地域（一部）の簡易水道事業を長浜水道企業団に引き継ぎを行いました。

現在、市で経営している水道事業の概要は次のとおりです。

(平成27年4月1日現在)

		長浜市簡易水道
給水人口	(人)	8, 158
給水普及率	(%)	99.30
計画1日最大給水量 (m³)		4, 814
1日最大給水量 (m³)		5, 614
配水管延長	(km)	117.84
水 源		余呉木之本簡水 地下水6か所 西浅井簡水 河川水3か所 地下水1か所 湖沼水2か所 河川水4か所
淨 水 場		余呉木之本簡水 5か所 西浅井簡水 6か所
配 水 池		余呉木之本簡水 12か所 西浅井簡水 11か所

○下水道

○ 公共下水道

下水道は快適な都市環境・居住環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、欠くことのできない都市施設であり、市民から下水道の早期完備を望まれています。

こうしたことから、琵琶湖流域下水道（東北部処理区：4市4町）の関連公共下水道として市全域を対象に下水道整備計画を策定し、昭和56年度に着手して以来、毎年整備区域の拡大をはかっているところです。平成3年（1991年）4月1日に市街地の一部地域で下水道の供用を開始し、現在までの計画の概要・整備状況は次のとおりです。

計画概要

基本計画	計画面積	5,034.0 ha
	計画処理人口	122,290人
	計画汚水量	75,200 m ³ /日
事業認可	事業認可面積	4,027.0 ha
	計画処理人口	101,950人
	計画汚水量	64,748 m ³ /日

整備状況

整備状況	整備面積	3,529.6 ha
	整備管渠延長	746.5 km
供用開始状況	供用開始面積	3,459.3 ha
	供用開始地域人口	95,457人
公共下水道普及率 (農業集落排水施設普及率)		78.5% (21.1%)

（平成27年4月1日現在）

農業集落排水施設

処理区名	事業名	処理方式	事業費(千円)	事業量	
				処理人口・集落数・戸数・管路延長	
旧長浜地区					
今	農村総合整備モデル事業	JARUSIV型	241,413	360人・1集落・78戸	1,889m
鳥羽上	農村総合整備モデル事業	JARUSIV型	538,903	510人・1集落・112戸	2,919m
常喜本庄	農業集落排水事業	JARUSIV型	1,086,100	1,350人・2集落・310戸	7,091m
八条	農業集落排水事業	JARUSIV型	584,300	450人・1集落・112戸	3,333m
泉国友郷	農業集落排水事業	JARUSX II型	1,237,040	1,380人・3集落・328戸	7,306m
神田	農業集落排水事業	JARUSX II G型	1,557,884	1,620人・2集落・411戸	9,336m
西黒田南	農業集落排水事業	JARUSX II G型	1,056,800	980人・3集落・225戸	7,130m
計			6,302,440		
旧浅井地区					
浅井(木尾)	農村総合整備モデル事業	JARUS II型	288,000	420人・1集落・96戸	3,072m
田根北	農業集落排水事業	JARUSIV型	367,899	450人・2集落・104戸	3,147m
七尾南	農業集落排水事業	JARUSIV型	749,001	860人・2集落・194戸	5,633m
計			1,404,900		
旧びわ地区					
美浜	農業集落排水事業	JARUSX II型	880,000	1,040人・3集落・218戸	5,868 m
益田	農業集落排水事業	JARUSOD型	547,400	750人・3集落・168戸	4,705 m
稻葉	農業集落排水事業	JARUSIV型	688,000	950人・6集落・212戸	7,912 m
下八木	農業集落排水事業	JARUSIV型	456,000	710人・2集落・158戸	4,854 m
南浜	農業集落排水事業	JARUSX II型	549,100	880人・1集落・162戸	3,867 m
川道	農業集落排水事業	JARUSOD型	709,000	1,280人・1集落・282戸	5,848 m
早崎	農業集落排水事業	JARUSX II型	326,800	500人・2集落・107戸	2,847 m
難波	農業集落排水事業	JARUSOD型	869,610	1,390人・5集落・297戸	7,463 m
計			5,025,910		
旧湖北地区					
尾上	農業集落排水事業	JARUSOD型	835,060	1,460人・2集落・151戸	3,300 m
海老江	農業集落排水事業	JARUS II型	169,000	290人・1集落・62戸	1,791 m
山脇河毛	農業集落排水事業	JARUSIV型	326,000	620人・2集落・126戸	3,679 m
五大田	農業集落排水事業	JARUS II型	468,237	490人・3集落・105戸	4,288 m
湖北西	農業集落排水事業	JARUSIV型	518,000	790人・2集落・100戸	5,753 m
山本	農業集落排水事業	JARUSIV型	908,800	1,330人・1集落・261戸	7,898 m
津里石川	農業集落排水事業	JARUSIV型	510,300	310人・2集落・73戸	3,677 m
賀小今	農業集落排水事業	JARUSIV型	457,833	340人・2集落・79戸	3,704 m
丁野二俣	農業集落排水事業	JARUSIV型	1,132,000	1,760人・2集落・204戸	6,492 m
小谷南	農業集落排水事業	JARUSOD型	1,126,214	950人・5集落・202戸	5,947 m
上下山田	農業集落排水事業	JARUS XV型	880,675	580人・2集落・134戸	4,514 m
計			7,332,119		
旧高月地区					
高野	農村総合整備モデル事業	JARUSX II型	220,888	310人・1集落・73戸	2,859 m
馬上	農村総合整備モデル事業	JARUSIV型	246,480	610人・1集落・143戸	1,846 m
計			467,368		
旧木之本地区					
杉野	農業集落排水事業	JARUS X IVH型	1,499,900	910人・4集落・295戸	12,740 m

農業集落排水施設

処理区名	事業名	処理方式	事業費(千円)	事業量	
				処理人口・集落数・戸数・管路延長	
旧余呉地区					
川並	農業集落排水事業	JARUSIV型	504,346	925人・3集落・145戸	7,681 m
下余呉	農業集落排水事業	JARUSIV型	375,694	520人・1集落・119戸	3,982 m
中之郷	農業集落排水事業	膜分離活性汚泥法	1,061,580	1,460人・1集落・245戸	6,259 m
東野	農業集落排水事業	膜分離活性汚泥法	1,191,566	1,190人・3集落・301戸	7,782 m
片岡南部	農業集落排水事業	JARUSX II型	1,270,979	780人・4集落・226戸	9,215 m
丹生	農業集落排水事業	JARUSX II G型	1,380,500	750人・2集落・173戸	7,098 m
坂口	農業集落排水事業	膜分離活性汚泥法	426,000	250人・1集落・69戸	2,213 m
小谷柳ヶ瀬	農業集落排水事業	膜分離活性汚泥法	400,000	280人・2集落・83戸	2,835 m
椿坂	農業集落排水事業	膜分離活性汚泥法	216,000	100人・1集落・34戸	865 m
中河内	農業集落排水事業	膜分離活性汚泥法	300,000	90人・1集落・37戸	969 m
菅並	農業集落排水事業	膜分離活性汚泥法	437,600	250人・1集落・65戸	2,960 m
摺墨	個別排水処理事業	合併浄化槽	25,000	30人・1集落・14戸	
計			7,589,265		
旧西浅井地区					
八田部	農村総合整備モデル事業	JARUSIVH型	329,359	410人・1集落・84戸	3,198 m
黒山	農村総合整備モデル事業	間欠曝氣方式	110,992	160人・1集落・39戸	1,082 m
山門中	農村総合整備モデル事業	間欠曝氣方式	326,876	470人・2集落・98戸	3,332 m
塩津浜	農業集落排水事業	JARUSX II H型	817,073	850人・1集落・154戸	4,351 m
岩熊	農業集落排水事業	間欠曝氣方式	572,544	410人・1集落・94戸	3,214 m
庄	農業集落排水事業	JARUSX II型	834,305	790人・1集落・124戸	4,697 m
山田小山	農業集落排水事業	間欠曝氣方式	586,371	300人・2集落・74戸	3,261 m
塩津北	農業集落排水事業	JARUSX V型	914,270	520人・2集落・138戸	3,850 m
塩津中部	農業集落排水事業	JARUSX V型	1,539,170	1,260人・4集落・172戸	9,966 m
大浦	農業集落排水事業	JARUSX V型	2,696,163	2,040人・1集落・262戸	8,594 m
菅浦	農業集落排水事業	JARUSX V型	680,871	580人・1集落・111戸	3,241 m
余	農業集落排水事業	JARUSIVH型	858,333	570人・1集落・134戸	3,752 m
月出	小規模集合処理事業	間欠曝氣方式	214,178	100人・1集落・12戸	527 m
計			10,480,505		

(平成27年4月1日現在)

10. 教育

○長浜市がめざす教育の姿（基本方針）

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

6つの基本目標

- ・基本目標1 幼児期における就学前教育を充実します
- ・基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します
- ・基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします
- ・基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます
- ・基本目標5 いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図ります
- ・基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

○教育委員会

平成27年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、教育委員会制度が新しくなりました。これにより、教育委員長と教育長が一本化され、市長が議会の同意を得て直接任命する教育長を教育委員会の代表者としたほか、市長と教育委員会によって構成される総合教育会議の設置等により、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化が図られることとなりました。

1. 教育長

北川 貢造（任期 H27. 4. 1～H30. 3. 31）

2. 教育委員

教育長職務代理者	井関 真弓（任期 H25. 3. 31～H29. 3. 30）
委員	西橋 義仁（任期 H26. 3. 31～H30. 3. 30）
委員	川口 直（任期 H26. 3. 31～H30. 3. 30）
委員	七里 源正（任期 H27. 4. 1～H31. 3. 31）
委員	西前 智子（任期 H27. 4. 1～H31. 3. 31）

3. 報酬月額

教育長 675,000 円 委員 50,000 円

○学校教育

1. 幼稚園

平成27年5月1日現在

区分 園名	創立年	園児数				学級数	保育室数	教職員数 ()内は非常勤	園地面積 (m ²)	建物面積(m ²)		
		3才	4才	5才	計					木造	非木造	計
長浜幼稚園	M35.7	34	28	37	99	5	7	15 (8)	2,601	-	1,398	1,398
長浜北幼稚園	S45.4	34	37	26	97	5	9	17 (9)	3,390	-	1,603	1,603
長浜西幼稚園	S45.4	24	18	15	57	3	4	11 (5)	4,040	-	841	841
長浜南幼稚園	H22.4	7	11	12	30	3	3	7 (1)	3,308	-	600	600
わかば幼稚園	S45.4	30	15	32	77	4	5	13 (6)	3,842	-	1,181	1,181
神照幼稚園	S43.4	59	60	43	162	7	10	20 (10)	7,003	32	1,875	1,907
南郷里幼稚園	S43.4	48	30	47	125	5	9	16 (8)	5,531	-	1,358	1,358
北郷里幼稚園	S45.4	15	9	13	37	3	5	8 (2)	4,742	-	1,073	1,073
湖北幼稚園	H26.4	28	33	42	103	5	6	14 (6)	8,779	1,262	-	1,262
計		279	241	267	787	40	58	121 (55)	43,236	1,262	9,929	11,223

建物面積については、文科省基準の建物面積で吹抜け、渡り廊下、自転車小屋、ピロティ、ポンプ小屋等は含まない。

2. 小学校

平成27年5月現在

区分 校名	創立年	児童生徒数 〔()内特別支援学級生徒数〕	学級数	教室数		教職員数	校地面積 (m ²)	建物面積(m ²)			体育館 (m ²)	ブル
				普通	特別			木造	非木造	計		
長浜小	M.4.9	928 (26)	33 (5)	33	18	48	30,069	190	8,134	8,324	1,530	2
長浜北小	S29.4	783 (21)	28 (4)	28	17	38	31,048	26	8,005	8,031	1,498	2
神照小	M.6.2	653 (21)	25 (4)	27	12	37	22,453	-	6,461	6,461	1,388	2
南郷里小	M.8.5	574 (17)	22 (4)	22	11	34	19,538	-	5,687	5,687	981	2
北郷里小	M.8.12	236 (7)	13 (3)	12	16	21	17,383	-	4,774	4,774	1,070	2
長浜南小	S42.4	461 (9)	19 (2)	19	10	27	36,033	-	6,765	6,765	1,298	2
湯田小	M8.10	548 (6)	19 (2)	21	7	30	26,088	-	6,033	6,033	1,067	2
七尾小	M24.4	66 (1)	7 (1)	7	8	12	20,186	-	2,145	2,145	710	1
田根小	M.8.9	65 0	6 0	6	9	11	12,832	-	2,138	2,138	755	1
浅井小	H26.4	222 (8)	9 (2)	9	8	17	14,930	-	3,530	3,530	1,060	2
びわ南小	M6.3	291 (11)	14 (2)	14	12	20	28,556	-	5,220	5,220	1,092	2
びわ北小	M8.4	111 (1)	7 (1)	7	11	12	20,173	-	3,268	3,268	788	2
虎姫小	M19.11	253 (2)	10 (1)	12	16	20	14,679	-	5,030	5,030	862	2
小谷小	H.8.7	110 (4)	8 (2)	8	10	13	14,753	-	2,688	2,688	734	2
速水小	M.9.10	268 (2)	12 (1)	12	9	18	19,653	-	4,173	4,173	1,338	2
朝日小	M.6.11	182 (4)	8 (2)	8	14	14	13,960	-	5,001	5,001	1,128	2

富永小	M.17.6	69 (2)	7 (1)	7	10	12	9,636	-	3,386	3,386	880	2
高月小	M.6.12	288 (1)	13 (1)	13	9	21	34,064	-	4,940	4,940	991	2
古保利小	M.34.4	96 (4)	8 (2)	8	8	14	17,906	-	2,968	2,968	991	1
七郷小	M.19.11	82 0	6 0	7	9	12	13,256	-	2,865	2,865	845	1
杉野小	S.4.4	12 0	3 0	3	10	8	6,761	-	1,894	1,894	-	1
高時小	M.19.11	49 (2)	7 (2)	6	7	11	15,648	-	1,963	1,963	544	-
木之本小	M.44.4	184 (2)	8 (2)	8	15	20	13,544	-	5,278	5,278	1,176	-
伊香具小	M.43.3	47 0	5 0	5	7	9	6,003	77	1,798	1,875	469	-
余呉小	H.17.4	118 0	6 0	7	12	12	22,125	-	5,315	5,315	986	-
塩津小	M.19.11	73 (1)	7 (1)	7	9	12	17,869	-	2,815	2,815	964	2
永原小	M.39.4	96 (2)	8 (2)	7	12	12	12,244	30	3,646	3,676	745	2
計		6,865 (154)	318 (47)	323	296	515	511,390	323	115,920	116,243	25,890	41

3. 中学校

校名	創立年	児童生徒数 〔()内障害児学級生徒数〕	学級数	教室数		教職員数 (名)	校地面積 (m ²)	建物面積(m ²)			体育館 (m ²)	ブル			
								普通	特別	木造	非木造				
				普通	特別										
西中学校	S22.4	552 (13)	21 (4)	21	24	39	34,797	-	6,076	6,076	1,286	1			
北中学校	S22.4	725 (21)	27 (5)	26	17	46	29,640	-	7,130	7,130	1,407	1			
東中学校	S22.4	239 (11)	10 (2)	10	28	24	27,164	32	6,094	6,126	1,106	1			
南中学校	S22.4	419 (11)	16 (3)	16	11	31	26,595	-	4,434	4,434	1,110	1			
浅井中学校	S22.4	484 (15)	18 (3)	19	12	34	39,265	-	6,120	6,120	1,178	1			
びわ中学校	S22.4	227 (2)	9 (1)	9	17	19	34,143	141	4,942	5,083	1,480	0			
虎姫中学校	S22.5	161 (2)	7 (1)	7	20	20	16,029	-	4,747	4,747	1,567	0			
湖北中学校	S23.9	277 (7)	11 (2)	11	16	23	28,462	-	4,537	4,537	1,503	1			
高月中学校	S23.7	280 (3)	11 (2)	12	16	22	29,859	-	4,920	4,920	1,938	0			
木之本中学校	S22.4	200 (4)	9 (2)	9	22	23	24,264	-	5,585	5,585	1,992	0			
杉野中学校	S22.4	10 0	3 0	3	6	6	10,779	-	1,839	1,839	1,142	0			
鏡岡中学校	S22.4	87 (4)	5 (2)	7	16	14	30,000	-	3,645	3,645	1,438	0			
西浅井中学校	S45.4	134 (1)	6 (1)	7	14	17	27,150	-	3,761	3,761	1,485	1			
計		3,795 (94)	153 (28)	157	219	318	358,147	173	63,830	64,003	18,632	7			

4. 平成27年度利用者負担額表(幼稚園保育料)

階層区分	各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 定義	利用者負担額 (月額) (円)
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0
第3階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	2,800
	母子・在宅しうがい児（者）のいる世帯等	0
第4階層	市町村民税所得割額課税世帯	6,000

備考

- 所得割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定の適用がないものとして計算した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。
- 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。
- 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、第3階層に認定された場合は、この表の当該階層の下段に掲げる利用者負担額とする。
 - 「母子世帯等」…………母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 「在宅障害児（者）のいる世帯」…………次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発令第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - 「その他の世帯」…………保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯
- この表の利用者負担額における年齢については、当該年度の初日の前日時点での年齢によるものとする。

○指定文化財

		木造釈迦如來坐像	1軀	大15.4.19 所変平7.3.20	高月町尾山	白山神社	
		木造阿弥陀如來坐像	1軀	大15.4.19	木之本町木之本	淨信寺	
		木造天國天立像	2軀	大15.4.19	木之本町石道	石道寺	
		木造千手觀音立像	1軀	大15.4.19	木之本町黒田	觀音寺	
		木造十一面觀音立像	1軀	大15.4.19	西浅井町山門	善隆寺	
		木造狛犬	1対(2軀)	昭3.8.17	湖北町今西	毘足院	
		乾漆十二神持立像	2軀	昭3.8.17	木之本町古橋	足寺	
		木造薬師如來立像	1軀	昭34.12.18	余吳町上丹生	源昌寺	
		木造觀音菩薩立像	1軀	昭34.12.18	余吳町菅並	洞壽院	
		木造千手觀音立像(觀音堂安置)	1軀	昭44.6.20	高月町唐川	吉神社	
		木造菩薩立像(觀音堂安置)	1軀	昭44.6.20	高月町唐川	吉神社	
		木造阿弥陀如來立像 行快作 附像内納入品	1軀	昭62.6.6	西浅井町菅浦	阿彌陀寺	
		木造千手觀音立像	1軀	平23.6.27	川道町千手	院	
重 要 文 化 財	彫 刻 工 芸	太刀(備中國住人左兵衛尉直次作)	1口	明30.2.2	宮司町個	人寺	
		刺繡普賢十羅刹女図額	1面	明33.4.7	早崎町宝	嚴寺	
		刺繡弥陀三尊来迎図額	1面	明33.4.7	早崎町宝	嚴寺	
		毛抜形太刀 銘附梨子地桐紋蒔絵鞘	1口	明45.2.8	早崎町宝	嚴寺	
		銅鏡(獅子牡丹蝶鳥文様)	1面	大11.4.13	木之本町木之本	淨信寺	
		髹漆神輿	1基	大12.8.4	湖北町延勝寺飯	開神社	
		銅鐘	1口	大15.4.19	高月町井口日	吉神社	
		銅鐘	1基	大15.4.19	余吳町坂口菅	山寺	
		金銀透影華鬘 附木箱及麻袋	1枚	昭12.5.25	新庄町神	照寺	
		長浜祭鳳凰山飾毛絹口附鍍金飾金具、壳上文書	1枚	昭24.5.30	元浜町鳳	山組	
		長浜祭翁山飾毛絹口附鍍金飾金具	1枚	昭24.5.30	元浜町翁	山組	
	書 跡 等	孔雀文簪	1面	昭51.6.5	湖北町伊部小	山谷寺	
		銅水瓶	1口	昭52.6.11	早崎町宝	嚴寺	
		刺繡種子幡	1枚	昭55.6.6	木之本町石道	寺	
		空海請來目録	1巻	明33.4.7	早崎町宝	嚴寺	
		紙本墨書法華經分別功德品	1帖	大12.3.28	早崎町宝	嚴寺	
		菅浦文書 菅浦と大浦下界界絵図	65冊1幅	昭51.6.5	西浅井町菅浦	賀神社	
		竹生島文書	376点	平24.9.6	早崎町宝	嚴寺	
		考古資料	1類	昭29.3.20	早崎町宝	嚴寺	
		歴史資料	雨森芳洲関係資料	123点	平6.6.28	高月町雨森	洲会
		無形民俗文化財	長浜曳山祭の曳山行事	1件	昭54.2.3	元浜町(財)長浜曳山文化協会	
登 録 有 形 文 化 財	史 跡 名 勝	(運採)	長浜曳山狂言	1件	昭45.6.8	元浜町文化財保護委員会	
		無形民俗文化財	竹生島	1件	昭5.7.8	早崎町国・宝嚴寺・都久夫須磨神社	
		小谷城跡	1件	昭12.4.17 追加平7.2.14	須賀谷町ほか	国・県・公・社・区民	
		玄蕃尾城(内中尾山城)跡	1件	平11.7.13	余吳町柳ヶ瀬	人	
		古保利古墳群	132基	平15.8.27	高月町西野	人	
		北近江城館跡群口下坂氏館跡・三田氏館跡	1件	平18.1.26 追加平19.7.26 追加平23.9.21	下坂中町ほか	人ほか	
		大通寺含山軒および蘭亭庭園	2件	昭9.12.28	元浜町大	通寺	
		淨信寺庭園	1件	平9.12.28	木之本町木之本	淨信寺	
		慶雲館庭園	1件	平18.1.26	港町ほか	長浜市ほか	
		遷定保存	邦樂器原系製造	1件	平3.11.16	木之本町大音	木之本町邦樂器会
登 録 有 形 文 化 財	文化的景観	文化的景観	菅浦の湖岸集落景観	1件	平26.10.6	西浅井町菅浦	個ほか
		黒壁ガラス館本館(旧第百三十銀行長浜支店)	1棟	平8.12.20	元浜町	株式会社黒壁	
		曾根東福寺組地蔵堂(旧曾根学校玄関)	1棟	平11.6.7	曾根町	曾根東福寺組	
		宮部西薬師堂	1棟	平12.9.26	宮部町宮	町	
		長浜旧開知学校	1棟	平20.12.10.18	元浜町	人	
		中村家住宅主屋	1棟	平15.3.18	八木浜町	人	
		中村家住宅表門	1棟	平15.3.18	八木浜町	人	
		中村家住宅土蔵	1棟	平15.3.18	八木浜町	人	
		中村家住宅馬小屋	1棟	平15.3.18	八木浜町	人	
		中村家住宅石垣	1棟	平15.3.18	八木浜町	人	
		中村家住宅船着	1棟	平15.3.18	八木浜町	人	
		木之本町きのもと交遊館	1棟	平19.7.31	木之本町木之本	市	
		ふじ石亭主屋	1棟	平24.2.23	朝日町光	亞興産株式会社	
		ふじ石亭藏	1棟	平24.2.23	朝日町光	亞興産株式会社	
		ふじ石亭客間棟	1棟	平24.2.23	朝日町光	亞興産株式会社	

県指定86件 市指定247件

○図書館

1. 施設概要

<長浜図書館>

場所：滋賀県長浜市朝日町18番5号
開館：昭和58年3月
敷地面積：2, 625m² 床面積：1, 662m²
構造：鉄筋コンクリート 地上2階3層

<浅井図書館>

場所：滋賀県長浜市大依町528番地
開館：平成7年3月
敷地面積：8, 153m² 床面積：2, 033m²
構造：鉄筋コンクリート 地上1階一部2階

<びわ図書館>

場所：滋賀県長浜市難波町505番地
開館：平成11年8月
敷地面積：17, 923m² 床面積：1, 723m²
構造：鉄筋コンクリート 地上1階

<虎姫図書館>

場所：滋賀県長浜市宮部町3445番地 ※虎姫生きがいセンターに併設
開館：平成8年6月
敷地面積：10, 245m² 床面積：1, 023m²
構造：鉄筋コンクリート

<湖北図書館>

場所：滋賀県長浜市湖北町速水2745番地 ※湖北文化交流センターに併設
開館：平成13年3月
敷地面積：5, 471m² 床面積：555m²
構造：鉄筋コンクリート

<高月図書館>

場所：滋賀県長浜市高月町渡岸寺115番地
開館：平成5年4月
敷地面積：10, 476m² 床面積：1, 734m²
構造：鉄筋コンクリート 地上2階

2. 利用状況（6館合計 3公民館図書室*を含む）

平成26年度末蔵書冊数 972, 414冊
平成26年度貸出冊数 1, 000, 244冊（※個人貸出冊数）

*「3公民館図書室」は、木之本公民館図書室、余呉文化ホール図書室及び西浅井公民館図書室

11. 病院

○市立長浜病院

1. 概 要

昭和 19 年開院	地域の中核総合病院として様々な医療ニーズに対応しながら整備拡張
平成 8 年	鉄筋コンクリート造 7 階建ての現病院（520 床）を移転開院
平成 10 年	（財）日本医療機能評価機構から「地域医療での基幹的、中心的役割を担い高次医療に対応できる病院」として、滋賀県下で初めて認定証の交付を受ける。平成 15 年、平成 20 年には、レベルアップして認定を更新。
平成 14 年	急性期から慢性期患者までの幅広い医療に対応できる療養病棟（病床数 156 床）を増築。
平成 16 年	平成 13 年に臨床研修指定病院となり、臨床研修医の受け入れを開始
平成 17 年	地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、専門スタッフの育成を図るとともに、最新鋭の放射線治療装置を導入するなど、地域がん医療水準の向上に努めるほか、地域住民の健康を守るために高度医療を推進。
同年 12 月	長浜市と京都大学医学研究科とが、0 次予防健康づくり推進事業の覚書を交わし、1 万人規模の疫学調査を開始。当院も積極的に参加協力中。
平成 18 年	滋賀県内公立病院として初めて健診センターの機能評価の認定を受ける。
平成 20 年	最新の高精度治療に対応できる放射線治療装置（リニアック）を稼動し、先進のがん治療を推進。
同年 6 月	医薬分業の視点により院外処方を開始
平成 21 年	一般病棟入院基本料 7 対 1 の施設基準を取得。
平成 22 年	旧長浜市と 6 町の合併により、新長浜市が誕生
平成 24 年	人工透析患者透析専用ベッドを増床し、透析センターをオープン
平成 25 年	3 テスラの最新鋭 MR1 の導入、日本医療機能評価機構認定更新 電子カルテの導入、外来化学療法センター、回復期リハビリテーション病棟の開設

現在、「診療支援棟」の敷地内建設を進めています。これにより、血管疾患治療に対応できる機能の整備、手術機能の高度化、救急機能の集約とともに、医師の勤務環境の改善を図ります。

今後も「人を中心の医療」を発展させ、地域住民の健康を守るための医療を推進し、地域完結型の病院として患者が安心して治療に専念できる病院づくりに取り組んでいきます。

2. 規 模

敷 地 57, 566. 4 m²

建 物

本 館	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造	7 階建	32,836.9 m ²
別 館	鉄筋コンクリート造	3 階建	8,212.5 m ²
保 育 所	鉄筋コンクリート造	平家建	302.5 m ²
車 庫 棟	鉄骨造	2 階建	425.9 m ²
駐 輪 場	鉄骨造		124.1 m ²
医療ガスボンベ庫他	コンクリートブロック造		351.2 m ²
延 床 面 積			42,253.1 m ²

3. 診療科目

内科、心療内科、腎臓代謝内科、血液内科、リウマチ膠原病内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神經内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、形成外科、脳神經外科、泌尿器科、皮膚科、小兒科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、病理診断科

4. 病床数（平成27年4月1日現在）

一般病床 512床 療養病床 104床

5. 認定に関するもの（平成27年4月1日現在）

・病院施設関連

臨床研修指定病院、地域がん診療連携拠点病院、日本医療機能評価機構認定病院、人間ドック・健診施設機能評価認定病院、救急告示病院、周産期協力病院

・各種指定関連

保険医療機関、労災保険指定病院、母体保護法指定医、介護保険指定居宅サービス事業者、生活保護指定病院、身体障害者福祉法指定病院、更生医療指定病院（整形外科に関する医療、心臓血管外科に関する医療、腎臓に関する医療、口腔に関する医療、形成外科に関する医療）、結核予防法指定病院、養育医療指定病院、育成医療指定病院、原子爆弾被害者一般疾病医療指定病院、戦傷病者医療指定病院、特定疾患治療研究事業受託病院、小児慢性特定疾患治療研究事業受託病院、労災保険アフターケア受託病院、短期入院協力施設

・専門医・認定医教育関連

日本内科学会認定医制度教育病院、日本血液学会認定血液研修施設、日本リウマチ学会教育施設、日本臨床腫瘍学会認定研修施設、日本透析医学会専門医制度認定教育関連施設、日本呼吸器学会認定施設、日本呼吸器外科学会認定施設、日本胸部外科学会指定施設、日本呼吸器内視鏡学会気管支鏡認定施設、呼吸器外科専門医合同委員会認定基幹施設、日本消化器病学会専門医制度認定施設、日本消化器外科学会専門医制度指定修練施設、日本消化器内視鏡学会専門医制度認定指導施設、日本外科学会専門医制度修練施設、日本乳癌学会認定施設、日本神経学会教育関連施設、日本脳神経外科学会専門医指定訓練施設、日本脳卒中学会認定研修教育病院、日本循環器学会認定循環器専門医研修施設、日本老年医学会認定老年病専門医制度認定施設、日本高血圧学会専門医認定施設、心臓血管外科専門医認定機構認定基幹施設、日本心血管インターベンション学会認定研修施設、胸部ステントグラフト実施施設、腹部ステントグラフト実施施設、日本整形外科学会研修施設、日本小児科学会専門医制度研修施設、日本産科婦人科学会専門医制度卒後研修指導施設、日本周産期・新生児医学会暫定研修施設、日本泌尿器科学会専門医教育施設、日本眼科学会専門医制度研修施設、日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設、日本医学放射線学会専門医修練機関、日本病理学会認定病院B、日本放射線腫瘍学会認定協力施設、日本がん治療認定医機構認定研修施設

6. 主要医療機器

心臓血管用アンギオ装置、頭腹部アンギオ装置、RI 装置（ラジオアイソトープ装置）、放射線治療装置（リニアック）、MRI 装置（核磁気共鳴装置、超伝導磁気共鳴診断装置）、X線骨密度測定装置、X線透視撮影装置、一般断層撮影装置、64マルチスライス CT 装置、外科用 X 線 TV 装置、X 線デジタル撮影装置、X 線乳房撮影装置及びデジタルバイオプシーシステム及びマンモトーム、手術顕微鏡、心肺補助ポンプ、人工心肺器、心臓血管外科手術器械、自己血回収システム、人工呼吸器、生体情報モニター（双方向無線式血压モニタリングシステム、無線式心電図呼吸モニター、ベッドサイドモニター）解析機能付心電計、3D超音波診断装置、除細動装置、超音波内視鏡観測システム、内視鏡画像ファイリングシステム、上部消化管汎用ビデオスコープ、ビデオラバロスコープシステム、電

子スコープセット、体外衝撃波結石破碎装置、あざ治療レーザー装置、アルゴンプラズマ凝固装置システム、キセノン光源治療装置、ホルミウムレーザーシステム、自動視野計、OCTスキャナー、マルチカラーレーザー、個人用透析装置、輸液ポンプ、シリングポンプ、保育器、全自動散葉分包機、注射薬自動払出システム、全自動PH血液ガス分析装置、自動分析装置、高圧蒸気滅菌装置、RO純粋製造装置、移動式平行棒、昇降式平行棒、血液保冷庫、保温清拭車、トランジットタイム血流計、体外循環装置用遠心ポンプ装置、紫外線照射装置、赤外観察カメラシステム、スキャンスコープ、視覚誘発反応刺激装置、全身麻酔器、携帯型救急モニター、心筋保護液供給装置、超音波ドプラ血流計、TUR i sシステム、持続性心拍数モニター、IOLマスター、採血管準備システム、関節鏡手術システム、網膜干渉断層撮影装置、皮膚灌流圧測定器、新生児用聴力検査装置、経頭蓋直流電気刺激装置

7. 入院時食事療養の基準等

入院時食事療養 I

8. 保険外併用療養費にかかる療養の基準

特別の療養環境の提供、病院（200床以上）の初診、入院期間が180日を超える入院

9. 届出医療に関するもの（平成26年度）

・基本診療料

地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科外来診療環境体制加算、歯科診療特別対応連携加算、一般病棟入院基本料（7:1）、療養病棟入院基本料2、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、診療録管理体制加算2、医師事務作業補助体制加算2、急性期看護補助体制加算、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、療養病棟療養環境加算1、無菌治療室管理加算、重症皮膚潰瘍管理加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算1、感染防止対策加算1、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊婦管理加算、ハイリスク分娩管理加算、退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算、総合評価加算、呼吸ケアチーム加算、データ提出加算2、地域歯科診療支援病院入院加算、特定集中治療室管理料3、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児入院医療管理料3、回復期リハビリテーション病棟入院料2、地域包括ケア病棟入院料

・特掲診療料

高度難聴指導管理料、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料1・2、糖尿病透析予防指導管理料、夜間休日救急搬送医学管理料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、ニコチン依存症管理料、開放型病院共同指導料、がん治療連携計画策定料、がん治療連携管理料、肝炎インターフェロン治療計画料、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料1・2、歯科治療総合医療管理料、在宅患者訪問看護・指導料、持続血糖測定器加算、造血器腫瘍遺伝子検査、HPV核酸検出、HPV核酸検出簡易ジエノタイプ判定、検体検査管理加算（II）、植込型心電図検査、時間内歩行試験、胎児心エコー法、ヘッドアップティルト試験、皮下連続式グルコース測定、長期継続頭蓋内脳波検査、神経学的検査、コンタクトレンズ検査料1、小児食物アレルギー負荷検査、内服・点滴誘発試験、センチネルリンパ節生検、画像診断管理加算2、CT撮影及びMRI撮影、冠動脈CT撮影加算、心臓MRI撮影加算、外来化学療法加算2、無菌製剤処理料、心大血管疾患リハビリテーション料（I）、脳血管疾患等リハビリテーション料（I）、運動器リハビリテーション料（I）、呼吸器リハビリテーション料（I）、がん患者リハビリテーション料、歯科口腔リハビリテーション料2、エタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）・（副甲状腺に対するもの）、透析液水質確保加算1、歯科技工加算、組織拡張器による再建術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合に限る。）、脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）又は脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術、上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る・歯科診療に係るものに限る）、下顎骨形成術（骨移動

を伴う場合に限る・歯科診療に係るものに限る)、乳がんセンチネルリンパ節加算2、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術、経皮的中隔心筋焼灼術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、植込型心電図記録計移植術及び植型心電図記録計摘出術、大動脈バルーンパンピング法(IABP法)、経皮の大動脈遮断術、ダメージコントロール手術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、体外衝撃波胆石破碎術、体外衝撃波膀胱破碎術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、腎腫瘍凝固焼灼術(冷凍凝固によるもの)、膀胱水圧拡張術、人工尿道括約筋植込・置換術、医科点数表第2章第10節手術の通則6及び7に掲げる手術、胃瘻造設術、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、歯周組織再生誘導手術、麻酔管理料(I)、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、高エネルギー放射線治療、1回線量増加加算、強度変調放射線治療(1MRT)、画像誘導放射線治療(IGRT)、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸移動対策加算、病理診断管理加算、クラウン・ブリッジ維持管理料、歯科矯正診断料

10. 保険外負担に関するもの(平成27年4月1日現在)

個室使用料は、一日当たり次のとおりです。(消費税込)

	一般病棟	医療型療養病棟/回復期病棟
個室A	10,800円	—
個室B	—	7,560円
個室C	5,400円	—
個室D	3,780円	—
個室E	3,240円	3,240円

当院では、その他の項目(紙おむつ代、乳幼児被服使用料、各種証明書代等)について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

11. 未紹介患者の初診

初診料の算定対象となる方で、診療所(かかりつけ医)等からの紹介状をお持ちでない方には、初診料に加えて、保険外併用療養費として2,160円必要となります。

12. 入院期間が180日を超えた以後に関するもの(平成27年4月1日現在)

当院は、入院期間が180日を超える場合は(厚生労働大臣が定める状態にあるものは除く)、別途料金が必要となります。病棟別料金は、次のとおりです。(1日あたりの金額(消費税込))

一般病棟(入院基本料) 2,570円

特別入院基本料 940円

13. 健診・人間ドック、オプション検査に関するもの(平成26年4月1日現在)

健診・人間ドックの種類

- ◎一般健診(半日)
- ◎日帰り人間ドック(半日)
- ◎一泊人間ドック(1泊2日)
- ◎専門ドック(1泊2日)

*オプション検査は以下のとおりです。

腫瘍マーカー〔消化器系がん、肺がん、前立腺がん、卵巣がん、乳がん〕、胃がんリスク検査、マンモグラフィー検査、婦人科診察・子宫がん検査、骨粗鬆症検査、甲状腺検査、動脈硬化検査、アレルギー検査、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査、頭部MR I・A検査、胸部CT検査、心臓超音波検査、心不全(BNP検査)、内臓脂肪検査

14. 患者数(平成26年度)

外来患者数 のべ271, 703人 (一日平均 1, 113. 5人)

入院患者数(一般病床) のべ123, 118人 (一日平均 337. 3人)

入院患者数(療養病床) のべ22, 488人 (一日平均 61. 6人)

15. 職員数

(平成27年3月31日現在)

医師 歯科医師	看護師	准看護師	介護士	看護員	薬剤師	放射線 技師	臨床検査 技師
93	514	10	34	75	17	21	28
理学 療法士	作業 療法士	その他 技術職	栄養士	調理師	事務職員	その他 職員	合計
25	10	26	7	18	61	79	1, 018

○長浜市立湖北病院

1. 概 要

長浜市立湖北病院は、大正4年7月に伊香郡愛郷会の事業（伊香病院）として創設されました。

第2次世界大戦時には日本医療団に売却されましたが、昭和24年4月に日本医療団から買収し、翌月に伊香郡国民健康保険団体連合会直営伊香病院として再開しました。

以降、昭和49年には人工透析（2床）を開始するなど疾病構造や社会の変化に応じて医療体制を整備し、昭和50年には厚生労働省から「へき地医療拠点病院」の指定を受けています。

昭和58年には建物の老朽化等に伴い現在地に新築移転し、平成元年には県のモデル事業として老人保健施設を開所するなど地域における医療課題にも積極的に取り組んでまいりました。

また、平成18年には3階建ての新館を増築し、人工透析室の増床や療養環境に配慮した病棟の充実を図りました。

一方、平成16年度から実施された新臨床研修医制度の影響等によって医師不足となり、厳しい状況となっていますが、高齢化の進展が著しい市の北部地域において、年間140回に及ぶ巡回診療や訪問診療、訪問看護などの地域医療を確保するとともに、国保病院としても地域包括医療を展開しています。

今後も介護老人保健施設の併設という強みを活かし、介護サービスの提供が可能な複合施設としての機能充実を図り、高齢化社会に対応する体制づくりを進めてまいります。

年 月	沿 革
大正 4 年 7 月	伊香病院の創設
昭和 24 年 5 月	伊香郡国民健康保険団体連合会直営伊香病院（25床）として再開
昭和 58 年 3 月	湖北総合病院に名称変更 （一般病床200床、伝染病床10床、結核病床10床 計220床）
平成元年 4 月	介護老人保健施設（30床）を本館5階に増築し開所
平成 10 年 12 月	結核病棟（10床）を廃止
平成 11 年 3 月	伝染病棟（10床）を廃止し、一般病床を205床に変更
平成 12 年 3 月	訪問看護ステーションの設置 療養型病棟（35床）の開設 病床数を190床に変更（一般病床155床、療養病床35床）
平成 18 年 6 月	新病棟（96床）の供用開始
平成 19 年 4 月	病床数を198床に変更（一般病棟141床、医療療養病棟57床）
平成 21 年 11 月	病床数を153床に変更（一般病棟96床、医療療養病棟57床）
平成 22 年 1 月	長浜市立湖北病院に名称変更
平成 22 年 4 月	地方公営企業法全部適用へ移行 介護老人保健施設30床を84床に増床
平成 26 年 10 月	一般病棟（A・B病棟）のうち、B病棟（48床）を地域包括ケア病棟へ移行

2. 規 模

長浜市立湖北病院

敷 地 48,871.57 m²

建 物

名 称	構 造	階 数	床 面 積
本 館 (4, 5階は老健)	鉄筋コンクリート造	6 階建	9, 051. 545 m ²
新 館	鉄筋コンクリート造	3 隅建	5, 107. 175 m ²
保 育 所	鉄骨造	平屋建	103. 610 m ²
駐 輪 場	鉄骨造		149. 760 m ²
プロパン庫他	コンクリートブロック造		269. 900 m ²
延 床 面 積			14, 681. 990 m ²

中河内診療所（毎週木曜日の午後）

敷 地 1, 227. 425 m² (中河内自治会集会所と共有)
建 物 鉄筋コンクリート造 2階建
311. 70 m² (1階 176. 00 m²のうち 43. 12 m²を占有)

杉野診療所（毎週金曜日の午後）

敷 地 609. 650 m² (杉野自治会集会所と共有)
建 物 鉄骨造 2階建
299. 58 m² (1階 144. 88 m²のうち 63. 70 m²を占有)

金居原診療所（毎週金曜日の午後）

敷 地 546. 33 m² (金居原自治会集会所と共有)
建 物 鉄筋コンクリート造 2階建
397. 48 m² (1階 205. 69 m²のうち 160. 97 m²を占有)

3. 診療科目

内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科

4. 病 床 数

一般病床 96床 療養病床 57床 計 153床 (併設施設：介護老人保健施設 84床)

5. 認定に関するもの（平成27年4月1日現在）

・病院施設関連

へき地医療拠点病院、救急告示病院、臨床研修病院（協力型）、地域包括医療・ケア認定施設

・各種指定関連

保険医療機関、労災保険指定病院、介護保険指定居宅サービス事業者、生活保護指定病院、身体障害者福祉法指定病院、更生医療指定病院（腎臓に関する医療）、原子爆弾被害者一般疾病医療指定病院、戦傷病者医療指定病院、特定疾患治療研究事業受託病院、小児慢性特定疾患治療研究事業受託病院、労災保険アフターケア受託病院、短期入院協力施設、初期緊急被ばく医療機関、重症難病医療協力病院

・専門医・認定医教育関連

日本泌尿器科学会専門医研修施設

6. 主要医療機器

心臓血管用アンギオ装置、頭腹部アンギオ装置、1.5テスラ磁気共鳴診断撮影装置、X線骨密度測定装置、X線透視撮影装置、16列マルチスライスCT装置、外科用X線TV装置、X線デジタル撮影装置、X線乳房撮影装置、画像保存通信システム(PACS)、超音波骨密度測定装置、超音波診断装置、長時間連続記録心電図解析装置、デジタル脳波計、血圧脈波検査装置、自動分析装置、内視鏡システム、上部消化管汎用ビデオスコープ、大腸ビデオスコープ、全身麻酔器、手術顕微鏡、低体温加温装置、術中内視鏡システム、電気凝固装置、超音波切開凝固装置、高周波凝固切開装置、電気式骨手術器機、ビデオラパロスコープシステム、体外衝撃波結石破碎装置、白内障手術装置、高压蒸気滅菌装置、人工呼吸器、除細動装置、生体情報モニターシステム、輸液ポンプ、アルゴンプラズマ凝固装置システム、キセノン光源治療装置、自動視野計、眼底カメラ、マルチカラースキャンレーザー光凝固装置、個人用透析装置、持続的血液濾過透析装置、透析液供給装置、透析患者監視装置、全自动散葉分包機、全自动錠剤分包機、ビデオ鼻咽喉スコープシステム、インバータ式コードレス移動型X線撮影装置、グリコヘモグロビン分析装置、血液ガス分析装置、聴力検査機器(オージオメーター)、経尿道の手術機器、全自动熱水消毒型ROシステム、オートレフケラトトノメーター、血漿浄化装置

7. 入院時食事療養の基準等

入院時食事療養／生活療養(I)

8. 保険外併用療養費にかかる療養の基準(平成27年4月1日現在)

入院期間が180日を越える入院

- | | |
|----------------|--------|
| ・一般病棟 | 2,577円 |
| ・一般病棟(特定入院基本料) | 1,564円 |

9. 届出医療に関するもの(平成27年4月1日現在)

長浜市立湖北病院

・基本診療料

歯科外来診療環境体制加算、一般病棟2対1入院基本料(経過措置、看護配置加算:無)、療養病棟入院基本料1、救急医療管理加算、診療録管理体制加算、急性期看護補助体制加算(25対1)、療養環境加算、療養病棟療養環境加算1、重症者等療養環境特別加算、医療安全対策加算2、感染防止対策加算2、退院調整加算、医師事務作業補助体制加算(100対1)、総合評価加算

・特掲診療料

糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、小児科外来診療料、夜間休日救急搬送医学管理料、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料1、在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料、検体検査管理加算(II)、コンタクトレンズ検査料1、CT撮影及びMRI撮影(16列以上のマルチスライスCT及び1.5テスラ以上のMRI)、外来化学療法加算1、無菌製剤処理料、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)、運動器リハビリテーション料(I)、呼吸器リハビリテーション料(II)、透析液水質確保加算1、ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、腎腫瘍凝固・焼灼術、人工尿道括約筋植込・置換術、医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術(尿道形成手術等、上頸骨形成術等、上頸悪性腫瘍手術等)、輸血管理料II、クラウン・ブリッジ維持管理料、歯科口腔リハビリテーション料2、地域包括ケア病棟入院料1、糖尿病透析予防指導管理料、CAD/CAM冠、データ提出加算1、胃瘻増設術、胃瘻増設時嚥下機能評価加算

中河内診療所

・基本診療料

明細書発行体制等加算

杉野診療所

- ・基本診療料 明細書発行体制等加算
 - 金居原診療所
 - ・基本診療料 明細書発行体制等加算

10. 保険外負担に関するもの（平成27年4月1日現在）

個室使用料（1日当たり）は、次のとおりです。（消費税込み）

室料差額	1日当たりの金額	
	一般病棟	療養病棟
個室A（1人部屋）	5,400 円	
個室B（1人部屋、トイレ・シャワーなし）	4,320 円	
個室C（1人部屋、洗面台・トイレ・シャワーなし）		3,240 円
個室D（2人部屋）		1,620 円

当院では、その他の項目（紙おむつ代、各種証明書代等）について、その使用数等に応じた実費の負担をお願いしています。

11. 健診・人間ドック、オプション検査に関するもの（平成27年4月1日現在）

健診・人間ドックの種類

- ・一般健診（半日）
 - ・日帰り人間ドック（半日）

※オプション検査
腫瘍マーカー〔消化器系がん、肺がん、前立腺がん、卵巣がん〕、ペプシノーゲン検査、マンモグラフィー検査、婦人科診察、子宮がん検査、骨密度検査、甲状腺検査、動脈硬化検査、アレルギー検査、頭部MRI・A検査、胸部CT検査、心臓超音波検査、心不全検査(BNP)、肝炎検査、糖尿病検査(HbA1c)

12. 魚者数（平成26年度実績）

外来患者数 延 73,950 人 (一日平均 304.3 人)

入院患者数

- 一般病床 延 19,329 人 (一日平均 53.0 人)
 - 療養病床 延 13,533 人 (一日平均 37.1 人)

13. 職員数(平成27年4月1日現在)

医 師	看 護 師	准看護師	介 護 士	看 護 員	
16 (1)	107 (34)	16 (10)	7 (2)	22 (22)	
葉 剤 師	放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	
6 (-)	6 (-)	5 (1)	3 (-)	3 (-)	
その他技術職	栄 養 士	調 理 師	事務職員	その他職員	合 計
10 (3)	5 (2)	2 (2)	23 (10)	13 (12)	244 (99)

() 内は臨時職員の内数

12. 長浜水道企業団（一部事務組合）

1. 設置団体・概要

所在地 長浜市下坂浜町248番地22
設立 昭和38年9月1日
構成団体 長浜市（長浜・浅井・びわ・虎姫・湖北・高月・木之本の一部）
米原市（近江）（2市）

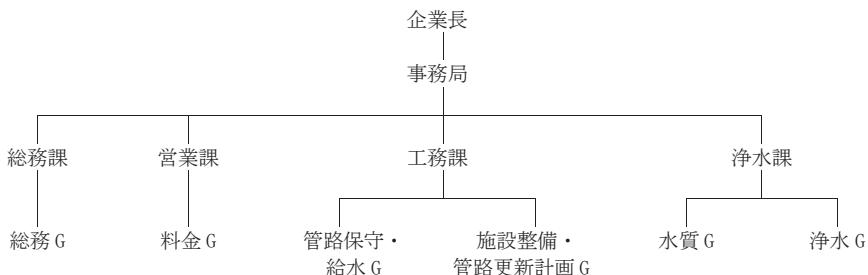
	長浜・近江 ・虎姫	浅井	びわ	湖北	高月	木之本
計画給水人口	85,100人	16,470人	10,000人	10,145人	11,000人	7,300人
給水人口 (H27.3.31)	76,446人	13,405人	7,076人	8,820人	10,928人	5,793人
計画1日 最大給水量	44,100 m ³	6,700 m ³	7,000 m ³	4,741.1 m ³	5,000 m ³	5,380 m ³

※高月には、大見を除く高時小学区を含む。木之本は、伊香具小学区、木之本小学区。

2. 議会の構成

議員定数 12人（各構成団体の長および議会議員）
議員数 長浜市 10人 米原市 2人

3. 執行機関の組織



4. 水道料金(月額)

長浜・近江・虎姫(消費税込)

用途別	基本料金		超過料金		メーター料	
	基本水量	料金	超過水量	1 m³あたり料金	口径	料金
一般用	10m³まで	1,234円	11m³～20m³まで	154円	13～25mm	0円
			21m³～40m³まで	176円	30mm	388円
			41m³～	190円	40mm	442円
業務用	10m³まで	1,851円	11m³～100m³まで	185円	50mm	2,484円
			101m³～250m³まで	195円	75mm	3,888円
			251m³～	200円	100mm	3,888円
						150mm 5,724円

びわ(消費税込)

口径別	基本料金		超過料金	
	基本水量	料金	超過水量	1 m³あたり料金
13mm	10m³まで	1,234円	11m³～20m³まで	144円
		1,285円	21m³～40m³まで	154円
		2,057円	41m³～100m³まで	169円
		2,674円	101m³～250m³まで	185円
		4,114円	251m³～	
		6,171円		
		18,514円		

浅井(消費税込)

口径別	基本料金		超過料金	
	基本水量	料金	超過水量	1 m³あたり料金
13mm	10m³まで	1,026円	11m³～20m³まで	135円
		1,026円	21m³～40m³まで	145円
		1,100円	41m³～100m³まで	145円
		1,180円	101m³～250m³まで	150円
		1,200円	251m³～	
		1,500円		
		2,200円		

湖北(消費税込)

口径別	基本料金		超過料金	
	基本水量	料金	超過水量	1 m³あたり料金
13mm	10m³まで	1,026円	11m³～20m³まで	98円
		1,420円	21m³～40m³まで	102円
		1,851円	41m³～100m³まで	105円
		2,262円	101m³～250m³まで	108円
		2,900円	251m³～	
		4,100円		
		7,000円		

高月(下記で算出した金額に消費税相当額を加算し、1円未満の端数は切捨)

口径別	基本料金		超過料金		メーター料	
	基本水量	料金	超過水量	1 m³あたり料金	口径	料金
13mm	15m³まで	1,500円	100円	100円	13mm	50円
		2,000円			20mm	100円
		3,000円			25mm	100円
		4,500円			30mm	200円
		7,000円			40mm	500円
		10,000円			50mm	800円
		30,000円			75mm	1,100円

木之本(下記で算出した金額に消費税相当額を加算し、10円未満の端数は切捨)

口径別	基本料金		超過料金		メーター料	
	基本水量	料金	超過水量	1 m ³ あたり料金	口径	料金
13mm	10m ³ まで	1,620円	11m ³ ～ 20m ³ まで	115円	13mm	80円
			21m ³ ～ 50m ³ まで	139円		
			51m ³ ～ 70m ³ まで	209円		
			71m ³ ～ 90m ³ まで	257円		
			91m ³ ～	207円		
20mm	10m ³ まで	3,860円	11m ³ ～ 20m ³ まで	115円	20mm	180円
			21m ³ ～ 50m ³ まで	139円		
			51m ³ ～ 70m ³ まで	209円		
			71m ³ ～ 90m ³ まで	257円		
			91m ³ ～	207円		
25mm	10m ³ まで	6,020円	11m ³ ～ 20m ³ まで	115円	25mm	180円
			21m ³ ～ 50m ³ まで	139円		
			51m ³ ～ 70m ³ まで	209円		
			71m ³ ～ 90m ³ まで	257円		
			91m ³ ～	207円		
50mm		24,290円	1m ³ ～	207円	50mm	1,900円
75mm		54,450円	1m ³ ～	207円	75mm	2,400円

5. 施設の概要

長浜・近江・虎姫の施設

下坂浜浄水場	水源 琵琶湖	取水能力 48,000 m ³ /日	配水能力 44,100 m ³ /日		
配水池	所在地	有効容量	配水池	所在地	有効容量
第1配水池	下坂浜町	5,700 m ³	第2配水池	下坂浜町	2,000 m ³
八条山第3配水池	八条町	2,000 m ³	豊公園配水場	公園町	5,000 m ³
虎姫配水場	中野町	500 m ³	近江配水場	米原市日光寺	1,000 m ³

びわの施設

川道配水系	水源 地下水	取水能力 4,800 m ³ /日	配水能力 4,838.4 m ³ /日		
錦織配水系	水源 地下水	取水能力 2,200 m ³ /日	配水能力 2,203.2 m ³ /日		
配水池	所在地	有効容量	配水池	所在地	有効容量
川道配水場	川道町	1,800 m ³	落合配水場	落合町	1,360 m ³

浅井の施設

内保配水系	水源 地下水	取水能力 3,300 m ³ /日	配水能力 3,297.6 m ³ /日		
野村配水系	水源 地下水	取水能力 2,760 m ³ /日	配水能力 2,747.52 m ³ /日		
高山配水系	水源 地下水	取水能力 640 m ³ /日	配水能力 627.84 m ³ /日		
配水池	所在地	有効容量	配水池	所在地	有効容量
馬酔木配水池	木尾町	1,680 m ³	七尾低区配水池	法楽寺	1,221 m ³
七尾高区配水池	小野寺町	371 m ³	千石谷配水池	高山町	320 m ³
野瀬配水池	野瀬町	250 m ³			

湖北の施設

西部簡易水道	水源 地下水	取水能力 1,430 m ³ /日	配水能力 1,440 m ³ /日		
中部簡易水道	水源 地下水	取水能力 1,595 m ³ /日	配水能力 1,756.8 m ³ /日		
山脇・河毛簡易水道	水源 地下水	取水能力 171 m ³ /日	配水能力 130 m ³ /日		
小今・賀簡易水道	水源 地下水	取水能力 97.1 m ³ /日	配水能力 816.48 m ³ /日		
郡上簡易水道	水源 地下水	取水能力 648 m ³ /日	配水能力 一		
東部北簡易水道	水源 地下水	取水能力 800 m ³ /日	配水能力 3,225.6 m ³ /日		
配水池	所在地	有効容量	配水池	所在地	有効容量
西部配水池	湖北町山本	836 m ³	中部配水池	湖北町速水	895 m ³
山脇・河毛配水池	湖北町山脇	130 m ³	小今・賀配水池	湖北町賀	111 m ³
郡上配水池	小谷郡上町	393 m ³	東部北山田配水池	下山田	220 m ³
東部北丁野二俣配水池	小谷丁野町	467 m ³			

高月の施設

高月浄水場	水源 地下水	取水能力 5,000 m ³ /日	配水能力 4,800 m ³ /日		
配水池	所在地	有効容量	配水池	所在地	有効容量
高月配水池	高月町洞戸	1,525 m ³	洞戸配水池	高月町洞戸	42 m ³
高野配水池	高月町高野	72 m ³	川合配水池	木之本町川合	161.7 m ³
石道配水池	木之本町石道	130.5 m ³			

木之本の施設

大音浄水場	水源 琵琶湖	取水能力 3,935 m ³ /日	配水能力 3,660 m ³ /日		
黒田浄水場	水源 地下水	取水能力 1,720 m ³ /日	配水能力 1,720 m ³ /日		
配水池	所在地	有効容量	配水池	所在地	有効容量
大音第1配水池	木之本町大音	704 m ³	大音第2配水池	木之本町大音	1,250 m ³
山梨子配水池	木之本町山梨子	50 m ³	木之本配水池	木之本町木之本	1,000 m ³

13. 湖北広域行政事務センター（一部事務組合）

1. 設立・設置団体等

- (1) 設立 昭和 40 年(1965 年)4 月 5 日許可(滋賀県指令地第 332 号)
- (2) 設置市 長浜市、米原市
- (3) 事務所の位置 滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地
- (4) 共同処理する事務
 - (I)一部事務組合を組織する地方公共団体(2 市)に係る事務
 - (a)一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。)のうち、管理者が指定する集積所に排出されたものを収集し運搬すること、ならびにこれを処分する施設の設置、管理および運営に関する事務。(廃棄物処理法の規定による許可に関する事務を含む。)
 - (b)し尿および浄化槽汚泥を収集し運搬すること、ならびにこれを処分する施設の設置、管理および運営に関する事務。(廃棄物処理法および浄化槽法の規定による許可に関する事務を含む。)
 - (c)火葬場の設置、管理および運営に関する事務、ならびに靈柩車の運行に関する事務。

(II)共同処理事務に係る各市の経費負担分賦基準

経常経費	議員数割 10%	人口割 45%	実績割 45%
可燃ごみ処理経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%
ごみ建設経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%
可燃・不燃ごみ収集経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%
分別ごみ収集経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%
最終処分場経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%
最終処分場建設経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%
し尿処理経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%
し尿建設経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%
広域斎場経常経費	均等割 1%	人口割 5%	実績割 94%

伊香クリーンプラザ、余呉一般廃棄物最終処分場、木之本斎苑、余呉斎苑および西浅井斎苑に係る経費は全額長浜市

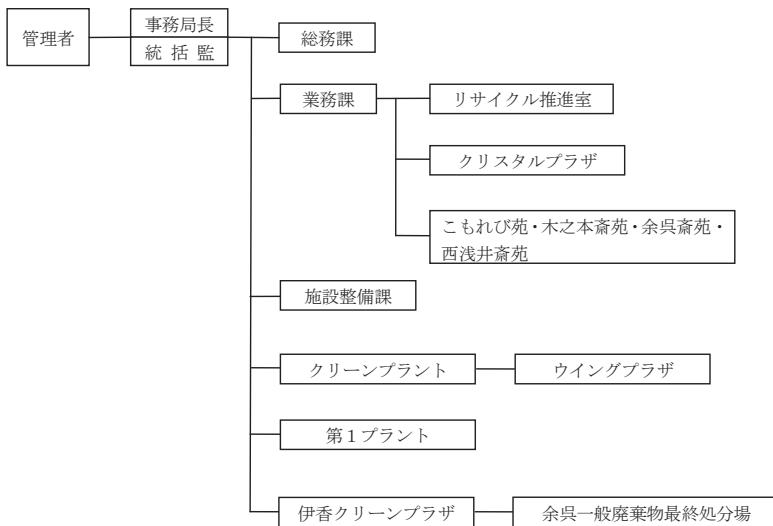
2. 議会の構成

議員定数 16 人(設置市の議会議員)

長浜市 12 人

米原市 4 人

3. 組織図



4. 施設の概要

(1) クリスタルプラザ

①所在地 長浜市八幡中山町 200 番地
 敷地面積 14,440 m²
 ○ごみ焼却処理施設
 延床面積 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
 地下 1 階、地上 7 階建 6,666 m²
 着工・竣工 平成 8 年 10 月～平成 11 年 3 月
 処理能力 168t/日

○リサイクルプラザ

延床面積 管理棟…鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上 2 階建 992 m²
 ガラス工房館…鉄骨造 地上 2 階建 325 m²
 リサイクルプラザ選別棟…鉄骨造 地上 2 階建 703 m²
 着工・竣工 平成 8 年 10 月～平成 11 年 3 月
 処理能力 6t/5h(日)
 ②休業日 土・日曜日・祝日・年末年始
 (原則毎月第 4 日曜日は受入)

③手数料

- ・一般廃棄物のうち規則で定める可燃ごみで、直接クリスタルプラザに搬入されるもの
 家庭系 10 kgまでごとに 40 円
 事業系 10 kgまでごとに 130 円
 家庭系以外 10 kgまでごとに 130 円 (紙パック、発泡スチロール、ガラス瓶、古布および
 プラスチック製容器包装に限る。)
- ・家庭系の可燃ごみで可燃ごみ収集用指定袋により収集、運搬、処分するもの
 平成 20 年 10 月から指定袋大袋 1 枚につき 45 円、中袋 1 枚につき 30 円、小袋 1 枚につき 20 円
- ・事業系の可燃ごみで、事業所用可燃ごみ指定袋により収集、運搬、処分するもの
 指定袋 1 枚につき 200 円

(2) 伊香クリーンプラザ

①所在地 長浜市西浅井町沓掛 1313 番地 1

敷地面積 9,969 m²

延床面積 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造
地下 1 階地上 4 階建 5,090 m²

着工・竣工 平成 7 年 7 月～平成 9 年 3 月

○ごみ焼却処理施設[平成 25 年 4 月から休止]

処理能力 28 t /8h(日)

○リサイクルプラザ

処理能力 3 t /5h(日)

○粗大ごみ処理施設

処理能力 5 t /5h(日)

②休業日 土・日曜日・祝日・年末年始（原則毎月第 4 日曜日は受入）

③手数料

・一般廃棄物のうち規則で定める可燃ごみで、直接伊香クリーンプラザに搬入されるもの

家庭系 10 kgまでごとに 40 円

事業系 10 kgまでごとに 130 円

家庭系以外 10 kgまでごとに 130 円（紙パック、発泡スチロール、ガラス瓶、古布および
プラスチック製容器包装に限る。）

・家庭系の可燃ごみで可燃ごみ収集用指定袋により収集、運搬、処分するもの

平成 20 年 10 月から指定袋大袋 1 枚につき 45 円、中袋 1 枚につき 30 円、小袋 1 枚につき 20 円

・事業系の可燃ごみで、事業所用可燃ごみ指定袋により収集、運搬、処分するもの

指定袋 1 枚につき 200 円

(3) クリーンプラント

①所在地 長浜市大依町 1337 番地

敷地面積 48,200 m²

○粗大ごみ処理施設

処理能力 40t/5h(日)

分別種類 可燃物、不燃物、磁性物（鉄分）、アルミニウム、プラスチック類

②手数料

・家庭系の不燃ごみまたは粗大ごみで直接搬入されるもの 10 kgまでごとに 40 円

・家庭系の不燃ごみで不燃ごみ収集用指定袋により収集、運搬、処分するもの

平成 20 年 10 月から指定袋大袋 1 枚につき 45 円、中袋 1 枚につき 30 円

・家電リサイクル法で規定する 4 品目（エアコン、テレビ（液晶テレビ、プラズマテレビ含む）、

冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の引き取りをセンターに依頼する場合は、同法に指

定する引取場所までの運搬料金 搬入者から 1 品目ごとに 3,000 円

③休業日 土・日曜日、祝日、年末年始（原則毎月第 4 日曜日は受入）

(4) ウイングプラザ

①所在地 米原市番場 2654 番地 1

○一般廃棄物最終処分場

敷地面積 43,450 m²

埋立面積 14,700 m²

埋立容量 97,000 m³

埋立期間 平成 56 年 3 月末まで

浸出液処理施設 70 m³/日

処理方式：接触曝気方式（脱窒処理）+凝集沈殿+高度処理（砂ろ過）

(5) 余吳一般廃棄物最終処分場

①所在地 長浜市余吳町中河内 897 番地

敷地面積 69,406 m²

埋立面積 6,800 m²

埋立容量 35,800 m³

埋立期間 約 20 年

浸出液処理施設 50 m³/日

処理方式: 生物処理方式 + 高度処理(凝集沈殿・砂ろ過)

(6) 第 1 プラント

①所在地 長浜市湖北町海老江 1049 番地

敷地面積 20,642 m²

○ し尿処理施設

改造工事 昭和 56 年 7 月～昭和 59 年 3 月

処理能力 157kL/日

処理方法 低希釈二段活性汚泥法 + 高度処理(オゾン、砂ろ過、活性炭)

② し尿くみ取手数料 18 リットルまでごとに 220 円

③ 休業日 土・日曜日、祝日、年末年始

(7) こもれび苑

①所在地 長浜市下山田 630 番地

敷地面積 8,866 m²

建築床面積 1,436 m² 斎場棟 626 m² 待合棟 671 m²

着工・竣工 昭和 54 年 3 月～昭和 54 年 10 月

② 施設内容 斎場棟 1 階 火葬炉 5 基、汚物炉 1 基、告別室 2 室、収骨室 2 室、靈安室、炉前ホール、作業室、作業員室、汚物収納庫、機械室、浴室、便所、玄関ホール廻廊

2 階 倉庫、機械(換気、発電)室

待合棟 1 階 和室 2 室、待合ロビー、事務室、応接室、湯沸室、便所、空調機械室、倉庫

2 階 和室 3 室、会議室、ホール、湯沸室、倉庫、便所、駐車場

その他 靈柩車 3 台

③ 休業日 每月 1 日(年間 12 日)

④ 使用料

区分	単位	金額		備考
		管内	管外	
13 才以上の者	1 体	20,000 円	65,000 円	
13 才未満の者	1 体	15,000 円	46,000 円	
死産児	1 胎	6,000 円	27,000 円	
産汚物及び人体の一部等	1 件	6,000 円	27,000 円	
靈安室	24 時間以内	4,000 円	17,000 円	24 時間を超えて使用する場合は 1 時間を増すごとに 1,200 円

(8) 木之本斎苑

- ①所在地
敷地面積
建築床面積
着工・竣工

長浜市木之本町木之本 100 番地

2,931.89 m²

702.78 m²

平成 15 年 1 月～平成 15 年 12 月

- ②施設内容

火葬炉 2 基、汚物炉 1 基、告別室、収骨室、炉前ホール、作業員室、機械室、浴室、便所、玄関ホール回廊、和室 2 室、待合ロビー、事務室、湯沸室、便所、空調機械室、倉庫、駐車場

- ③休業日

毎月 1 日(年間 12 日)

- ④使用料

こもれび苑使用料に同じ

(9) 余呉斎苑

- ①所在地
敷地面積
建築床面積
着工・竣工

長浜市余呉町中之郷 1777 番地

5,965 m²

285.2 m²

平成 10 年 6 月～平成 11 年 1 月

- ②施設内容

火葬炉 2 基、炉前ホール、収骨室、玄関ホール、事務室

待合室(和室 1 室、洋室 1 室)、倉庫、便所、駐車場

納骨堂

毎月 1 日(年間 12 日)

- ④使用料

こもれび苑使用料に同じ

(10) 西浅井斎苑

- ①所在地
敷地面積
建築床面積
着工・竣工

長浜市西浅井町山門 572 番地 96

2,490 m²

239.15 m²

昭和 60 年 6 月～昭和 61 年 3 月

- ②施設内容

火葬炉 2 基、炉前告別室、待合ロビー、作業員室、事務室 便所、駐車場

納骨堂

毎月 1 日(年間 12 日)

- ④使用料

こもれび苑使用料に同じ

14. 湖北地域消防組合（一部事務組合）

1. 設立・設置団体等

① 設立 平成18年4月1日

（滋賀県指令自振第19号・平成18年3月31日許可）

② 設置市 長浜市、米原市

③ 事務所の位置 長浜市平方町1135番地

④ 共同処理する事務

消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定する消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）

2. 議会の構成

議員定数16人（設置市の議会議員）

長浜市12人、米原市4人

3. 執行機関等組織（特別職を除く職員数・212人）

① 組合事務局—管理者・副管理者 会計管理者 管理課

② 組合消防本部

消防長—総務課、警防課、予防課、通信指令課、2消防署・2分署・6出張所

③ 消防署、分署及び出張所の位置

○長浜消防署 長浜市平方町1135番地

東浅井分署 長浜市五村151番地

伊香分署 長浜市木之本町大音151番地

浅井出張所 長浜市三田町1382番地

びわ出張所 長浜市益田町54番地

西浅井出張所 長浜市西浅井町小山728番地

余呉出張所 長浜市余呉町中之郷1015番地

○米原消防署 米原市長岡2811番地1

伊吹出張所 米原市曲谷47番地1

米原出張所 米原市朝妻筑摩2438番地

④ 通信指令センター

平成19年3月1日から、湖北地域全域の119番通報を長浜市平方町の通信指令センターで一括受信し、最寄りの消防署・分署・出張所からいち早く災害現場へ出動しています。

15. 長浜市土地開発公社

1. 設立 昭和47年5月15日 (財)長浜市開発公社 設立
(昭和49年4月1日 長浜市土地開発公社に組織変更)

2. 目的

公共用地、公用地等の取得、管理および処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 資本金 1,000万円

4. 事業内容

- 1 上記目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理および処分を行うこと。
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項または第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設または公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地
 - ホ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ヘ 史跡、名勝または天然記念物の保護または管理のために必要な土地
 - (2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業(埋立て事業に限る。)、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地および事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業ならびにこれらの事業により造成した土地に借地借家法(平成3年法律第90号)第2条第1項に規定する借地権(地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。)を設定し、業務施設、福祉増進施設または立地促進施設の用に供するために賃貸する事業を行うこと。
 - (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)または同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設または公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくものおよび当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

5. 機構

役員

理事長(1) ----- 副理事長(1) ----- 常務理事(1) ----- 理事(9)
監事(2)

事務局

※事務局長(1)	※副参事(2)	※主幹(1)
		※主査(2)

※市財産活用室職員兼務

6. 平成27年度事業計画

(単位: m²)

事業区分	事業内容	管理面積	取得面積	造成面積	処分面積
公有地取得事業	土地の取得、管理及び 処分事業	26,559.98	0.00	0.00	0.00
土地造成事業	保有土地の管理	34,771.06	0.00	0.00	0.00

7. 平成26年度事業実績

公有地取得事業	管理面積	26,559.98 m ²
土地造成事業	管理面積	34,771.06 m ²
	合計	61,331.04 m ²

8. 平成26年度末保有高

	公有用地	代替地	完成土地	開発中土地	合計	賃貸事業
期末残高 (百万円)	0	37	0	129	166	643
保有面積 (ha)	0	3	0	1	4	2

16. 公益財団法人 長浜文化スポーツ振興事業団

1. 設立・機構

設立 昭和55年(1980年)4月2日
基本財産 500万円
目的 文化施設、スポーツ施設並びにその他の施設の設置及び管理運営と文化及びスポーツの事業を行い、地域住民の文化及びスポーツの振興発展と豊かな人間性の涵養に寄与することを目的とする。
評議員 10人
役員 理事10人 監事2人
事務所の所在地 長浜市大島町37番地(長浜文化芸術会館内)
TEL. 63-7400 FAX 63-7401

2. 管理施設および使用料

【長浜文化芸術会館】 長浜市大島町37番地 TEL. 63-7400 FAX. 63-7401

施設概要: 敷地面積 4,398m² 鉄筋コンクリート2階建 延床面積 3,117m²

ホール: 456席 舞台: 幅口13.5m 奥行10.3m 高さ7m

開館時間: 午前8時30分から午後9時30分まで

休館日: 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

区分	面積(m ²)	単位	使用料
ホ 一 ル	640.00	1時間	3,300円
和 室	36.00	1時間	200円
練 習 室 1	32.00	1時間	200円
練 習 室 2	49.00	1時間	300円
第 1 展 示 室	110.00	1時間	600円
第 2 展 示 室	395.60	1時間	2,100円
展 示 口 ビ 一	59.40	1時間	400円
学 習 ・ 集 会 室	206.00	1時間	1,100円

- ・市外利用、営利、宣伝その他これらに類する目的として使用する場合 2倍
- ・入場料を徴収する場合 2倍
- ・準備、舞台練習のみの使用 5割引
- ・開館時間以外の使用の場合 5割増

【長浜サンバレス】 長浜市八幡中山町 1316 番地 3 TEL. 64-1444 FAX. 64-5360

施設概要：敷地面積 3,699m² 鉄筋コンクリート2階建 1,195m²

開館時間：午前9時0分から午後9時30分まで ※日曜及び休日：午前9時から午後5時

休館日：毎月第1・3日曜日 12月29日から1月3日まで

使用料

区分	単位	使用料
体育室	1時間	300円
調理室	1時間	200円
小会議室	1時間	100円
会議室	1時間	300円
大会議室（和室 50畳）	1時間	400円
研修室 1	1時間	200円
研修室 2	1時間	200円
和室（20畳）	1時間	300円
講習室	1時間	200円
陶芸室	1時間	200円

・開館時間以外の使用の場合 5割増

・営利目的として使用する場合 2倍額

【長浜ヨットハーバー】 長浜市大島町地先 TEL. 63-7400（長浜文化芸術会館）

施設概要：収容数 103艇（係留 79艇 陸置 24艇）

利用期間：年度契約 4/1 から翌年3/31まで

使用料

区分	陸置	係留
市内	47,619円	57,142円

① 上記の金額に消費税及び地方税を別途加算し、10円未満の端数を切り捨てた額

② 次に掲げるものについては、上記の金額にそれぞれの倍率を乗じた金額に読み替えるものとする

陸置・・・長さ5mを超えるもの 3割増

係留・・・長さ9mを超えるもの 3割増

市外居住者 5割増

【長浜市民体育館】 長浜市宮司町1203 TEL. 63-9806 FAX. 63-8859

施設概要: 鉄筋コンクリート2階建 3,657m²

競技場 40.2m×35m=1,421m²(ハーボール2面 バスケットボール2面 バドミントン10面)

卓球場 212m² トレーニング室 135m² 柔道、剣道場 270m²(畳58

畳敷) 多目的室 135m²定員90人(会議等) 会議室 31m²定員20人(会議・控室等)

開館時間: 午前8時30分から午後9時30分まで

休館日: 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は施設の休業日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

区分	単位	利用料
競技場(全面)	1時間	1,500円
競技場(半面)		800円
卓球室		400円
柔剣道場		400円
多目的室		300円
トレーニング室		300円
会議室		100円
個人使用	1人1回	3歳以上 100円(2歳以下 無料)

・市外居住者の使用する場合は、2倍

・時間区分以外に使用する場合は、1. 5倍

【長浜市民庭球場】 長浜市公園町(豊公園内) TEL. 63-9806(長浜市民体育館)

施設概要: 16面(オムニコート) ※改修工事中

開場時間: 4/1~10/31 午前6時から午後9時まで 11/1~3/31 午前9時から午後5時まで

休場日: 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は施設の休業日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

区分		1面
コート	昼間(1時間)	700円
	ナイト(1時間)	500円
練習コート	昼間(1時間)	200円
	ナイト(1時間)	500円

・市外居住者が使用する場合は2倍

・時間区分以外に使用する場合は1. 5倍

【長浜球場】 長浜市宮司町70 TEL. 63-9806(長浜市民体育館)

施設概要: 総面積12,040m² クラブハウス1 ダッジアウト2

開場時間: 4/1~10/31 午前6時から午後9時まで 11/1~3/31 午前9時から午後5時まで

休場日: 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は施設の休業日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

区分	1面
昼間(1時間)	800円
ナイト(1時間)	3,000円

・市外居住者の使用する場合は、2倍

・時間区分以外に使用する場合は、1. 5倍

【長浜屋外運動場照明施設】(西中) 長浜市高田町319 TEL. 63-9806 (長浜市民体育館)

施設概要: 投光器 8灯用 ··· 4柱

開場期間: 4/1 から 10/31まで

開場時間: 午後7時から午後9時まで

休場日: 開場期間内において休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は施設の休業日でない日)

使用料

1時間	1,500円
-----	--------

・時間区分以外に使用する場合は、1.5倍

【長浜市武徳殿】 長浜市朝日町13-11 TEL. 63-9806 (長浜市民体育館)

施設概要: 木造瓦葺平屋建 410m²

開場時間: 午前9時から午後9時30分まで

休場日: 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は施設の休業日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

区分	使用料(円/時間)
柔道場	100円
剣道場	100円

・市外居住者の使用する場合は、2倍

・時間区分以外に使用する場合は、1.5倍

【長浜市民運動広場】 長浜市宮司町154-1 TEL. 63-9806 (長浜市民体育館)

施設概要: 総面積 5,480m²

多目的広場 75m×30m 2,250m²

長浜サンドーム 建築面積 1,836.33m² 延床面積 1,698.92m²

構造 準耐火構造鉄筋平屋建(屋根:テフロン幕)

主な用途 ゲートボールコート3面 テニスコート1面 その他

グランドゴルフ、ミニ運動会等多目的に利用可能

主な設備 会議室 男女多目的トイレ 器具庫 夜間照明設備

放送設備

開場時間: 午前9時から午後9時まで

休場日: 長浜市民体育館の休館日と同様とする。

使用料

施設	使用区分 使用面積	午前	午後	夜間	時間使用料 (1時間)	照明使用料 (1時間)
		9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00		
長浜サンドーム	全面使用	4,620円	4,620円	4,620円	1,530円	930円
	3分の2使用	3,080円	3,080円	3,080円	1,020円	620円
	3分の1使用	1,540円	1,540円	1,540円	510円	310円
多目的広場	全面使用	1,860円	1,860円		630円	
	3分の2使用	1,240円	1,240円		420円	

	3分の1使用	620円	620円		210円	
--	--------	------	------	--	------	--

- ・ゲートボールコートとして使用する場合は、全面使用（3コート）、3分の2使用（2コート）、3分の1使用（1コート）が使用可能。
- ・テニスコートとして使用する場合は1面が使用可能。（3分の2使用）
- ・長浜サンドーム照明使用料は、使用面積、使用時間に応じた額。
- ・付属設備（マイク）の使用料 1式1回1,020円
- ・アマチュアスポーツを目的としない場合 5倍の使用料
- ・市外居住者の使用 5割増

【長浜市多目的競技場】（神照運動公園） 長浜市神照町208-1 TEL. 65-3399
FAX. 65-3426

施設概要：市民競技場 400mトラック8コース（フィールド内走り幅跳び他6種）サッカー、
アメリカンフットボール、ラグビー等競技可能
附帯施設 ・夜間照明施設4基 ・駐車場2,500m²（普通車120台）
・観客スタンド600人収容（鉄筋コンクリート造平屋建 延べ928m²）
・管理事務所（会議室、医务室、更衣室、シャワー室、器具庫）
ゲートボール場 2面
ソフトボール場 1面、夜間照明施設 4基

開場時間：午前6時から午後9時まで

休場日：休日の翌日（その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は
休日又は施設の休業日でない日） 12月29日から1月3日まで

使用料

使 用 種 別		使 用 料(円／時間)	照 明 使用 料(円／時間)
市 民 競 技 场	専用使用の場合	1,000円	4,500円
	個人使用の場合	無料	
ゲートボール場	専用使用の場合	200円	
	個人使用の場合	無料	
ソ 软 ボ ラ ー 場	専用使用の場合	300円	1,500円

- ・市外居住者の使用する場合は、2倍
- ・時間区分以外に使用する場合は、1.5倍

【長浜市レクレーション広場】 長浜市神照町及び八幡中山町（神照運動公園内）
TEL. 65-3399（神照運動公園）

施設概要：広場面積 約16,000m²（東西180m×南北87m）・トイレ
ソフトボール（少年野球）2面、サッカー1面（少年2面） グラウンド・ゴルフ等

開場時間：午前8時30分から午後5時まで

休場日：休日の翌日 12月29日から1月3日まで

使用料

区 分	一 般	小中学生等
前 面 使用	800円／時間	400円／時間
半 面 使用	400円／時間	200円／時間

- ・市外居住者の使用する場合は、2倍
- ・時間区分以外に使用する場合は、1.5倍

【長浜市民プール】 長浜市神照町381 開設期間 TEL. 64-0380

※開設期間外 TEL. 65-3399(神照運動公園)

施設概要：敷地面積 6,100m²

流水プール（1周140m）

25mプール8コース

幼児プール（すべり台付き）

ウォータースライダー

付属施設：管理棟他

利用料 大人500円、中学生以下300円、3歳未満の乳幼児及び付添者無料

開設期間 7月第1金曜日から8月31日以前の最後の日曜日まで

開場時間 午前10時から午後5時まで

休館日：開設期間内無休

【長浜市浅井B&G海洋センター 体育館】 長浜市大依町(浅井文化スポーツ公園内)

TEL. 74-3355 FAX. 74-3356

施設概要：敷地面積12,145m² 鉄筋コンクリート造 1,720m²

アリーナ726m² (バレーボール2面 バスケットボール1面 バドミントン3面) トレーニングルーム

柔道・剣道場456m² ミーティングルーム 会議室60m²(定員20名程度)

開場時間：午前9時から午後9時30分

休館日：月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

アリーナ

使 用 種 別	使 用 料
全 面	800／1時間
半 面	400／1時間

・開館時間以外の使用の場合 5割増

トレーニングルーム 柔道・剣道場

区 分	使 用 料
1 時間	500円

・開館時間以外の使用の場合 5割増

ミーティングルーム

区 分	使 用 料
1 時間	200円

・開館時間以外の使用の場合 5割増

・市外居住者の使用する場合は、2倍

【長浜市浅井B&G海洋センター プール】長浜市大依町(浅井文化スポーツ公園内)
TEL. 74-3355 (浅井B&G体育館)

施設概要:敷地面積 875m²

- ・屋内プール 25mプール6コース 325m² 水深1.1m~1.2m
- ・幼児プール 80m² 水深0.5m~0.6m

開設期間 6月第3土曜日から8月31日以前の最後の日曜日まで

休場日: 開設期間中の月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日)

使用料

区分	使用時間	使用種別	使用料(円)
昼間の部	9:30~16:20	高校生以上	300/1人1区分
夜間の部	18:00~20:50	中学生以下	100/1人1区分
3歳未満の乳幼児・付き添い入場		無料	

- ・小学3年生以下の場合は保護者又は責任者の同伴が必要。
- ・水泳帽子を必ず着用。

【テニスコート】 長浜市大依町(浅井文化スポーツ公園内) TEL. 74-3355 (浅井B&G体育館)

施設概要:砂入り人工芝コート7面 夜間照明12基 ※練習コート(壁打ち)1面

開場時間: 午前9時から午後9時30分

休館日: 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

使用種別	使用料(円)
本コート	700/1時間
練習コート	200/1時間
照明料	500/1時間

- ・開館時間以外の使用の場合 5割増
- ・市外居住者の使用する場合は、2倍

【浅井球場】 長浜市大依町(浅井文化スポーツ公園内) TEL. 74-3355 (浅井B&G体育館)

施設概要: 19,800m² 黒土内野3,060m² 芝生外野9,080m²

夜間照明4塔、本部席、芝生観覧席、磁気反転式スコアボード

本塁から両翼90m 本塁から中堅120m

開場時間: 午前9時から午後9時30分

休館日: 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日)

12月29日から1月3日まで

使用料

使 用 種 別	使 用 料 (円)
一般	2, 000／1時間
照明料	3, 000／1時間
本部席・スコアボード	1, 000／1回

・開館時間以外の使用の場合 5割増

・市外居住者の使用する場合は、2倍

【浅井ふれあいグラウンド】 長浜市大依町(浅井文化スポーツ公園内)

TEL. 74-3355(浅井B&G体育館)

施設概要: 35, 833m² 芝生グラウンド 8, 000m²

全天候型ウレタン舗装 400m8コース フィールド 芝生グラウンド 夜間照明4基
本部席 芝生観覧席

開場時間: 午前9時から午後9時30分

休館日: 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料 団体使用料

使 用 種 別	使 用 料 (円)
一般利用	2, 000／1時間
照 明	1／3照明
	2／3照明
	全灯照明
本部席・放送設備	2, 000／1回
備品使用料	2, 000／1回

※個人で使用する場合の使用料 中学生以下: 200円、高校生以上300円

・フィールドをサッカー使用の場合、芝生養生の為使用を制限する場合有

・開館時間以外の使用の場合 5割増

・市外居住者の使用する場合は、2倍

【希望の郷公園】 長浜市大依町(浅井文化スポーツ公園内) TEL. 74-3355(浅井B&G体育館)

施設概要: 敷地面積 23, 358m²

交通公園 信号機・交通標識 ゴーカート・自転車・一輪車

遊具広場 各種遊具 芝生親水広場 人工河川 モニュメント広場 希望の塔

開場時間: 午前9時から午後5時

休館日: 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料: 無料

【野外ステージ】長浜市大依町(浅井文化スポーツ公園内) TEL. 74-3355 (浅井B&G体育館)

施設概要: 敷地面積 1,400m² 建築面積 木造 107m²

音響設備・照明設備・控え室・芝生観覧席

開場時間: 午前9時から午後5時

休館日: 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料 ※夜間使用の場合は5割増

使 用 種 別	使 用 料 (円)
一般	500／1時間
照明設備	500／1時間
放送設備	1,000／1回
芝生観客席貸切	1,000／1時間

・市外居住者の使用する場合は、2倍

【梅林園】 長浜市大依町 1452(浅井文化スポーツ公園内) TEL. 74-3355 (浅井B&G体育館)

施設概要: 敷地面積 5,499m² 東屋・散策道、紅・白梅 550本

【浅井農村環境改善センター】 長浜市大依町(浅井文化スポーツ公園内)

TEL. 74-3355 (浅井B&G体育館)

施設概要: 敷地面積 1,960m² 鉄骨造平屋建 707m²

開場時間: 午前9時から午後9時30分

休館日: 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

使 用 種 別	面積(m ²)	定 員	使 用 料 (円)
集会室(84畳)	139	120名程度	400／1時間
農事研修室	38	20名程度	100／1時間
生活研修室(14畳)	20	15名程度	100／1時間
調理実習室	80		300／1時間
農産加工実習室			300／1時間

・開館時間以外の使用の場合 5割増

・市外居住者の使用する場合は、2倍

【屋内ゲートボール場 すばーく浅井】 長浜市大依町103(浅井文化スポーツ公園内)

TEL. 74-3355 (浅井B&G体育館)

施設概要: 敷地面積 5,061m² 建築面積 鉄骨造平屋建 1,180m²

屋内ゲートボール場 クレーコート2面 ・クラブハウス ・男女更衣室、暖房設備

開場時間: 午前9時から午後9時

休館日: 長浜市浅井B&G海洋センターホールの休館日と同様とする。

12月29日から1月4日まで

使用料

使 用 種 別	使 用 料 (円)
全 面	1, 0 2 0 / 1 時間
半 面	5 1 0 / 1 時間
ク ラ ブ ハ ウ ス	無 料

- ・アマチュアスポーツを目的としない場合 5倍の使用料
- ・市外居住者の使用 5割増

【長浜市浅井B&G海洋センター艇庫】長浜市池奥町59-1 TEL. 74-3355 (浅井B&G体育館)

施設概要:敷地面積 1, 657m² 建築面積 鉄骨造 191m² 更衣室 シャワー室

配備艇 (シグナルヌー10艇・ペアヌー2艇・ロボート7艇・OPヨット8艇・救助艇1艇)

開場時間:午前9時から午後4時

休場日:月曜日 ※長浜市浅井B&G海洋センター体育館に同じ

使用料

区 分	使 用 時 間	使 用 料 (円)
午前の部	10:00~12:00	1, 0 0 0 / 1 時間
午後の部	14:00~16:00	

- ・5名以上の団体(要予約)

- ・小学生以下の場合は5名につき1名の保護者または責任者が必要

【河川敷ゲートボール場・グラウンドゴルフ場】 長浜市西主計町

施設概要:敷地面積 21, 547m²

ゲートボール場 クレークート10面 グラウンドゴルフ場 芝張16コース

開場時間:午前9時から午後5時

休場日:月曜日 ※長浜市浅井B&G海洋センター体育館に同じ

使用料

使 用 時 間	使 用 料 (円)
9:00~17:00	無 料

【浅井体育館】 長浜市内保町2685

施設概要:敷地面積 5, 066m² 建築面積 1, 917m²

フロア1, 287m² (バレーボール2面 バスケットボール2面 バドミントン6面)

更衣室(男女) 医務室 ステージ(75m²)

開場時間:午前9時から午後9時30分

休場日:月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日) 休日の翌日(その日が土・日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土・日曜日又は休日又は休館日でない日) 12月29日から1月3日まで

使用料

使 用 種 別	使 用 料 (円)
全 面	4 0 0 / 1 時間
半 面	8 0 0 / 1 時間

- ・開館時間以外の使用的の場合 5割増

- ・市外居住者の使用する場合は、2倍